

# 社会科学年報

第 55 号 2021

## 論文

- ミャンマーにおける自動車産業政策と自動車流通  
—民主化以降の時期を中心として— ……………石川 和男
- 急拡大する中国の対外経済協力とその「規範」の変容可能性  
—ミャンマー・ミッソングダムの事例を中心に ……………稲田 十一
- ミシェル=ベルンシュタインが捉えようとしたフランス革命像を探し求めて  
—「ベルンシュタイン文庫」史料の比較調査結果と  
今後の活用の方向性を展望する— ……………近江 吉明
- ベトナムにおける日本産梨の動向と今後の展望 ……………佐藤康一郎
- トランプ政権の通商政策—NAFTAの再交渉を中心に ……………鈴木 直次
- 三段階論の再構成と原理論の叙述方法について ……………新田 滋
- わが国の国立大学法人の「大学債」の償還財源と機会均等  
—アメリカ州立大学のレベニュー債に学ぶ— ……………埜 武郎
- 戦後青森県の市長選挙と歴代市長 ⑤ ……………藤本 一美

## 研究ノート

- プロジェクトの利益パフォーマンス評価と実践的課題  
—評価視角の整理と変更要求管理からの示唆— ……………小林 守

所報 …………… 246

専修大学社会科学研究所

専修大学社会科学研究所

# 社会科学年報

第 55 号

2021

# 目 次

## 〈論文〉

ミャンマーにおける自動車産業政策と自動車流通 —民主化以降の時期を中心として—	石川 和男	3
急拡大する中国の対外経済協力とその「規範」の変容可能性 —ミャンマー・ミツソングムの事例を中心に—	稲田 十一	29
ミシェル=ベルンシュタインが捉えようとしたフランス革命像を探し求めて —「ベルンシュタイン文庫」史料の比較調査結果と 今後の活用の方向性を展望する—	近江 吉明	49
ベトナムにおける日本産梨の動向と今後の展望	佐藤康一郎	87
トランプ政権の通商政策—NAFTAの再交渉を中心に—	鈴木 直次	111
三段階論の再構成と原理論の叙述方法について	新田 滋	139
わが国の国立大学法人の「大学債」の償還財源と機会均等 —アメリカ州立大学のレベニュー債に学ぶ—	埴 武郎	161
戦後青森県の市長選挙と歴代市長 ⑤	藤本 一美	179

## 〈研究ノート〉

プロジェクトの利益パフォーマンス評価と実践的課題 —評価視角の整理と変更要求管理からの示唆—	小林 守	211
所報		229
編集後記		246

# ミャンマーにおける自動車産業政策と自動車流通 －民主化以降の時期を中心として－

石川 和男

## はじめに

ミャンマーは、中国、インド、タイなどに国境を接し、地政学的にさまざまな影響を受ける位置にある。これまで長い間、軍事政権下において経済成長だけでなく、国民生活においてはさまざまな障害もあった。しかし2011年の民主化以降、欧米からの経済制裁が解除され、漸く経済が動き始めた。また2015年にはASEAN経済共同体（AEC）の枠組みが明確化になり、ASEAN内での経済的な協力体制が整備されることになった。

本稿では、最近の10年で大きく変化しているミャンマーの自動車産業政策とその流通について取り上げる。民主化以降、同国には日本から多くの中古車が輸出された。ただ右側通行である同国では、右ハンドル車は交通上適合しない。他方、ASEANだけでなく、自動車産業は裾野の広い産業であるため、国内において部品製造、組立、そして販売（流通）を行うことによって多くの雇用が生まれる。そのために同国政府は、中古車輸入を次第に絞り、国内生産へ転換させるため、多様な施策を講じている。しかし、同国では、自動車産業は外資系メーカーの協力なくしては成立しない。そこで同国の自動車関連施策と外資系メーカーの行動を中心に同国市場の動向も見ながら、生産拠点となり、市場が成長する可能性について考察していきたい。特に同国の自動車産業には日本メーカーが大きく関わっているため、その動向についても取り上げたい。

## 1 民主化以降のミャンマー

### (1) ミャンマーの民主化

ミャンマーの社会主義政権は、1988年の民主化要求デモにより崩壊し、国軍がデモ鎮圧とともに政権を掌握した。1990年の総選挙では、アウン・サン・スーチー（Aung San Suu Kyi）率いる国民民主連盟（NLD：National League for Democracy）が圧勝したが、軍事政権は権限を委譲せず、スーチーを自宅軟禁にした。そのため欧米各国は、同国に経済制裁を課し、同国経済は低迷した。その後、2010年の総選挙を境に翌年3月に軍事政権を解除し、テイン・セイン（Thein Sein）文民政権へと移行した。これにより欧米が条件付で経済制裁を解除することになり、外資流入が始まった（吉野 [2012] 94）。他方、投資マネーはBRICsなど新興国からハイリターンを期待して「新・新興国」に向き、同国もその対象となった（白壁 [2015] 52-53）。

ただミャンマーには厳しい外資規制があり、一定規模以上の投資は、同国投資委員会（MIC：Myanmar Investment Commission）から認可を得る必要がある。業種によっては早く認められる場合もあるが、大型投資については認可に時間がかかり、半年近くを要する。海外投資や企業進出を促す大枠の法律は制定されても、運用は具体的に通達されず、事実上使用できないものが多い（白壁 [2015] 55）。つまり、同国では政策立案と実行面でのズレがあり、実行するエンジ



ンの弱さが目立っている。

民主化によりテイン・セイン政権は、スーチーの解放と表舞台への復帰、2011年9月には北部ミツソン（Myitson）における中国との共同開発による水力発電用ダム建設中止を発表した<sup>1</sup>。ミャンマーは、欧米の経済制裁を機に中国と蜜月関係にあったが、新政権は欧米側へと重心を移した。そこで国際通貨基金（IMF）が現地に入り、制限されてきた外貨取引や為替制度改革に着手した。また日本も凍結していたODA再開を表明した。元来、日本とは戦後補償による経済支援での関係が深く、国民も親日的であった（熊野 [2012] 69）。日本の支援を受けた同国の経済復興が期待され、民主化以降は一部で加速した。

他方、ミャンマーの潜在力は豊富な資源にある。輸出の3割弱を占める天然ガスは、パイプラインでタイに輸出され、中国へのパイプライン建設も開始された。その他、チーク材やサファイア、ルビーなど宝石類やコメ、海産物など農水産物も豊富である。同国の工業化は遅滞したが、貿易収支の黒字はその理由である（熊野 [2012] 69-70）。さらに同国の経済成長により、タイからの荷動きが活発になった。同国では、民主化による経済改革で消費が拡大しているが、産業基盤が乏しいために需要を賄いきれず、輸入量が増加した（飯山 [2019] 48）。つまりそれまでの抑圧された軍事政権下での経済活動や消費生活から解放され、漸く自由な活動が始まった際に浮上した課題でもあった。

2015年、テイン・セイン政権に代わり、スーチーを国家顧問とする新政権が発足した。軍事政権から、民政移管した前政権時代と同様、海外投資誘致が重視されている。欧米の制裁解除に加え、新投資法が制定され、経済はやや上向き始めた。しかし事業環境は、世界190カ国・地域の中で170位と最低レベルにある。それは

同国が慢性的電力不足に加え、汚職が蔓延しているためである（武田 [2017] 44）。製造業では大量に電力消費をするため、停電の発生で生産ラインが停止する。その他の業種でも停電発生による損失は大きい。

法制度だけでなく、現地企業との合併事業の難しさもある。外資企業は現地企業と合弁会社を設立して参入する。しかし、現地の合弁企業は、国際会計基準を満たさない場合が多い（白壁 [2015] 55-56）。そのため軍政時代の悪習が社会だけではなく、経済分野にも根強く、それらを修正・克服しなければ先の事業環境調査の順位は上昇しない。

## (2) ミャンマー市場の変化

### 1) GDPの拡大

ミャンマーでは、民主化による内需拡大が期待される。同国の人口は、ASEAN第5位の5,371万人（2018年）である。人口ピラミッドは20~25歳ゾーンが最多である。消費拡大が始まり、IMFの「Economic Outlook2014」によると、1人あたりGDPは、2005年から2014年の増加倍率ではタイ204.9%、カンボジア234.4%、ベトナム309.4%、ラオス361.8%に対し、ミャンマーは441.0%と驚異的に伸張した（桃田 [2015] 76-77）。図表1は、ASEAN10カ国のマクロ経済指標を示している。ミャンマーの名目GDPは、2019年には10年前と比較すると約3倍になり、1人あたりGDPも同期間で約3倍に増加した。

ミャンマー人口の7割は農村部に居住しているため、安価な労働力を都市に供給する余地がある（武田 [2017] 46）。そのため政府は、第1次産業から製造業中心に高付加価値産業への雇用転換方針を掲げている。また同国に拠点を有する日本企業による同国労働者の評価は良好であり、手先が器用で勤勉、真面目な性格とさ

<図表1 ASEAN10 カ国のマクロ経済指標>

	名目 GDP (10億米ドル)			一人当たり GDP (米ドル)			人口 (100万人)		
	2009年	2014年	2019年	2009年	2014年	2019年	2009年	2014年	2019年
インドネシア	538.6	856.1	1230.9	2298.8	3404.0	4559.8	234.3	251.5	269.9
タイ	263.7	380.5	493.3	3943.1	5550.3	7047.5	66.9	68.6	70.0
マレーシア	202.3	336.9	535.8	7203.3	11062.0	16170.3	28.1	30.5	33.1
シンガポール	192.4	307.1	369.1	38577.0	56113.0	65701.8	5.0	5.5	5.6
フィリピン	168.5	289.7	517.3	1851.5	2913.3	4711.9	91.0	99.4	109.8
ベトナム	101.6	187.8	281.4	1181.4	2072.7	2947.6	86.0	90.6	95.5
ミャンマー	38.1	65.3	111.9	771.6	1269.8	2097.2	49.3	51.4	53.4
ブルネイ	10.7	17.4	19.8	28237.5	42239.3	44351.8	0.4	0.4	0.4
カンボジア	10.4	16.9	26.3	736.3	1103.5	1593.6	14.1	15.3	16.5
ラオス	5.6	11.7	18.7	890.6	1697.1	2473.2	6.3	6.9	7.6
ASEAN	1531.9	2469.4	3604.5	2634.9	3982.4	5446.2	581.4	620.1	661.8
日本	5035.1	4769.8	5433.4	39321.2	37539.6	43504.1	128.1	127.1	124.9

(出所) IMF, “World Economic Outlook Database, October 2014” を基に野村資本市場研究所作成。2014年、2019年は IMF の推計値。

れる。さらに周辺国と比べても低廉な人件費は日本企業だけではなく、人件費高騰に悩む海外企業には魅力である。労働コストを国別で比べると、同国は工場労働者でバンコク (Bangkok) の1/5であり、ホーチミン (Ho Chi Minh) の半分である。中間管理職の賃金についてはその差が縮まるが、タイの1/3、ベトナムの2/3強である。ただ豊富な労働力のほとんどは第1次産業に従事しており、製造業やサービス業において即その能力を生かすのは難しい (野村・木村 [2012] 59)。つまり同国では労働力の偏在があり、その労働力を第2次産業あるは第3次産業へ移行させる難しさがある。

## 2) ミャンマーの優位性

ミャンマーが他の新興国と決定的に異なるのは、地政学的位置である。同国は、中国やインドなどに囲まれ、ASEAN 経済のハブであるタイに隣接している (野村・木村 [2012] 60)。こうした地理的優位性は、努力して得られるものではなく、同国の幸運である。しかし、これが逆に作用したときには国の独自性が消失する可能性もある。

他方、ミャンマーは实体经济の歪みと金融機

能不全に直面している。同国の1人あたり GDP は、CLMV と一括りにされるカンボジア、ラオス、ベトナムよりも低い。しかし、実際の同国市場は活気にあふれている面がある。それは同国の公式データが实体经济を反映していないためとされる。多重為替相場制として現地通貨チャットを交換する際、公定レート、現金両替レート、関税レート、稼得外貨レート、兌換券レートがある。特に政府の対外貨借入、国営企業などの輸出入、GDP 算出ではこれまで公定レートが使用されてきた。公定レート換算では、1米ドルは6チャット弱であった。しかし、現地で両替をした場合、現金両替レートでは2012年3月に1米ドルが約820チャットであった。さらに関税レートでは、1米ドルが約450チャットであった。つまり、実効レートと公定レートの差は100倍以上あり、実態と公表データの乖離が起きていた。この問題解消のため、2012年4月に漸く為替レートが一本化された (野村・木村 [2012] 60-61)。こうして課題を1つひとつ解決しなければ、他国との比較だけではなく、国内の経済状況把握にも困難を来すことになる。

### (3) 日本にとってのASEAN

日本の産業界では、2010年前後から中国事業の難しさを認識し、ASEANに対する関心が高まり、「チャイナプラスワン」が志向されるようになった。日本企業による中国投資は、2001年の同国の世界貿易機関加盟以降に本格化した。他方、日本からASEANへの投資は1990年代には対中国を上回っていた。1985年のプラザ合意により円高が進み、日本の製造業などは挙ってタイなどへ進出した。メコン地域は人件費が中国より安価であり、若い労働力が豊富に確保でき、巨大市場に近い優位性があった。また中国とインドの間で輸出拠点としても魅力があり、「世界の工場」としての条件が揃っていた（日経ビジネス [2013] 42）。

さらに日系企業には、メコン地域においては競合企業が少なかった。タイでの自動車生産は、1964年のトヨタ自動車（トヨタ）によるトラック工場操業からであった。それ以降外資メーカー12社はタイにおいて自動車生産をしてきたが、半世紀以上経過してもタイ資本のメーカーは誕生していない。一方、中国では外資系メーカーは、現地メーカーとの合併でしか進出できないことが障壁となっていた。そのため中国独自ブランドは100を超え、上位メーカーは海外進出を果たした（日経ビジネス [2013] 42-43）。ミャンマーにおいてもそのようにして成長した中国系メーカーが進出を果たしている。

日系企業の優位性は、先に少しふれたようにASEANへの日本のODAが累積10兆円超になることである。つまり日本は、ASEAN10カ国で第1位の援助国である。日本による大型土木工事などインフラプロジェクト提供は、2000年代に入るまでアジアでは唯一であった。（日経ビジネス [2013] 43-45）。他方、ミャンマーは往時、東南アジアで進んだ国であった。ベトナム戦争以前、ミャンマー（ビルマ）は、タイ

よりも国際的で経済的に豊かであり、首都ラングーン（Rangoon；現ヤンゴン：Yangon）はサイゴン（Saigon；現ホーチミン）、マニラ（Manila）とともに東南アジア3大都市と称された。現在のASEANナンバーワン都市であるバンコクは、その頃は辺境の一都市に過ぎなかった。しかしミャンマーは、米欧の経済制裁により、周辺諸国の発展から取り残された（野地 [2014] 92-93）。これは軍事政権により、他国から経済的関係を長期間断絶されたことが、いかに当該国の経済に影響を与え、それが社会に波及したかを示すものである。

日本企業は、ミャンマーの民主化により、政治リスクが軽減されたことで、本格的に進出し始めた。アジア各国ではインフレと人手不足により生産コストが上昇し、タイの洪水リスクの代替・補完のため新たな生産拠点の期待が上昇した。そこでアパレル・縫製関連企業が先行した。これら産業は、現地でCMP（Cutting, Making and Packing）と呼ばれる原材料を輸入・生産し、全量を輸出する委託加工モデルを形成した。他方、運営は日本や韓国の技術者に任せる場合もある。同国には大規模港湾がないため、ヤンゴンで製造した製品は、シンガポール（Singapore）などで日本行きの船に積替える必要がある。そこでマラッカ海峡（Strait of Malacca）を越えると20~30日のリードタイムが発生する。そのため追加発注がある製品生産には向かない。さらに2011年は対米ドルで現地通貨チャット高が進行した。また電力不足への恒常的対策のため、工場は自家発電装置を準備し、発電機や燃料費用が負担となった。近年、ヤンゴン周辺では停電頻度は低下したが、同国全体では水力発電への依存度が高いため、人件費の低さが自家発電コストで相殺されかねない状況にある（熊野 [2012] 71）。つまり、外資企業には、安価な人件費を魅力とし同国進出を果たしても、インフ

ラの未整備や停電対策を講じるとかえって費用が嵩み、進出の断念、あるいは進出しても事業継続を断念する可能性もある。

#### (4) 経済特区と外資系企業の動き

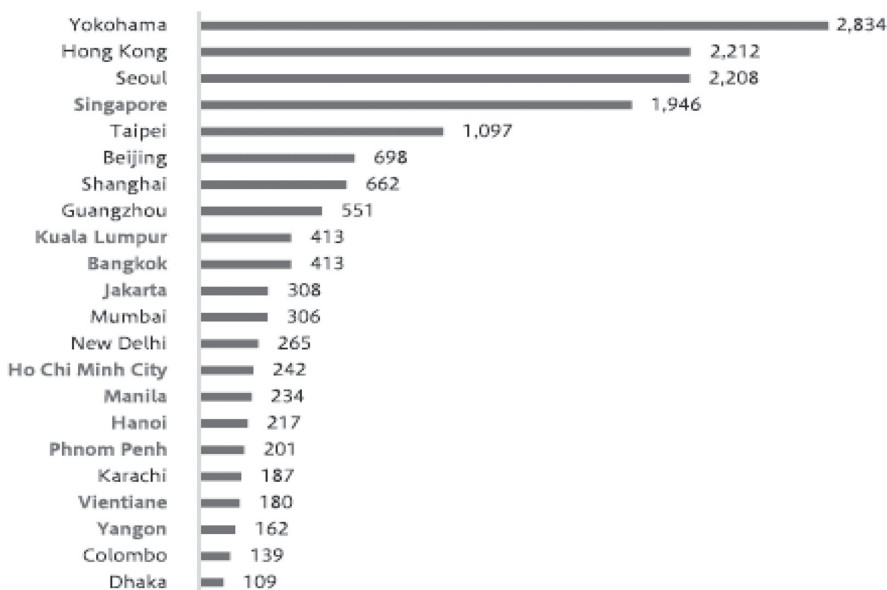
##### 1) 経済特区の設置

2015年末、ASEANはASEAN経済共同体(AEC: ASEAN Economic Community)を発足させた。域内関税削減などで人口6.5億人市場を形成するためである。これにより関税障壁が低くなり、産業毎に強い国へ生産集中が進むとされた。しかし、自動車産業は分散傾向にある。自動車の最大生産国はタイである。タイには日本メーカーを中心に部品産業集積があり、世界の輸出拠点となっている。各国は自由貿易が進む中、裾野が広く、産業高度化に貢献する自動車産業の育成意向がある。そのためフィリピンだけでなく、マレーシアやベトナム、ミャン

マーもメーカー誘致を競っている(日本経済新聞2019.12.13)。

外資企業の誘致は、当該国が提示する優遇策に影響される。豊富な資源はミャンマーの強みであるが、外資誘致の動機が薄く経済改革が遅い面もある(熊野[2012]73)。日本が開発を主導したティラワ経済特区(Thilawa Special Economic Zone: SEZ)は、ヤンゴンから南に約20kmの距離にある。山手線内の約半分の土地に三菱商事と住友商事、丸紅を中核に日系企業連合が工業団地を整備した。円借款供与など、日本政府はプロジェクトを全面支援した。そのため日本には、同国で進出企業の受け皿と安価な労働力が入手可能となった。ヤンゴンでは月額基本給は隣国のバンコクの1/5である。同国は消費市場としても潜在力を有し、特にティラワSEZは後背地に人口600万人のヤンゴンがある(吉野[2012]92-93)。したがって、ティラ

<図表2 製造業ワーカー(一般工職賃金:月額米ドル(2018年))>



Source: AJC, based on Japan External Trade Organization (JETRO) "投資コスト比較".  
URL: <https://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html>



ワSEZの場合、現在は人件費が安く、しかも大都市から人材が供給される可能性が高いため、経済成長が期待される。図表2は、製造業のワーカーの賃金を示している。わが国（横浜）の1/17であり、周辺のASEAN諸国と比べても低廉である。

## 2) 経済特区の状況

ティラワSEZは、日本とミャンマー官民の共同開発による両国経済協力の象徴である。SEZは外資誘致を目指し、ティラワ以外にも西部のチャオピュー（Kyaukphyu）、南部のダウェー（Dawei）が指定された。しかし、開発が順調に進み、稼働しているのはティラワのみである。同SEZ開業時は荒涼とした空き地であったが、現在は近代的外装の大型工場が立ち並び、1万1千人以上が勤務している。同SEZ進出を決め、契約した企業は2019年10月までに外資中心に109社となった。うち70社以上が既に操業を開始した。進出企業は、建設資材、包装・容器、縫製、食品・飲料や自動車、精密樹脂成形など多岐にわたっている<sup>\*2</sup>。進出109社のうち73社は、ミャンマー国内への製品販売を目指す内需型企業である。残りが自動車部品産業など輸出型工場である。進出企業の約半分は日系企業である。工業団地を運営するMyanmar Japan Thilawa development（MJTD）には、現地政府や地元財閥などミャンマー側が51%、住友商事・三菱商事・丸紅の3社と国際協力機構（JICA）など日本側が49%を出資した（日本経済新聞2019.11.20）。このように同SEZはその形成過程から日本とは断ちがたい関係にあり、今後もその関係が継続しそうである。

SEZは、カンボジアなど新興国で活用される経済政策の1つである。製造装置や素材輸入、完成品輸出に関する関税優遇など、新たな産業創出の起爆剤である（桃田 [2015] 79）。2015

年に開業したティラワSEZのゾーンA（405ha）は既にほぼ完売した。次いで開発が進むゾーンB（224ha）も約6割が成約済みの状況である。同SEZの総面積は2,400haあり、MJTDは2020年末までに新たな区画整備の着工に向け、関係省庁と調整している。ミャンマー進出は、従来、電力や道路網などインフラの脆弱性が課題だった。しかしティラワSEZは、わが国が円借款で発電所や変電所などの電力設備の他、ヤンゴンまでの道路や橋を整備し、隣接するティラワ港ではコンテナターミナルも完成した（日本経済新聞2019.11.20）。したがって、これまでミャンマーで課題とされてきた面を克服したSEZとなりつつある。

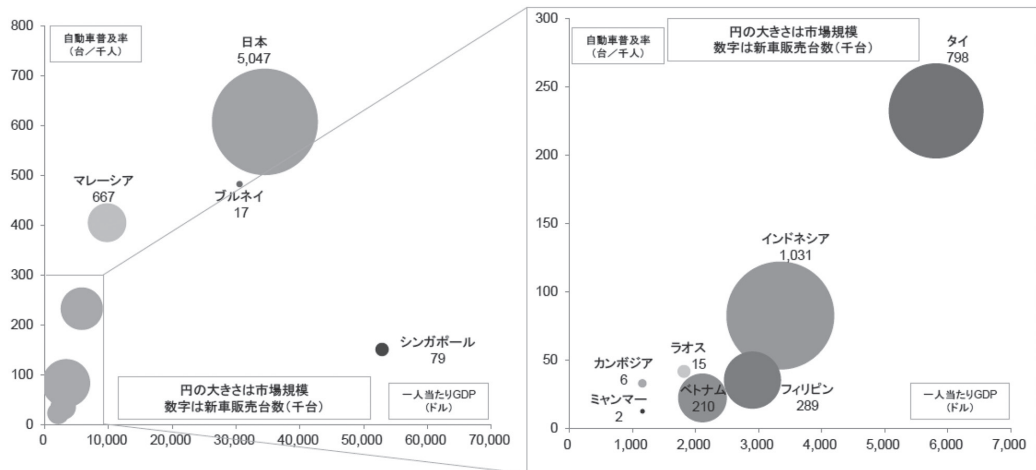
## 2 市場としてのミャンマーの興隆

### (1) 耐久消費財の普及

国民生活の物質的豊かさを表現する際、しばしば耐久消費財の普及状況に言及される。同国調査会社Myanmar Marketing and Research Development（MMRD）が、ミャンマーの消費財普及率を主要都市の330万世帯対象に実施したところ、2010年頃には生活家電はまだ浸透していなかった。当時は冷蔵庫18%、洗濯機5%で、テレビはカラーと白黒を合わせて69%であった。他方、消費者には「買うなら日本製」の考えが根強くあるとされる。現地の家電小売店には「SAKURA」「FUJI」など日本風ブランドを付した現地メーカーのテレビが並んでいる（野村・木村 [2012] 59-60）。したがってミャンマーでは日本ブランドへの憧憬が見られる。

ミャンマーでは、エアコン普及率の低さも指摘される。同国ではサムスン（Samsung）や美的集団（Midea）が優位な地位にある。そこでは日本企業の存在感は薄い。ただ民主化直後でも走行していた自動車は日本の中古が大半を占

＜図表3 自動車普及率＞



(出所) みずほフィナンシャルグループ (2017) 103 頁

め、トヨタのシェアは圧倒的であった。(熊野 [2012] 72)。ただ図表3からわかるように、ASEANでも同国は自動車普及率が最低水準にあり、この状況で日系メーカーのシェアの高さを指摘してもあまり意味はない。

マレーシアでは1世帯2台以上の自動車を保有する世帯が既に半数を超えた。そのため、今後の成長率は、2%以下となることが予想される。カンボジア、ラオス、ミャンマーは合計人口が1億人を下回り、1人当たりGDPは2,000ドル以下である。そのためモータリゼーションは時期尚早とされる。他方、ASEANの車両開発で難しいのが、1車種あたりの販売台数規模とされる。自動車普及率や政策内容は国民性で異なるためである(西本 [2017] 75)。したがって、各メーカーは、単に普及率だけではなく、国民性を考慮しながら市場に製品を提示していく必要もある。

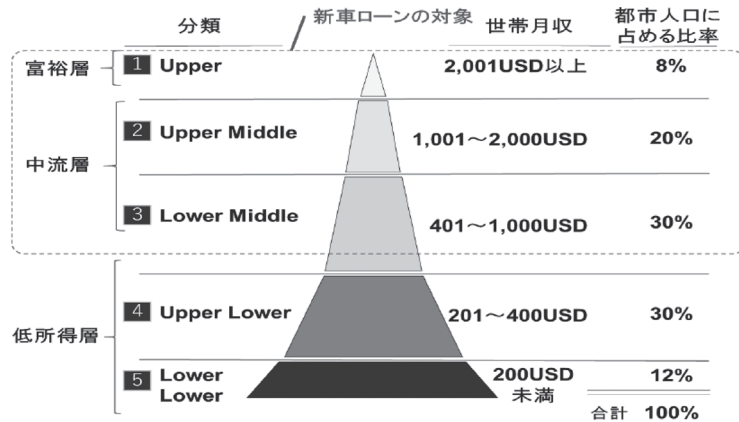
## (2) 中間層の拡大

ミャンマーでの富裕層は、1990年代以降に起業したオーナー経営者が中心である。民主化

後、卸売業や貿易業、建設業などが急速に拡大した<sup>3</sup>。これらは外資参入規制業種が中心である。また外資企業のマネジャークラスや船員も中間層に入る。2014年5月にダイムラー(Daimler)が開設したショールームでは、高級セダン(Eクラス:約16万米ドル)を中心として、1ヵ月で約50台を受注した。BMWも同年10月にヤンゴンにショールームを開設し、ロールスロイス(RollsRoyz)も同国進出を表明した。トヨタの主力商品は高級大型SUV(プラド)であった。2013年の新規登録台数は約10万台であったが、新車は1割程度であった。富裕層には新車を購入するなら高級車という意向がある(日経産業新聞2014.7.4)。この状況から、やはり2011年以降経済的に豊かになった層が出現し、自動車の購買意欲が徐々に上昇していることがわかる。

さらにヤンゴンでは、自動車購入を検討する中間層が増えている。Myanmar Survey Researchによるアンケート調査では、回答者の77%が購入や買替えを考慮していた。うち購入時期を「1~2年以内」が2/3を占めた。ヤンゴ

<図表4 ヤンゴンにおける自動車購買層>



(出所) 瀧波 [2019] 2 頁

ンではバイク通行が禁止され、公共交通機関も貧弱なため、自動車に対するニーズが高い。既に自動車所有者の8割が中古車購入と回答したが、今後の購入は44%が新車を希望した（日本経済新聞2020.2.15）。経済活動が活発化し、移動の必要性から公共交通機関が貧弱であり、ベトナムのようにバイク移動がかなわないとなると需要が自動車に向くのは自然である。しかし、その購入には複数の壁がある。特に自動車をはじめとした耐久消費財購入は、金融に依存しなければならないことである。

したがって、中間層拡大は多様な金融サービスのニーズ拡大につながる可能性もある。住宅や自動車、消費者ローンなどの事業拡大が期待される。特に日本の金融機関にとっては、ミャンマーの事業多様化が期待できる。ただこれまでは、アジア諸国は所得水準も金融市場の発展程度にもかなりの差があった（矢口他 [2018] 47）。図表4は、ヤンゴンにおける自動車購買（期待）層を示している。今後、富裕層から中流層を含めて自動車購買層への取り込みが期待されるが、ローワミドル層において今後どの程度、収入の上昇が実現できるかが同国での自動車普及の鍵となろう。

### 3 ミャンマーの自動車市場

#### (1) ASEANの自動車市場

当面、ASEANでは圧倒的存在感のあるトヨタの競争優位は変わらないとされる。それはASEANでは国により人気車種が異なり、全車種対応可能なのはトヨタだけだからである。他メーカーは、注力する国と車種を取捨選択する必要がある。現在、ASEAN各国は自動車産業を軸に経済を強化するため、積極的に関連企業誘致を進めている（西本 [2017] 74）。こうした政策を打ち出す時期の早さの違いが、現在の各国自動車産業の現状を表している。

世界の自動車市場は新興国が牽引してきた。日系メーカーは、2010年前後の時期に中国との関係が悪化し、ASEANの重要性が増した。日系ブランドは、タイとインドネシアでは90%以上のシェアがある。ASEAN全体でも65%以上ある。またASEANの人口はEUを上回る規模となり、市場規模は最近10年で2倍を超えた（川島 [2013] 3）。したがって、人口面だけを見るとASEANの成長期待はかなり大きい。

ただ自動車は、現在の税制や物流費用を考慮すると販売場所で生産することが望ましい。

ASEANの販売比重が高ければ、生産比重も高くなる。生産インフラの整備が進捗し、投資環境が整備されている。現代自動車（現代自）や起亜自動車（起亜）など韓国メーカーは、ASEAN市場を標的とし、フィリピンやベトナムなどにおいて日系メーカーのシェアを侵食している。メーカー別では、ASEANではわが国のシェアの割合通りではない。わが国ではトラック専門のいすゞ自動車（いすゞ）、三菱自動車（三菱自）が多くのシェアを有する国もある（川島 [2013] 3）。それは先にあげた各国の事情によるためである。経済水準だけでなく、道路をはじめとしたインフラが影響している場合もある。

ASEANでは、シェアを拡大するためにはエントリー層を獲得する必要がある。特にこれまで自動車を保有していなかった層に供給する必要がある。また新車販売だけでなく、中古車、点検整備、ローン、自動車保険などを含めた態勢整備にも配慮しなければならない。さらに地域の提携先と合理的・友好的関係を構築し、域内生産、供給体制を最適化する必要もある。ASEANは国により発展段階が異なるため、部品製造・組立・販売の場所を慎重に検討しなければならない。そしてFTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）についても知悉する必要がある（川島 [2013] 3）。このようにASEANでは、メーカーにおいては進出国の状況に合わせた対応がより求められる。

## (2) ミャンマーの中古車自動車市場

### 1) 中古車輸入の規制緩和

21世紀になった直後、ヤンゴン市内北西部のチャンドー通り（Chengdu Street）には道路や空地に500台以上の自動車が並んでいた。ここでは補修部品が入手しやすいトヨタ車や日産車の人気が高かった。トヨタのマークⅡは中古

でも8千万チャット（約7百万円）で取引されていた。他方、ミャンマーでは輸出入業務は利権の温床であった。そのため軍政は輸出入にライセンス制を導入し、一部政商しか輸入できなかった。当時、スズキ自動車（スズキ）は同国に部品を輸入し、ワゴンRプラスなどを組み立てていたが、ライセンス問題で部品が調達しづらく、組立台数は年間わずか300~400台であった（日経産業新聞2006.11.30）。このように軍政下では、中古車輸入も新車組立でも制約があり、自動車産業の成長は期待できなかった。

ミャンマーの自動車需要は、以前は業界団体が存在しなかったため、正確な数字として把握することができない。民主化後、日系メーカーでは年間約10万台と推測していた。ほとんど日本からの中古輸入車であった。日本から同国への中古車輸出が本格化したのは2011年以降であった。それはテイン・セイン政権が輸入規制緩和を進めたことによる（桃田 [2015] 77）。同国では経済制裁下での自動車輸入はほとんどなかった。

しかし、2011年秋に個人の中古車輸入規制が緩和され、一気に流入した。そして2012年には、日本の中古車輸出先では同国が2位となった。軍政時代、自動車輸入は国軍幹部など特権階級のみであったが、民生向上を最重要課題としたテイン・セイン大統領が国民の生活水準上昇を示すため、2012年5月に中古車輸入の原則自由化に踏み切った（日本経済新聞2015.1.8）。その結果、2014年には日本の中古車輸出先として同国が16万437台で最多となった。それまでロシアとアラブ首長国連邦(UAE)が輸出先の2強であったが、同国がそれを崩した。さらに中古車価格はかつての1/10にまで下落した（白壁 [2015] 54-55）。これは軍政下、輸入制限がどれほどミャンマーでの自動車販売価格に影響していたかがわかる。



こうしてミャンマーでは、中古車の個人輸入が可能になり、新車の1/5から1/4の100万円以下が売れ筋となり、頑丈で部品調達も容易な日本車の人気が高まった。購入者には地価高騰で大金を得た人や小売店経営者が多かった（日経産業2015.8.14）。つまり、この時点においても中古車はごく一部の層に購入者が限られていたことがわかる。

それまでミャンマーでは、中古車輸入には2つの方法があった。ある程度古い中古車は、廃車証明書が添付されていれば輸入可能であった。一方、同国国籍の個人・輸入業者・観光事業者について外貨預金口座を保有している場合は、やや新しい中古車を輸入することができた。輸入可能な年式の相違は、廃車証明書添付だけの場合、2003~2009年式の中古車しか輸入できなかった（排気1,351cc以上の乗用車の場合）。他方、外貨預金口座を有する個人や業者は、2010~2015年式の新しい中古車が輸入できた。2014~2015年式の新車輸入の場合、左ハンドルのみが輸入できた（桃田 [2015] 77）。このように購入者の条件で購入可能な中古車の状態は異なっていた。しかし、一気にではないが、徐々に中古車輸入の可能性が拡大していた。

## 2) 中古車輸入による新車市場への影響

ミャンマーでは2014年にトヨタやGM(General Motors) など10前後の自動車ブランド販売店が開業した。ただ中古車市場の大きさが障害と

なり新車販売は低調であった。同国の乗用車登録台数は累計約50万台であり、約3年で倍増したが、全体の9割は中古車であった。それらは地元業者がオークションサイトなどで海外から調達した3~5年落ちの中古車が大半であった。新車輸入関税は、中古車より割高で同車種の新車と3年落ちの中古車価格の差は2倍以上にもなった。中古車輸入制限を解除すると流入した中古車が新車を圧迫し、製造拠点の稼働にも影響するため、タイやインドネシアでは中古車輸入を原則禁止とし、マレーシアは輸入に数量規制をかけている（日本経済新聞2015.1.8）。したがって、新車市場がある一定規模以上となっている国においては、中古車輸入は規制していることがわかる。

ミャンマーでは、民主化後も中古車優遇の裏には利権もあった。政府の許認可が必要な貿易業は、政商のファミリー企業であった（日本経済新聞2016.3.10）。政府は交通インフラとして車の右側通行維持するため、右ハンドル車に輸入規制をかける可能性が取り沙汰された。ただ実際には日本から輸入した右ハンドル車が市場を占有し、輸入禁止には高い障壁があった。また同国の自動車輸入関税は、排気量2,000cc以下の乗用車が30%、2,000cc以上が40%であった。この他、陸揚げ時の価格と輸入関税の合計に対して25%の商業税が課税された（桃田 [2015] 77-78）。図表5は、同国での2014年末

<図表5 輸入可能な中古車年式（2014年12月2日通達、No.14/07/2014（869）>

	1. 廃車証明書が添付されている場合	2. 外貨預金口座が開設されている場合
乗用車	2003~2009	2010~2015
乗用車（1350cc以下）	2003~2015	2010~2015
貨物車（トラック）	2003~2009	2005~2015
旅客自動車（観光バス）	2003~2009	2010~2015*
ミニバス、路線バス	-	2005~2015*

\* バスは左ハンドル車のみ可能  
（出所）桃田 [2015] 77 頁

に提示された輸入可能な中古車年式を示している。廃車証明書添付と外貨預金口座開設が条件であり、これが中古車流通に影響した。

### (3) ミャンマーにおける新車輸入

#### 1) 新車輸入の解禁

MMRD 調査によると、ミャンマーでの主な移動手段は自転車とバイクである。他方、自動車は4%であった。同国政府中央統計局によると、2011年12月時点でバイク保有台数は193万3,673台に対し、自動車は27万8,913台であった。流通している自動車のほとんどは日本車であった。1997年11月には政府が自動車輸入許可証の発行を停止し、一部非公式に発行された許可証で輸入されたが、基本的に新車を同国内に持ち込むことができなかった。そのため、それ以前に輸入した中古車、もしくは中古車部品を国内で組み立て販売するしかなかった。そうした障壁は徐々に解消されていった（野村・木村 [2012] 60）。

ミャンマーでは、軍政下に外貨流出回避のため、自動車輸入は国軍幹部などの特権であった。しかし、2012年春に中古車輸入が自由化され、2013年には国内法人に限定して新車輸入が解禁された。それ以降、トヨタ、三菱自、マツダが参入し、GMやフォード（Ford）、韓国勢も同国国内法人との委託販売に乗り出した。さらに2015年春には現地資本との合弁による外資の輸入業参入も認め、市場拡大環境は整備された。流通チャネルを担った現地のヨマ（Yoma）やSSSなど新興企業の存在感が大きかった。こうして、2015年の新車販売台数は約4千台になった。2015年9月の乗用車登録台数では前年比14%増の約51万台となったが、9割以上は中古車であった。それは新車小型車が2万ドル以上もしたためである（日本経済新聞2016.3.10）。新興国では中古車と新車価格の差が自動車普及

の大きな要因となる。

ASEANの二大自動車市場であるタイとインドネシアでは、トヨタが3割強のシェアを有している。本田技研工業（ホンダ）やいすゞなども10%台を維持している。インドで先駆けたスズキと起亜は、2013年から現地生産を開始し、日産やフォードが追随した。2019年2月には現代自も組立工場を稼働し、トヨタの進出で6社目となった。中古車ではトヨタが圧倒的ブランド力を誇るが、先行メーカーとのシェア争いが予想される（日本経済新聞2019.11.2）。こうして新車輸入から一気に現地での組立に参入する企業が相次いでいる。

#### 2) メーカーによるショールームの設置

民主化後、ヤンゴンでは新車への買替えが進み、新車が走る光景が日常化した。ミャンマーでは、外国投資法の規制緩和や新たな法制化で同国の自動車産業は急速に変貌するとされる。メーカーの多くは、ヤンゴン拠点の地元企業と提携し、ショールームやサービスセンターを通して販売している（イボソス [2013] 4）。こうした対応は、法律に触れない程度に市場を見極める一方策である。現地企業との提携で必要なノウハウを獲得し、政策の動向を見ながら本格的な進出か、撤退かを決定することになる。

ミャンマーの新車市場は、個人に限定されていた新車輸入が2013年には法人にも解禁され、ダイムラーや東風汽車など海外メーカーが販売拠点を開設した。ダイムラーは2013年11月にヤンゴンにメルセデスベンツ（Mercedes Benz）の販売店を開設した。特に2014年は世界の自動車ブランドの進出が相次いだ。中国・北京汽車、東風汽車、トヨタも提携先の現地企業を通してショールームを開設した。そしてGMは、ヤンゴンに面積約300㎡のシボレー（Chevrolet）のショールームを開設した。2011年の民主化以降、GMの同国での販売拠点開設は初めてで

あり、小型車（クルーズ）やピックアップトラック（コロラド）などを扱うとした（日経産業新聞2014.3.19）。ショールーム開設は、都心部での有利な販売場所を確保するためにも先行する必要があった。

かつて1990年代にヤンゴンのカバエイ・パゴダ通り周辺は、日本車メーカーの新車ショールームが立ち並んでいた。1996年6月には豊田通商が、現地資本と合併でトヨタのショールームを開設し、いすゞやホンダも続いた。日産も住友商事などと合併によってヤンゴン港近くに販売拠点を設置した。豊田通商は官公庁や外資系企業向けに四輪駆動車（プラド）や小型ピックアップトラック（ハイラックス）、日産は乗用車（サニー）や小型ピックアップトラック（ダットサン）を販売しようとした（日本経済新聞1996.8.31）。また丸紅は、欧州車の販売会社を設立し、伊藤忠がいすゞのトラック販売の合併会社を設立した。他の商社も現地で自動車の輸入販売を志向した（日本経済新聞1996.9.26）。こうした1990年代の日系メーカーを中心とした動きは、軍政下でも地道な情報収集やロビー活動により感触を得て、出店したものである。

ミャンマーでは民主化後は一転して、多くの規制が緩和、新たな政策が施行された。2015年春以降、ミャンマー中部マンダレー（Mandalay）では、フォードやダイムラーがショールームを開設した。それは従来ヤンゴンに偏在した自動車販売が全土に及ぶことを示した。フォードは地場代理店（Capital Automotive）を通じて運営した。ショールームの面積は、1万2千㎡でピックアップトラック（レンジャー）や小型車（フィエスタ）などを展示した。修理用部品を充実させ、メンテナンスサービスも訴求した。フォードの地場代理店は、2013年にヤンゴンでフォードのショールームを開設、600台以上

を販売した。そのためマンダレーでも一定需要が見込めると判断した。同社は英ジャガー（Jaguar）やランドローバー（Land Rover）の代理店にもなり、国内で約10ヵ所の新車ショールームを展開した。ダイムラーも1月、マンダレー、ヤンゴンに次ぎ2ヵ所目のメルセデスベンツのショールームを開設した。市内の最高級ホテル（Sedna Hotel）に併設し、地元代理店のCycle & Carriage Automobile Myanmar（CCAM）が運営している。主力セダン（Eクラス）や小型車（Bクラス）、多目的SUV（GLクラス）などを陳列した。この他マンダレーでは、GMのシボレーブランドの代理店（Alpine Global）もショールーム開設を検討した。スウェーデンのスカニア（Scania）など商用車メーカーも、サービスセンターを開設した。2012年春には中古車輸入が事実上自由化され、以後は都市部で自動車販売が急拡大した（日経産業新聞2015.6.4）。

#### **(4) 自動車流通課題**

##### **1) 自動車関税**

ミャンマーでは、自動車関税が自動車購入費用の半分を占め、輸入関税率を比較するとタイでは高級車に運賃保険料込で80%（加えて基本的税金が約52%）と高税率である。ただタイ国内で製造された自動車は関税が免除されるため、国内シェアの大半を占めている（イボソス[2013] 4）。同国では自動車輸入への関税率が高く、高級車は税負担が本体価格の160%となった。新車関税率は中古車より高く、同排気量・同モデルで比較すると税率格差が2倍の場合もあった。トヨタの四輪駆動車（ランドクルーザー）も7年落ち中古車は約700万円であったが、新車はその2倍近くにもなった。自動車普及を急ぐ政府は段階的に関税引き下げを進める。市場拡大ペースは今後の関税政策に大

<図表6 ミャンマーにおける自動車関連税>

	税率	備考
輸入関税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車（2000cc 未満）30%</li> <li>・乗用車（2000cc 以上）40%</li> <li>・ピックアップトラック・バス 3%</li> <li>・二輪車 5%</li> <li>・CKD / 部品 5%</li> </ul>	課税対象は C.I.F. 価格
取得税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3,000 万チャット以下：15%</li> <li>・3,000cc 万チャット超、1 億チャット以下：20%</li> <li>・1 億チャット以上：30%</li> </ul>	2013 年 6 月導入 徴税を拡大する目的 2016 年改正以前は一律 2%
特別物品税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車（2,000c 以下）20%</li> <li>・乗用車（2,000cc~3,000cc 以下）25%</li> <li>・乗用車（3,000cc 超 ~4,000cc 以下）30%</li> <li>・乗用車（4,000cc 以上）50%</li> </ul>	2017 年 4 月導入
商業税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車（1,800cc 以下）5%</li> <li>・乗用車（1,800cc 超）25%</li> <li>・ピックアップ / トラック / バス / 二輪 5%</li> </ul>	C.I.F. 価格と輸入関税額の合計に課税
登録税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用車（1,350cc 以下）30%</li> <li>・乗用車（1,350cc~2,000cc）50%</li> <li>・乗用車（2,000cc~5,000cc）80%</li> <li>・乗用車（5,000cc 超）120%</li> <li>・タクシー / ピックアップ / トラック・バス 5%</li> </ul>	2014 年 4 月改正

(出所) フォーリン [2017] 158 頁 (一部改)

きく影響される（日経産業新聞2014.3.19）。図表6は、ミャンマーにおける自動車関連税を示しているが、登録税の高さが目を引いている。

他方、ミャンマーは民主化後、日本から大量の中古車を輸入してきた。しかし政府は、輸入を抑制し、現地生産を促進する姿勢を明確にした。新車輸入の場合、現地生産車には免除している登録税が価格の5~120%課税される。同国は2018年に右ハンドル輸入を禁止し、日本からの中古車輸出はピーク時の半分以下となった。この結果、中古車が急減し、2018年の新車販売台数は、前年比2.1倍の1万7,500台となった。タイの約104万台、ベトナムの約28万台と比べるとかなり少ないが、現在の同国の市場規模は10年前のベトナムと近似しており、より現地生産の進展も予測されている（日本経済新聞2019.11.2）。ただベトナムはミャンマーのほぼ倍の人口を擁し、また1人あたりGDPも少し差

があるため、単純に同国がベトナムが通った道を辿るとは限らない。

ミャンマーでは、インフラ整備が不十分であるため、自動車産業の成長を促すには課題もある。事業者は農村への輸送用トラック普及を進めるべきとされる。年間数十万台規模の新車が販売されるタイやベトナムと比べ、ミャンマーの新車市場規模は2桁少ない状況にある。自動車産業が成立する規模には達せず、ほとんどの部品は輸入し、輸送費などが嵩む。工場を開設したフォードも減税など政府支援策がなければ、市場規模は不十分である。新車輸入よりコストは高いが、国産車への優遇措置で支えられている。政府は自動車産業政策の具体化を急ぐが、作業は遅れ気味である（日経産業新聞2017.9.8）。

## 2) ミャンマーの道路事情

冒頭にも取りあげたようにミャンマーの道路



(写真1・2：ヤンゴン市内の渋滞の様子)



2020年2月、筆者撮影



は右側通行であるが、走行車は右ハンドルの日本車でほとんど日本からの輸入中古車である。商用車やバスの車体には企業や商店名が消されずそのままである。車種では、タクシー用としてのプロボックスなどトヨタ車が多い。中心市街地では車両増加に対して交通インフラ整備が追いつかず、慢性的渋滞が発生している（桃田 [2015] 76）。

筆者は、2019年3月と2020年2月に現地調査のため、タクシー用として利用しているプロボックスに何度も乗る機会があった。お世辞にも乗り心地がよくなかったが、人だけではなく、物も運んでいるため、セダンよりもワゴン車の方が都合がよいことがわかった<sup>4</sup>。

ミャンマーは、中古車優遇政策で自動車普及の端緒を掴んだが、ヤンゴンでは交通渋滞が深刻化した（日本経済新聞2015.1.8）。同国とタイの国境を流れる川を渡す橋は、片側1車線と狭く、輸送量増加とともにトラックによる渋滞が慢性化している。橋には重量制限があり、大型トラックは走行することができず、川縁で積載物を舁に移し、対岸のトラックに積み替える必要もある。道路もアスファルトが陥没し、土がむき出しになっていた未舗装区間も多い（飯山 [2019] 49）。こうした道路整備は、自動車普及を地方へ浸透させるためには、今後も対応

し続ける必要がある。

#### 4 ミャンマーにおける各自動車メーカーの動き

##### (1) ミャンマーにおける自動車生産と販売

###### 1) ミャンマーでの現地生産の開始

ミャンマー工業省は、2019年5月に国内への技術移転推進などの新自動車産業政策を公表し、部品など周辺産業の裾野拡大を推進している。2019年のミャンマーの自動車生産台数は、1万5,496台（前年比25.9%増）であった。内訳は乗用車1万2,617台（24.6%増）、商用車2,879台（31.8%増）である。メーカー別生産台数は、乗用車ではスズキ1万908台（24.2%増）、日産1,105台（6.0%増）、商用車ではスズキ2,349台

<図表7 ミャンマー国内での自動車生産>

メーカー	国	生産開始
スズキ	日本	2013年
起亜自動車	韓国	2013年
日産自動車	日本	2017年
フォード・モーター	米国	2017年
現代自動車	韓国	2019年
トヨタ自動車	日本	2021年予定

(注) スズキ・トヨタ以外は提携先企業の委託生産(出所) 日本経済新聞 2019.11.2

(44.1%増)、フォード530台(4.3%減)となり、日系メーカーの生産台数が増加した(日本経済新聞2019.11.20)。図表7は、同国内で自動車生産を開始したメーカーと国、開始年を示している。民主化以降、多くのメーカーが販売拠点設置だけではなく、現地生産を開始したことがわかる。

## 2) 新車販売台数の伸張

ミャンマー自動車協会(AAM: Automotive Associate of Myanmar)は、2018年の新車販売台数が2017年比で2倍の1万7,500台に達したことを発表した。中間層の所得増加や自動車ローンが整備されたことに加え、自動車輸入を抑制する政府方針が奏功している。トヨタも2019年11月から組立工場建設を開始し、事業を本格化し始めた。こうして同国での複数メーカーの現地生産車には一切課税されず、輸入車に最大120%の登録税が課税されたことが影響した。政府は現地生産を促進し、自動車関連の産業育成を図るためであった。他方、中古車への輸入規制も新車市場拡大を後押しした。同国は右側通行のため、2018年に右ハンドル車輸入を原則禁止した。今後、業者の在庫がなくなれば新車転換はさらに進むとされる(日経産業新聞2017.9.8)。したがって、中古車輸入を抑制し、現地生産を促進することが最近では明確になり、徐々に社会においても車両が入れ替わりつつあるようだ。

さらにAAMによると、2019年の新車販売台数は2万1,916台で前年比25.1%増となった。内訳は乗用車1万8,060台(25.5%増)、商用車3,856台(23.3%増)となった。メーカー別では、乗用車はスズキ1万935台(26.5%増)、トヨタ3,311台(35.7%増)となった。商用車ではスズキ2,271台(34.7%増)、トヨタ606台(5%増)と、国内生産を行っているスズキが堅調であった(飯山[2019]49)。通常、発展途上国では、

乗用車普及の前に商用車需要が上昇し、それが落ち着くと乗用車へ転換する。しかし、ミャンマーでは2019年の新車販売状況は乗用車の割合が圧倒的に大きいことから、商用車はまだ中古車に対応している部分が多いようだ。またAAMに加入していない商用車を製造しているメーカーがあるため、明確な数字の把握は難しい面もある。

## (2) スズキ

20世紀にミャンマーに生産拠点を有していた日系メーカーはスズキ1社であった。同社の進出は1998年であり、Myanmar Automobile and Diesel Engine Industry (MADI) と合弁会社 Myanmar Suzuki Motor をヤンゴン郊外に設立した。当時の出資比率はスズキ70%、MADI30%であった。1999年からは二輪車とワゴンRやキャリーなどを生産し、2010年に現地の政治情勢のため生産を休止した。そして2013年にスズキの100%子会社として Suzuki (Myanmar) Motor を資本金700万ドルで設立し、四輪車生産を再開した。2014年の生産実績はキャリー1,350台で、2015年7月からミニバン(エルティガ)の生産を開始した。販売拠点は2015年にヤンゴンとマンダレーで5カ所となった(桃田[2015]78-79)。

スズキの強みは、他社を圧倒するマーケティング・チャンネルであり、有力な販売店となる企業や技術者を囲い込んでいる。他方、中古車市場では、トヨタが圧倒的なシェアを占めていた。しかし、スズキにはブランド力向上などの課題があった。さらに2017年に日産とフォードが現地での組立販売を開始し、日産は第2工場も計画し、現地生産する主要外資は起亜も合わせ4社と増加した(日本経済新聞2018.10.16)。そのため、スズキは急速に競合企業との競争を意識しなければならなくなった。

スズキは、現在は2工場でキャリイ、スイフトなどの4機種の生産をしている。2019年の生産台数は13,300台（前年比125%）、販売台数は13,206台（前年比128%）で新車販売のシェアは60.3%となった（日経速報ニュースアーカイブ2020.3.23）。乗用車の新車販売・生産台数ともに1万台を超えたことで増産のためにティラワSEZの第2工場を拡張している（草薙[2020]）。ここに四輪車の塗装ラインなどを新たに導入するため、約120億円を投資し、2021年9月に稼働させることを目指している。新たな建屋面積は、建屋面積が4,000㎡から4万2,000㎡で10倍、生産能力は現在の計1万台から計4万台と4倍になる。増強は完全子会社のSuzuki Thilawa Motorが稼働する工場である。この工場は小型車（スイフト）など3車種を生産する。同社はこれまでインドなどから塗装済み車体を輸入し、同工場で組み立ててきた。しかし同国の新車工場建設で新車をスピード供給できる体制を整備しようとしている（日経産業新聞2020.3.27）。これは徐々に生産台数を増加させるのではなく、一気に生産設備や規模を増加させ、競合企業を寄せ付けたくないような取り組みともいえる。

### (3) トヨタ

トヨタは、1995年12月にミャンマーで自動車販売・サービスを開始した<sup>45</sup>。ヤンゴンにサービス拠点を開設し、1996年に豊田通商が現地資本との合弁により販売・サービス会社を設立した。同社はヤンゴンの自動車販売・サービス会社A & Sons（A社）と認定サービス工場契約を締結した。そこで同社はA社にサービス技術やノウハウを供与し、純正スペアパーツなどを供給した。一方、豊田通商はA社と合弁会社を設立し、ヤンゴンで保守・サービス機能を備えたショールームを開店するとした（日本経

済新聞1995.12.4）。その後同社は、1998年にヤンゴン駐在員事務所を正式に開設し、トヨタも事務所を設け駐在員を常駐させた（日経産業新聞1998.6.2）。

民主化以降、トヨタは2014年3月にミャンマーでの新車販売のため、提携先の現地企業を通じ、ヤンゴンにショールームを開設し、SUVなどを委託販売することとした。そこでは大型SUV（プラド）などを展示し、セダン（カムリ、カローラ）なども受注販売するとした。同国では、前段の合弁会社が中古車向けのスペアパーツ販売や車両整備などを行ってきた。こうした拡張は、年率2ケタの伸張が見込まれることが背景にあった（日本経済新聞2014.2.27）。

トヨタは、これまで輸入車販売のみであったため、登録税などを含めると販売価格が上昇し、販売台数は約3,000台にとどまっていた。そこで同社は、豊田通商との共同出資による現地法人が2021年にピックアップトラック（ハイラックス）の生産を開始することとした。新工場はティラワSEZに建設し、投資額は約5,260万ドル（約57億円）を予定している（日本経済新聞2019.11.20）。2019年11月に新車組立工場建設を開始し、2021年2月に操業を開始予定である。同工場は現地進出で先行する競合企業と同様、当初は細かな工程を終えた部品を輸入し、組み付けるSKD工場となる（日本経済新聞2019.11.2）。

他方、ミャンマーは自動車の有望市場であると同時に、輸出拠点となる可能性もある。年間約100万台を輸出し、自動車産業のサプライチェーンが構築されている隣国タイとは、国際協力機構（JICA）などが支援する道路整備プロジェクト「東西経済回廊」で陸路が整備される。進行中の改修工事が完成すると、ヤンゴン－バンコク間はトラックでは最短1日で輸送可能となる。トヨタはタイの工場をミャンマーの

組立工場へ技術や技能の移転元とするマザー工場に位置付けようとしている。従来、同社は海外工場には日本国内の生産拠点がその役割を担っており、海外から海外への移転は初の試みである（日本経済新聞2019.11.2）。同社はこうした隣国での生産状況を鑑みながら今回の進出を決定したようだ。

#### (4) 日産自動車

日産は、1996年春にミャンマーに住友商事、現地資本と合併によって販売会社を設立し、新車販売を開始した。同国での日本車メーカーの直接販売は初めてであった。そして1997~1998年には年間500~800台の販売を目指した。本社はヤンゴンに置き、アフタサービス、部品供給も手掛けた。出資比率は現地で不動産、金融、貿易業などを営むSerge Pun & Associates (SPA)と調整した。販売車種は小型車（サニー）、普通車（セドリック）、小型トラック（ニッサンピックアップ）であった。この対応は、同国の自動車保有台数が1993年末の約20万台から1990年代半ばに倍増したことが背景にあった（日本経済新聞1995.10.12）。

民主化以降、日産は、2013年8月にミャンマーでの商業車販売を発表した。同社はASEANで代理店契約を結ぶTan Chong Motor (TCM)<sup>\*6</sup>と協業した。そして代理店を通してショールームと整備場を開設し、同国の現地企業とTCMが合併でヤンゴンにショールームや補修部品倉庫、整備拠点を開設した。そして小型ピックアップトラック（ナバラ）と大型商用バン（アーバン）を投入した。これには日産が、TCMとマレーシアとベトナムで代理店事業を展開していることが背景にあった。またタイやベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシアの東南アジア5カ国の販売台数を2016年までに約2倍となる50万台に引き上げるとした

（日経産業新聞2013.8.1）。これはASEANの他国での経験が同国でも生かされることを見据えている。

さらにTCMは、ミャンマーの自動車販売拠点を2022年までに5倍の15店舗に増やすことを発表した。そこで日産車を販売し、2022年の国内新車市場で2割超のシェアを目指すとした。現在、ヤンゴンなど3カ所にショールームがあるが、南部パテイン（Patheingyi）など地方にも毎年2店ペースでチャンネルを拡大する。同国政府が中古車の輸入規制を敷いたため、毎年約5千台の新車市場拡大が期待される。他方、TCMは2016年からヤンゴンの自社工場（サニー）の生産を開始した。2019年には中部バゴー（Bago）で新たな完成車工場の稼働も計画している（日本経済新聞2017.3.17）。また、TCMは、バゴーの新工場での生産が2020年1月に始まり、2020年の生産台数・販売台数の増加が期待される（草薙 [2020]）。日産はASEANでの有力企業との提携により、ミャンマーでの足場を築こうとしている。

#### (5) 三菱自動車

1995年8月にシンガポールの輸入車販売会社Cycle & Carriage (CCL)は、ミャンマーに現地法人を設立し、三菱自の乗用車と軽商用車の販売を開始した。名称はCCL Golden Starであり、25%を地元資本、75%をCCLの投資会社が出資した。CCLは三菱自やベンツ、プロトン（Proton）などをシンガポール、マレーシアで販売し、同国での三菱車販売でもスタッフの訓練などに協力することとした（日本経済新聞1995.8.12）。

民主化以降、三菱自は2013年からミャンマーで販売とサービス事業を開始し、2014年1月からの新車販売開始を発表した。タイで生産したピックアップトラック（L200）を投入し、販



売車種拡充も検討するとして（日経産業新聞2013.10.8）。同社は中古車の保守や整備事業でパートナーを組む現地企業2社と三菱商事が共同出資した。また新会社設立を目指し、2013年12月に同国で新車販売を開始し、マンダレーでも2店舗目のサービス店を開設した（日本経済新聞2013.12.13）。タイでの生産車を近隣国へ販売する方法は他社も採用しているが、海外生産車は登録税が高く、負担となることも含めての判断であった。

当初、三菱自は個人輸入枠によって対応したが、市場拡大を見据え2015年3月に現地企業のSPAグループ傘下のSGG Motor Servicesと販売契約を結んだ。そこで2015年11月に約5億円を出資しSPAグループと折半出資会社を設立した。そして、同年12月にヤンゴン市内の整備拠点を兼ねた新車展示場を稼働させた。2016年にはマンダレー出店も発表した。SPAは2013年から輸入代理店として自動車を販売し、2015年3月に外資による新車輸入が解禁されたのに対応することにした（日本経済新聞2015.12.15）。販売は、タイから輸入した3車種（L200、パジェロスポーツ、ミラーージュ）に日本から輸入した2車種（パジェロ、ASX）を加えた5車種である（桃田 [2015] 78）。現地での提携相手からは日産との協働を見据えているようだ。

さらに三菱自、三菱商事、Yoma Strategic Holdings (YSH) ならびにFirst Myanmar Investment Company (FMI) は、ミャンマーで自動車のアフターセールス事業の覚書を締結した。4社は覚書締結で同国でのアフターセールス事業について検討を開始した。具体的にはヤンゴン、マンダレー、ネピドー（Naypyidaw）に三菱自のサービス拠点を開設し、同国内でユーザーへの支援体制の早期確立をすることであった（日経速報ニュースアーカイブ2013.2.15）。

三菱自は、2020年7月に新たにミャンマーでの小規模生産に加え、現地で販売を手掛ける三菱商事との協力意思を示した。またASEANでも環境規制が実施されると規制が厳しくなるため、電気自動車（EV）規制の導入も予測し、ハイブリッド車（HV）の投入、プラグインハイブリッド車（PHV）（アウトランダー）などの拡販も進めることとした（日経産業新聞2020.8.20）。この発表は、ASEANでの環境対応を含め、政策に対応していくために多様な要素を視野に入れて行動することを示している。

## （6）その他の日系メーカーの動き

### 1) 本田技研工業

ホンダは、2016年12月にミャンマーで自動車のアフターサービスを開始した。現地企業を通じ、車両整備や純正部品による修理施設をヤンゴンに設置した。同社は同国では新車販売をしていないが、中古車中心にホンダ車が流通している。高品質のサービスでブランド力を高め、将来の新車販売に向けた足がかりとする。現地企業のEastern Novaと契約し、アフターサービスを開始した。ホンダで訓練を受けたメカニックが作業をし、ホンダの純正部品を使う（日経産業新聞2016.12.20）。ホンダについては現地生産を視野に入れた動きはないが、輸出した中古車に対する対応から今後市場を見極めようとしている。

### 2) マツダ

マツダは、2013年9月に2014年におけるミャンマー進出を発表した。現地企業に委託しマツダ車販売店を設置し、タイと国内の生産拠点からSUVなど5車種を輸出することとした。2013年夏にカンボジアに進出、ASEAN10カ国でチャネルを整備してきた。同地域での2015年度の販売台数を現在の5割増の15万台に引き上げようと計画した。そこで、現地資本のオー

ト・アライアンス (Automobile Alliance) が同国でマツダの販売代理店となり、11月に同市内に仮店舗を設置、予約受注を開始し、2014年前半に1号店を開店するスケジュールとした。自動車はタイのフォードとの合弁工場と国内工場から輸出する。タイからは小型車 (マツダ2) ピックアップトラック (BT-50)、日本からSUV (CX-5) などを供給する予定とした。マツダはタイやマレーシア、ベトナムで生産拠点を増強し、独自の環境技術を搭載した燃費性能の高い車両を投入している (日経産業新聞2013.9.26)。

マツダは、2014年10月にヤンゴンに新車ショールームを開設した。面積は約1,300㎡であり、日本車ショールームでは最大規模で現地代理店を通じて販売することとした。同国内での新車需要を取り込むため、提携先の現地販売会社であるオート・アライアンスを通じて運営する。マツダは1996年に軍事政権に対する欧米の経済制裁強化により同国から撤退したが、2014年1月、ヤンゴンに仮店舗を開店し営業を再開した。これまでに商業施設での展示即売会などにより、累計150台程度を販売した (日本経済新聞2014.10.11)。

## (7) 日系メーカー以外のミャンマーでの動き

### 1) 1990年代における外資系メーカーのミャンマーでの動き

ミャンマーでは軍事政権下の1990年には、英国の総合商社Inchcapeのシンガポール法人が、同国に自動車修理・中古車販売の合弁会社を設立した。同社は自動車販売子会社のCentury Motorsを通して同国の自動車関連国営会社VMETと合弁した。授權資本は約2,500万チャット (約400万米ドル) とし、シンガポール側が過半を出資した。ヤンゴンに自動車修理工場を建設し、同年秋から操業した。同様の工場を他

都市にも建設し、修理と並行して中古車の輸入販売も手がけた。同国では外貨不足のため、中古車需要は大きいとされた (日経産業新聞1990.1.19)。ただこれまでも取り上げてきたように、中古車輸入にも大きな制限があったため、事業拡大は厳しかったと思量される。

またインドネシアの自動車最大手Astra Internationalは、1996年5月にミャンマーで欧州製高級自動車の輸入販売を開始した。自動車輸入販売のために合弁会社Myanmar Astra Chinthae Motorsを設立した。Astra70%、同国の自動車会社Chinthae Motors25%、丸紅が5%を出資した。初年度は新車でBMWの乗用車、ランドローバーのオフロード車を輸入販売し、両ブランドの中古車販売も手がけた。同社はヤンゴンでは初のショールームとサービスセンターを建設し、1996年内に2つ目の同様施設を同市内に設置することとした。さらに1997年にはマンダレーに3番目のショールームとサービスセンターを開設し、投資額は1996年だけで約500万ドルに達した (日経産業新聞1996.4.26)。このように欧米の経済制裁下でも現地企業と合弁し、事業拡大とともに自動車市場の成長を試みていた。

### 2) 中国系企業の動き

近年、ミャンマーの新車市場では、中国ブランドが存在感を高めている。市場シェアではスズキやトヨタなど日系ブランドが優位であるが、税制上優遇される現地組立工場が稼働し、SUVを中心に生産している。2020年2月下旬にヤンゴンでは、2019年に続いて2回目のヤンゴン国際モーターショーが開催された。前回は6社であったが、15社が出展した。中国系では「広州汽車 (GACモーター)」「華晨汽車」「東風小康汽車 (DFSK)」3社が参加した (日経MJ2020.3.15)。モーターショーは世界各地で開催され、次世代自動車のコンセプトとともに、

開催国での自動車市場の方向性を示すイベントとなっている。

AAMによると、新車販売台数統計には非加盟の中国系ブランドの販売台数は含まれていない。中国ブランドは、SKD方式で現地生産を行い、いずれも現地に拠点がある提携企業への委託生産である。自社で工場を設置しないが、足場を構築している。SUV3モデルを展示した華晨汽車は、ヤンゴンの工場で2019年6月にSKD方式によるSUVの現地生産を開始した。税込約3千万チャット（約210万円）の価格帯モデルを中心として、約8カ月間で200台以上を販売した。2020年に輸入完成車の販売を開始したGACモーターも2021年を目処に現地生産に移行する構想を持っているとされる（日経MJ2020.3.15）。中国系メーカーの動きは、日系メーカーだけではなく、韓国系・米系メーカーの現地生産にも影響する。

中国系では「東南汽車（Soueast Motor）」が販売台数を増加させている。ヤンゴン中心にSUVを7カ所のショールームで販売している。2019年にはヤンゴンの生産拠点を稼働した。この他中国雲南省の複合企業、星耀集団（Shining Star Group）は、2019年8月にマンダレー郊外に北汽昌河などが組立工場を開設した。

SKDの現地生産車は、輸入完成車に比べて、購入時の自動車登録料（輸入価格の半額程度）が不要となる優遇策が適用される。ヤンゴン管区政府は、渋滞悪化のため数年前から輸入完成車への車庫証明発行を停止したが、現地生産車は対象外であり、最大需要地のヤンゴンで正規登録できる。Myanmar Survey Research（MSR）の調査では、自動車購入意思がある人のうち、次に購入したいブランドの首位はトヨタの56%であった。ホンダ、スズキ、日産が続き、上位4位は日本勢が独占した（日経MJ2020.3.15）。このように同国では現地生産車に対し、かなりの優遇策を導入している。それはすぐに自動車の国内生産を進捗させなければ、周辺国に取り残されるとの意思が働いている。

### 3) 韓国系メーカーの動き

民主化以前、韓国系メーカーでは、1990年代に大宇自動車がミャンマー国営企業のミャンマー重工業とヤンゴン市内に合弁販売会社ミャンマー大宇自動車を設立した。そして、韓国から完成車を輸入、販売を開始した。大宇自動車が属した大宇グループは同国で自動車販売は3つ目の事業の合弁であった（日本経済新聞1995.5.13）。

中国系同様、現代自と起亜は、AAMに加盟

(写真3 (起亜)・4 (東南汽車) の販売店)



2020年2月筆者撮影



していないため、生産や販売動向などの詳細は不明である。国内最大の市場のヤンゴンで両社ブランドの自動車を見ることは少なく、市場シェアは僅かである（草荊 [2020]）。そこで正面からの競争ではなく、現代自は同国で同国初の新車レンタカーサービスを開始した。同国のレンタカーは日本製中古車が中心であったが、セダン（Sonata）やSUV（Santafe）など現代自の新車を使用することとした。これにより製品認知を高め、新車拡販につなげようとしている。同国では韓国車は日本車や欧州車に比べ、価格が安く、デザイン性能に優れ、人気が高い。起亜も新車ショールームを展開している。同国の自動車市場は新車への関税率の高さなどから、中古車が圧倒的であったが、世界の自動車ブランドが新車販売を本格化させた（日経産業新聞2014.7.24）。購入促進ではなく、利用促進をまず目指し、その後購入促進へと転換していくと考えられるが、同国国民に経験価値の訴求がどこまで有効であるかについては注視しなければならない。

## 5 日系自動車ディーラーの進出とアフターサービス

### (1) 日本車ディーラーの設立

自動車メーカーだけでなく、日本の自動車販売店（ディーラー）も海外進出するようになった。ディーラーのミャンマー進出は、中間層の増加により新車市場拡大が見込まれるためである（日本経済新聞2019.6.21）。そこでトヨタ系販売会社であり、栃木県と福島県を地盤とするNEZAS（ネザス）ホールディングス（HD）<sup>\*7</sup>が現地企業と合弁会社を設立し、2018年秋にヤンゴンでの新車販売開始を発表し、2017年5月に合弁会社Hintha NEZASを設立した（<https://www.nezas.jp/news/5>）。資本金は390万ドル（約

4億3,600万円）であり、現地の有力流通企業Hintha Group HDが6割、NEZAS HDが4割出資した。合弁会社の社長はHinthaから出し、ネザスから社員を1~2人派遣し、自動車販売や整備のノウハウを提供することとした。出店先はヤンゴン市内で選定し、約3,300㎡の敷地にショールームと整備工場を設置、従業員は販売員や整備士を含め約50人を見込んで2018年秋から営業予定とした（日本経済新聞2017.6.28）。

その後NEZAS HDは、予定より遅れて2020年1月からミャンマーでの新車販売を開始した。2019年5月に建設着工し、ショールームやメンテナンス設備を合わせた店舗面積は約5,500㎡となった。タイヤインド、日本で生産した小型セダン（ヴィオス）やピックアップトラック（ハイラックス）など10車種を取り扱うこととなった。開業時期が遅れたのは、場所選定や手続きに時間を要したためであった（日本経済新聞2019.6.21）。

Hintha NEZASは、初年度の販売目標を700台、売上高23億円を見込んでいる。販売店「トヨタトウイン」は合弁会社が運営する。自動車の保守メンテナンスなどサービス部門は先に6月15日から事業を開始した（日本経済新聞2020.6.19）。ディーラーの海外進出については、メーカーの進出に比べて障壁は低そうであるが、販売相手は国によって異なっている。先にASEANでは国により嗜好が異なることを指摘したが、これらを踏まえ、経済状況が異なるユーザーにいかに対応していくかが課題であろう。

### (2) 自動車サービス

日本でタクシー・ハイヤー事業のほか、路線バス・不動産・貸金業などを運営している第一交通産業は、2012年5月にミャンマーで自動車整備事業の開始方針を表明した。ヤンゴンで現



地企業と合弁会社を設立し、初期投資額を約1億円とした。社員を現地に派遣、同社が持つHV車などの整備ノウハウを提供する。また毎年5人程度の研修生を日本に受け入れ、現地人材の育成にも取り組むとした（日本経済新聞2012.5.18）。これは現地での自動車市場拡大を見据えるとともに日本での交通サービス人材確保の面もある。

またデンソーと豊田通商、アイシン精機は、アジアやアフリカの新興国での自動車修理・点検サービスを開始した。新興国では日系メーカーの中古車が多く流通しているが、修理や保守体制が不十分である。そこでトヨタグループ3社で対応し、市販の部品事業強化や日本車のブランド力向上につなげようとしている。カンボジアやミャンマー、ラオスにおいて「PIT&GO」ブランドにより自動車整備店を展開する。直営店や認定店を通じ、デンソーやアイシンの市販部品を使った保守サービスを開始する。中古車修理や整備を中心に手がける（日経産業新聞2013.11.29）。こうした新車や中古車販売後のアフターマーケットを見据えた事業サービスの誕生はそのニーズを高めるものである。これはニーズが顕在化しているのではなく、現地顧客にニーズを認識させる展開でもある。

### (3) 自動車関連金融

#### 1) 自動車ローンの提供

消費者が自動車選択の際、考慮要素は所得水準変化、道路環境（舗装の程度）、国民の嗜好傾向に加え、自動車関連諸税・インセンティブ税制や自動車取得資金の金融、自動車利用形態、車検制度・燃料価格等のランニングコスト、買替え時の下取り価格に影響する中古車市場の動向なども要因である（経済産業省 [2016] 2）。

民主化以前、ミャンマーでの自動車購買層はクローニー（Crony：取り巻き、政商）と呼ば

れた企業経営者、政府高官、少数民族の武装勢力など限られた富裕層が数百万円以上の輸入車などを購入していた。現在、購入の担い手はアッパーミドルに属する中間層となり、彼らには金融機関やメーカーが長期の自動車ローンを提供したことが新車購買促進の一助となった（瀧波 [2019] 2）。つまり、自動車購買を促進させる金融を中心とした流通補助機能が作用したためである。

ミャンマーの都市部において携帯電話や家電購入者に小口資金を融資するAEON Financial Serviceは、提携店舗数が急増した。自動車や住宅でも地場銀行と提携した商品が充実してきた。これまで同国では「現金一括払い」が主流であった。ヤンゴンのショッピングセンターでは、家電や携帯電話を扱う店舗前にはほぼ同社のロゴが掲げられている。同国現地法人AEON Microfinance (Myanmar) は、2013年に小口金融事業免許を取得した。提携店舗数は、2018年に630店舗に達し、2016年の200店舗から3倍となった。利用対象は中間層だけでなく、企業勤務者であればほぼ利用条件を満たすことができる。同国では、不測の事態に備えて現金はなるべく手元に置いている。最長2年間で返済し、1ヵ月では1.4%の金利負担がある。それでも無理のない範囲での借入であり、多くの店舗で売上高が増加した。しかし、工場やサービス業の生産高は、物価変動を考慮すると毎年7~9%の高水準で成長し、農業に比べ安定した給与所得が見込める人が増えている。自動車ローンも急成長分野である。スズキは、地場銀行大手のAyeyawaddy (AYA) 銀行と返済期間が7年間の自動車ローンの提供を開始した。同ローンは、日本円で約5万円の世帯月間収入があれば利用でき、ヤンゴンでは、3~4割が同ローンの対象となる（瀧波 [2019] 2）。

ミャンマーにおいて、新車販売が毎年倍増し

ている要因は、自動車販売店が銀行と組んで提供する自動車ローンの普及もある。スズキ以外の自動車販売店でも銀行と組んでローンの提供に力を入れる（日経MJ2018.12.14）。こうして自動車ローンを利用可能となった中間層の成長が、こうした金融システムを下支えすることになる。

## 2) 自動車リース

三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下の東銀リースは、2016年7月にミャンマーで外資リース会社として初めて駐在員事務所を開設した。道路や空港が急ピッチで整備されているため、日系メーカーの自動車や機器がリースを通じて普及する可能性がある。同国では2016年1月に金融機関法が制定され、外資系ノンバンクの参入が可能になった。東銀リースはヤンゴンに駐在員事務所を設置し、市場調査を開始した。リース業を正式に始めるにはミャンマー中央銀行から別の認可が必要である。同国には同業がほぼ存在せず、事実上初のリース業者となった（日本経済新聞2016.6.7）。自動車購入だけではなく、短期間利用するレンタル、そして長期間利用するリースの拡大により、モータリゼーションの進捗を別方面から支援している。

## 3) 自動車保険

2015年4月にはミャンマー保険市場の外資開放について、営業免許交付企業の第1弾として、わが国の保険会社を選ばれる可能性が高まった。財務省が免許交付企業選定について、同国内での活動期間の長さを最重視する方針を表明したことが背景にあった。特に拠点開設で先行した日系損害保険会社3社が最有力となった。同国では、国営保険公社など約10の保険会社が自動車保険などを販売しているが、規模や商品面で進出した海外企業のニーズに対応できていない。2013年で約3,500万ドル（約42億円）にとどまる保険市場は、2030年には80倍に拡大す

るとされる（日本経済新聞2015.3.23）。

そして2015年には、損害保険ジャパン日本興亜が、ミャンマーでの自動車保険販売事業に参入した。外資による保険営業が認められるSEZ内企業などに車両保険や対人・対物賠償保険を中心に販売することとした。同国で外資による自動車保険販売は初めとなった。同社は2015年5月に外資保険会社として、民主化後初の営業免許を取得した。同国の自動車保険普及率は約5%で高い成長力がある。民主化以降、同国保険市場は国営ミャンマー保険に独占されたが、2013年以降、民間保険会社や外資保険会社に対して段階的に開放された。現在、東京海上日動火災保険や三井住友海上火災保険なども同国で火災保険などを販売している（日本経済新聞2016.1.6）。このように自動車保険だけではなく、損害保険の浸透が、現地での事業運営におけるリスクを軽減するように働いている。

## おわりに

ミャンマーは、2011年の民主化以降、社会のさまざまなシステムが変化している。本稿は自動車産業政策とその流通を中心に考察した。特に中古車輸入が次第に緩和され、ヤンゴンでは渋滞が常態化するようになった。他方、日本から輸入した中古車は右ハンドルであったため、右側通行の同国の交通事情には適合しなかった。実際にはこれが理由ではなかったが、一気に流入した中古車に対し、対応（政策）はしばしば後手に回ることとなった。

自動車産業は裾野の広い産業であるため、本来であれば、自国に部品製造や加工、さらにその組立をする工場があれば、雇用が生まれる。既にASEANにおいてはタイやインドネシアでは、そうした自動車の裾野産業が拡大し、新たにミャンマーで形成することは難しい。それで

あれば組立工場だけでも誘致すれば、その分の雇用が生まれると考えるのは自然である。しかし、中古車市場が拡大し、組立工場の設置を外資系メーカーは躊躇した。そこで中古車輸入規制に踏み切り、新車市場の形成を促すようになると、外資系メーカーの組立工場が次第に同国に建設され始めた。

それでは今後どのように自動車生産を増加させ、自動車市場を育成していくかが現在の課題である。市場育成には、まず1人あたりGDPを3,000米ドルに引き上げる必要がある。それとともに自動車は非常に高価な耐久消費財であるため、現金一括払いができるユーザーはほとんどいない。そのためには販売金融システムとその市場を拡大させる必要がある。既に同国市場では、新車販売台数首位であるスズキが現地金融機関とともにそのスキームを形成している。このように複眼的な販売促進策を導入していかなければ、新興市場での自動車流通は促進されることはないだろう。

## <引用・参考文献>

- ASEAN – Japan Centre [2019] 「Global Vale Chains in ASEAN -A Regional Perspective-」 Paper1 (Revised), January 2019
- ASEAN – Japan Centre [2020] 「Global Vale Chains in ASEAN -Automobiles-」 Paper12, January
- World Bank [2017], “Bankers without Borders,” *Global Financial Development Report2017/2018*
- 飯山辰之助 [2019] 「胎動する「経済回廊」 米中摩擦が追い風に」『日経ビジネス』2019.9.23、48-52頁
- イブソスビジネスコンサルティング [2013] 「ミャンマーにおける自動車産業」 IPSOS BUSINESS CONSULTING Automobiles in Myanmar, 1-17頁
- 川島佑介 [2013] 「ASEANでの地位を守るには五つの方策が必要」『Automobile Technology』2013.3、3頁

- 草刈貴 [2018] JETRO ビジネス短信 (c78a63c3d6b9358d) : 「新車販売が好調に推移、メーカーに現地生産拡大の動き (ミャンマー)」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/11/c78a63c3d6b9358d.html> (2019.9.28)
- 草刈貴 [2019] JETRO ビジネス短信 (f7dc216a4fa88a15) : 「工業省が自動車政策を公表、国産化など推進 (ミャンマー)」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/f7dc216a4fa88a15.html> (2019.9.28)
- 草刈貴 [2020] JETRO ビジネス短信 (0f56a49e6c8e4405) 「2019年の新車販売、国内生産台数とも前年比25%増」 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/02/0f56a49e6c8e4405.html> (2020.2.19)
- 熊野信一郎 [2012] 「ミャンマーが熱い」『日経ビジネス』日経BP社、2012.1.23、68-73頁
- 経済産業省 [2016] 「新興アジア諸国における自動車の需要動向等調査事業報告書」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 (委託)、1-127頁
- 白壁達久 [2015] 「ミャンマーバブルに陰り 進出企業に問われる覚悟」『日経ビジネス』日経BP社、2015.4.13、52-57頁
- 瀧波栄一 [2019] 「2019年ミャンマー自動車業界レポート-立ち上がる自動車産業と今後の展望-」『ミャンマーインサイトレポート/ジャパンデスク』2019.2.18 : [https://msr-jp.com/sites/msr-jp.com/files/knowledge-events-docs/2019.02.18\\_myanmar\\_automotive\\_industry\\_report.pdf](https://msr-jp.com/sites/msr-jp.com/files/knowledge-events-docs/2019.02.18_myanmar_automotive_industry_report.pdf)
- 瀧波栄一郎 [2019] 「2019年ミャンマー自動車業界レポート-立ち上がる自動車産業と今後の展望」『MSR Myanmar Insight Report』2019.2.18、1-7頁
- 武田健太郎 [[2017] 「スー・チー経済圏際どく攻める日本勢」『日経ビジネス』2017.4.10、42-46頁
- 西本真敏 [2017] 「圧倒的な存在感のトヨタ 続くか日産・三菱自の連合」『Nikkei Automotive』2017.6、74-77頁
- 日経MJ 「ローン利用が浸透」2018.12.14、8面
- 日経MJ 「ミャンマー新車、中国勢じわり一現地生産を加速、日系「侮れない」(アジアFocus)」2020.3.15、8面
- 日経産業新聞 「ミャンマーで合弁」1990.1.19、3

- 面
- 日経産業新聞「アストラ ミャンマー進出」1996.4.26、7面
- 日経産業新聞「トヨタ、駐在員事務所をミャンマーに開設」1998.6.2、23面
- 日経産業新聞「軍政に食い込む政商」2006.11.30、4面
- 日経産業新聞「日産、ミャンマーで販売」2013.8.1、14面
- 日経産業新聞「マツダ、ミャンマー進出」2013.9.26、16面
- 日経産業新聞「ミャンマーで新車販売」2013.10.8、11面
- 日経産業新聞「アジアで車整備連携」2013.11.29、14面
- 日経産業新聞「ミャンマー富裕層に的」2014.7.4、4面
- 日経産業新聞「ミャンマーで新車レンタカー」2014.7.24、5面
- 日経産業新聞「ミャンマー新車市場始動」2014.3.19、2面
- 日経産業新聞「ミャンマー地方で車拡販」2015.6.4、5面
- 日経産業新聞「中古日本車、ミャンマーにずらり」2015.8.14、7面
- 日経産業新聞「ミャンマーに施設開設」2016.12.20、13面
- 日経産業新聞「車市場、新車シフトへ」2017.9.8、5面
- 日経産業新聞「スズキ、ミャンマー生産増強」2020.3.27、15面
- 日経産業新聞「三菱自、東南アに電動車投入、加藤隆雄CEO、国内販売店、適正水準を検討」2020.8.20、7面
- 日経速報ニュースアーカイブ「三菱自と三菱商事など、ミャンマーでのアフターセールス事業に関する覚書を締結」2013.2.15
- 日経速報ニュースアーカイブ「スズキ、ミャンマーに四輪車の新工場を建設」2020.3.23
- 日経ビジネス [2013]「日本製造業のラストリゾート」2013.5.13、42-45頁
- 日本経済新聞「大宇自動車 ミャンマー本格進出」1995.5.13、6面
- 日本経済新聞「ミャンマーで三菱車を販売」1995.8.12、9面
- 日本経済新聞「日産自動車住商などミャンマーに販社」1995.10.12、13面
- 日本経済新聞「トヨタ ミャンマー市場開拓」1995.12.4、11面
- 日本経済新聞「ミャンマー進出に拍車」1996.8.31、9面
- 日本経済新聞「丸紅や伊藤忠 ミャンマーに販社」1996.9.26、夕刊3面
- 日本経済新聞「ミャンマーで自動車整備事業」2012.5.18、地方経済面九州
- 日本経済新聞「ミャンマーで新車販売」2013.12.13、14面
- 日本経済新聞「ミャンマーで新車販売 トヨタ、ショールーム開設」2014.2.27、13面
- 日本経済新聞「マツダ展示場ミャンマーに」2014.10.11、12面
- 日本経済新聞「[中古車天国] ミャンマー」2015.1.8、9面
- 日本経済新聞「日経保険に免許交付へ」2015.3.23、7面
- 日本経済新聞「ミャンマーで車販売」2015.12.15、13面
- 日本経済新聞「ミャンマーで自動車保険」2016.1.6、9面
- 日本経済新聞「ミャンマー新車熱視線」2016.3.10、11面
- 日本経済新聞「ミャンマーでリース」2016.6.7、1面
- 日本経済新聞「日産販売店5倍」2017.3.17、13面
- 日本経済新聞「ミャンマーでトヨタ新車」2017.6.28、17面
- 日本経済新聞「スズキ「先手必勝」次はミャンマー」2018.10.16、8面
- 日本経済新聞「ミャンマーに新車販売店、ネザスHD、来月開業」2020.6.19、地方経済面 北関東 41面
- 日本経済新聞「ネザスHD、ミャンマーで新車販売、国内トヨタ系販社初、市場拡大見込む」2019.6.21、地方経済面北関東、41面
- 日本経済新聞「車6社、ミャンマー争奪戦、トヨタも組み立て工場建設、東南ア、最後の大型市場」2019.11.2、10面
- 日本経済新聞「ミャンマー経済特集－ティラワ特



区、工場が稼働、日本の官民、開発に協力」  
2019.11.20、28面

日本経済新聞「ミャンマー経済特集—新車、トヨタも現地生産」2019.11.20、28面

日本経済新聞「フィリピン、芽吹く車産業、トヨタ、部品調達5割に—ASEAN、生産集中より分散、各国、メーカー誘致競う」2019.12.13、12面

日本経済新聞「ヤンゴン、車購入「検討」77%（数字で読むASIA）2020.2.15、10面

野地秩嘉 [2014]「次の“世界の工場”へ」『Associe』日経BP社、92-97頁

野村修一・木村義弘 [2012]「開かれる6000万人市場」『日経ビジネス』日経BP社、2012.6.4、58-61頁

みずほフィナンシャルグループ [2017]「ASEANの事業環境変化を捉えた戦略方向性」『MIZUHO Research&Analysis』12、1-122頁

桃田健史 [2015]「中古車中心の小規模市場に変化の兆し」『Nikkei Automobile』2015.12、76-79頁

矢口満・山口綾子・佐久間浩司 [2018]「日本とアジアの金融市場統合—邦銀の進出に伴うアジアの金融の深化について—」『フィナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所、133号、36-64頁

吉野次郎 [2012]「八方美人で大国と渡り合う」『日経ビジネス』日経BP社、2012.10.22、92-95頁

\*1 ミャンマーへの経済制裁は、中国に渡りに船であった。軍事政権への国際圧力の防波堤となり密接な関係をつくれれば、インフラ開発で主導権を握ることができる。そのため政府の2011年9月のミツソンダム開発中止発表は衝撃であった。他方、この方針転換が効果的であったのは、米国の安全保障戦略の動きとタイミングが重なったためもある（熊野 [2012] 72）。

\*2 矢崎総業は2019年11月末にワイヤハーネス工場の稼働計画などを有していたが、ミャンマーでの部品産業の集積はこれからである。タイでは近年、労働力不足で人件費が上昇している。タイの工場との技術連携や部品メーカーの

進出が進めば、将来はミャンマーがコスト競争力の高い輸出拠点として「第2のタイ」の地位を確保する可能性もある（日本経済新聞2019.11.2、10面）

\*3 ヤンゴンでは、コースで1人数千円する高級日本料理店が人気となった。不動産開発も活発になり、国内外のマナーが回り出し、新富裕層が生まれている。今後、外資系企業の進出が進めば、中間層が厚くなる（熊野 [2012] 72）。

\*4 筆者はタクシーを利用するために、タクシーの運転手にいくつかの質問をした。それは自動車を購入した際の価格とタクシーによる収入である。ほとんどが自動車を日本円で80万円から100万円で入手している。さらにタクシーの運転手は、専業ではなく、副業として行っている者がほとんどであった。また日本からの中古車はほとんど壊れずに長く乗れることから、トヨタというメーカーに対するブランドロイヤルティの高さを感じることも多かった。

\*5 1995年のミャンマーの自動車数は約13万2千台であり、前年から10%以上増加した。ほとんど中古車であるが、新車も700台弱を占め、前年の約3倍になった（日経産業「アストラミャンマー進出」1996.4.26、7面）。

\*6 TCMは、1950年代から自動車販売を手掛け、マレーシアでは日産車やRenault車を販売している。年間生産能力が計10万台の組立工場2カ所をマレーシアに有している。2000年代から海外事業に注力し、ベトナムで組立工場を保有し、2010年には日産車のカンボジアとラオスでの独占販売権を取得した（日本経済新聞2017.3.17）。

\*7 ネザスHDは、栃木・福島両県で栃木トヨタ自動車（宇都宮市）と福島トヨタ自動車（福島市）を傘下に持ち、グループ会社でレンタカーやリース、自動車整備などの関連事業を手掛けている（日経新聞「ミャンマーでトヨタ新車」2017.6.28、17面）。2019年3月期の新車販売台数は約1万3,000台で、両社の合算売上高は684億円である（日本経済新聞「ネザスHD、ミャンマーで新車販売、国内トヨタ系販社初、市場拡大見込む」2019.6.21、地方経済面北関東、41面）。

# 急拡大する中国の対外経済協力と その「規範」の変容可能性 ー ミャンマー・ミツソンドムの事例を中心に

稲田 十一

## はじめにー本稿の論点

近年の中国の経済成長は著しく、その政治的経済的影響力の拡大はグローバルな課題でもある。特に、急増する中国の開発途上地域への対外経済協力（援助や投資）は、開発途上国の経済開発や政治社会に大きな影響を与えるようになってきている。開発効果という点ではプラスの効果があるとの評価もある一方、権威主義的な政治体制や腐敗・汚職を生んでいるとのマイナスの評価もある。

中国が主導する個別の事業をみても、土地収用や環境問題など、住民の反対運動に直面して事業の見直しを求められる事例も頻発している。中国の経済協力の問題の一つは、その大半が融資の形で行われていることであり、しかもその事業には中国企業の参画（いわゆるタイド）が求められていることである。また、ミャンマー、マレーシア、スリランカなど、相手国の政治変化を受けて、中国からの融資や事業の見直しがなされる事例も出てきている。

そのような状況の中、次のような論点について議論を整理するとともに、実証的に分析・検討することが必要とされていると思われる。①中国の「一帯一路」関連事業が、相手国の内政や国民感情やその変化とどのように関連しているのか。②中国の援助や投資の拡大に伴って進出対象国で直面する課題や挫折に対して、中国自身はどのように対応しているのか、政策・姿

勢の変化はあるのか。本論ではこうした政策・姿勢の変化を、経済協力に際しての「規範」の変容と位置づける。

本論文の第1節は、特にミャンマー北部（カチン州）のミツソン（Myitsone）ダムの事例を中心に、上記の論点について、実態を踏まえて議論を整理することをめざす。ミツソンドムは中国が主導したミャンマー北部の巨大ダム計画であり、2009年に合意がなされ建設が開始されたが、ミャンマーの民主化の潮流の中でテイン・セイン政権（当時）により2011年に凍結されたものの、国民民主連盟（National League for Democracy、以下 NLD と略称）が主導する現政権でもその再開の是非が懸案事項となっている。

ミャンマーでは、2011年の民政移管以降、依然として中国の経済的影響力は圧倒的であるものの、中国からの投資は減少し、中国政府もようやく相手国の国民の声に耳を傾けざるを得なくなり、事業にあたって住民対策や汚職対策、社会的責任なども重視するようになってきた気配も伺われる。

第2節では、上記のミャンマーのミツソンドムの事例を手がかりに、より広く中国の援助や投資にあたっての環境社会的配慮など、政策や姿勢が変化（これを経済協力に際しての「規範」の変化ととらえる）が生じているのか。それを中国の援助の「リベラル化」ととらえ、そうした変化の要因をどのように説明できるのか、

について論じる。

このように、ミャンマーの事例だけではなく、中国の経済協力「規範」の変化の動向を、国際開発援助体制の「規範」の潮流や、1980年代以降に生じた日本の援助規範の変容との比較の視点を入れながら議論したい。

## 第1節. 中国のミャンマーにおける巨 大事業とミッソングダムの行方

### (1) ミャンマーにおける中国の巨大大事業

ミャンマーにおける中国の経済的存在感は一圧倒的である。地理的にもミャンマーは中国の雲南省と隣あわせであり、その国境は2,129kmにもおよぶ<sup>1</sup>。歴史的にみても、中国南部からミャンマーへの大量の移民があり、商業で支配的なネットワークを築き、例えばマンダレーの人口の約半数は中国系であるともいわれる。

更に、1988年の民主化の弾圧以来2011年の民主化（民政移管）までの間、ミャンマーは国際的に孤立し、投資や貿易・援助などの経済的関係を中国に依存せざるをえなかった。もともと、ミャンマーは中国南部（雲南省等）と国境を接しており、国境貿易などを通じて中国経済とのつながりは強かったが、この時期は中国への依存が過度に進んだ。2008年から2011年は、特に中国のミャンマーへの投資が拡大した時期であり、最大の投資案件は、中国雲南省からチャウピュー（Kyaukpyu）にいたる石油ガス・パイプラインであり、総延長793km、輸送量はガスが年40億立方メートル、石油が年2200万トンに達し、2013年に操業が開始された。また、レッパダウン（Letpadaung）銅鉱山は、ミャンマーの軍企業との合弁で中国側が10.6億ドルを出資、2012年に建設を開始し、反対運動にあいながらも2016年に操業を開始した。いずれの事業も、土地収用や環境問題で、住民の反対

運動にもかかわらず進められた事業である。

3大計画といわれたもう一つの事業は、イラワジ川上流に7つのダムを建設する計画であり、ミッソングダムはその中核となるダム計画である。発電量は600万kwであり<sup>2</sup>、発電の90%は中国に輸出するものとされ、中国側の投資金額は36億ドルとされた。2009年の合意以降、建設が進められたが、土地収用や環境問題で反対運動が高まり、2011年に中断された。

2011年の民主化と改革への転換に続いて、2015年には選挙が実施され、その結果、NLDが多くの議席を占め、アウンサン・スーチーを事実上の指導者とする政権が成立した。NLD政権は、欧米や日本などからの投資を歓迎する一方、中国との関係も維持し、経済開発を重視する姿勢を示した。

2017年5月（14-15日）には、アウンサン・スーチーは、北京で開催された最初の「一帯一路国際協力フォーラム」に参加した。また、2017年11月に、ネピドーを訪れた中国外交部長（Wang Yi）は、ミャンマー政府に「中国・ミャンマー経済回廊（China-Myanmar Economic Corridor：CMEC）」を提案し、2018年9月、ミャンマー政府はこれに応じて協定を結んだ。これは12の中核分野での協力を謳ったものである<sup>3</sup>。

CMECには、中国－ミャンマー鉄道や国境経済協力区といった事業も含まれており、2018年10月にはミャンマー政府と中国国営企業との間でムセーマンダレー間の鉄道建設F/Sが署名されている。この鉄道は、更にマンダレーからネピドー、ヤンゴンまでつながれ、中国が進めるヤンゴン新都市事業と連結することになる。また、中国国境の町ムセからマンダレーまでの高速道路の建設計画もあり、それを更にチャオピューまで延伸する計画もある。国境の経済協力区の建設も推進され、中でもルイリームセの

国境経済協力区が有望である。この地区の中国国境貿易は、雲南省の貿易の約60%、中国のミャンマーとの貿易の約30%を占めている。

## (2) 民主化後の投資事業の再検討

2011年、テイン・セイン政権のもとで民主化への政策転換がなされたのち、日本や欧米との経済関係が正常化し経済交流が拡大する一方、ミツソンダムの中断などにより、中国側が投資に慎重になったこともあって、中国への過度の依存状態は修正されつつある。中国の投資累計額は2011年の時点で140.6億米ドルに達し、ミャンマーへの投資額の約7割を占めていたが、その後、中国からの投資は急速に減少した。

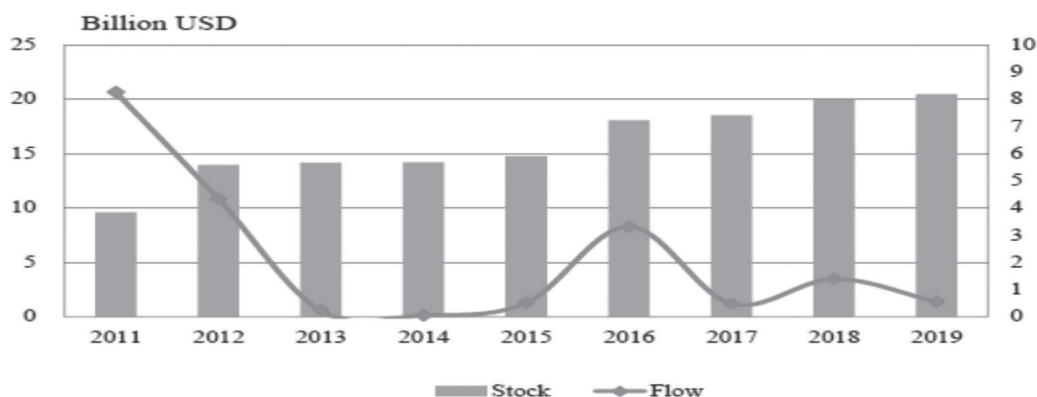
図1は、2011年から2019年までの中国のミャンマーへの投資額（累積額と各年のフロー額）を示した図である。2011年の中国からの投資額は85.6億米ドルと歴史上最大に達したが、翌2012年には前年度比52%と縮小し、更に2013年には2.3億米ドルまで減少した。民主化とともに、中国の大規模事業は見直され、2011年にはカチン州のミツソンダムの事業中断の決定もなされた。2015年の選挙によってNLD政権

に取って代わられたあと、2016年には中国の投資がいったん急増したが、2017年以降は再び停滞気味である。こうした変化はミャンマーの国内政治と連動しており、軍事政権下の圧倒的な経済的関与が、NLD主導の新政権のもとで見直されてきたことを示している。

また、チャオピューSEZ（経済特区）はCMECの代表的事業であり、すでに2015年に、CITIC（中国国際信託投資公司）が深海港と工業地区の建設を請負い、事業規模は73億ドルとされていた。しかし、2018年7月、ミャンマー財務計画省は、多額の借り入れが「債務の罠」に陥るリスクを高めることを危惧する表明を行った。再交渉の結果、チャオピューSEZの事業は13億ドルに削減され、また、30%をミャンマー側の出資とすることとなった。また、2019年7月には、「環境および社会的インパクト評価（Environmental and Societal Impact Assessment : ESIA）」が実施された。

このように、中国のミャンマーへの投資は2011年以降、一時の膨大な金額は減少し、中国側も経済安全保障とリスク削減を重視している。2011年のミツソンダムの事業中断は、

図1. 中国のミャンマーへの投資額（累積額と各年のフロー額）（2011-2019）



(出所) Data from Directorate of Investment and Company Administration (DICA) of Myanmar, Zhu Xianghui [2019] “China’s Mega-Projects in Myanmar: What Next?”, *Perspective*, ISEAS (Singapore), p.2. (2019 No. 84, ISSN 2335-6677)

中国の投資動向に大きな影響を与えたといっ  
てよい。逆に言えば、中国に過度に依存したくない  
というミャンマー側の意向も、それなりの力  
を持ったとも言える。

中国企業も、こうした出来事を背景に広報に  
より力を入れ、環境・社会的インパクト評価を  
実施するようになり、関連するステークホル  
ダーとの関係にも配慮するようになった(Leung  
et al 2015)。資源やエネルギー分野に集中して  
いた投資も、製造業やインフラやクリーンエネ  
ルギーなどへの投資にも多角化されてきている。  
他方、ミャンマーに投資した中国企業と現地企  
業との間の商取引に付随するトラブルも頻発し  
ているのも現実である<sup>4</sup>。

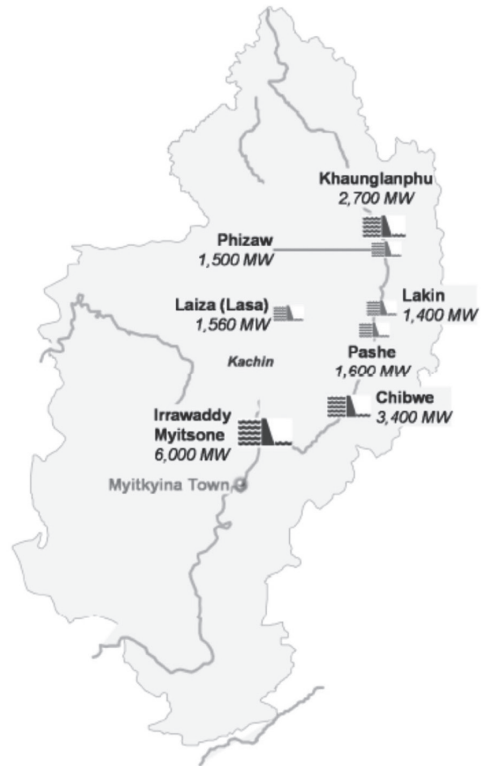
### (3) ミツソングダム計画とその中断

ミャンマーの水力による電力供給能力は、  
1990年の253MWから2010年には2449MWへ  
と拡大していた。2014年時点で45のダム(う  
ち35が中国主導の事業)が計画されていたが、  
そのうち建設が進められたのが4件、11件の事  
業が中断され、1件は中止された。

カチン州においては、イラワジ川上流の7つ  
のダムを建設する計画が、2006年にミャンマー  
電力省とCPI(中国電力投資公司)との間の合  
弁事業として署名され、2009年12月に工事が  
開始された(図2参照)。そのうちの最大のダ  
ム事業がミツソングダムの建設である。ミツソ  
ングダムは、Mali Hka川とN'Mai Hka川の合流地点  
から3.2km下流に位置し、そのダムの建設によ  
って、766平方km、合計47の村が水没し、  
約11000人(15000人との指摘もある)の住民  
が移転を迫られるとされた<sup>5</sup>。また、その発電  
量の90%は中国側に送電され、ミャンマー側  
に供給されるのはその10%にとどまるとの合  
意であった<sup>6</sup>。

しかし、この事業は、2011年9月に、当時の

図2. カチン州ミツソングダムの位置図



(出所) Julian Kirchherr, Katrina J. Charles & Matthew  
J. Walton [2017] “The interplay of activists and  
dam developers: the case of Myanmar’s mega-  
dams,” *International Journal of Water  
Resources Development*, 33-1.

テイン・セイン政権のもとで、「国民の意志」  
として中断された<sup>7</sup>。その理由としては、以下  
の幾つかの理由が指摘されている。

- ① 巨大なダム事業によりイラワジ川の環境や  
生態系が大きく変わり、住民生活や農業に  
大きなマイナスの影響が及ぶとする議論が  
2009年末に環境専門家の団体の報告書で  
指摘され、NGOを中心に強い反対運動が  
生じたこと。
- ② 完成後の電力の大半(90%)が中国側の利  
用とされ、ミャンマーの住民にとってのメ  
リットより中国にメリットのある事業であ  
ることへのミャンマー国民の反発があった



こと<sup>8</sup>。(2017年時点においても、ミャンマー国民の約37.8%しか電力へのアクセスがない<sup>9</sup>。)

- ③ もともと、2001年の計画段階から、住民の意向を聞かないまま進められた事業計画の透明性のなさに対して、地元住民から反発があった。中国の国営企業中国電力投資公司（China Power Investment Corporation：CPI）とミャンマー政府との契約は公開されていない。(2020年8月時点でも公開されていない。)
- ④ ミャンマー政府にとっても中国に過度に依存することへの警戒感があり、民主化への政策転換とともに、中国依存の巨大事業の見直しがなされたこと。また、国民の強い反発の世論を意識せざるを得なかったこと。などである。

ミッソングダム事業を受注したのは中国の国営企業CPIであり、ミャンマーの国営企業Asia Worldとの合弁である<sup>10</sup>。合意文書（MoU）は2006年12月に結ばれたが、その時点ですでにダム建設への反対運動はあった。実際、カチン州のダム建設事業を承認する権限があるのはカチン州であり、ミャンマー中央政府に実質的な権限がないというのが実態であったが、CPIは契約にあたって、（中国国内での事業と同様に）ミャンマー政府と合意さえすれば事業は進むと考え、地元住民の意見を吸い上げるような手続きは実施せず、また、環境および社会的インパクト評価（ESIA）についての政府からの指示もなかったとされる（Kirchherr 2016: 11）。

CPI自身は、事業にあたってのESIAの手続き自体はもっており、ダム建設反対運動を受けて、外部団体の中国国営調査機関およびミャンマーのNGOにESIA調査を委託した。しかし、その評価結果は、幾つかの重要な点で欠陥があるとされ、地元の信頼を得るものとはならな

かった（2009年10月実施、2011年報告書公表<sup>11</sup>）。

工事は2010年初頭に開始され、移転住民との補償などに関する対話も開始された。2011年9月末のミッソングダム建設中断をうけて、CPIはミャンマーにおいては国民世論が影響力を持つということを認識し、反対運動の団体との対話もはじめた。世銀やADBと同等の環境社会的配慮に関する政策も採用するようになった（Kirchherr 2016: 12）。他方、ミッソングダム事業の中断は、CPIにとっては苦い経験であり、以後、リスク管理の観点から、ミャンマーでの水力発電所建設事業からの撤退を検討しているとされる（Kirchherr 2016: 13）。

#### （4）現地調査報告<sup>12</sup>

2020年2月中旬に、カチン州にて現地調査を実施し、ミッソングダムの建設現場を視察し、あわせて幾つかの移転世帯にヒアリングを実施した。そこで得られた情報は以下の通りである。

① ミッソングダムは、2009年合意から2011年の事業の中断までの間に、中国の融資により中国企業の建設工事が開始されている。ダムによる水没予定地の一部の移転が進められ、中国企業は道路を改善し、新たな病院や学校を建設し、移転住民の家を無償で提供した。中国企業側は、こうした投資に約8億ドルを費やしたと主張する。実際、道路は改善され（写真a）、病院や学校の建物（写真b）はかなり立派なものである。

ミャンマー政府は、周辺住民や国民世論の反発をうけて、2016年に専門家グループに事業の見直しに向けた再調査を実施したが、その報告書は公開されていない。他方で、中国側は、カチン州政府に事業の再開を強く求めている。

② ミッソングダムの水没予定地の住民移転は実施済みである（写真c）。ただし、ダム建設事



a. ミッチーナーからミッソン間の道路



b. 移転先に建設された病院



c. 移転後の廃棄された住居



d. 移転対象地域に住み続けている住居



e. 移転先の商店・住居 (Aung Myay Thar San village)



業に反対し移転を拒否した住民の中には、2011年にダム建設が中断されたのち、そのまま（違法ではあるが）元の住居に住み続けている世帯もある（写真d）。あらたな代替農地の提供は

なく、あるいは遠く離れた場所となり、農業での生計維持が困難であるとの反発がある、との報道がある<sup>13</sup>。

他方で、移転に同意した住民は、あらたな土

地と住居を中国企業から無償で提供してもらったため、必ずしも不満を抱えているわけではないケースもある。新たに提供された農地に不満を抱えている農民もいるが、店舗経営やオートバイ整備などの世帯（写真e）は、州都ミッチナーにより近い場所に移転し、むしろ市場へのアクセスや病院・学校などのインフラへのアクセスが良くなったことで納得している世帯もある<sup>14</sup>。ミッチナー市内やミッソングムへのアクセス道路もこれまでよりは「質が高く」、中国企業が本事業にかなりの投資をし、住民移転に関してもそれなりの金額を提供したことが見受けられる。

③ 巨大ダムの建設計画が開始されたとはいえ、現状では、ダム本体工事は未着工であり、工事のための基礎が作られただけの状態である（写真f）。ダム完成時には、水面が約150メートル上がるといわれており（案内ガイドの説明）、詳細計画資料が入手できないため、それが正確かどうか定かではないが、周辺地域は風光明媚な場所であり、環境が激変することに対する地元民の反感はある。また、ダム建設予定地は砂金がとれる場所であり、砂金を採取する労働者が今も作業をしている（写真g）。彼らの収入は悪くはないようであり、ダム建設に伴って砂金採取ができなくなることへの反感もあるよう

である。

④ カチン州商工会議所の副会頭は、ミッソングムの建設は経済的には合理的な事業であるが、多くのミャンマー人は感情的に反発している、といていた。彼はミッソングム事業がミャンマー側にも経済的なメリットがあること（詳細は公表されていないが、中国への売電収入や、電力の10%が無料でミャンマー側に供給されることなど）を知っている可能性があり、あるいは、商工会議所には華僑系の商人が多く中国との取引も多いため、どちらかといえば中国よりの立場であるとも考えられる。

⑤ ミッソングムの周辺地域は少数民族が多数を占める、中央政府のコントロールのききにくい政治的に不安定な地域であり、一度治安状況が悪化すれば、少数民族の武装グループがダムに対する破壊行為を行うリスクは高い、といていた。

実際、中国はカチン州の少数民族の武装勢力であるカチン独立軍（Kachin Independent Army : KIA）に、長年にわたり武器を供与し、強い影響力をいまだに有している。中国は、ミャンマー政府とカチン勢力の関係を操作できる状況にあり、中国は両者の平和を求めると公式には言いながらも、実際には中国のカチン勢力への影響力を保持し続ける政策をとってきた。



f. 中断したミッソングムの建設現場



g. ミッソングム近辺の砂金採取の業者



他方で、中国は、ミッチーナ近郊に4,751エーカーの産業区に300万ドルを拠出している。更に、カラン新民主軍（Kachin New Democratic Army：KNDA）の支配地域である第1特別区の町Kanpiketiの経済協力区に500万ドルを拠出している<sup>15</sup>。

#### （5）中断をめぐるミャンマー側の政治過程

中国の一路はミャンマーの国内政治過程の中でどのような影響を与えているのだろうか。また、国民感情、政府対応、中国との駆け引き等と絡んで、どのような意味を持つのだろうか。

2009年に当時の軍事政権との間で合意されたミッソングダムは、国民の批判の声にも押される形で、2011年9月30日に中断された。36億ドルにもなる事業費、シンガポールの広さに相当する地域が水没すること、イラワジ川の生態系への取り返しのつかないダメージの可能性、発電量の9割が中国側に送電されること、などが主たる批判のポイントである。

他方、2011年9月末のミャンマー政府によるミッソングダム建設中断の決定は、ミャンマー軍事政権が民主化に向け舵をきることを示すための象徴的なジェスチャーとしてなされた、との指摘もある。ミャンマー軍事政権が国民の声を理由に政策変更をしたのはそれまでなかったことであり、ミッソングダムは民政移管のスケープゴートにされたとの説明である（Kirchherr 2016: 11）。あるいは、ミッソングダム建設の合意を中国国営企業と結ぶことで利益を得た一部の高官・勢力に対する反感が軍事政権の中にもあり、それが民政移管という政変の中で表面化したのではないか、という指摘もある。

その後、ミャンマー政府は、投資認可に関する環境への影響評価手続きを改善してきた。具体的には、2012年にミャンマー政府は「環境保全法」を制定し、投資家に事業により生ずる

ネガティブな影響に対する補償を求める法的基盤を整備した。更に、2015年には「環境インパクト評価手続き」が定められ、民間投資のネガティブな影響を規制する枠組みが作られた<sup>16</sup>。

ラカイン州のチャオピュー港湾事業などは、依然として継続されている。地元住民は必ずしもその事業を支持しているわけではないが、事業の中止によって雇用機会を失うことを恐れているため、ミッソングダムほどには強い反対運動はみられない。中国企業側は、依然として事業の詳細を住民に公開していない。ただし、事業主体であるCITICは、2019年末、カナダ企業のHatchを、法的に必要な環境および社会的インパクト評価のコンサルタントとして雇っている<sup>17</sup>。また、チャオピューの港湾事業に関しては、その事業費を72億ドルから13億ドルに縮小することに成功した。これにより、「債務の罠」に陥るリスクは多少なりとも低下したが、それでも、ミャンマーの中国に対する対外債務は約40億ドルに達し、その金額はミャンマーの対外債務総額の約40%を占める。

アウンサン・スーチーは、当初、総事業費36億ドルのミッソングダムに反対していたが、2015年の選挙の結果、2016年1月より与党となったNLDは、ミッソングダムについて中止を決定したわけではなく、その将来について明確な決断をあきらかにしていない。また、2018年に、20名の専門家（U T Khun Myatが議長）からなるイラワジ川のすべてのダム事業に関する調査が実施されたが、その報告書は未だ公開されていない。ミッソングダムなどの巨大ダム事業の対応に関する国民世論を、今の段階で刺激したくないとの政府の思惑があると推測される。

アウンサン・スーチーは、2019年に国民に対し、「より広い視点から見る」ことを求め、この事業の将来については、「政治的、社会的、経済的、環境的な健全性と持続可能性を勘案し

て決定されるべき」と表明している<sup>18</sup>。より具体的には、①キャンセルした場合、これまでの工事費8億ドルの違約金が中国側に対して発生する。②ミャンマーへの投資に対する信認が低下し、それはミャンマー経済全体にも悪影響を及ぼす。③ロヒンギャ問題で欧米からの批判に直面しており、国際的舞台での中国からの支持（例えば国連安保理等での支持）は重要であるため、中国を刺激したくない、といった要因が考えられる<sup>19</sup>。

他方、周辺住民のミッソングダムへの反対運動はその後も継続している。例えば、2019年2月、数千人のカチン州の住民が、ダム事業に反対する大規模なデモを実施した<sup>20</sup>。地元住民の中には、10年前に移転を迫られたあと、事業は中断したものの中止されたわけではないので、いまだに元の場所に戻れないことに憤っているケースもある<sup>21</sup>。また、2020年1月（17日）、習近平首席がミャンマー（ネピドー）を訪問した際、カチン州を中心とする30以上の市民グループが、ミッソングダム事業の中止を中国の首脳に求める書簡を公表している<sup>22</sup>。

また、ミャンマーの国民世論全般をみても、中国の投資に対してはネガティブな感情が強まっているとの世論調査もある（Soong 2020）。また、「2019 Asian Barometer Survey Report」のミャンマーにおける調査結果が2020年になって公表された。それによれば、「中国のミャンマーへの影響」についての質問への回答は、「harm」が「good」をおよそ3-4倍上回っている。また、「アジアにとって米国と中国のどちらがより害か」という質問に対する東南アジア6カ国の回答を比較した図をみると、ミャンマーは、ベトナムに次いでフィリピンと並んで「中国が害である」との回答が圧倒的に多い（Welsh 2020: Figure 112 および Figure 113）。

中国はミャンマー政府に対し、公式にはミッ

ソングダム事業の再開を求め続けている。その理由としては、以下のような点が指摘されている。①中国国境に近いカチン州で計画されている幾つかの工業団地への電力が必要なこと、②ロヒンギャ問題でミャンマー政府は国際的圧力を受けており、中国はより強い立場にあること、③ミッソングダム問題に焦点をあてることによって、他の重要事業から目をそらすことができること、④中国国内の電力供給は石炭に依存しており（2017年で約65%）、水力発電の比率を高めたいこと（同、約19%）<sup>23</sup>。

その一方、10年の間にミッソングダムを取り巻く状況も変化し、中国にとっても、①雲南省の電力需給が緩和し、以前ほどはミャンマーからの電力を必要としていない（Li 2018）、②ミッソングダムよりもチャオピューの港湾事業の方が戦略的・経済的な優先度が高く、ミッソングダムは金銭的な補償の問題となってきた、といった議論もある<sup>24</sup>。

## （6）中国政府の対外投資事業に対する姿勢の変化

2011年にミッソングダムの建設が中断され、その後もミャンマー政府が中国関連の大型事業の多くを中断したことは、中国にとっても大きなショックであり、ミャンマーへの投資に慎重になったことはすでに述べた通りである。中国のミャンマーへの投資は2012年以降急減したが、同時に、中国の対外経済協力にあたっての政策の反省や見直しにもつながったとされる。

ミャンマーにおける具体的な事例として、2017年に、中国石油天然気集団公司（CNPC）が中国からチャオピューまでのパイプラインの建設地域に年200万ドルの「社会責任投資」を行い、現地雇用比率を50%から75%に引き上げると表明した。また、レッパダウン銅鉱山事業に関しても、地元へ年100万ドルの出資を表

明した。

実際、ミャンマーだけではなく、2010年代以降、中国の経済協力の拡大に伴って、中国の投資に対する住民の反発がメディアで取り上げられたり、国内の政治権力争いにもなう政変や政治家の逮捕によって中国企業の汚職が表面化する事例が多く、国でみられた。

表1は、中国政府による、中国企業の対外投資に関して打ち出された一連の強化策である。これらの政策は、ミャンマーだけではなく他の国での国営企業の投資の監督を強化するものである。このように、2013年以降、環境社会配慮を含め、対外投資に際しての規則やガイドラインづくりを進めてきたことがわかる。

なお、2019年4月25-27日に北京で開催された「第2回「一带一路」国際協力フォーラム」では、習近平国家主席は閉幕後の記者会見で、一带一路に関わるインフラ事業について「国際ルールや標準を幅広く受け入れることを指示する」と述べた。また、「質が高く、価格が合理的なインフラ設備を建設する」とも語った。しかし、多くの一帯一路関連事業ごとに、国際ルールを遵守する仕組みがどのように構築され

るのか、されているのかについては、今後の状況をよく見極める必要がある。

## 第2節. 中国の「自国中心主義」 vs. 「リベラル化」 仮説

### (1) 中国の経済協力の評価

#### ① 「悪玉論」

「中国の経済協力は、自国に必要な資源獲得のためであり、資源の収奪により経済構造をゆがめ、時に環境破壊を引き起こしている」との批判は強い。こうした議論は新聞報道などでも頻繁に取り上げられ、論壇でもしばしばみられる（例えば、ミッシェル他2009）。

中国国内の外交論議の中でも、1990年代から「経済安全保障」という概念が登場し、中国の経済発展に必要な不可欠なエネルギー資源などを確保するために援助や投資を促進すべきであるとの議論が、公式的にも言及されるようになった。また、資源獲得などのための支援の拡大や貿易や投資と一体になった形での経済関与の拡大は、1994年にはじまる中国輸出入銀行による優遇借款の拡大によって顕著になってき

表1. 中国政府の対外投資に関する規則・ガイドラインの策定

年	内容
2013年 (2月)	対外投資に関連した規制・ガイドラインの策定 「対外投資協力環境保護指針」発表（商務・環境保全部） <sup>25</sup>
2014年	国家開発改革委員会による「対外投資事業の検証・承認・実施記録保存に関する行政令」、および商務部による「対外投資に関する行政令」の策定
2016年	「非合理的な投資活動の防止に関する取り組み」の開始
2017年 (1月)	国務院・国営企業資産監督管理委員会が「中央企業に對外投資の監督管理に関する法令」を発効
(8月)	国務院が「対外投資の指針に関する指導見解と更なる指導・規制」を策定
(12月)	「民間企業の対外投資に関する規則」および「企業の対外投資に関する行政令」を策定
2018年 (9月)	北京・アモイで「開発金融における環境社会配慮ワークショップ」開催（アジア開発銀行と中国銀行保険監督管理委員会・生態環境部・中国銀行協会が主催、演説の中で金融機関における環境社会配慮とアカウンタビリティ向上の必要性強調） <sup>26</sup>

(注) Zhu Xianghui [2019] “China’s Mega-Projects in Myanmar: What Next?”, *Perspective*, ISEAS (Singapore), p.5. をもとに、関連情報を筆者追加して作成。

た。優遇借款とは、開発途上国・地域に対する中国政府からの公的支援の性質を有する中長期低利の有償資金協力である。

また、資源確保のための援助という批判と並行して、「中国の援助や低利融資は中国企業の受注を条件とした、いわゆるタイド（紐付き）援助であり、相手国の開発を目的にしたものというよりは中国自身の経済利益のためである」という批判も根強い。実際、中国の援助・融資と共に中国企業が進出し、多くの中国人労働者が相手国で働くといった請負契約と労務提供方式は、中国の経済利益にはつながるが、現地の雇用や技術移転にはつながらないという指摘も少なくない。

また、中国の習近平首席が2013年に打ち出し、2017年に中国政府の公式の政策としても打ち上げられた「一帯一路構想」（Belt and Road Initiative：BRI）の、東南アジアや南アジア諸国への経済的インパクトは大きい。その一方、ミャンマーのみならず、スリランカ、パキスタンやマレーシアでの関連事業やその過大な債務負担に起因する課題は「債務の罠（debt trap）」として国際的にも大きな議論となっている。中国の「一帯一路」に関連する事業のために中国から多額の融資を借り入れ、将来的に返済困難に陥るリスクを問題視する報告書や報道が、近年相次いで出されている。中でも、2018年に出された二つの報告書が有名である。一つはハーバード大学ケネディスクールの調査報告書「借金外交（Debtbook Diplomacy）」であり（Paerker 2018）、もう一つはワシントンのグローバル開発センター（CGD）が出した報告書である（Hurley 2018）。米国では、こうした中国の経済協力の急拡大を「略奪的（predatory）」な行動として非難する議論も高まっている<sup>27</sup>。

## ②「善玉論」

貿易・投資と一体となった借款の供与は、1970年代に中国が外国借款を導入し、外国企業の投資を受入れ輸出を拡大していった、中国自身の「改革・開放」開発モデルの輸出でもある。中国は、途上国との経済貿易関係、経済技術協力・交流を強化し、他方で、対外進出戦略と資源戦略とのリンクによって中国自身の「経済安全保障」を確保するという形での経済関係の強化・拡大を、「Win-Winの原則」に基づくものと位置づけ、双方に利益をもたらすものであるとしている（Li 2008、等）。また、2010年に公表された政府白書「中国とアフリカの経済貿易協力」では、「中国とアフリカは、平等な関係、実行の追求、互惠共栄、共同発展の原則に基づき、Win-Winの実現に尽力している」と述べられている。

欧米の専門家の中にも、援助・借款の供与と貿易・投資の拡大とが一体（三位一体）となった開発モデルを肯定的にとらえる論者もおり、これは、中国の援助を、人道支援や社会開発を重視する西側先進国の開発援助モデルを離れて、途上国の産業化の視点から評価しようとするものであるともいえる。例えば、もともと中国研究者であったブローティガム（Deborah Brautigam）はその代表的な論者であり、近年の中国の援助や経済協力は、相手国への投資の促進や製造業の振興や雇用の創出という点できわめて肯定的な効果をもたらしているとみている（Brautigam 2009）。また、モヨ（Dambisa Moyo）は、アフリカ開発に焦点をあて、援助だけでは成長は達成できず、途上国にとっての貿易（輸出）の拡大や（現地への）直接投資の拡大はアフリカの経済発展にとって不可欠である、と論じている（Moyo 2009）。これらの議論は、中国の援助を経済開発の視点からとらえ、「中国型開発モデル」をむしろ肯定的にとらえ



るものであるといえる。

## (2) 国際的援助規範と中国

国際開発援助コミュニティでは、OECD/DAC（開発援助委員会）を中心に、援助に際しての共通ルールの追求に長年取り組んできた。例えば、援助政策・実態に関する情報公開、ルールの共通化・遵守、途上国の民主化や汚職・腐敗の撲滅といった事項である。更に、1990年代末から、いわゆる「援助協調」の枠組みと財政支援を中核とする援助志向が、DACを中心とする伝統的ドナーの主導で急速に進展してきた。

中国の援助は「内政不干涉」を原則とし、こ

うした国際的潮流とは一線を画してきた。援助協調の進展の中で、途上国側で開催される主要ドナーが一同に介して議論するセクター会合には中国は参加せず、相手国政府との二国間の交渉を重視してきた。近年、欧米各国の国益志向、それに加え非伝統的ドナーとしての中国の台頭もあって、援助協調や財政支援の潮流は退潮気味になっている。また、DACや世界銀行を中心に進んできた援助ルールの共通化や効率化に向けた協調の枠組みに中国が入らないことは、民主化に関する先進国の援助アプローチはもとより、開発に関わる途上国の政策改善圧力を低下させることにつながってきた。

例えば、1990年代にはカンボジアへの主要

表2. 途上国での中国関連事業が中断あるいは見直しを迫られた事例

国	時期	概要
スリランカ	2015年	ハンバントタ港プロジェクト（約15億ドル）はラジャパクサ政権時代の2008年に開始され、2010年に完成。第1期として、中国輸出入銀行が工費3.6億ドルの85%を融資。第2期は計画を一部縮小したが、8.1億ドルの工費で中国輸出入銀行から7.5億ドルの融資を受けて進められた。当初、スリランカが港湾施設を管理運営する計画であったが、中国が追加資金を提供する代わりに、スリランカ港湾局が30%、中国（国営）企業が70%のシェアを持つ共同運営となった。更にその後、スリランカ側が資金返済の目途が立たなくなる中で、2015年に交代したシリセーナ新政権は同プロジェクトを見直し、中国側と交渉を行い、港湾運営会社の株式の80%を11億ドルで中国側に譲渡するとともに、それを対中債務返済に充当し債務を削減するかわりに、中国国営企業に港の管理運営権を99年間渡すこととなった
マレーシア	2018年7月 2019年4月	中国が支援するマレーシアの巨大プロジェクト「東海岸鉄道」（ECRL）の計画を管理するマレーシア政府系のマレーシア・レール・リンク（MRL）が、「国益にそぐわない」ことを理由に、ECRLの工事の即時中止を中国交通建設集団（CCCC）に命じた。ECRLは、一帯一路の目玉プロジェクトで、総事業費が550億リンギ（約1兆5000億円）。総事業費の85%を中国の輸出入銀行が20年間、年金利3.25%で融資）。タイ国境近くからマレー半島を東西横断する形で、クアラルンプール近郊と東西の重要港を結ぶ総距離約688キロの一大鉄道事業で、ナジブ前政権時代の2017年8月に着工し、すでに全体13%ほど建設工事が進んでいた。財政再建を掲げて18年5月に発足したマハティール政権は同年7月に中止を発表。 その後、中止していたマレーシア東海岸鉄道の建設を再開することで合意。財政再建が急務のマレーシアに配慮して、建設費用を215億リンギ（約5800億円）圧縮、建設費用を当初の655億リンギ（約1兆7700億円）から440億リンギ（約1兆1900億円）に削減することで政府傘下のマレーシア・レール・リンク社と中国交通建設集団が合意したと発表。
シエラレオネ	2018年10月	中国からの融資を受けて行う予定だった首都近郊の空港建設の中止を発表。建設計画はシエラレオネのコロマ前大統領が2018年3月に契約し、新空港は2020年に完成予定で、3億1800万ドル（約357億円）規模の巨大プロジェクトで、建設には中国企業が携わっていた。
パキスタン	2018年10月	「一帯一路」による鉄道改修事業について、中国からの融資を20億ドル（約2300億円）削減することを決定。南部カラチと北西部ペシャワールを結ぶ鉄道の改修事業であり、「中国パキスタン経済回廊」（CPEC）に基づいて、事業費82億ドルは中国の融資でまかなう予定だった。

(注) 内外のニュース記事をもとに筆者作成。



援助国は日本と欧米諸国であったが、2000年代後半に中国の影響力が拡大するにつれ、与党であるカンボジア人民党のフン・セン首相は、人権問題で改善を求める国連機関やフン・セン一族の森林不法伐採を糾弾するNGOなどを追い出すような行動をとるようになった。また、政府による強引な土地の接収や汚職・腐敗の蔓延などを理由に、世銀のカンボジア政府に対する支援の一部が凍結される事態も生じた（稲田2020: 177）。

そのため、最低限、情報の公開やルールの共通化やその遵守を中国に対して求める国際的圧力は高まっている。実務的な面でも、事業にあたっての適切な資金計画の判断や経済合理性にもとづく決定、決定プロセスの透明性の確保や汚職の排除、適正な環境アセスメントの実施などに関して、課題が指摘されている。近年、中国が途上国で進めるインフラ整備に関して、「質の高いインフラ」が国際的に求められるようになってきているゆえんである。

なお、開発途上国での中国関連事業が中断あるいは見直しを迫られた事例としては、前頁の

表2のような事例がある。

### (3) 日本の行動変容との比較

援助の歴史を振り返れば、中国の援助の進め方や考え方は、かつて（1960-70年代）の日本の援助と類似しているという議論もある（表3参照）。

例えば、資源確保などの経済的利益の重視、多国間の枠組みよりも二国間援助による国益の追求を重視、支援対象国の政治体制や内政に関して口を出さない「内政不干渉主義」、あるいはある種の実利主義、等である。援助と貿易・投資の「三位一体型の経済協力」は、1970年代に当時の通産省が打ち出していた日本の経済協力アプローチでもあった。しかしながら、日本の援助政策は、特に1990年代以降、その理念（経済利益の追求の低下）、重点分野としての教育・保健衛生分野の重視、アンタイド化の推進、民主化支援など、欧米の伝統的ドナーの援助スタンスに接近し、国際援助協調の動きにも同調してきた。

一方、上記の議論の延長として、日本の政策

表3. 欧米・日本・中国の援助の特徴の比較

	欧米	日本	中国
過去	アフリカ重視 社会セクター DACルール 無償	アジア重視 インフラ DACルール外 有償中心 自立重視 タイド 経済動機	アフリカも重視 軽工業 DACルール外 無償 自立重視 タイド 政治動機
現在	貧困削減 アンタイド 政治動機	アジア中心+アフリカも？ インフラ DACルール 無償+有償 自立重視 アンタイド 政治動機	アフリカも重視 インフラ DACルール外 無償+多額の有償 自立重視 タイド 経済動機

(注) 小林誉明 [2008] 「アジア新興ドナーの台頭と日本の援助」 FASID 国際開発援助動向研究会第73回会合報告資料。

が時代と共に変化してきたのと同様に、中国も今後、援助ドナーとして「成熟」してくるにつれ、反汚職や環境社会的配慮などの課題により真剣に取り組むようになり、欧米など国際援助コミュニティとの協調を重視するようになるのではないかと仮説もありえよう。

日本政府・援助機関が、途上国のダム建設計画に関し、住民移転や環境への影響などを理由に地元住民の強い反対で見直しを迫られた出来事として、1990年前後に大きな問題となったインドのナルマダ・ダム事業がある<sup>28</sup>。この「事件」の後、日本政府・援助機関は大規模な住民移転を伴うようなダム建設事業への融資を行わないようになった。また、上記のインドのナルマダ・ダム事業やインドネシアのコタパンジャン・ダム（1979年建設開始、1996年完成）などの巨大ダム建設事業支援をめぐる論争を受けて、日本の援助機関でも住民移転や環境への影響に関する配慮の必要性がより強く認識されるようになった<sup>29</sup>。

日本がその援助に際しての「環境社会配慮ガイドライン」を正式に策定したのは、JBIC（旧国際協力銀行）の場合2002年4月（環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン）、JICA（国際協力機構）の場合2004年4月（JICA環境社会配慮ガイドライン）である<sup>30</sup>。中国の環境社会的配慮に関する取り組みの強化は、日本に遅れること約15-20年くらいといえることができる。

また、援助にかかる汚職の問題は、日本の場合、1980年代半ば、フィリピンのマルコス政権が（1986年2月に）倒れた後、日本のODA事業を受注していた丸紅などの商社や企業がマルコス政権の発注権限のある高官などに賄賂を贈っていたことが表沙汰になり、その額は新聞情報では受注額の約2-3割にも達したとされる<sup>31</sup>。フィリピンのマルコス政権崩壊後の民主

化と前政権下の事業の情報公開により、こうした日本のODA事業の問題点が浮き彫りになった経緯は、ミャンマーの民主化・政変（民政移管）によってそれまでの中国主導の事業の問題が表面化した経緯と重なる。

OECD/DACでも1989年以来反汚職に取り組み、1999年には「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約（OECD外国公務員贈賄防止条約）」が発効し、日本政府は98年に署名、99年に発効し、海外での贈賄防止について同条約に基づく措置を講じることとなった<sup>32</sup>。中国はOECDに加盟しておらず、上記の条約に加盟しているわけではないが、日本に遅れること約20～30年たって、同じような状況に直面しているとも言える。

#### （4）中国の経済協力の「リベラル化」仮説？

実際、中国の援助政策の「リベラル化」の兆候もないではない。ここでいう「リベラル化」とは、「自国の国益追求を進めながらも、そのためにも国際社会との協調を重視する行動をとること」を意味する。

その一つの兆候は、先のミャンマーのミツソンダムの中断事例にみられるように、中国政府や経済協力事業を進める国営企業が、相手国での事業に伴う環境問題や住民移転の制約をより認識し始めたことである。相手国でのインフラ建設などの事業実施に際して、中国国内のように政府の一方的な決定で住民移転を実施できるわけでもなく、住民や世論の反対で事業が頓挫することもある、住民の意向や環境への配慮なしでは事業が進められないとの認識を強めてきた可能性がある。インドネシアのジャカルターバンドン間の鉄道建設事業は、日本との間で受注をめぐる競争になった後中国企業による建設事業となったが、住民移転問題がネックになってほとんど進んでいない。

また、中国開発銀行や中国輸出入銀行の融資事業に際しての、調達の入札手続きがより透明になったり、事業の審査が慎重になってきた兆候がある。例えば、バングラデシュの中国事業において、中国企業タイドなので中国企業間ではあるものの競争入札方式がとられたり、ケニアの「北部回廊鉄道ネットワーク（ケニア標準軌鉄道）事業」の第2期（ナイロビ－マラバ鉄道部分）の後半部分は、事業の採算性などへの懸念から中断となったとされる<sup>33</sup>。

第二の兆候は、債務問題への対応である。欧米日のOECD／DAC（経済協力開発機構／開発援助委員会）を中核とする国際援助コミュニティでは、2000年に重債務貧困国（HIPC）に対してそれまでの債務を帳消しにし、その後の支援は主として無償援助の形態で支援を行うようになった。ところが、そうした債務帳消しが行われた途上国の多くに対して、2000年以降、中国は多額の融資を供与しはじめた。その意味では、中国はHIPCに対する債務帳消しの国際的枠組みにフリーライドして自国の経済的利益を追求した形である。それはそうした途上国にとってもありがたい資金提供ではあったが、やがて「債務の罫」といわれるように債務が急速に拡大し、中国支援の大規模事業の融資資金の返済が困難になる事例が増えつつある。また、表2で示したように、中国による巨額の融資を原資とした巨大事業の将来の返済のリスクを問題視した新政権により、事業の見直しあるいは縮小がなされた事例も、マレーシアやスリランカなどで生じている。

こうしたことは中国政府・国営企業にとっても悩ましい事態であり、債務返済困難に陥ったアフリカの国々に対しては部分的な債務の帳消しに応じざるを得なくなっている。中国政府による無利子借款の最初の債務減免は2003年に生じたこととされ、この年は合計105億元、すべて

アフリカ諸国であった。こうした事例はその後も毎年拡大し、2012年時点での承諾済み債務減免の累計額は838億元に達したとされる<sup>34</sup>。また、2017年の第7回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）に際しては、多くのアフリカ諸国に対する政府借款（商務部の無利子借款など）の帳消しに応じた<sup>35</sup>。（ただし、中国輸出入銀行や中国開発銀行などの政府系金融機関の融資は別<sup>36</sup>。）

更に、2020年6月には、開発途上国でのコロナ禍の拡散に対応し、中国政府は、77の発展途上国・地域に対して債務返済の一時猶予措置をとること、および2020年末に満期を迎える中国政府の無利子貸付の返済免除を打ち出すことを表明した<sup>37</sup>。こうした流れを受けて、2020年11月に開催された五中全会（中国共産党第19回中央委員会第5回全体会議）で打ち出された第14次五カ年計画には「国際的慣例と債務持続可能性原則に基づき融資体系を健全化」との方針が記載された。

第三の兆候は、アジアインフラ投資銀行（Asia Infrastructure Investment Bank、以下 AIIB と略称）の行動規範である。中国は2015年に、中国主導でアジア地域のインフラ建設資金を供与する国際的な枠組みとして AIIB を設立した。AIIB の設立は、中国の経済的利益を実現するための、二国間の経済協力に続く中国主導の多国間の枠組みづくりであり、そのガバナンスの不透明さが当初は問題視されていた。しかし、事業開始後の AIIB の融資案件は、世界銀行・ADB との協調融資が中心であり、これら国際開発金融機関と同じ環境・社会的インパクトのガイドラインを共有しており、また調達のガイドラインも共有している。

そもそも、AIIB は中国財政部の管轄であり、中国財政部は世界銀行や ADB などの国際開発金融機関を管轄し、長年、これら国際機関の理

事室などで政策判断を共有してきた組織であり、中国の政策決定メカニズムの中では最も「国際協調派」の人々であり、彼らが管轄するAIIBが世銀やADBなどの国際金融担当官庁が主管する国際機関と協同行動をとるのは、グレアム・アリソンが提示した「組織過程モデル（官僚政治モデル）」に則して考えても自然である（Allison 1972）。ただし、財政部は中国の政策決定システムの中では必ずしも影響力が大きいとは言えず、重要な政策は党首脳部の判断に左右されるものと考えられる。

要するに、中国の経済協力政策には、自国の国益追求の結果生じてきた制約に対応する形で「リベラル化」の傾向もいくつかみられる。

#### （5）「リベラル化」の要因説明—いくつかの異なる視角

上記の仮説が正しいとすると、その中国の経済協力政策の「リベラル化」を促す要因は何であろうか。

第一に考えられる要因は、高まる国際的圧力・批判である。しかし、そうした国際的圧力だけでは、中国の政策の「リベラル化」は説明しにくい。

1980年代以降の日本の援助政策が欧米ドナーのスタンスに近づいてきたことは、経済大国にふさわしい国際貢献を求める国際的圧力もあって、日本の外交的スタンスが欧米との協調をより重視する方向に変化してきたことと連動している。その背景には、日本の相対的な経済力が低下し、国際協調の中でより広い視野で国益を定義するようになったことがあると考えられる（国際関係論で定義する liberalism の議論）。

一方、中国は2000年代以降、急速にその経済力・金融力を拡大してきており、こうした国力の拡大局面で、あえて、国際協調に転ずるイ

ンセンティブは大きくはないであろう。もちろん、経済大国化するにともなって、国際的な貢献をより強く意識するようになるとの仮説も可能かもしれない。あるいは、中国の経済協力や事業に対する批判の声が国際社会での中国の立場に有利に作用しないと判断につながり、その意味で国際的な圧力や市民社会を中心とする国際世論の影響もないとは言えない（国際関係論で定義する、ある種の constructivism の議論）。

しかし、より説得力のあるもうひとつの説明の仕方は、これまでの自国・自国企業中心の進め方ではうまくいかない現実に直面して、自国・企業の利益保護を実現可能な範囲で追求する上で、事業実施上の実務的な必要性に迫られて否応なく政策を変えてきた、とする議論である（国際関係論で定義する、ある種の realism の議論）。より具体的には、①途上国で経済協力事業（および経済活動）を円滑に実施するためには、住民移転や環境への影響への配慮を無視することはできずより重視せざるを得ない、②住民移転や環境への影響への配慮を示す方法として、環境・社会ガイドラインや調達手続きなどに関して国際社会ですでに定着している国際基準にあわせざるを得ない、③債務返済困難の状況に対処するには、IMFなどの国際的枠組みによる債務返済能力の審査や債務削減手続きを共有し、最終的には返済猶予や帳消しなどの対応に応じざるを得ない、という現実に直面するようになった、ということである。

上記のいずれの要素も考えられ、もちろん、中国国内の政策決定に関連する様々な主体（党首脳、商務部、財政部、人民銀行等）によって、考え方やスタンスやその政策決定への影響力には濃淡があるであろうが、全体的に見ると、それらの複合的な要因といえることができるかもしれない。



## まとめ

中国の援助や投資が拡大する中で、進出先で住民の反対や巨額の債務が問題となり事業が中断するケースが増えており、ミャンマーのミッソングムの事例は、その代表的な事例の一つである。その背景には、相手国の民主化や政変といった事情も反映している。本稿第1節の結論は、中国当局もそうした現実直面して、ようやく、経済協力事業にあたって住民対策や汚職対策、社会的責任などを重視するようになってきたように見える、というものである。

第2節では、より広く中国の援助や投資にあたっての政策や姿勢の変化を、1980年代以降に生じた日本の援助規範の変容と比較しつつ、それを中国の経済協力の「リベラル化」ととらえ、その変化の要因を説明する幾つかの仮説を提示した。

中国の急速な経済的台頭が既存の国際経済秩序にどのようなインパクトを与えつつあるのか、中国自身がこれまで欧米主導で形成されてきた国際秩序や国際的なルールに対してどのように対応しようとしているのかは、現在進行中の大きなテーマである。本論は、ミャンマーのミッソングムの事例を手がかりに、中国の経済協力に際しての環境社会的配慮などの「規範」の変容の可能性に焦点をあてて論じたものである。

こうした環境社会的配慮については、実務的な必要に迫られて「リベラル化」の兆候が見られるとの結論であるが、これは中国の外交姿勢全般に関してもあてはまる結論というわけではない。経済協力に際しての実務的な「規範」の変化は、中国国内の経済協力に関わる担当省庁や実施機関の政策・姿勢に関するものであって、中国の政府首脳や共産党組織の上層部の政策や外交姿勢は別のアジェンダである。他の途上国での様々な事例や、関連する問題領域での中国

の行動や政策の変化についての動向を詳細に分析し比較検討することによって、より広い結論が導き出せるものと考えられ、引き続き研究を進めていきたい<sup>38</sup>。

## 主要参考文献

- 朝日新聞取材班 [2019] 『チャイナスタンダード－世界を席卷する中国式』朝日新聞出版。
- 稲田十一 [2020] 「ドナーとしての中国の台頭とそのインパクト－カンボジアとラオスの事例」、金子芳樹・山田満・吉野文雄編 『「一带一路」時代のASEAN』(第2部第6章)、明石書店。
- 稲田十一 [2013] 「中国の四位一体型の援助－アングラ・モデルの事例」、下村恭民・大橋英夫編 『中国の対外援助』日本経済評論社。
- 榎本俊一 [2017] 「中国の一带一路構想は「相互繁栄」をもたらす新世界秩序か?」RIETI Policy Discussion Paper Series 17-P-021、経済産業研究所。
- 交通経済研究所 [2018] 『運輸と経済』(特別号「一带一路」をどう読み解くか?)、12月号。
- 小林誉明 [2008] 「アジア新興ドナーの台頭と日本の援助」FASID国際開発援助動向研究会第73回会合報告資料。
- 下村恭民／大橋英夫／日本国際問題研究所編 [2013] 『中国の対外援助』日本経済評論社。(Shimomura, Yasutami, Hideo Ohashi [2013], *A Study of China's Foreign Aid*, Palgrave.)
- 末廣昭／大泉啓一郎／助川成也／布田功治／宮島良明 [2011] 『中国の対外膨張と大メコン圏(GMS) /CLMV』東京大学社会科学研究所。
- ミッシェル、セルジュ、ミッシェル・ブーレ(中平信也訳) [2009] 『アフリカを食い荒らす中国』河出書房。(Michel, Serge et Michel Beuret [2008] *La Chinafrique*, Grasset & Fasquelle.)
- ミラー、トム(田口末和訳) [2018] 『中国の「一带一路」構想の真相』原書房。
- ワンイーウェイ(川村明美訳) [2017] 『「一带一路」詳説』日本橋報社。
- Allison, Graham T [1972] *Essence of Decision: Explaining the Cuban Missile Crisis*, Little, Brown



- and Company. (グレアム・T・アリソン著、宮里政玄訳 [1977]『決定の本質－キューバ・ミサイル危機の分析』中央公論社。
- Brautigam, Deborah [2009] *The Dragon's Gift: The Real Story of China in Africa*, Oxford University Press.
- Copper, John F. [2016] *China's Foreign Aid and Investment Diplomacy, Volume I: Nature, Scope, and Origins*, Palgrave Macmillan (US).
- Halper, Stephan [2010] *The Beijing Consensus: How China's Authoritarian Model will Dominate the Twenty-first Century*, Basic Books. (ステファン・ハルパー著、園田茂人／加茂具樹訳 [2011]『北京コンセンサス－中国流が世界を動かす』岩波書店。)
- Hurley, John, Scott Morris, Gailyn Portelance [2018] *Examining the Debt Implications of the Belt and Road Initiative from a Policy Perspective*, CGD Policy paper 121.
- Institute of Development Studies (Sussex University) [2014] "China & International Development: Challenges & Opportunities," *IDS Bulletin*, Vol. 45, No.4, June 2014.
- Ikenberry, G. John [2008] "The Rise of China and the Future of the West: Can the Liberal System Survive?" *Foreign Affairs*, Jan/Feb.
- Kirchherr, Julian, Katrina J. Charles & Matthew J. Walton [2017] "The interplay of activists and dam developers: the case of Myanmar's mega-dams," *International Journal of Water Resources Development*, 33-1.
- Leung, D., Zhao, Y., Ballesteros, A., & Hu, T. [2013] "Environmental and Social Policies in Overseas Investments: Progress and Challenges in China." *Issue Brief*, World Resources Institute.
- Li, Chenyang & Shaojun Song [2018] "China's OBOR Initiative and Myanmar's Political Economy", *The Chinese Economy*, Vol. 51, Issue 4.
- Li, Ruogu [2008] *Institutional Sustainability and Economic Development: Development Economics based on Practices in China*, China Economic Publishing House.
- Moyo, Dambisa [2009] *Dead Aid: Why Aid is Not Working and How There is Another Way for Africa*, Penguin Books.
- Paerker, Sam, Gabrielle Cheflitz [2018] *Debtbook Diplomacy: China's Strategic Leveraging of its Newfound Economic Influence and the Consequences for U.S. Foreign Policy*, Harvard Kennedy School.
- Shambaugh, David [2013] *China Goes Global: The Partial Power*, Oxford University Press. (デ イビッド・シャンボー著、加藤祐子訳 [2015]『中国：グローバル化の深層』朝日選書。)
- Soong, Jenn Jaw & Kyaw Htet Aung [2020] "Myanmar's Perception and Strategy toward China's BRI Expansion on Three Major Projects Development: Hedging Strategic Framework with State Market", *The Chinese Economy*, August 27.
- Walker, Christopher, Jessica Ludwig [2017] "From Soft Power to Sharp Power: Rising Authoritarian Influence in the Democratic World," *Sharp Power*, National Endowment of democracy.
- Welsh, Bridget, Myat Thu, Chong Hua Kueh and Arkar Soe [2020] *Myanmar: Grappling with Transition (2019 Asian Barometer Survey Report)*, Strategic and Research Development Center.
- Zhu, Xianghui [2019] "China's Mega-Projects in Myanmar: What Next?", *Perspective*, ISEAS (Institute of Southeast Asian Studies, Singapore), No. 84 10/17.

<sup>1</sup> タイとの国境は2,416km、インドとの国境は1,468km。

<sup>2</sup> 世界最大の三峡ダムは2,250万kw。黒部ダムは25万kw。

<sup>3</sup> ただし、そこで具体的事業として列挙された事業は、それまでバラバラに進められていた様々な事業を整理したものであり、内容的には新味はないとの指摘もある。

<sup>4</sup> ヤンゴンの商工会議所によれば、商工会議所に持ち込まれる商取引の係争案件の大半は中国企業とのことである。(2020年2月19日ヒアリング)

<sup>5</sup> The standoff over the Myitsone dam project in Myanmar: Advantage China, *Burma Focus* 2019, IV, p.45より。

- <sup>6</sup> その総発電量の10%は無料でミャンマー側に提供され、更に20%を上限として市場価格でミャンマー側が買い取ることができる、との報道もある。Wait and see” for Myitsone Dam’s future, *Myanmar Times*, 2017/4/24.
- <sup>7</sup> 2016年末にヤンゴン大学 (Yangon School of Political Science) IFCによって実施された調査によれば、ミャンマー国民の約85%がミツソンダムに反対しているとされる。(The Chinese mega-dam in Myanmar that is hampering the peace process, *Burma Focus* 2019, IV, p.75)
- <sup>8</sup> ただし、売電の対価として年間5億ドルをミャンマー政府に支払うとの契約とされ、この情報が正しければ (公式には公表されていない)、これはミャンマー政府の財政にとっては大きな金額である。KDNG (2007) *Damming the Irrawaddy*, (<http://burmacampaign.org.uk/media/DammingtheIrr.pdf>) より。
- <sup>9</sup> Ministry of Electricity and Energy の統計。2019年12月には50%に達したとされる。
- <sup>10</sup> この企業は、ミャンマーの軍事政権と関係の強いSteven Law所有の企業であるとされる (U. S. Embassy [2011]. US embassy cables: how Rangoon office helped opponents of Myitsone dam. より)
- <sup>11</sup> *Independent Expert Review of the Myitsone Dam EIA* [2011], Changjiang Institute of Survey, Planning, Design and Research (CISPDR) / Biodiversity and Nature Conservation Association (BANCA) の共同調査。
- <sup>12</sup> 2020年2月8日より20日までの期間、ヤンゴンおよびカチン州で現地調査を実施した。
- <sup>13</sup> Aung San Suu Kyi’s Myanmar dam dilemma with China, *BBC News*, 27 July 2019.
- <sup>14</sup> 移転住民へのインタビューに基づく (2020年2月)。
- <sup>15</sup> The Chinese mega-dam in Myanmar that is hampering the peace process, *Burma Focus* 2019, IV, p.78.
- <sup>16</sup> Myanmar’s Karen displaced in a quagmire, *Burma Focus* 2019, IV, p.59.
- <sup>17</sup> China, Myanmar tighten their Belt and Road ties, *Burma Focus* 2020, II, p.56-57.
- <sup>18</sup> The Chinese mega-dam in Myanmar that is hampering the peace process, *Burma Focus* 2019, IV, p.76.
- <sup>19</sup> The Standoff Over the Myitsone Dam Project in Myanmar: Advantage China, *Burma Focus* 2019, IV, p.47.
- <sup>20</sup> Myanmar stuck between Beijing’s Demands, Public Opposition, *Burma Focus*, 2019, IV, p.3.
- <sup>21</sup> Xi visits Myanmar to push Belt and Road plan, *Burma Focus*, 2020, II, p.23.
- <sup>22</sup> China, Myanmar tighten their Belt and Road ties, *Burma Focus* 2020, II, p.57.
- <sup>23</sup> Why Is China In a Hurry to Revive the Myitsone Dam Projects?, *The Irrawaddy*, 2019/1/15.
- <sup>24</sup> Has the US lost Myanmar to China?, *Burma Focus*, 2019, IV, p.48 – 49.
- <sup>25</sup> 「中国政府、海外での事業に対する環境保全指針を発表」『メコン河開発メールニュース』2013年5月9日。
- <sup>26</sup> 「中国でも広がるか？ 開発金融での環境社会配慮」『ハフポスト』2018年9月27日。
- <sup>27</sup> 例えば、2020年5月にトランプ政権が連邦議会あてに送った「米国の中国に対する戦略的アプローチ (United States Strategic Approach to The People’s Republic of China)」と題する公式文書の中でも、中国の「略奪的な経済慣行 (predatory economic practices)」に歯止めをかけることが謳われている。
- <sup>28</sup> ナルマダ川周辺では、1980年代に30の大規模ダム、135の中規模ダム、3,000の小規模ダムの建設を含む「ナルマダ渓谷開発計画 (NVDP)」という巨大計画が作られた。この計画のうちのひとつが「ナルマダ・ダム」として有名な「サルダル・サロバル・プロジェクト」(世界銀行が融資後、国際的な抗議を受けて1993年に撤退)であり、その環境・社会面での多くの問題について、1980年代後半～1990年代初頭に世界および日本で大きな懸念の声があがり、日本政府 (JBIC) も円借款供与を中止した。批判論の典型的な文献として、鷲見一夫 [1984] 『ODA援助の現実』岩波新書。支援賛成論の典型として、渡辺利夫・草野厚 [1991] 『日本のODAをどうするか』NHK出版。
- <sup>29</sup> 日本のODAの「問題案件」として、インドネシアでの「コタパンジャン・ダム」などを取り

上げ批判した代表的な文献として、次があげられる。村井吉敬他 [1989]『無責任援助大国 ニッポン—フィリピン、タイ、インドネシア現地緊急レポート』JICC 出版局。

<sup>30</sup> 地球・人間環境フォーラム『開発プロジェクトの環境社会配慮』（環境省委託事業報告書）2001年3月。

<sup>31</sup> 日本の援助とマルコス政権の汚職の関係についてのいわゆる「マルコス疑惑」に関する文献は少なくなく、例えば、次の様な文献がある。横山正樹 [1994]『フィリピン援助と自力更生論—構造的暴力の克服』明石書店。

<sup>32</sup> 「贈賄・汚職との闘い」『OECD政策フォーカス』2001年3月。

<sup>33</sup> 北野尚宏（早稲田大学理工学学術院教授）の研究会での報告より（専修大学社会科学研究所「中国の国際経済体制へのインパクト」研究会、2020年10月3日）。

<sup>34</sup> 同上。

<sup>35</sup> 具体的な対象国・金額は明らかではないが、例えば、2017年にスーダンに対して1億6千万ドルの債務帳消しに応じたとされる。ただし、アンゴラの中国からの借款の大半は中国輸出入銀行や中国開発銀行の融資であるため、アンゴラの対中国債務の大半は減免されなかった。（2018年10月、アンゴラ財務省でのヒアリングにもとづく。）

<sup>36</sup> 商務部の管轄である無利子借款が債務減免（帳消し）に応じた事例があるのに対し、中国輸出入銀行・中国開発銀行の優遇借款に関しては減免に応じていないのは、前者の場合は、すでに予算支出済みであり、減免に際して新たな追加資金が不要で、会計上、減免分を無償援助の形で相殺できるのに対し、後者の場合、資金回収が前提とされており、減免となった場合は追加的な予算支出が必要であって、こうした会計上の扱いの違いがその対応の違いの背景にあるとの指摘がある。（前掲、北野尚宏の研究会での質疑応答による。）

<sup>37</sup> 「中国、77カ国・地域の債務返済を猶予」*Record China*, 2020年6月8日。「習近平国家主席、債務免除を含めたアフリカへの支援を表明」『JETRO ビジネス通信』、2020年6月24日。

<sup>38</sup> 本論文は、以下の研究助成の研究成果の一部である。

（1）平成29（2017）年度・専修大学研究助成（個別研究）「東南アジアにおける中国の援助の実態とその政治経済社会インパクトの研究」

（2）平成30—令和2（2018—2020）年度・文部科学省科学研究費（基盤研究C・一般）「援助供与国としての中国の台頭と国際援助体制へのインパクトの分析」

# ミシェル=ベルンシュタインが捉えようとした フランス革命像を探し求めて

—「ベルンシュタイン文庫」史料の比較調査結果と今後の活用の方向性を展望する—

近江 吉明

## はじめに

それにしても、本学は、とてつもない価値を秘めたフランス革命関連史料コレクションをよくも確保したものである。当然だが、それ以来、本学はそのコレクションを「ミシェル=ベルンシュタイン文庫」<sup>(1)</sup>（以下、「ベル文」と略記）と命名し、そのマイクロフィルム化や目録作成の準備を進めながら、稀少性の高い個別史料を多面的に運用するなどの社会的、文化的なレベルでの発信を継続してきている。

「ベル文」は、本学が1977年に創立100周年を記念して、フランスの書誌学者・古書籍商ミシェル=ベルンシュタイン-ロラン Michel Bernstein-Rolin (1906-2003)<sup>(2)</sup> から購入したものである。それから44年目に至っているが、貴重書庫を管理する本学図書館の関係者の方々の長年にわたる史料整理の努力や、これに係わってこられた多くの教員の専門的助力によって、その全容が史料学的な分析調査手続きを経る中で輝き始めている。こうして、今や世界から注目されている膨大な「ベル文」史料群は、「フランス革命」という近代国民国家成立過程に大きな痕跡を残した歴史上の「世界遺産」と宣言してもよいほどの、人類史的偉業を証明する史料群の一部を占めるものとして、認知されるまでになっている。

さて、そうした「ベル文」の関係者の一人である筆者だが、本学への入職とほぼ同時に始

まった「ベル文」との係わりは、筆者が2019年度末に定年で退職するまで26年間続いた。本稿では、とりわけ筆者が「ベル文」所蔵史料の本格的研究に着手した1998年からの歩みと、2004年から開始されたフランス側のフランス革命研究者との「ベル文」史料の比較調査研究の中間総括をし、次いで、その過程で浮き彫りになって来た当該史料の「基礎的研究」の成果に言及し、その作業の中で顕在化することになるM.ベルンシュタインのフランス革命認識とそれに基づいて形作られた彼のフランス革命像に迫ることにしたい。

もともと、筆者はフランス中世後期～近世期の民衆史や民衆蜂起史研究を50年近くにわたって継続してきたが、1994年からの「ベル文」史料との出会いは運命的であったとは言え、それほど無関係な研究対象に遭遇したとの思いはなかった。フランス革命期の民衆史・民衆蜂起研究への新たな接近との認識の下、何の矛盾もなく筆者の研究領域に組み込まれることになった。しかし、当初は膨大な「ベル文」史料を前にして確たる手がかりを得ていたわけではなかった。また、本学人文研「フランス革命史料研究センター」でのセンター長を引き受けても、せいぜい日本国内のフランス革命研究者を組織するための定例研究会を継続させていただきだった。「ベル文」史料群との納得のいく交わりは出来ず、まだ暗雲たちこめる闇の中を彷徨っていたと言ってよい状況下にあった。

そうしたスタンスを大きく変更せざるを得なくなったのが、人文研・仏革センターでの「ブリュメール18日の200年」国際シンポ（1999年）での議論と、人文研編『フランス革命とナポレオン』（未来社、1998年）の編集を通してであったように思う。「ベル文」との絡みで国際シンポや出版の企画を準備するにあたって、どうしても、それらに関連する「ベル文」史料確認のための調査が必要となったからであった。

では、そうした筆者の主体的な「ベル文」史料群への急激な接近が、その後、どのような史料の出会いと発見へとつながり、また、一見すると無謀とも思えるこの史料群内での「迷走」先で、どんな偶然と必然の中で日本やフランスのフランス革命研究者とのコラボを生み出し、「ベル文」史料の比較調査研究のルールへと辿り着いたのかを振り返り、次いで、M. ベルンシュタイン像および彼のフランス革命認識の分析によって当該史料群の持つ多様な価値に迫ってみることにする。

ただ、後述するようにこの比較調査研究は厳密な意味で完了してはいないが、結果的に、ここまでの筆者の「ミイラ取り」の足跡が、当該史料群の収集者であった、M. ベルンシュタインの「メサージュ」でもある「フランス国立図書館（BN）には存在しない」史料探しという一種の「仏革史料収集戦略」に巻き込まれた行為であったとするならば、ここまでの格闘は、ただ彼の掌の上を彷徨ってきたということになる。という意味合いにおいて、本稿は、「ミイラ」にはなりたくない筆者の悪あがきとなるのかもしれない。

## I、「ベル文」史料の本格的な比較調査研究を終えて

「ベル文」史料との筆者の係わりは結果的に

二つの土俵上において繰り広げられた。一つは、フランス革命期における「民衆史・民衆蜂起史（ジャクリー）」研究の推進場面においてであり、二つには、「ベル文」史料の史料学的な基礎的調査研究の取り組みにおいてであった。しかし、後者の課題は、M. ベルンシュタインによって「BNには存在しない」とされた諸史料の確認作業であったがゆえに、「BNには存在しない」のかどうかの視点にとどまらない史料論の面での奥深い問題を伴っているために、まだまだ不確実性を残していることははっきりさせておきたい。

以上の2点についての調査研究の流れとそれらの成果を明らかにしておこう。ただし、2点目については、M. ベルンシュタインが当該史料コレクションの一括売却に拘ったことの背景にも言及することになる。

### (1) 民衆史・民衆蜂起史研究の中での「ベル文」史料

1998年の夏、パリ市歴史図書館にて1358年のジャクリー蜂起 *Jacquerie* 関連史料の最終確認をしていたときに、筆者は、それらの史料カードの1枚に「盗賊団と蜂起衆についての国王書簡」と手書きされたものに目をとめた。閲覧請求をしてその内容を検討したところ、それは、後に「ベル文」でも確認することになる、1789年9月2日付の国王通達<sup>(3)</sup>であった。分類項目にジャクリー *jacquerie* と普通名詞で記載されているところを見ると、これを分類したアルシヴィストが、この史料内容が18世紀の民衆蜂起（ジャクリー）の一つであると判断したからであろうと考えられた。その時には、それだけの印象で終わったが、後になって、その史料内容がG. ルフェーヴル<sup>(4)</sup> やA. ソブール<sup>(5)</sup>らの仕事の一つでもある「農民の革命」論の中で論じられている「反領主城館闘争」



(=ジャクリー) の一つの動きであることに気付いた。

すぐにルフェーヴルの『1789年』<sup>(6)</sup> を読み見直したところ、いわゆるグランド-プール (大恐怖) 期に王国各地に多様な形の「反領主城館闘争」が発生していたことが見えてきた。また、『1789年の大恐怖』<sup>(7)</sup> では、「1789年7月末から8月初頭までの反領主闘争」の発生地域が地図上に図示されていたこともあり、俄かにフランス革命期のジャクリーの動きに着目することになった。同時に、「ベル文」史料内にもジャクリーの痕跡を見出せるのではとの確信を強めることとなった。

帰国して、「ベル文」の『比較目録』に当たってみると、案の定、1789年の「9月2日付国王通達」が収録されていた。その際、ほぼ同種の1789年8月9日付の国王布告<sup>(8)</sup> も発見することができた。さらに、この調査の過程でジャクリーに参加する農山村民の意識や願望・要求などを探るには、1789年に開催された全国三部会に伴い、同年春段階に開催されている各教区単位の第一次選挙集会時に作成された陳情書を読むべきではとの思いに至った。検索してみると、かなりの量の存在が分かり、数教区のそれをサンプリングしてみた結果、確かな手ごたえを得ることになった。それも、革命期のジャクリー研究として研究量の少ない地域と言われていたバス=ノルマンディー地方のオルヌ県に、無意識の内に注目したことが幸いした。こうして、一気に「ベル文」史料内にターゲットを定めえたのである。

これがきっかけとなり、1999年夏にはオルヌ県文書館での史料調査を開始し、当文書館のアルシヴィスト、ジャン=クロード=マルタン Jean-Claud Martin 氏<sup>(9)</sup> の協力を得ながらオルヌ県域のジャクリー研究<sup>(10)</sup> を継続してきている。

## (2) 「BNには存在しない」史料の比較調査結果

さて、「ベル文」史料群の調査研究であるが、その進め方としてすぐにでも着手できることとして浮上した調査対象は、「BNには存在しない」史料の確定作業であった。それらは、『比較目録』の6, 7巻に手書きカードをまとめるという形で収録されていた。その史料総点数は12,920点であった。手順としては、BNの電子検索システムであるOPALE PLUSの活用による確認作業であろうと思い、筆者は、2004年の夏にBNにてサンプリング調査を試みた。すると、数十点の史料検索が進んだところで、その時点で、何点かがすでにBNに「存在している」という現実直面した。しかし、そのことはM. ベルンシュタインが史料収集の中で比較の対象とした史料目録が、アンドレ=マルタンとジェラルール=ヴァルテール編の『フランス革命史目録』が1930～1950年代出版<sup>(11)</sup> のものであることから、当然、予測されたことではあった。

その段階で、「ベル文」史料の存在をまずはフランス側の研究者にも認識してもらうことの必要性を感じていた筆者は、2006年開催予定の本学社会知性開発研究センター・歴史学センター (以下、「社知性・歴史学センター」と略記) ORC「国際シンポジウム」での報告予定者で、パリ第1大学フランス革命史講座主任教授のジャン=クレマン=マルタン氏 Jean-Clement Martin に2005年の春に相談に乗ってもらうことにした。ソルボンヌの「フランス革命史研究所 (以下、「仏革研究所」と略記)」に出向き、『比較目録』第6, 7巻を持参しての事情説明を丁寧に行ない、次いで、その確認作業の方法としてBNの電子情報サイトを活用して検索することの良し悪しについて問うた。

これについて、J.-C. マルタン氏の対応は好意的で、素早く、かつ、説得的なものであった。

先ずは、東アジアの一私立大学図書館にフランス革命史関連史料群が「ベル文」と命名され保存されていることに対する驚きの表情を浮かべながらも、また、最初の作業として「BNには存在しない」史料なのかどうかを確認することの合理性については賛同していただけた。ただし、それだけではその検索作業は不十分であるとの指摘を受け、BN以外のフランス諸機関において所蔵史資料のデータベース化された史料目録での検索を同時に行なえば、まだ、それでもフランス全体を網羅しているわけではなかったが、さらに、「ベル文」史料の稀少性を高めることができるとの提案を受けた。

具体的に検索サイトとして提示されたのは、BNのBN-OPALE PLUS<sup>(12)</sup>とCCFr<sup>(13)</sup>であった。また、これらの検索作業については、本学の社知性・歴史学センターとパリ第1大学・仏革命研究所との間での共同比較調査体制を構築して、検索担当者を仏革研究所の関係者に当たらせることとし、その検索結果を随時、本学歴史学センターの『年報』<sup>(14)</sup>に掲載するというものであった。この比較調査体制は、2006年に本学内での承認を受け、2007年から正式に発足した。最初に検索担当としてお願いすることになったのが、マリア=プジョルス氏 Maria Betlem Castellà i Pujols (~2008年、5,066点)であった<sup>(15)</sup>。

その後、パリ第1大学および仏革研究所の事情により、2009年からはオート-ロワール県文書館副館長ティエリ=アルワン氏 Thierry Alloin<sup>(16)</sup>に比較調査を担当していただくことになった。

Th. アルワン氏に比較調査作業を依頼することになったのは、「ベル文」史料の分布が全体としてフランス南部に偏る傾向があり、とりわけオーヴェルニュ地方のオート-ロワール県関連史料が目立っていたこともあり、筆者が、当県文書館での比較調査を仏革命研究所のそれとは別に進めていたからであった。「ベル文」に

は数少ない陳情書マニエスクリ史料の中に当県関連のものが2点存在し<sup>(17)</sup>、その確認を手始めに行なっていたが、それらの作業を進めるにあたって、文書の閲覧などで便宜を図っていただいていたTh. アルワン氏と協力関係を構築していたことが幸いした。

その後、共同比較調査は2012年にかけて順調に進み、それらの調査結果は、2009年にスタートしていた日本私立学校振興・共済事業団「平成21年度学術研究振興資金」事業、「『ミシェル=ベルンシュタイン文庫』の史料学的研究」の中で発行を開始していた仏語版『年報』(2012年より発行元が「専修大学フランス革命史料研究センター」となる)に掲載された。以上のような、我々の共同比較調査は2013年に終了し、それらの調査結果をTh. アルワン氏が総括し、2014年に仏語版『年報』<sup>(18)</sup>に寄せている。

こうして、明らかになった『比較目録』第6、7巻の調査結果を整理しておこう。第6、7巻に収録された史料総数は12,920点である。そこには、Tome (各巻には長短複数の史料が収録製本され、それらには通し番号が付されている)番号で整理された史料群(T. 1~T. 5834) 11,593点の他に、Folio (2つ折りで4ページの形)番号で整理された史料663点と、Plano (全紙大の史料：政令や告示などの行政文書)番号で整理されたもの664点が含まれている。なお、第7巻には、最後に、「新聞・年報などの逐次刊行物」の目録が収録されているが、今回の調査では、とりわけ各新聞史料の出版様式の多様性などの問題の多さから調査対象外とした。

前述のように、この我々の共同比較調査の範囲は、BNに存在するかどうかの範囲を超えて、フランス全体の各種の文書館や図書館でデータベース化されたところの情報も調査対象となっていたため、結果的には、現時点で、まだフラ

ンス全体の中にとは限定できないまでも、「BNには存在しないがフランスの他の諸機関には存在する」史料を除いた、「『ベル文』にしか存在しない」史料を確認することとなった。

それらの詳細は、2014・2015年版『年報』<sup>(19)</sup>に収録したが、「『ベル文』にしか存在しない」史料総数は5,340点で、M. ベルンシュタインが「BNには存在しない」とした史料数の41.3%であることが判明した。事前に、筆者も含めた共同比較調査関係者の間では、それほど多くはないとの意見が多数を占めたが、意外にも、第6、7巻「ベル文」史料の4割を超えるものが、「唯一」ではないが「稀少」であったということは、あらためて、彼の仕事の凄さを浮き彫りにすることとなった。

### (3) M. ベルンシュタインによって巧みに仕組まれたメッセージ

以上のような比較調査を終えて、今、思うことは、筆者ばかりでなく当該史料コレクションに係わったすべての人々の、購入後に生じた史料整理やその活用に使われた様々な行動や諸企画が、我々独自の試みではなかったという確信である。つまり、彼が、史料収集に際して、そこに込めようとしたフランス革命認識の実現のために、連綿と続けたその歩みの中で熟考し、徐々に姿を捉えかけていたその確たる革命像の深奥に向かって、我々が、予定調和的に歩み続けているのではないかという疑念である。オルヌ県文書館の暗い閲覧室の一隅で、アランソンの食糧蜂起関連史料を読んでいるときに、ふと、筆者はそのような思いに襲われた。彼のメッセージがはっきりと聞こえた瞬間である。とはいっても、その思いが不愉快だったというのではない。むしろ何とも心地よいリズムカルな因果関係の中に引きずり込まれるような錯覚を覚える気分であった。

どうして、そのような認識にたどり着いたのかと言えば、その理由は単純であった。一つは、彼が「BNには存在しない」ことを強調した背景に係わることへの問いであり、二つには、彼が、「収集史料の一括売却」にこだわり続けたことの意味についての問いの中から導き出されたものである。

最初の問題の背景については、巷間ささやかれていた解釈はこうである。それは、彼が古書籍業者としての立場から、BNの目録との照合によって収集したフランス革命関連史料の商品価値を高めようとしたという見方である。この捉え方はしごく当然のことで、一般受けする解釈とも言える。

しかし、「BNには存在しない」ことの確認の狙いをそれだけに限定するのも無理が生ずる。言わずもがなのことではあるが、彼も、購入した史料を1点ごとに索引カードを作成し、史料情報を克明に記載している。これは、古書籍業者としてどうしても処理しなければならない基本的な作業の一つである。大量の史料群を前にして少なくはない重複史料の確認は古書籍商の初歩的取組である。また、それにとどまらず、この仕事は、必然的にそれぞれの史料がマニュスクリであれば原本なのか写本なのか、活字印刷史料であれば発行者や発行地・印刷所の違いなどによる異版なのかどうかなどの点検をすることになる。その際、誰であれ参考とするのが、公刊されているフランス革命関連史料目録<sup>(20)</sup>である。従って、彼もBNが当時すでに公刊していた目録を利用したとみるのが自然なように思える。

その結果として、収集した史資料の史料的価値を見定めようとしたことは間違いはない。だからといって、彼はこれで確認作業が完全に終了したとは思っていない。たかだか、BNが所蔵するフランス革命関連史料目録との比較点検作

業にとどまっている。当時、まだ公刊されていないが、目録を持つフランス国内の多くの各種図書館、国立古文書館、各県文書館、地方文書館などの情報に当たらなければ、自分の仕事が完成することが無いことを、彼が、書誌学者としての立場からしても、十二分に理解していたとみるのが至極当然のことだからである。しかし、彼にはそれをダイナミックに押し進めるのには余力が乏しかった。だから、彼は本学への売却にあたって、「私の革命期史料コレクションについての回想録」<sup>(21)</sup>なる書簡を添付したのであった。

そして、この書簡には彼が「収集史料の一括売却」に拘ったことの原因が明示されているのである。つまり、「一つの恐れが私につきまるとして離れなくなりました。(中略)、その他多くの人々について作り上げた史料全体、この努力のすべて、この何年にもわたる作業のすべて、私の宝とするコレクションが、19世紀の終わりに、ポシエ=デロシュやナダイヤックのコレクションの場合に起こったように、私の死後売却され、四散してしまうのではないかと懸念にとりつかれていたのです。(中略)私が生きている間に、適正な条件で、何よりも売却後全体が分割されないことを条件にして、一括して売るよう努力する(後略)」<sup>(22)</sup>と明言している。なるほど、そうだったのか。彼が全力を尽くして収集した、彼なりの理念を背景とした革命像に係わる革命事象や革命家についての史料群が、彼の収集意図とは無関係に、切り崩されて散逸してしまうという流れを、彼としては、どうしても阻止しなければならなかったのである。

これほど正直な態度表明も珍しいとも言えるが、逆に言えば、それほど彼のフランス革命認識は独特であって、それに基づく多面的な革命

像が巧みに練り上げられていたということになる。ただし、この段階では、彼の我々に対するそのメッセージが求める方向に向かって、我々が歩んでいることは間違いないとしても、その全容を明確に語れるほどの確証を得てはいないし、ましてや、その核心に辿り着いているとは到底言えない。

それでも、これまでの共同比較調査の作業の中で、断片的ではあるがいくつかのそれらしき革命像に遭遇してはきている。ただ、それらは輪郭をほのかに示すのみで、これまでのフランス革命史研究のどの部分に修正を迫ろうとしているのか、まだまだクリアにはなっていない。それを裏付けるほどの「ベル文」史料の基礎的研究(以下、「基礎的研究」と略記)は蓄積されていない。

## II、「ベル文」史料のさらなる「基礎的研究」の推進

筆者が、M. ベルンシュタインの収集した多様な史料群についての「基礎的研究」の重要性に気付いたのは、フランス側のアルシヴィストやフランス革命史研究者との交流を通してであった。彼らが筆者に与えた影響は数限りなくあるが、その中でも、この「研究」に欠かせない研究姿勢として教えられたことは、「ベル文」史料1点ごとに、M. ベルンシュタインの史料収集の狙いが込められているのだという指摘であった。

本章では、そうした新たな問題意識に基づいた研究姿勢の下で、彼らとの協力関係が始まってからの約20年間の間に進められた「基礎的研究」のいくつかの試みを整理して、「ベル文」史料の中にM. ベルンシュタインのフランス革命認識の断片を見定めていくことにしたい。



(1) オートロワール県文書館との共同「基礎的研究」路線へ

時間的にみて、筆者が最初に「基礎的研究」に着手したのは、オート-ロワール県関連史料についてであった。前述のように、当県文書館副館長のTh. アルワン氏には共同比較調査をすでに依頼しており、また、「ベル文」史料に収録されていた、ル-ピュイセネシャル管区の1789年3月1日作成の下級選挙集会時「陳情書」マニュスクリの調査を進めていく中で、結果として当県文書館と「ベル文」史料の当県関連史料との比較調査の方向性が検討されたからである。

というのも、当県のフランス革命関連史料の目録は作成されていたが、まだ、データベース

化されていなかったために、比較調査のスピードアップを図るべく、まずは、「ベル文」側の当県関連史料の収録状況を前提にした史料の「分類リスト」を作成することになったからである。原案を筆者が提示し、それを、Th. アルワン氏が当県文書館所蔵の革命関連史料目録の分類形式と比較しながら最終の「分類リスト」案を作成する流れで進められた。また、そこでの議論の中では、当該リストは、オートロワール県文書館だけでなく、データベース化が遅れている他県文書館との比較調査においても有効なものにするようにとの配慮も怠らなかった。その結果、以下のような「分類リスト」<sup>(23)</sup>と相成った。

(括弧内は「ベル文」所蔵の史料点数)

**Plan de classement**

<b>A - Administration centrale et assemblées nationales (17)</b>
I. Législation, correspondance, rapports et proclamations d'ordre général
II. Correspondance générale recue
<b>B - Administration générale du département (71)</b>
I. Organisation générale
1. Correspondance préfectorale
2. Conseil général et directoire
a) Correspondance générale de l'administration départementale et enregistrement des lois
b) Installation et liste des administrateurs
c) Organisation et fonctionnement
d) Discours, procès-verbaux des sessions et arrêtés
Conseil général
Directoire
3. Procès-verbaux des districts
a) Brioude
b) Le Puy-en-Velay
c) Yssingeaux
4. Rapports, avis, opinion d'ordre général du représentant du peuple en
Mission en Haute-Loire, des députés et administrateurs du département
II. Cahiers de doléances

<ul style="list-style-type: none"> <li>1. Tiers Etat</li> <li>2. Clergé</li> <li>3. Noblesse</li> </ul> <p>III. Etats généraux</p> <p>IV. Divisions et limites territoriales</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Département</li> <li>2. Districts</li> <li>3. Cantons</li> <li>4. Communes</li> </ul> <p>V. Organisation administrative et fonctionnement des administrations, des bureaux, des transmissions et des relations générales entre les autorités</p> <p>VI. Personnel administratif</p> <p>VII. Organisation et administration générales des communes</p> <p>VIII. Topographie</p>
<b>C - Comités révolutionnaires et clubs (5)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Sociétés populaires</li> <li>II. Société des amis de la constitution</li> </ul>
<b>D - Correspondance personnelle et mémoires individuels (0)</b>
<b>E - Elections, nominations (14)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Organisation générale</li> <li>II. Listes de notabilité et d'éligibilité</li> <li>III. Assemblées primaires</li> <li>IV. Elections législatives</li> <li>V. Elections cantonales</li> <li>VI. Elections municipales</li> </ul>
<b>F - Comptabilité de l'Etat, des départements et des communes (7)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Comptabilité générale</li> <li>II. Comptabilité des anciennes administrations</li> <li>III. Comptabilité des municipalité et des communes</li> </ul>
<b>G - Contributions (50)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Personnel</li> <li>II. Anciennes contributions</li> <li>III. Organisations générale de la perception, du recouvrement et de l'apurement des comptes</li> <li>IV. Contributions directes <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Répartition, recouvrement</li> <li>2. Contributions foncière</li> <li>3. Contributions personnelle et mobilière</li> <li>4. Patente</li> </ul> </li> <li>V. Contributions indirectes</li> <li>VI. Emprunts forcés, extraordinaires ou de guerre, taxes révolutionnaires et souscription</li> </ul>

VII. Enregistrement et timbre
<b>H - Monnaie, assignat (4)</b>
<b>I - Biens nationaux (7)</b>
<b>J - Police (75)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Organisation générale</li> <li>II. Personnel</li> <li>III. Bâtiment</li> <li>IV. Gendarmerie</li> <li>V. Police administrative</li> <li>VI. Maintien de l'ordre public</li> <li>VII. Ordre moral</li> <li>VIII. Destruction des symboles d'Ancien Régime</li> <li>IX. Contre-révolution <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Dénonciation et répression générale de l'opposition au régime</li> <li>2. Emigrés</li> <li>3. Clergé réfractaire</li> </ul> </li> <li>X. Prisons <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Personnel</li> <li>2. Détenus</li> </ul> </li> </ul>
<b>K - Justice (32)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Organisation générale <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Mise en place et fonctionnement des justices de paix et tribunaux</li> <li>2. Rédaction des listes électorales et élection des jurys</li> <li>3. Peine de mort et exécutions</li> </ul> </li> <li>II. Conseil de préfecture <ul style="list-style-type: none"> <li>Délibérations</li> </ul> </li> <li>III. Notaires</li> <li>IV. Jugements</li> </ul>
<b>L - Mouvements populaires (0)</b>
<b>M - Médecine et hygiène publique (2)</b>
<b>N - Population (10)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Recensement, mouvement de population</li> <li>II. Etat civil</li> </ul>
<b>O - Subsistances (7)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Organisation générale de la collecte et du ravitaillement</li> <li>II. Alimentation de la population</li> <li>III. Alimentation des troupes militaires et des conscrits</li> </ul>
<b>P - Secours et assistance (7)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Organisation et attribution de secours et d'assistance</li> <li>II. Etablissements de secours et d'assistance <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Hôpitaux et hospices</li> <li>2. Bureaux de bienfaisance et autres établissements</li> </ul> </li> </ul>

<b>Q - Agriculture, eaux et forêts (11)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Agriculture</li> <li>II. Eaux et forêts</li> <li>III. Chasse et pêche</li> </ul>
<b>R - Poids et mesures (3)</b>
<b>S - Commerce et industrie (9)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Commerce <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Affaires générales</li> <li>2. Prix, tarifs et achats de denrées</li> <li>3. Foires et marchés</li> </ul> </li> <li>II. Industrie <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Réglementation des métiers et des produits</li> <li>2. Exposition des produits industriels</li> </ul> </li> </ul>
<b>T - Travaux publics et transports (6)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Routes et chemins <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Classement des routes et chemins</li> <li>2. Entretien des voies de communication</li> </ul> </li> <li>II. Cours d'eau et rivières</li> </ul>
<b>U - Postes et messageries (0)</b>
<b>V - Education, sciences et arts (21)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Instruction publique <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Organisation générale de l'enseignement</li> <li>2. Ecoles primaires, instituteurs et collèges</li> <li>3. Ecoles centrales <ul style="list-style-type: none"> <li>a) Organisation, fonctionnement, enseignement</li> <li>b) Distribution des prix</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>II. Sciences et arts <ul style="list-style-type: none"> <li>1. Bibliothèque, musée, archives, monument</li> <li>2. Sociétés savants</li> <li>3. Théâtre</li> </ul> </li> </ul>
<b>W - Fêtes, symboles, chants patriotiques, hommages (35)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Fêtes et anniversaires</li> <li>II. Chansons et couplets</li> <li>III. Hommages</li> </ul>
<b>X - Religion, cultes (12)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Organisation du culte</li> <li>II. Constitution civile du clergé</li> <li>III. Objets du culte et ornements</li> </ul>
<b>Y - Affaires militaires (66)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>I. Organisation générale, formation des unités et des conscrits</li> <li>II. Défense du pays</li> <li>III. Conscription</li> </ul>



- IV. Gardes départementale et nationale
- V. Pompiers
- VI. Conscrits en retard, déserteurs et réfractaires
- VII. Remonte
- VIII. Equipement, habillement, transport des troupes
- IX. Arme, poudre et salpêtre
- X. Honneurs et récompenses

**Z - Documents généraux, ouvrages n'ayant pu être classés dans une autre partie, documents partiels et incomplets (80)**

さて、こうして比較調査がスタートしたわけだが、「ベル文」に確認できるオート-ロワール県関連史料総数は551点であった。そして当然の如く、この作業は「ベル文」側の史料を1点ごとに内容を読み込みながら確定し、分類先を特定することの繰り返しとなった。つまり、この比較調査が事実上の「基礎的研究」となったのである。その結果、当県文書館にあるかないかの問題は二次的な関心となり、むしろ、「ベル文」が所蔵している当県関連史料の史料的価値の側面が浮き彫りになる形となったのである。

この「基礎的研究」を通して、当県文書館には存在しない史料として551点中181点(32,8%)<sup>(24)</sup>が確認された。これは一つの事実であるが、この「稀少」と思える史料数を多くとみるかどうかは別として、もっとはっきりと顕在化してきたことがある。それは、M. ベルンシュタインの史料収集の基本姿勢ともいえることの一つなのだが、彼が、パリの革命だけでなく、革命の中心には「登場していない」地方の活動家や一般都市民、さらに一般農山村民の動きや声に注目していたという点である。彼は、決して「稀少」な史料の確認だけを意識していたのではなかったのである。

具体的な史料内容でいえば、パリほどは知られていない、地方中小都市の議決、議事録、法令、苦情書や陳情書、建言などの史料の存在が

目立っている。また、無名の都市民たちの演説、手紙、声明などの史料にも彼は目配せしている。さらには、旧課税の変更や統一、封建的諸権利の無償廃止、疲弊しきった農業や衰退しきった森林の改善に欠かせない森林用益権などの共有権問題の動きを示す史料にも、彼の注意が注がれている。

「稀少」史料群の主だったところを見ると、当県選出の国民公会議員で派遣議員でもあったソロン=レイノー、バルタザール=フォル等の書簡<sup>(25)</sup>、30万人募兵制実施や非キリスト教化運動の当県での動向、「反革命」運動に関する史料が注目される。ル=ピュイやブリウドの下級選挙集会時の陳情書関連史料の存在は、当時、山間地域や溪谷を中心に立地していた当県の民衆の願いや要求をくみ取るためには欠かせない史料として貴重である。ここにも、彼のフランス革命認識の一端を垣間見ることができる。

## (2) ルイ16世裁判への関心

この「基礎的研究」で次に触れておきたい史料群は、ルイ16世の予審と裁判に関するものである。これはM. ベルンシュタインの革命認識を鮮明にしたところとして強調すべきでもあるが、彼がルイ16世裁判史料整理に際して作成していた史料情報を小冊子 *brochure*<sup>(26)</sup> 3冊に書き残していたために、俄かに、「研究」の対象となった。

小冊子それ自体は、3冊のバインダーに分け綴じられたノートである。これらは1792年10月初めから1793年1月にかけて国民公会にて実施された国王16世裁判において、各県から選出された議員が「有罪（死刑）」か「無罪」か、などについてどのような理由でそう判断したのかについての見解を、後に、個別に冊子の形で刊行されたものの「発言録」史料の整理目録である。また、この目録に付随して、全3冊に対応したインデックス風の議員リスト一覧17枚<sup>(27)</sup>も残されていた。

この目録内容を精査すると、ここに収録された史料の整理目録は、その時の国民公会議員749名中283名で全体の約3分の1にとどまっている。これは、この裁判の過程では長々と述べる時間がないために発言できなかつたのを、敢えて刊行した議員がそれほど多くはなかつたことを示している。

また、それとともに残されていた議員リストでは、面白いことに、M. ベルンシュタインがボワシ=ダングラース (Boissy d'Angas)<sup>(28)</sup> が係わった収集史料群に基づき確認作業をしていたことが判明した。というのも、このリストの最初のページに、凡例として三種類の符合を記し、その意味を次のように説明しているからである。それは、(×)「B. ダングラースの蒐集物にある」、(一)「B. ダングラースの蒐集物には無い」、(※)「B. ダングラース蒐集物の補完、廊下の書類箱の中に」の三区分別である。これは、いうまでもなく彼の確認作業の手順を示す部分であるが、ここに整理されている史料群は、Tome 1687-1692に集中している。この部分は、彼の史料購入先の一つであった「ベドワイエール文庫旧蔵本」<sup>(29)</sup>の一部であった。

さらによく見ると、この部分が「旧蔵本」段階ですでに「ルイ16世裁判記録」（全6巻）として合本製本されていた。ということを知りつ

つも、彼は何故にこの6巻分の史料情報の再確認を行なったのかがはっきりしない。しかも、Tome 106 (Recueil)<sup>(30)</sup>と「ラプラーニュ文庫・デボンヌ夫人文庫・デノー教授旧蔵本」内のTome 3530-3532<sup>(31)</sup>からも多数のルイ16世裁判関連史料が見出せるからである。もし、彼の「整理目録」作成のねらいが、ルイ16世裁判関連史料の書誌学的な確認であったとするならば、彼の作業がこの目録やリストの作成で終わらせることは無いはずである。

という事実関係からすれば、彼の主たる関心はルイ16世裁判だけではなく、後の王政復古期の1816年に、国王殺しに賛成した者たちが「弑逆者」として国外追放の刑に処せられたことと深く関わる問題に注目していたことになる。それ故に、「B. ダングラースの蒐集物」をベースにしたリストを作成することになった。B. ダングラースは、追放された「弑逆者」たちに恩赦を与えるために活躍した人物で、その運動を推進するためには、国王の処刑に賛成した当時の国民公会議員の処刑賛成の理由を正確に知る必要があった。つまり、彼もB. ダングラースが求めていたことと同じ立場に立っていたことになる。

この「弑逆者」の国外追放については、この追放刑の実態が、旧体制派が中心となって推し進められた「乾いたギロチン」による報復なのだという捉え方<sup>(32)</sup>がある。彼は、B. ダングラースの思想や行動の中にこの国外追放刑の問題性を読み取っていた。つまり、共和主義的な理念を踏みにじるこの構図に彼は敏感に反応したことになる。彼のフランス革命認識には、「人権宣言」に込められた人権重視の普遍的価値に基づく理念の重視の姿勢があり、それは、革命によっても、そして現代にあっても完全には実現されていないという思いがあったということが透けて見えてくる。

### (3) 仏および世界各地の仏革研究者、史料所蔵機関との連携を通して

さらに、「ベル文」史料の「基礎的研究」を推し進めてくれたのは、世界各地の研究者やフランス革命関連史料所蔵機関の方々との交流を通してであった。これらの取り組みは、主に2012年から2016年にかけて集中的に、本学とフランスのルアン大学やゲルノーブル大学などとの間で実施された。

【第1企画】は、本学図書館主催で2012年11月26日（月）に開催されたミニ-コロークであった<sup>(33)</sup>。テーマを「ミシェル=ベルンシュタイン文庫史料の価値と古書籍商M. ベルンシュタインの実像」と設定し、生田校舎2階の第1会議室で行なわれた。

第一報告者のミシェル=ビヤール Michel Biard 氏（ルアン大学、フランス革命史講座主任教授）は、「ベルンシュタイン文庫にみられる革命期の政治結社」と題し、ノルマンディーの民衆協会などの「ベル文」史料群の「基礎的研究」を通して、複数の側面から価値の在り様を探り出している<sup>(34)</sup>。

「ベル文」には、政治結社に関連する史料が814点存在するが、これまでの比較調査の段階で、その内210点（約25.8%）は他にはないということで、この史料群でも「稀少」性の高い貴重なものが混じっていることに注目している。その上で、次のような古文書学の立場からの結論が提示された。そこでは、「ベル文」コレクションは「とても珍しい文書を集めた史料集なのか、それとも、この史料集自体が珍しいのか」というのである。つまり、210点だけが貴重なのではなく、814点全体の史料分析により、フランス国家全域におけるこれらの文書の通達・流布の状況から、そこに見られる思想・スローガン・情報の政治的な伝播についての実態

を掌握できることに決定的に意味がある。換言すれば、たとえば「ベル文」に保管された1通の史料、一見すると新鮮さはないが、そこに手書きの加筆がある限りにおいて「稀少」なのだという<sup>(35)</sup>。

そして、この作業を通して政治結社に関する史料集全体の分析から革命研究の一つの太い流れが構築できるというのである。注目すべきポイントは、それぞれの結社に付随する「地名」、「件名」、「日付」、関連する「人名」、各「結社の動き」、それぞれの「結社間の連絡ネットワーク」などで、その確認によってとりわけ地方における革命の進展度合いを読み取ることができるとしている。その代表例を、M. ビヤール氏は、ノルマンディーの政治結社から出た4点<sup>(36)</sup>の史料分析で実証した。

第二報告者のジャン-ヌマ=デュカンジュ Jean-Numa Ducange 氏（ルアン大学、近代史准教授）は、「ミシェル=ベルンシュタイン—特異な足跡を振り返って—」と題して、「謎のフランス人書籍商」と渾名されたM. ベルンシュタインの歩みを克明に追いかけ、「ベル文」が生み出された背景を特定している<sup>(37)</sup>。

「ベル文」を本学への売却に際して寄せられた書簡においてもそうであったが、彼は自らのことについては積極的に語ろうとはしていない。そのために、身近な人々からも偏執病的な人物だとの評価がなされ、そのイメージが独り歩きしている状況がいまでもある。この点についてJ.-N. デュカンジュは、それを裏付ける基本史料の不十分さを前提としつつも、彼が触れようとしない、古書籍業者としての足跡を規定した彼の思想性、政治性、社会性あるいは人間性などの諸側面に粘り強く切り込んで、彼が「ベル文」史料収集に注いだ情熱の根源がどこにあったのかを探り出している。

この報告からは、いくつかの史料批判の結果、

彼の足跡のポイントとして、①ソヴィエト連邦の通商代表団の責任者、②労働者インターナショナル・フランス支部(SFIO)の支部員、③労働者・農民社会党(PSOP)の活動家、④モスクワのマルクス・レーニン主義研究所との関係、⑤1945年以降、彼はいかなる政治的動向にも関与せず、との動きが実証されている。彼は、単に優秀な古書籍愛好家であっただけでなく、学問的に好奇心旺盛で、知的で、学問に腐心し、研究者が求めれば、手持ちの史料を自由に利用させることなどもしたという事実も強調されねばならない。この試みは、「ベル文」史料群とM. ベルンシュタイン生き様との間の諸相を結び付けるための「基礎的研究」として欠かせない。

【第2企画】は、本学「フランス革命史料研究センター」とフランスANR ACTAPOL共催で、2013年11月23～24日、生田校舎9号館にて開催された国際シンポジウムであった<sup>(38)</sup>。「フランス革命の経験の歴史を綴る—国民公会議員の回想録と物語—」と題して、フランス側6名、日本側6名が報告に立った。各報告者名と報告タイトルは以下のとおりである。

- ・ Karine Rance (クレルモン-フェラン大学准教授)「闘うメモワール」
- ・ Michel Biard (ルアン大学教授)「国民公会派たちの回想録—それは派遣議員を映す歪んだ鏡か」
- ・ Hervé Leuwers (リール第三大学教授)「ロベスピエールにおける自伝の試み」
- ・ Philippe Bordin (クレルモン-フェラン大学教授)「ある蔵書の記憶：1797年におけるカルノーの寄贈蔵書から」
- ・ Cyril Triolaire (クレルモン-フェラン大学歴史学博士)「歴史と記憶の名誉回復：記

- 憶に向き合う国民公会議員シュエデュウ」
- ・ Laurent Brassart (リール第三大学准教授)「歴史に立ち向かう—国民公会議員ジャン=ドゥブリの最後の戦い—」
- ・ 小井高志 (立教大学名誉教授)「ブリソ派の裁判と国民公会議員の回想録における『フェデラリズム』」
- ・ 新井勝紘 (専修大学教授)「フランス革命と自由民権」
- ・ 近江吉明 (専修大学教授)「1793～1794年段階の地方のテルルーオート-ロワール県選出国民公会議員の「書簡」「意見書」「記憶」分析—」
- ・ 山崎耕一 (一橋大学教授)「オート-ピレネー県の創出とB. バレール」
- ・ 松浦義弘 (成蹊大学教授)「フランス革命200周年以降の日本における仏革研究」
- ・ 佐藤真紀 (信州大学准教授)「国民公会議員の記憶におけるテルミドール9日」

この日仏シンポジウムでは、各報告それぞれ自体は「ベル文」の基礎的研究を必ずしも意図したものではなかったが、各報告者は、自らの研究テーマとの係わりで「ベル文」史料を丁寧にリサーチする機会を持つこととなり、各自が、滞在中に当該史料の実態を掌握し、必要な史料情報を収集するなど、結果として、基礎的研究の深化につながった。

例えば、M. ピアールは、上述のように当該シンポジウム以前から「ベル文」史料の特殊性をクローズアップするための調査を進めていたが、この時に収集した1792年6月20日におけるテュイルリーへの民衆デモに対するルアンの対応についての情報の一つを『ノルマンディー年報』に発表している<sup>(39)</sup>。

また、小井氏は長らくリヨンの「反革命」の問題を追跡していたが、報告では「連邦主義」



の実態について詳論するなかで、すでに発見していた手稿史料「リヨンの様々な牢獄で殺害された人々の正確なリスト（姓名、職業、および彼らが公衆によって受けた復讐・犯罪）」（共和歴2年テルミドール9日以降）<sup>(40)</sup>を活用していた。筆者も、テルール期のオートロワール県の動向を「ベル文」史料で跡付けた。

以上のようにして、この企画の結果、「ベル文」史料の実態がフランス側の参加者の脳裏に鮮明に焼き付けられることとなり、同時に、M. ベルンシュタインの存在それ自体に対する注目度が高まった。

**【第3企画】**は、2016年9月23～25日、フランスのグルノーブル大学とヴィジュー仏革命博物館で開催された国際シンポジウムである<sup>(41)</sup>。テーマは、「フランス革命を蒐集する」という大々的に挑発的とも受け取れるものであったが、報告者は、以下のように世界各地から集められ、それぞれが、現在、フランス革命関連史料コレクションを所蔵する各機関を代表する形で構成された。筆者は、「ベル文」（日本・専修大学）について述べることになった。

当シンポは、パリ第1大学フランス革命史研究所、グルノーブル大学人文・社会学部、イゼール県フランス革命博物館、ロバスピエリスト研究協会、イタリア歴史・美術史研究センターの五団体によって組織されたものだが、フランス革命関連史料を所蔵する、フランス以外の機関として招聘されたのは、Universit  de Durham, Univ. de Naples-Federico II, Mus e d'Etat de l'Ermitage, Archives d'Etat Russe, Univ. de Notre Dame (USA), Univ. de Warwick, Univ. d'Etat de Milan, Univ. Senshuであり、フランスを含め、伊、英、米、露、日の報告者22名が、百名前後の参加者を前に、三日間にわたり熱い報告と討論を繰り広げた<sup>(42)</sup>。

世界の各機関が所蔵する関連史料は、史料形態からしても多様であり、自ずと議論の内容も多岐にわたったが、参加者を最も驚かせたのが筆者の報告であった。とにかく、BNに次ぐ史料数を誇る「ベル文」が、なぜ東アジアにある日本の一私立大学図書館に所蔵されているのか、それが不思議だというのである。しかし、こうした反応を予期していた筆者は、「ベルンシュタイン文庫の中のフランス革命の世界を探し求めて」題して準備していた。

というのも、前述のように、2016年までの間に筆者自身もそのことをずっと考えていたことの一つでもあったからである。報告に際し、① ベルンシュタインは何故フランス革命関連史料を集めようとしたのか、② 「ベル文」史料コレクションの概要とそのいくつかの特徴、の2点に絞りこんだ<sup>(43)</sup>。この試みは、不十分ながらこれまでの「基礎的研究」が、どのレベルに到達しているかが図らずも問われることにもなった。

と同時に、この報告は本稿のテーマ分析をスムーズにするための土俵設定の役割を持つことにもなった。つまり、M. ベルンシュタインの人物史をあぶり出す作業を醸し出すことになったということである。この点では、先に検討したJ.-N. デュカンジュの先行研究の成果<sup>(44)</sup>をベースにしなければならない。筆者のこの試みの詳細は別稿<sup>(45)</sup>の通りであるが、M. ベルンシュタインのフランス革命認識に係わるところのみを抽出しておこう。

①の分析に関しては、特に注目すべきは対独レジスタンス運動の体験にあったとの結論である。これは、彼が第二次世界大戦に仏軍兵士として従軍し、捕虜になるが脱走して、その後、ラトビア民族出身のユダヤ教徒でフランス人として、パリの中心部で地下活動を行なうなどのレジスタンス運動に身を投じていたという事実

である。この点について、彼は、「第二次世界大戦が勃発しました。私の革命関係の書籍、史料コレクションは預かってくれた多くの友人のおかげで、難を免れることができたのです」<sup>(46)</sup>と述べているだけで、レジスタンスについては言及していない。

その体験の概要は、彼の大親友であったアントン＝ゲリッツ Anton Gerits の証言によればこうである。パリ6区のマザリヌ Mazarine 通りであったアパートで、800日もの間、反ファシズム運動の延長線上にある、独軍占領下のフランスを解放するという厳しい歴史的実践に従事していたというのである<sup>(47)</sup>。この時期におけるこの死を賭しての選択は、彼の人生においても大きな決断であったことは言うまでもないが、これは、それにとどまらず、彼の思想性におけるフランス革命への思い入れと同時代的な政治的諸課題が一致した、必然的な行動であったことが、A. ゲリッツの記憶によって裏付けられている。

このことは、J.-N. デュカンジュの分析によっても浮き彫りにされているところであるが<sup>(48)</sup>、彼の思想性をさらに深めたのは、両大戦とロシア革命であった。つまり、人民主権の原則は近代国民国家の中ではファシズムを生み出し、また、帝政から「社会主義」化した地域ではスターリニズムなどの個人崇拜に基づく独裁体制を許してしまうという現実と直面していたからである。これらが、彼のフランス革命関連史料収集の原点にあったという解釈である。

この辺の事情についても、彼は、「(前略) 全世界が前例のない経済危機(1929年の世界大恐慌)に陥ってしまいました。ボルシェヴィッキとの8年間の仕事の後で仕事を探すなどできない相談でした。(中略) 私にとっての解決策はただ一つ、まだ修行をしたことはありませんでしたが、本屋になることでした。(中略) 私

がフランス大革命の小冊子、逐次刊行物を買って求めているということは、フランス中の本屋で知らない店はありませんでした」<sup>(49)</sup>と淡々と述懐しているだけで、パリでのレジスタンス活動にはふれていない。しかし、彼がフランス革命関連史料を重点的に購入し続けていたことは明言している。

②に関しては、とりわけパリ解放後の1944年9月収集活動が再開された中で精力的に進められたことが、『回想録』の中で比較的多く語られている<sup>(50)</sup>。そして、1948年には書店を再開している。一時、パリ郊外に引越しているが、1959年にパリに戻ったとき「フランス革命期の小冊子、逐次刊行物の占める量に、私は文字通り仰天してしまいました」<sup>(51)</sup>と当時を振り返っている。

このようにして、①で見たような彼自身の思想的・政治的な問題意識に基づいた収集の結果は、「それは注意深く分類し、照合されなければならない巨大なかたまり」<sup>(52)</sup>となったのであった。つまり、約47,000点を超えるといわれる「ベル文」史料群を集めきったことになる。そして、1966年の激しい心臓発作の後それらの整理に取り掛かったと<sup>(53)</sup>している。

だが、結論から言えば、彼は「ベル文」史料群の整理を完了させて、完全目録を完成させることはできなかった。その代わりに、彼がどのような史料に興味を持ち集めたのかを示す痕跡を残している。もちろん、彼は、収集した史料の史料的価値を順位付けしたわけではないが、それでも、意識的に特定の人物、事件、事象、情勢などに関する史料に注目して収集している<sup>(54)</sup>。このことについては、前述のように「ルイ16世裁判」や「地方の革命(一例として、オートロワール県)」などに着目していることが確認されているが、『回想録』から読み取れるところでは、人物としてバブーフ、エペール、

マラー、ロベスピエール等の革命の急進派について、また、植民地問題やバブーフ主義などの事象について関心を寄せていたことがわかる。ここに彼のフランス革命認識の特徴がよく表れている。このように、彼は、特定史料の収集に注意深く取り組んだのである。そうであるがゆえに、「ベル文」史料の散逸化を防ぐために一括売却を考えたのだと結論付けた<sup>(55)</sup>。

以上が、ヴィジーユでの報告の概要であったが、会場からの質問・意見の内容も、M. ベルンシュタインについての人物史的研究の重要性についての発言が多かった。そのほとんどは報告内容に同意するものであったが、明らかに文書館関係者と思わしき数人からは、「ベル文」史料群についてのさらなる「基礎的研究」の必要性が強調され、その分析の蓄積から彼の史料収集の傾向を読み解くことによって彼の人物像に迫れるとの指摘を受けた。筆者も同意見であったので、先の「ルイ16世裁判」や「地方の革命」関連史料の例を挙げながら、これらは彼のフランス革命認識の露出した部分であるとして、そこに彼の思想性や政治性を垣間見ることができるとまとめ、認識の共有を得た。

### Ⅲ、M. ベルンシュタインが問いかけているフランス革命象

古書籍業者としての顔よりも書誌学者としての能力が高く評価されてもよいM. ベルンシュタインであるが、それ以上に目立つのが、彼の史料収集を支えたフランス革命認識における複眼的な視点である。最後に、この部分に着目し、ここでは幾つかの「基礎的研究」で見えてきた史料群を再確認しながら彼のフランス革命についての問題意識を抽出し、彼自身が描いていたフランス革命像の実態に迫ることとする。

#### (1) 意図的に収集を行なった思える史料群の内容から

これまでの「基礎的研究」で気付いたことだが<sup>(56)</sup>、M. ベルンシュタインの史料収集作業では、注目している人物や事件などについての情報を、革命後に出版された『回想録』、『研究書』、『史料集』などからも広範囲に得ていたことが見えてくる。これは、直接的には収集した史料の稀少性を確認する意味もあったが、それだけではなく、それらが、革命後も生き長らえた関係者によってどのように記憶され、あるいは良くも悪くもいかに評価されてきたのか、さらには、後世の歴史家や出版人によってどのように描かれてきたのかを丁寧に整理して、収集したそれらに関する史料の歴史的価値を見定める根拠としつつ、彼の捉えた革命像を下支えしようとしていたことがわかる。

そうした彼の史料収集活動の中で最も目立ったのは、前述のように、ルイ16世裁判関連史料である。これについての分析は済んでいるので繰り返すことはしないが、例のごとく、関連文献の調査の下に作業を進め、とりわけ、B. ダングラスのコレクションに影響を受けながらではあったが、彼の王政廃止の歴史的意義を問う姿勢は徹底していたと言えるだろう。その脈絡の中で、1816年の弑逆者の国外追放刑という反共和主義的な報復行為の問題性に、照準を定めていたことが浮き彫りになってくる。

次いで挙げるべきは、山岳派を中心とした急進共和派の活動家への注目である。とりわけ、国民公会期の山岳派の指導層らへの関心の高さが際立っている。この点については、先にも引用したように、『回想録』で明言しているが、ロベスピエール、バブーフ、マラーに限定して関連する史料群の一部を覗いてみよう。

第1に、マクシミリアン=ロベスピエールについては、関連する史料総数は259点である。

主だったものは以下の通りであるが、全体としては、「テルミドールの反動」、「ロベスピエールの陰謀」に関するものが多い。①の史料は『ロベスピエールの手帳』だが、彼がテルミドール9日に逮捕された際に身に着けていたものとされ、19世紀に復刻されたものである。

彼は、ロベスピエールと同様に、サン-ジュスト関連史料にも力を入れていて、総数で148点を蒐集している。ここでは分析対象とはしないが、「山岳派独裁」や「テルール」の枠組みで注目されている。

- ① *Carnet de Robespierre BC*, s. d., 114p. Tome 2294.
- ② *Rapport fait ..... par Barère, sur la conjuration de Robespierre, Couthon, St-Just ....*, s. d., 8p., T.1458-4
- ③ *Jugement rendu par le tribunal révolutionnaire, établi à Paris qui ordonne que Maximilien Robespierre, ex-député .....*, s. d., 12p., T. 135.
- ④ *Détail de l'horrible conspiration formée par Robespierre, Gouthon [sic] & St-Just, les 8, 9 et 10 thermidor .....*, s. d., 8p., T. 1613-36.
- ⑤ *Liste des noms et domiciles des individus convaincus ou prévenus d'avoir pris part à la conjuration de l'infâme Robespierre, [Paris], [1794], 8p., T. 1492-13.*

第2には、グラックス=バブーフであるが、関連史料として80点が確認できる。B. ベルンシュタインは、『回想録』の中でスターリニズムが始まったころに、「私も、ソヴィエト海運フランス代理店での職を失いました」<sup>(57)</sup>と述懐しているが、それでも、ソヴィエト連邦の関係者との交流は継続されていて、その結果、バブーフ関連史料の多くが「マルクス・レーニン主義研究所」によって購入されていた。

それについては、モスクワの旧マルクス・

レーニン研究所の文書館の関連蔵書との比較<sup>(58)</sup>が必要となるが、それでも、80点が残っていたことは、「バブーフ、エベール、マラー、アンラージェ達の小冊子が、テルミドール9日あるいはヴァンドーム裁判の翌日から処分されているので、非常に貴重なものとなった」<sup>(59)</sup>ということを考えれば、例え、重複版であったとしても幸いであったと言えるだろう。

- ① *Péroraison de la défense de Gracchus Babeuf, (tribun du peuple), prononcée devant la Haute-Cour de justice. De l'imprimerie de l'ami du peuple, R. F. Lebois .... 1797. T. 3258.*
- ② *Jugement de la Haute-Cour de Justice, qui prononce sur les excuses proposée par les haute-jurés. De l'imprimerie de Soudry, marchand libraire .... 1796. T. 3268-3.*
- ③ *Analyse de la doctrine de Babeuf, tribun du peuple, proscrit par le Directoire exécutif, pour avoir dit la vérité .... [s. n.], 1796. T. 3280.*
- ④ *Requisitions des accusateurs-nationaux près la Haute-Cour de justice : sur les excuses proposées par vingt-trois haute-jurés / le citoyen Bailly portant la parole ; du 27 brumaire, an cinquième .... De l'imp. De la Haute-Cour, Chez Morard, 1796, T. 3268-2.*
- ⑤ *Babeuf, ex-administrateur du département de la Somme, et successivement du district de Mondidier, aux comités de salut public, de sûreté générale & de législation de Convention nationale, et à Gohier, ministre de la justice. De l'imprimerie de Prault, cour de la maison de justice, T. 3253.*

第3には、ジャン-ポール=マラーに関連する史料を見ておこう。関連史料としては、141点が確認できる。マラーといえは、1789年9月に発刊された日刊紙『人民の友』<sup>(60)</sup>があるので、



その史料情報も含めれば、マラー研究には十分な条件がそろっているといえる。

- ① Nouvelle dénonciation de M. Marat, l'ami du peuple, contre M. Necker, premier ministre des finances, ou, Supplément à la dénonciation d'un citoyen, contre un agent de l'autorité à Londres, et se trouve à Paris : Chez les marchands de nouveauté, 1790, 40 p., T. 3823-6.
- ② Circulaire de la Société des amis de la liberté et de l'égalité, séante aux ci-devant Jacobins, Saint-Honoré, à leurs frères des départements, [Paris], De l'imprimerie patriotique et républicaine, rue Saint-Honoré, n° 355, vis-à-vis, l'Assomption, 22 p.. T. 1698-50.
- ③ Lettre de Marat aux Jacobins, [Paris], De l'imprimerie patriotique et républicaine, rue Saint-Honoré, 1793, [1]p., T. 3823-8.
- ④ Profession de foi, de Marat, l'ami du peuple, député à la Convention, adressée au peuple français en général, & à ses commettans en particulier, n° [156] (30 mars 1793), Paris, De l'imprimerie de Marat, [1793], T. 9009-18 [bis].
- ⑤ Discours prononcé à la Convention nationale par David, député de Paris, en lui offrant le tableau représentant Marat assassiné : séance 24 brumaire, l'an 2°. De la République française, [Paris], De l'imprimerie nationale, [1793], [1]p., T. 1488-15.

以上3人の関連史料収集の重要性については繰り返し強調されている。彼は『回想録』の別のところでも、バブーフら過激派がどのような人物で、また、彼らを書いたものが、テルミドールやヴァンドーム裁判後にたびたび処分されてしまい、どんなに数が少ないかをよりよく

理解していた<sup>(61)</sup>、と述べている。つまり、時の革命政府（主に、総裁政府期以降）によって彼らの革命理念が抹殺されてきたので、だから、残っている史料を収集することの意味が大きいのだということが表明されている。

彼ら3人に代表される活動家の共通項は、山岳派の革命理念の一つでもあるが、社会経済的な「平等」を実現しようとした革命家であったということである。従って、この彼らの発言や思想内容、さらにはそれを目指した政治活動についての共感が、M. ベルンシュタインの側にあつたればこそその拘りの収集活動と捉えられる。

この姿勢については、彼の親友の一人であつたA. ゲリッツも次のようなエピソードとして回想して、「.....（同業者のレイモン=クラヴ Reymond Crave のところを一緒に訪ねたとき）また時々、ミシェル=ベルンシュタインは、自分の考えを持って、理想主義的な社会のことをいろいろ話そうとすると、レイモンはミシェルに対し『君はいつでも夢を見ている』とフランス語で言うのでした .....」<sup>(62)</sup>と述懐している。A. ゲリッツが言う「理想主義的な社会」とは、M. ベルンシュタインの政治性や思想性からすればそれはフランス革命の理念の一つであつた「平等」な社会ということになる。そのことは、先にも確認されたように、彼自身のとりわけ第二次世界大戦終了時までの足跡の中に見出される生きざまが証明してもいる。

ところで、以上の3人以外の急進共和派にも、彼がマークしていた人物がいることが見えてくる。それがジャック=ルネ=エベール Jacques-René Hébert と アンリ=グレゴワール Henri Grégoire 関連史料の収集である。それらの史料内容を見ると、革命史の中での信仰の自由を問うた「非キリスト教化運動」や「ユダヤ教徒解放令」に係わることとして注目していた様子が浮かび上がってくる。

まず、J.-R. エベールであるが、関連史料として53点が確認できる。エベールと言えば革命的大衆紙『ペール-デュシェーヌ』紙<sup>(63)</sup>を1790年に創刊し、民衆の思いや声を代弁するなどサン-キュロット民衆の間で非常に人気を博したことで知られている。ジロンド派追放後は、とりわけ、「非キリスト教化」運動をめぐっては、これに否定的な口ベスピエールと対立を深めた。その後も、彼を批判し、大土地分割、農民への土地分与、反革命容疑者の財産没収などを要求したため、サン-ジユストの告発によって逮捕、処刑された。このように、信仰の自由にかかわる路線対立へのM. ベルンシュタインの関心の高さを示している。

- ① Grand détail de la justice du peuple, exercée à Versailles, sur les aristocrates et contre révolutionnaires prisonniers d'Orléans, .... [Paris, 8 p. [1792], T. 3820-2.
- ② Je suis le véritable père Du Chesne, foutre .... [1] ([Nov. 1790]) – [30] ([Déc. 1790]); 1 ([1<sup>er</sup>Janv. 1790]), [Paris] : De l'imprimerie de Tremblay, rue basse du Rempart, porte Saint-Denis, [1790] – [1794], T. 9065-(1-10).
- ③ L'arrière-petit-fils Du Chesne, en rimes burlesques et libres .... n° 1 ([1790]) - n° 2 ([1790]), à Paris : De l'imprimerie du Journal de P. Sablier .... , [1790], T. 9074b
- ④ J. R. Hébert, substitut du procureur de la commune : ce lundi 27 mai l'an deuxième de la République, [France] : De l'imprimerie de la rue neuve de l'Egalité, cour des miracles, [1794], T. 297.
- ⑤ Procès instruit et jugé au Tribunal révolutionnaire, contre Hébert et consorts, à Paris : De l'imprimerie du Tribunal révolutionnaire .... l'an II de la République française [1793 ou 1794], T. 3069.

ただし、信仰問題としてM. ベルンシュタインがもっと注視していたのは、H. グレゴワール<sup>(64)</sup>だったことが窺える。関連史料として83点が確認できる。直接的には、1791年1月と10月の「ユダヤ教徒解放令」成立までのH. グレゴワールの発言や議会での議論にたいする関心であったと思えるが、むしろ、聖職者市民法にも積極的に対応した憲僧としての「非キリスト教化」運動に対する立ち振る舞いに照準を定めているようにも見える。彼にとってはユダヤ教徒である前に、人権の構成要素の一つでもある「信仰の自由」の実現とその保障が最大の関心事であったに違いない。そのことは、彼のレジスタンス時代の活動内容からも分かることであるが、同時代的な近代国民国家の中でも「信仰の自由」が大きな課題として顕在化していた事実を思い起こせば、フランス革命に学ばなければならない現実的な問題としてマークされたということになる。

同時に、H. グレゴワールは、人権の視点から「黒人奴隷制の廃止」問題にも積極的に関わっていた。後述するように、彼は、広く植民地問題にも関心を持っていたが、その中でも黒人奴隷制についての非人間性を鋭く告発していたH. グレゴワールへの眼差しは、フランス革命の世界史的意義を探り出そうとする姿勢の表れであると判断できる。

- ① Lettre pastorale de H. Grégoire, évêque du diocèse de Loir et Cher se trouve à Blois et à Paris : Chez Maradan .... , [1795], 16 p., T. 100-9.
- ② Rapport sur les destructions opérées par le vandalisme, et sur les moyens de le réprimer / par Grégoire ; séance du 14 fructidor, l'an second de la République une et indivisible; suivi du décret de la Convention nationale, [Paris]: De l'imprimerie nationale, [1794], 28

p., T. 1577-28, 2248-10.

- ③ *Légitimité du serment civique exigé des fonctionnaires ecclésiastiques* / par M. Grégoire, curé d'Embermesnil, député du département de la Meurthe, à Paris : De l'imprimerie nationale, 1791, 33, [1] p., T. 1959-3.
- ④ *Lettre aux citoyens de couleur et nègres libres de Saint-Domingue, et des autres isles française de l'Amérique* / par M. Grégoire, député à l'Assemblée nationale, évêque du département de Loir et Cher, [Paris] : De l'imprimerie du Patriote françois, place du Théâtre Italien, [1791], 15, [1] p., T. 1542-20.
- ⑤ *Motion en faveur des Juifs*, par M. Grégoire, curé de Nancy : précédée d'une notice historique, sur les persecutions qu'ils viennent d'essuyer en divers lieux, notamment en Alsace, & sur l'admission de leurs députés à la barre de l'Assemblée nationale, à Paris : Chez Belin, libraire .... , 1789, xvj, 47, [1] p., T. 1262-[1].

しかし、彼の意図的な史料収集での最大の成果は、おそらく植民地問題関連史料の収集であったのではないと考えられる。上述のようにH. グレゴワールの史料もこの線での収集の中で集められていることが分かるが、収集範囲はサンド=マングだけではなく、当時のフランス植民地の総てを網羅しようとしていた節がある。主だったところでは、ギアナ Guyane、マルティニーク Martinique、マダガスカル Madagascar、ポンディシエリ Pondicheryなどの植民地関連のものが入っている。

それでも、トゥサン=ルーヴェルチュール Toussaint Louverture 関連史料が充実していることは言うまでもない<sup>(65)</sup>。例によって、革命後

に刊行された史料集や研究書を徹底的に検討した上で、808点を収集している。

- ① *Lettre officielle du général Leclerc, au ministre de la marine : annonçant la découverte d'une nouvelle conspiration tramée par Toussaint-Louverture, tendante à renverser le gouvernement français, dans la colonie, et de faire massacrer tous les blancs, arrestation de ce traître et de ses agens, leur arrivée prochaine à Paris*, [Paris] : Se trouve chez Gauthier, rue Saint-Jacques-la-Boucherie .... , [1802], 4 p., T. 3026.
- ② *L'esclavage des noirs, ou, L'heureux naufrage : drame en trois actes, en prose représenté à la Comédie française, en décembre 1789* / par Mme Gouges, auteur des voeux forcés à Paris : Chez la veuve Duchesne .... Chez la veuve Bailly, barrière des Sergens, et chez les marchands de nouveautés, mars 1792, [2], 90, [2] p., T. 1516-3.
- ③ *Réplique de J. P. Brissot, à la première et dernière lettre de Louis-Marthe Gouy, défenseur de la traite des Noirs et de l'esclavage à Paris* : Chez Belin, libraire ... : [Chez] Desenne, libraire .... [Chez] Bailly, libraire .... et au bureau du Patriote français .... , 10 février 1791, [2], 54 p., T. 5197.
- ④ *Loi relative aux colonies, & particulièrement à l'isle Cayenne & de la Guyane française : donnée à Paris, le 11 juillet 1792, l'an IV de la liberté à Lyon* : De l'imprimerie d'Aime, Vatar-Delaroche, imprimeur du département de Rhône & Loire, 1792, 4 p., T. 9796-84.
- ⑤ *Mémoire sur les colonies des Indes orientales : adressé à l'Assemblée nationale, par des colons de Pondichéry, réclamans contre leur exil, depuis la Révolution, pour leur servir de*

justification et d'éclaircissements, sur l'administration des colonies de l'Inde, aux commissaires civils qui vont y être envoyés par le roi : décembre 1791, [Paris] : De l'imprimerie de Pougin, rue Mazarine .... , [1791], 40 p., T. 5118.

以上、M. ベルンシュタインが史料収集作業上に残した「痕跡」に着目して、それらの史料群を俯瞰しながら、彼自身のフランス革命認識の特徴を浮かび上がらせてきた。その結果、より鮮明となった部分を再整理しておけば以下のようになるだろう。

[第1認識] ルイ16世裁判関連史料から、王政廃止の歴史的意義を問い、1816年の弑逆者国外追放令による報復行為の反共和主義的な姿勢を問題視する。

[第2認識] 「山岳派独裁」とも言われた時期にみられた急進共和主義者たちの思想と行動に注目し、とりわけ経済的な面での「平等」実現の足跡に共感する。

[第3認識] 「ユダヤ教徒解放令」や「非キリスト教化運動」が客観的に問いかけていた「信仰の自由」の獲得とその保障の重要性を認識し、この問題についての歴史的出発点をフランス革命に置いている。

[第4認識] 人権重視の視点から、黒人奴隷制についての非人間性を問題視し、人種的差別や奴隷制の在り方を問題にする。「人権」は貴賤を問わず、地球上の総ての老若男女に存在する。

[第5認識] フランス革命の理念（自由、平等、友愛）から植民地支配における他民族支配の問題性を探り出そうとする。ブルジョワ革命における植民地支配や民族問題の基本的問題点を捉えようとする姿勢である。支配された側にとってフランス革命とは何であったのかを問うてい

る。「植民地支配責任論」<sup>(66)</sup>を想定していたとも言える。

以上の五つの認識をまとめていえば、18世紀末から19世紀に至る時期の世界史的な動向とそれとのつながりの中で、フランス革命の理念が、革命の進展の中では大きく後退していつてしまう事実が強く意識された認識と結論づけられるであろう。

## (2) 「稀少」史料群 (5,340点) からいくつかの仏革命像への接近

次に、M. ベルンシュタイン自身によって明言されているわけではないが、彼の捉えた仏革命像を断片的にはあるが示してくれるものがある。それは、すでに比較調査結果が明らかにしている「稀少」史料群に見られるものである。

これまでの調査結果において、「稀少」史料として確認されたのは、前述のように5,340点であるが、その中から、一定の輪郭をもった三つの史料群に接近し彼のフランス革命像を構成する問題意識を抽出してみたい。

### 1) 1789年春段階の各種選挙集会と陳情書 (Cahiers de doléances) 作成の実態

1789年の陳情書史料収集にあたり、彼は、例の作業工房において、当該研究の第一人者でもあるベアトリス・F・イスロ (Béatrice F. Hyslop) 仕事<sup>(67)</sup>に学びながら整理を進めたのであろう。その結果、彼は陳情書関連史料も含め422点を収集した。ただ、B. F. イスロの先行研究によれば、国王の要請に基づき1789年春段階に第一次選挙集会が開催されたが、全国の、農山村諸教区、都市内ギルドや教区などで作成された陳情書の数は約6万通になるという。しかし、総てが現存しているわけではなく、地域差はあるにしてもかなりの数の陳情書が消滅していることは、B. F. イスロの仕事が証明して



いる。それでも、彼がどうにか収集できた史料数は全体的に多くはなかったが、幾つかの地方に関しては陳情書研究の総合的な分析が可能となる収集を行なっている。現在掌握できるところとしてオート-ロワール県のケースがある。

陳情書は、身分ごとに作成され、当時の行政管区（フランス王国の北部はバイイ管区で、南部はセネシャル管区）単位で最終的にまとめられ、各管区で選ばれた数名の代表者がそれを全国三部会に提出することになっていた。第一身分、第二身分は、1回だけの選挙集会（各管区を中心都市で開催）で代表者を選び陳情書を作成したが、第三身分はそうではなかった。原則としては、まず、第一次選挙集会（農山村や町の諸教区単位で開催）、次いで、下級選挙集会（郡都に各教区の代表者がそれぞれの教区で作成した陳情書を持ち寄り開催）、そして、最後に上級選挙集会（各郡都で選ばれた各代表が下級選挙集会で集約された陳情書を管区を中心都市に持ち寄り）が開催され、第三身分の代表者（第一と第二身分を合わせた人数）を決定し、再度、最終的な陳情書を作成することになっていた。但し、地方によっては、下級選挙集会を開催しない場合もある<sup>(68)</sup>。

当時、オートロ-ワール県は存在せず、現在の県域の東半分がル-ピュイ-アン-ヴレのセネシャル管区になっていた。当管区関連陳情書として注目すべきは、ル-ピュイ郡の下級選挙集会時の第三身分のそれである<sup>(69)</sup>。「稀少」史料の一つであるが、当管区の最終陳情書<sup>(70)</sup>と比較することにより、第一次選挙集会時から陳情書内の要求内容がどのように変化したのかを追跡することが出来る。だが、M. ベルンシュタインの収集した中には、当管内の第一次選挙集会時のそれがなかったので、オートロワール県文書館に収蔵されているグデ教区のもの<sup>(71)</sup>を利用した。

さて、ル-ピュイ郡の下級選挙集会時のそれが、なぜ大きな意味を持っているのかを確認しておこう。一般に、1789年春段階の陳情書作成においては、要求内容についての詳細を記した「モデル」なる文書が出回り、それが一定の役割を果たしたといわれている<sup>(72)</sup>。つまり、各陳情書にオリジナリティーは無いとする見方である。他方で、このような状況には地域差があることも指摘されているが、当管区のそれらの動きの全体が、ル-ピュイのこの史料の存在（全36条）で正確に見えてくるのである。

結論から言えば、ル-ピュイのそれには、第一次選挙集会時の農山村の諸要求が反映されることは少なく、23条で、河川用益権が、32条で森林の維持管理が主張される程度でしかなかった。最終陳情書との関係では、全88条中に「憲法の制定」（4条）、「自由と私的所有の保障」（7条）、「出版の自由」（8条）などは残ったが、ル-ピュイの第1条「王国における身分、かつ、ル-ピュイにおける特権身分の廃止を[要求する]」<sup>(73)</sup>と謳われた身分制廃止の要求が削除され後退している。総じて、当管区の陳情書は、最終的にル-ピュイの商工業者や司法・行政に係わっていたブルジョワたちの要求が最優先され、農山村地域の諸教区が作成していた陳情書の諸要求はほとんど無視されてしまっていたのである。

このように、ル-ピュイ郡の陳情書の存在から、全人口の8割前後を占める農山村の願いや要求が、当管区においても、ここまで蔑ろにされてしまっていることが下級選挙集会時にはっきり示されたことになる。第三身分とは言っても、都市のブルジョワジーのイニシアティブで進められた運動と、農山村教区民が思い描いた願望との間には埋めがたい乖離が見られた。これら陳情書史料の分析が深まれば、革命期の食糧蜂起や反領主城館闘争についての研

究の進展も期待できる。

## 2) 地方における政治的行動に関する史料

次いで注目されるのが、地方の中小都市などにおける政治行動を示してくれる史料であろう。とりわけ、民衆協会関連の史料群が目立っている。1789年から共和暦3年（1794～95年）までに増え続けた政治団体であるが、パリのジャコバン-クラブなどとの組織網がしっかり作られ、名称も愛国的クラブ、憲法友の会、通信委員会、友愛的民衆協会、農村協会など多様である。組織数の捉え方も約1,000から約44,000と幅があり、研究者の立場によりその機能や役割をめぐって諸説あり<sup>(74)</sup>、これに時期的に変動する政治状況と構成員の変化などを考え合わせると、その評価が難しいところである。

M. ベルンシュタインは、これをめぐる研究の流れを押さえたうえで史料収集を進め、814点を収集している。その内、「稀少」史料とされるものも、先にM. ビアールが指摘しているように多く確認できるが、重要なのは、これら地域ごとの史料を克明に読み込むことによって、パリとは違った地方の政治行動の重層性と内部抗争の実態に迫れることである。

このように、彼は地方の政治動向に関心を持っていたのであるが、それは地方の中小都市民に対してだけでなく、農山村民たちのそれに対しての眼差しも忘れていない。この問題意識構築に際して、彼はG. ルフェーヴルやA. ソブールの研究に依拠していたように思える。例えば、「農村共同体の経済的な基盤は、共同の所有と経営により、あるいは私有についての共同体的強制（囲い込みの禁止と耕地強制）により、あるいはまた、耕地（共同放牧地、落穂拾い権および刈株採掘権）や森林についての慣習権によって、構成されている。この問題については、フランス北部地方の農村共同体と南部地

方のそれとのあいだに、たとえ、どのような相違があろうとも、それは、ただ程度の相違にすぎず、本質的なものではない。私有権についての制限を、土地の所有と経営の共同体的特質によるものとして考えれば、われわれは、農村共同体を、まず第一に、前資本主義的な生産組織と定義することができよう」<sup>(75)</sup>との、A. ソブールの18世紀末における農山村共同体の認識を持つかどうかは、関連史料収集において意味をもって来る。

この問題を革命期の政策的動向に見るとすれば、まず、1789年の領主制の破壊や封建的特権の廃止、次いで、人権宣言や1793年の共和国憲法の発布が問題となる。というのも、この結果、「自然かつ永遠の権利」として完全な「所有権の不可侵」が布告さ、それによって、囲い込みの自由、耕作の自由、および森林用益権などの共同体的諸権利が制限されるようになったからである。しかも、1790年には国有財産売却法が可決されているために農山村民の生活が脅かされる事態が進行していたのである。

以上のような革命の進展に伴い、共同体的諸権利をめぐる法律が革命政府によって制定されていったが、M. ベルンシュタインは、その流れを追いかけるように34点の関連史料を収集している。その中でも、共同体的慣行<sup>(76)</sup>や森林管理<sup>(77)</sup>に関する史料も散見される。事実として、国民公会期に至り、1793年夏の「共同地分割方式」に関する農業諸政令の発布の下で新たな地主の私有権行使が強まり、零細な農山村民は森林用益権などを行使できなくなっていく動きに、彼がどのような立ち位置で収集していたのかは興味深い。

## 3) 山岳派「独裁」期における派遣議員と地方の「テルール」

最後に、1793～94年段階における地方の

「テルール」の展開を広範囲にわたって証明してくれる史料群がある。それが、先述のようにオート-ロワール県に関するものであった。それらは、主に国民公会から派遣議員として同県に順に着任したバルタザール=フォール Balthazar Faure (1746~1805)とソロン=レイノー << Solon >> Claude Reynaud (1749~1815)に関するものである<sup>(78)</sup>。共に、同県選出の国民公会議員であったが、1793年2月24日発布された「30万人動員令」の完全実施を進めるために派遣されている。二人とも、各県や国境に展開する軍隊に派遣されて、革命を底辺で支えた中堅の議員でサブリーダー的存在であった。

まず、B. フォールは、1793年3月22日から着任し、もともと県東部を中心に王党派や宣誓拒否司祭らの影響力が強く保守的な傾向にあったため、手始めに、ル=ピュイの民衆協会の挺入れを4月に行なって、山岳派に賛同する状況を作っている。6月24日に可決された93年憲法の勢いに乗じて、7月18日にはル=ピュイ司教により当憲法の信任を取り付けるころから、どうにか当県での山岳派路線を固めることに成功している<sup>(79)</sup>。

次いで、S. レイノーであるが、B. フォールの後を継いで同年8月22日に着任している。翌23日は国民公会が国民総動員法を可決した日でもあった。前任者の築き上げた政治的気運を利用しながら、県内の特権階級、利己主義者、反革命者に対抗する姿勢を鮮明にし、10月には、反革命容疑者の逮捕を命じ、サン=ディディエ、ラ=セオーヴ、ル=モナステイエの各郡庁舎にある牢獄に約1,000人を収容している。宗教的テルールの動きとしては、国民公会が11月24日に協会の閉鎖を決め、共和暦を公布しその使用を強制すると、彼は、12月20日にル=ピュイにおいて「理性の祭典」を実施させている。具体的には、12月29日に鐘楼の使用を禁止し、

翌1794年1月18日に当県の教会を閉鎖させ、同年3月には、これに従わない150人のリストを作成させ、ついには教会の祭壇と鐘楼の破壊を命じている<sup>(80)</sup>。S. レイノーは、「非キリスト教化」運動の政策を正確に推進したことになる。ロベスピエールらはこうした動きを察知して、「公安委員会の民衆協会あての回状」を1793年11月に発してこの運動を押さえようとしていたが、彼が、それを無視して実施したのかの詳細は分からない。

この二人の派遣議員に関する「稀少」史料としては、①「B. フォールの同志ザンジャッコミ殿あて第1書簡」<sup>(81)</sup>、②「義勇兵の招集に関して共和暦2年ブリュメール8日に署名された宣言」<sup>(82)</sup>、③「教会の鐘楼使用規制についての共和暦2年フリメール30日に署名された条例」<sup>(83)</sup>が挙げられる。

M. ベルンシュタインが、J. エバールらの「非キリスト教化」運動に注目していたことは先述の通りだが、彼は、オート-ロワール県における派遣議員によるテルールの展開がこれほど克明に迎れるとは思ってもみなかったのではないか。それほど、これらの史料は、単に、山岳派独裁期の地方における派遣議員の行動様式を明らかにするだけではなく、革命政府の政策実施と地方の微妙な関係を示し、また、地方の王党派や宣誓拒否司祭らの「反革命的」対応や行動の背景を写し出していると言えよう。

### (3) M. ベルンシュタインが射程に入れていた 仏革研究の広がり

すでに、J.-N. デュカンジュの仕事で明らかにされていることだが、M. ベルンシュタインは古書籍商に徹していてその職分を貫き通しながらも、ヨーロッパの多くの歴史研究者との交流のあったことが証明されている。その彼の姿勢を、J.-N. デュカンジュは「しかしながら、彼

を単なる金銭づくの人物だと見るのは誤りでしょう。それよりも、革命史、労働運動、彼が過去の関係から特に愛着のあった領域の目利きとみなすべきでしょう。彼の歴史に対する知識は、とても確かでした。また、その関心も大変多様でした<sup>(84)</sup>と評し、その一例を紹介している<sup>(85)</sup>。

このM. ベルンシュタインの関心の多様さは、当然の如く彼の収集した「ベル文」史料にも見出せる。つまり、書誌学者としても立場から自らのフランス革命関連史料収集においても、その目利きの鋭さを示している。最後に、筆者の「基礎的研究」で見えてきた彼の問題意識の広がりや「ベル文」史料群の中で捉えてみたい。

## 1) 総裁政府期の政治的展開とナポレオン=ボナパルト

言うまでもなく、M. ベルンシュタインは、総裁政府期やナポレオン期の歴史的意義について言及することは無かった。だが、フランス革命の政治的変遷に対する彼の認識の一つが、人権の確立と共和主義の徹底に置かれていたことを思えば、革命後半の総裁政府成立からナポレオン第一帝政期にかけて、その革命理念がどのように変更されてしまったのか、また、せっかく王政を廃止して近代国民国家を目指しているながら、何故に帝政を作り出してしまったのかについて、彼は、無関心ではおれなかったに違いない。

一般的に、テルミドール事件後の政治史的展開は、王党派をはじめとする右派勢力と残存していた山岳派などの急進共和派の左派勢力の台頭を抑え、穏健共和派による「風見鶏」的中道路線と認識されている。当時は、この政治路線を「白い帽章をつけず、赤い帽子もかぶらず」と言う場合もあった。視点を変えれば、ロベスピエール派を打倒したテルミドリアンたちが

作り上げた総裁政府体制は、銀行家や政商たちが幅をきかせる「成り上がり者」たち、つまり、大ブルジョワジーによる政権運営となった。これに不満を抱く王党派と急進共和派は次々とクーデタを企てる。こうした状況下で頭角を現したのが、腐敗、墮落した政府に反抗したバブーフであり、「ヴァンデミエール将軍」として軍事的才能を発揮したナポレオンであった。

M. ベルンシュタインは、民主主義的国家の樹立を目指す革命理念が、力の論理によっていとも簡単に押しつぶされていった歴史的経過の証拠を守り通すという信念の下、革命後半の歴史的事実の守護者としての役割に徹したように思える。いつの時代にも起こっていることだが、自分たちにとって都合の悪い資史料が隠匿され、捏造され、あるいは廃棄されてきた痕跡を見逃さなかった彼は、どんな些細な史料でも注意深く収集し、手垢にまみれた総裁政府期以降の歩みの実態を証明する手立てを残そうとしたように見える。

主な史料群を挙げると、総裁政府関連史料が1,374点、ブリュメール18日のクーデタ関連661点、統領政府関連320点、皇帝ナポレオン関連162点と圧倒的な史料数となっている。このように、テルミドール事件後の政治的動向関連の史料収集は徹底していたと言えるだろう。しかも、これにはパリの動きばかりでなく、地方で展開された政治的動向や地方有力者の行動などに関する史料、さらには、対仏同盟に対抗するイタリア戦争などや、エジプト遠征関連史料も含まれている。

## 2) 地方の「反革命」における民衆の動き多様な性格への注目

フランス革命史研究において、「反革命」と言った場合、フランス国内で、それは革命の理念やそれに基づいて進められていた革命的政策



に全面的に反対し、アンシャンレジーム体制への回帰を求める王党派たちや宣誓拒否聖職者たちの、革命政権に対する軍事的打倒をめざす動きだけを指しているのではない。大きく分類すれば、その他に、連邦主義を目指すジロンド派などの運動<sup>(86)</sup>、30万人募兵令に反対する運動、共同体的な諸慣行の復活を求める動き、「非キリスト教化」運動への抵抗、土地所有を求める貧農の運動などの性格を持つものがあり、きわめて複雑で、重層的である。

この点についてもM.ベルンシュタインの問題関心は高い。例えば、ヴァンデ戦争の性格<sup>(87)</sup>も王党派やカトリック教徒による単純な「反革命」的抵抗とは見ていない。つまり、彼は「反革命」をフランス革命否定の動きとは捉えず、各期における革命政府の、革命理念に反し地方民衆の生活と命を軽視する「反革命的的政策」への抵抗と理解する視座を重視していたとも言える。確かに、「フクロウ党」とも言われる「シュアヌリ chouannerie」運動<sup>(88)</sup>も、反革命的な王党派の軍事的抵抗の面だけでなく、多くの農山村民による森林利益権などの共有権回復をめざした生活擁護闘争の性格を持っていた。

このように、「反革命」関連史料群として彼が収集した928点の中には、先に見た民衆史・民衆蜂起史研究においても使用できるものが含まれている。例えば、「反革命」の展開において必ずと言っていいほど登場する「ブリガン brigands (盗賊、野武士の集団)」<sup>(89)</sup>と言われた人々は、革命政府によって無秩序な集団と一括りされてしまうが、その実態については丁寧な史料批判が求められる。

### 3) 公的救済・公教育政策への眼差し

M.ベルンシュタインは、公的救済・公教育政策についても明言はしていないが、これに対する問題意識も旺盛であった。例の「ベル文」

工房に置かれていたカミーユ=ブロック、アレキサンドル=チュエッティ編『救貧委員会報告』<sup>(90)</sup>は、1790年に発足した県単位での貧困状況の調査結果をまとめたもので、革命期の公的救済の取り組みがここから始まっていることが分かる文献であるが、彼がこの研究書に学びながら収集を進めていたことが見えてくるようである。

公的救済という概念は、アンシャンレジーム末期までの「救貧政策」とは違って、日々の生活に苦しむ、経済的、社会的、世代間的、身体的、性的弱者、さらには自然災害等により援助を必要とする被災民の「公的救済」を真正面に掲げ、それを可能にする新たな法規定、公的財政措置を伴う、新しい社会と人間に対する包括的な扶助制度のことを言う。これは、近代的な「社会保障」の理念とそれを支える制度の確立を目指すものであった。

公教育と言う場合も、それは、アンシャンレジーム末期までカトリック教会の教区組織が担っていた「小さな学校」に代わって、宗教教育ではなく「無償」「非宗教」「義務化」「男女共学」などを柱とする共和主義的な教育システムのことを言う。しかし、実際には財政的措置や人口密度の濃淡、さらには歴史的に積み上げられた地域的伝統などの問題を抱え、公教育政策の実施は困難を極めた。また、公教育自体が国家全体の学問体系（アカデミー）の中にとどのよう位置づけられるかの議論と密接に関係していたため、その実施に至るまでには紆余曲折があった。タレーラン案、コンドルセ案、ルペルティエ案、ブキエ法、ラカナル法、ドヌー法などの関連史料からも読み取れる。

まず、公的救済に関する史料群であるが、1790～1795年の動きに関するものを中心に、現段階で60点を確認している。ほとんどは、立法議会期までの「救貧委員会」関連のもの



国民公会期の「公的救済委員会」関連の史料群で占められている。それもそのはずで、公的救済のシステムを確立しようとする取り組みは、社会経済的な平等が求められた国民公会期の急進共和主義の政治状況の中で集中的に進められたからである。その中でも、救済委員会の数度にわたる議会への報告書<sup>(91)</sup>、慈善、労働、矯正に係わる公的施設についての建白書<sup>(92)</sup>などが注目される。

これらの分析は別稿<sup>(93)</sup>に譲るとして、結論からすれば、失業者、老人、寡婦、孤児、身体不自由者、傷病者、物乞いなどを救い、自然災害などの被災者の生活保護をめざした社会保障理念はようやく完成段階に到達したと言える。にもかかわらず、財政的裏付けの不十分さや、救済業務の実施に際しての県から郡、そして町村（コミューン）へという行政的対応の無責任さなどで機能しない地方がでてくるなど、また、地域的な被災状況や貧困度合いの違いなどもあって、革命政府の施策通りには進まなかった<sup>(94)</sup>。

これが、総裁政府期以降になると、社会保障制度理念への思いは後退し、第二帝政期には公的救済から寄付制度を柱とするそれへと戻ってしまっている。そうした歴史的転変を考えれば、彼の政治性や思想性が、近代国民国家の社会保障理念の構築とその実現に向けてスタートした革命期前半のこれらの動きに注目したのも当然と言える。

同様のこととして、公教育関連史料群の収集傾向も見ておこう。先に示したように、彼のこの史料群から、大きな流れとしてはタレーランに始まりドヌーに至る、公教育をめぐる議論の推移を史的に追跡できるようになっているのが見事である<sup>(95)</sup>。ただ、それは一般的に言われるような、「知育中心」か「徳育中心」かの二者択一的な対立点で片づけられるような変遷

ではなかった。ルイ16世が存在していた立憲君主政期、ジロンド派が中心となった温和共和政期、山岳派主導の急進共和政期、大ブルジョワジーの利害優先の総裁政府期、ナポレオンによる第一帝政期の、各段階における政治路線の方向性を教育論の面でおつけ合う政治闘争の土俵としての役割を果たしていたことを強調しているように思える。

このように、革命期の公教育論議は政治的であったが、それでも、各史料には今日でも常に議論の対象となっている教育の「平等性」や「中立性」に係わる論点が目立つなど、近代国民国家における教育の在り方を問う普遍的な課題としてそれが認識され、重奏低音のような響きで革命期の論者をも規定していることが分かる。また、地方における教育行政の在り方の違いなども、学校制度、教育内容（憲法学習など）、教員の在り方（採用、給与、処遇など）などの部分で明示してくれる史料も多い<sup>(96)</sup>。視点を変えれば、彼が、公共性をめぐる諸問題に関心を寄せていたからこそその収集結果であったと捉えられる。

#### 4) ジェンダー史の視点へのこだわり

彼が、フランス革命史研究のもう一つの対象として拘っていたのが、ジェンダー史の視点だったのではと考えられる。この点については、幸いなことに浜忠雄氏の仕事<sup>(97)</sup>から多くの情報が得られる。浜氏は、オランプ＝ド＝グージュに関して「ベル文」史料内の調査を行ない、その段階で、36点を確認している。グージュといえば、辻村みよ子氏の研究<sup>(98)</sup>によって『女性および女性市民の権利宣言』<sup>(99)</sup>の分析がなされ、「女権活動家」としてのグージュ像は定着している。ただ、浜氏は、「ベル文」史料からそれ以外のグージュ像を引き出すことをして、M. バルンシュタインのグージュへの注

目がグージュの全人格に向けられていたことを明らかにした。

その後の「基礎的研究」によって、グージュ関連史料はさらに増えて51点になり、浜氏の指摘の正しさを裏付けている。史料形体としては、新聞などへの寄稿文、小冊子やポスターなどでの論説、劇作品など様々であるが、そのどれもが保存状態は良好でマイクロフィルムからの複写でも正確に読み取れる。

まず、1789年段階から1793年に処刑されるまでの活動として一貫しているのは、革命的な政治活動への積極的参加の姿勢である。主だった史料としては『国民の代議員への書簡』<sup>(100)</sup>、『第一親王オルレアン公への書簡』<sup>(101)</sup>、『国王、王妃、コンデ公への請願』<sup>(102)</sup>などがある。次いで、劇作家としての活躍である。『コメディ-フランセーズに対するグージュ夫人の請願書』<sup>(103)</sup>、『仮面を剥がされた俳優たち、またはコメディ-フランセーズに上演を妨害されたグージュ夫人』<sup>(104)</sup>などが確認できる。さらに、これは先にトゥサン=ルヴェルチュールのところでも取り上げておいたが、黒人奴隷制への発言である<sup>(105)</sup>。パリに登場してからの彼女の人生は短いものであったが、インパクトのある発言を残している。革命との関係でのグージュ研究はまだ終わってはいない。

グージュ以外では、「革命的共和主義女性協会」に関係したクレール=ラコンブ Claire Lacombe<sup>(106)</sup>、ヴェルサイユ行進にも参加したテロワーニュ=ド=メリクール Théroigne de Méricour, Anne Joséphe<sup>(107)</sup>らの史料が収集されている。しかし、彼の関心は、革命上に名を残した女性だけではなく、市井の女性にかかわる史料収集にも向けられていた。現段階で見えてきている関連史料は83点になるが、そうした史料の中で注目されるものが、「公娼たちの陳情書」<sup>(108)</sup>と、それに対抗した「婦人たちの抗

議書」<sup>(109)</sup>である。王国全体での陳情書作成という革命的気運の高まりの中で女性たち自らが、それぞれの立場で自己主張し始めていたことは忘れてはならないように思う。また、従来は「反革命」の眼差しで捉えられがちなシャルロット=コルデの史料<sup>(110)</sup>にも、丁寧な史料批判が求められるであろう。

以上のように、M. ベルンシュタインのフランス革命に対する関心は幅広く深く、20世紀を生き抜いた彼の生きざまに規定されたであろう問題意識によって炙り出された諸問題が、今日的フランス革命史研究の課題として提示されている。

## おわりに

「はじめに」で述べたように、本稿は、フランス側との「ベル文」史料の共同比較調査研究の中間総括を行ない、また、当該史料の「基礎的研究」の中で見えてきたM. ベルンシュタインのフランス革命認識と、それに基づいた彼のフランス革命像を捉えようとするものであった。

前者については、繰り返し指摘してきたように、これまでの比較調査では、「BNには存在しないがフランスの他の諸機関には存在する」史料除いた「『ベル文』にしか存在しない、「唯一」ではない「稀少」なものが5,340点(41,3%)であったことが判明した。従って、今後は、オート=ロワール県文書館との間で作成された「分類リスト」に基づいて、データベース化が遅れている他県文書館での共同の比較調査に着手することが求められる。その仕事は、ここまでフランス側との窓口になってきている本学の「フランス革命史料研究センター」で進められるのが、すでに構築されている「ベル文」史料活用の国際的信用関係を貶めないためにも無理のない常識的対応であることは言うまでもない。

後者については、上記の長期にわたる地道な作業に付随してもたらされた「基礎的研究」の成果の分析という形になった。その結果についての概要は、すでに2016年にグルノーブル大学とヴィジューのフランス革命博物館での国際シンポジウムで報告済みのことではあったが、さらに、第3章を追加することによって、彼が捉えようとしたフランス革命像をより鮮明にすることにした。

はたして、その試みがどこまで達成できたのかは読者の判断を仰ぐしかないが、それらの分析に基づいて以下のような結論に達した。

まず、彼の一連の史料収集活動の根本のところを支えていた政治的、思想的立場であるが、J-N. デュカンジュが実証しているように「ベルンシュタインは、(中略)レジスタンス運動で闘ったユダヤ教徒であったことも、同様に知られています。(中略)1914年以前の社会主義によってもたらされた思い出を、父親を介してなおもっていた世代に属していた」<sup>(111)</sup> こともあって、それは、青春期を含む両大戦間期にあっては、友人からもいわれた「理想主義的な社会」であった。彼に言わせれば、フランス革命が理想とした「平等」な社会だということになる。急進共和派に注目していたのもその証左である。

しかし、それだけでは、彼はフランス革命認識の積極面を明示してはいなかった。革命期における国民国家の構成員の共和主義的関係の優先という友愛の理念に彼は拘っている。その一つとして、王政復古期の「弑逆者」問題は、思想、信条の自由、信仰の自由の理念の尊重と同様に、それを容認すれば、「国民」が分断に進みかねない問題として位置づけられている。それは、彼がラトヴィア民族出身のユダヤ教徒でフランス国民であることにも大きく規定されていたと考えられる。とりわけ、多民族・多文化

構成の国家においてはそうした動きは排外主義に直結していたからである。

また、彼は、革命が社会的、経済的な弱者をどう守るのかということにも関心を示していた。公的救済、公教育、ジェンダー史などの視点からのフランス革命史の読み直しは、市井の人々の考えや行動の多様性を前提とせざるを得ず、史料的制約もあり研究それ自体は厳しいが、どうしても進めなければならない課題として認識されていた。国家が、国民の生命と財産を如何に保護すべきか、公教育をどのような形にするのか、女性の権利を具体的にどう向上させるのか、革命期において、実際にそれらがどうなっていたのかについての研究はまだ緒に就いたばかりある。

最後に、彼の先見の問題意識が、植民地支配などで支配された側の諸民族にとってフランス革命は何であったのかにも向けられていた点である。例えば、1794年2月4日に国民公会によって「植民地奴隷制の廃止」が宣言されたにもかかわらず、ナポレオンによって1804年に廃止されてしまったことなどは、革命後半期における革命の後退現象を象徴的に示している。このように、総裁政府期からの革命の変節がナポレオンの対外戦争を生み出し、そのためハイチ共和国となったサン・ドマングをのぞいて、すべてのフランス領植民地では1848年の二月革命まで奴隷制を存続させてしまっている。この植民地に対する非人道的な政策が、多くの諸民族に凶りがたい犠牲を負わせてしまったことを彼は許してはいない。

以上のように、彼のフランス革命認識とそれに基づく革命像は複眼的アングルそのものであったが、史学史的な見方からすれば、それは、いわゆるジャコバン主義的な革命像を柱としていたと言えるだろう。だが、言うまでもなく、彼は教条主義者ではなかった。それは、一つに

は、第二次世界大戦中のパリでの命を賭したレジスタンス運動で体得した人民戦線の経験がそうさせていたのではと思える。戦後において史料収集活動が順調にいつているときでも彼のスタンスにブレは生じていない。アナール派の「新しい歴史学」が推奨された時期でも革命期のカリカチュールへの関心は感じ取れるが、「全体史的」歴史認識は、すでに彼自身のものであり変化は見えない。それは、フランス革命200周年前後におけるF. フュレらの「修正主義」の動きの中でも、彼にとって、フランス革命が「終わって」いないことは分析の通りである。

そうした長年の「ベル文」史料収集過程における、政治的、思想的、学問的荒波にも耐え、自分自身の確固たる姿勢を堅持しながら、彼は、いくつかのメッセージを込めて「ベル文」史料をそのまま本学へと、高額ではあったが「譲り渡して」くれたのである。筆者の立場からすれば、当初、厄介なことだと思っていたのが、そのうち、気が付いた時には生田図書館3階の貴重書庫の暗闇を徘徊するようになっていたのだから言い訳はできない。本学としても、国際的な社会知性の発信を義務付けられたことは幸いと言うべきであろう。ようやく、筆者自身もM. ベルンシュタインには大いに感謝すべきなのだと思えるようになってきた。

## 注

- (1) *Catalogue de l'Histoire de la Révolution française par Michel Bernstein, comparé avec le Catalogue de la Bibliothèque Nationale, par André Martin et Gérard Walter*, éd., Bibliothèque de l'Université Senshu, Tomes 1-5, Kawasaki, 1979, Tomes 6, 7, Kawasaki, 1980, Tomes 8, 9, Kawasaki, 2001 (一般的に日本側ではこれを『比較目録』と言うが、本稿でも、以下、その表記に統一した)。
- (2) ラトヴィア民族でユダヤ教徒のフランス人である故・M. ベルンシュタインは、自らのフランス革命関連史料収集の動機や経緯、さらには、それらの専修大学への売却について詳細に述べている (M. ベルンシュタイン「革命期文庫についての覚書」『ミシェル=ベルンシュタイン文庫だより』創刊号、1980年3月；後に、仏側の『フランス革命史年報』に Michel Biard et Yoshiaki Omi, <La collection Michel Bernstein (Université Senshu, Tokyo)>, *Annales historiques de la Révolution française*, 2011, n° 2, p. 193-210 として再録される)。
- (3) *Lettre du Roi aux archêvêques & évêques de son Royaume, à Versailles, le 9 septembre 1789, Collection des Documents de Michel Bernstein, Bibliothèque de l'Université SENSU, Tome 1974-21 (Imprimerie Royale, 1789, In-4<sup>o</sup>, 4 p. Il les prie de collaborer au maintien ou au rétablissement de l'ordre, troublé par les jacqueries et les brigandages, Bibliothèque Historique de la Ville de Paris, N. 136-159).*
- (4) Georges Lefebvre, *Quatre-vingt-neuf*, Paris, 1933.
- (5) Albert Soboul dir., *Contributions à l'histoire paysanne de la Révolution française*, Paris, 1977.
- (6) G. Lefebvre, *Quatre-vingt-neuf*, p. 123.
- (7) Id., *La Grande peur de 1789, suivi de les foules révolutionnaires*, Paris, 1932, rééd., 1988.
- (8) *De par le Roi, à Versailles, le 9 août 1789, C. D. M. B.*, Tome 1794-19.
- (9) Jean-Claude Martin, <La Terre en Révolution>, *Le Pays Bas-Normand*, n. 194-196, 1989.
- (10) 近江吉明「バステューユ以前のジャクリー—ノルマンディー、オルヌ県の場合—」(『専修人文論集』第70号、2002年)；同「グランドブール期のジャクリー—バス-ノルマンディー、オルヌ県の場合—」(『専修人文論集』第77号、2005年)；同「フランス革命期のジャクリー」(専修大学社会知性開発研究センター・歴史学センター年報『フランス革命と日本・アジアの近代化』第4号、2007年)；同「アランソンにおける1789年の食糧蜂起」(『専修史学』第44号、2008年)；同「民衆蜂起における蜂起指導層と蜂起衆—フランス革命初期のオルヌ県の場



合一」(同上、第46号、2009年)；同「フランス革命初期のジャクリーと暴力ーバス-ノルマンディー、オルヌ県の場合」(『専修人文論集』第86号、2010年)；同「ベッレームにおける1789年の食糧蜂起」(『史苑』第72巻、第1号、2011年)；id., «La Révolution au Perche 1789-1799, Rupture ou continuité», *Amis du Perche*, 2014；同「オルヌ県における1789年のジャクリーの痕跡—ドムフロン郡からセー小郡への波及—」(『専修史学』第64号、2018年)。

また、1789年段階における「ジャクリー」や「食糧蜂起」研究に欠かせない分析対象が、1789年春段階に農山村教区の教区民や地方中小都市の住民によって作成された第一次選挙集会時の「陳情書」である。これは、1789年5月開催の全国三部会に向けて行なわれたバイ管区上級選挙集会時の最後の「代表者」の選出と「陳情書」作成のものとはほとんど異なるものである。つまり、ヴェルサイユに持参された最終「陳情書」には、農山村民や地方中小都市住民の陳情や要求が反映されることがなかった。それだけに、第一次選挙集会時の「陳情書」には彼らの切実な生の政治的、経済的、社会的要求が書き残された。

これについての分析としては、近江「陳情書」にみられる農民的な要求の特徴—バス-ノルマンディー、オルヌ県の場合—(『専修大学人文科学年報』第34号、2004年)；同「陳情書にみられる農民的な要求の特徴について」(『専修史学』第40号、2006年)；同「陳情書にみられる農民的な要求の特徴について(その二)」(同上、第41号、2006年)；同「1789年春段階におけるオルヌ県東部農村教区の状況—ベッレーム小郡ル-パン教区陳情書の分析から—」(『専修人文論集』第90号、2012年)；同「フランス革命初期の森林用益権をめぐる攻防とその政治的波及—1789年のオルヌ県教区陳情書に見られる森林用益権の位置—」(『専修史学』第66号、2019年)；同「エツム下級バイ管区の陳情書分析—フランス革命初期のジャクリー勃発の諸要因をめぐって—」(同上、第68号、2020年)がある。

- (11) André Martin et Gérard Walter, *Catalogue de l'histoire de la Révolution française*, Paris, Editions

des Bibliothèques Nationales, t. 1-5, 1936-1955.

- (12) これは、フランス国立図書館の所蔵史料(Le catalogue de la Bibliothèque nationale de France)のオンライン目録である。
- (13) Le catalogue collectif de France(フランス共同目録)には、SUDOC(Système universitaire de documentation)と、BRM(Catalogue des fonds rétro convertis des bibliothèques municipales, ou BAZE PATRIMOINE)というデータベース化された史料目録が収録されている。前者の目録は、160以上の大学施設や、1,000以上の図書館のコレクション情報をまとめたものであり、後者は、フランス全土にある65の図書館が所蔵する250万件以上の史料の書誌情報が含まれている。
- (14) *Annales des Etudes de la Révolution française et la Collection des documents de Michel Bernstein*, Institut pour le Développement de l'Intelligence Sociale de l'Université SENSU / Le Centre d'Etude des Documents de la Révolution française, 2009~.
- (15) マリア-ベトゥレム=カステラ-イ-プジョルス「ベルンシュタイン文庫の歴史的価値とその性格—『ベルンシュタイン文庫目録』第6巻の分析—」(専修大学社会知性開発研究センター/歴史学研究センター年報『フランス革命と日本・アジアの近代化』第5号、2008年、109~129頁；Maria Betlem Castellà i Pujols, «Au-delà de la rareté .... Des merveilles: Deuxième analyse du Tome VI du Catalogue de Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2009, pp. 1-208.
- (16) Thierry Alloin, «La Valeur et le caractère historique de la Collection des documents de Michel Bernstein : Troisième analyse du tome 6 du catalogue de la Collection M. Bernstein, No. 5000-6300», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2010, pp. 61-113；id., «La Valeur .... : Quatrième analyse du tome 7 du catalogue de la C. M. B., No. 6301-10026», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2011, pp. 11-168；id., «La Valeur .... : Cinquième analyse du tome 7 du catalogue de la C. M. B., No. 10027-12920», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2012 / 2013, pp. 35-147；id., «En terminant les recherches dans la collection Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2014 / 2015, pp. 11-35.



- (17) Y. Omi, «Cahier de doléances du tiers état de la ville du Puy, élaboré au stade initial du processus électoral (version corrigée et commentée)», *Cahiers de la Haute-Loire*, Revue d'études locales, Année 2009, pp. 189-203. この仕事は、「ベル文」マニユ スクリ 史料の Fol. 20 : Cayer d'instructions du Tiers Etat de la ville du Puy の翻刻を行なったものであるが、この陳情書についての最初の分析は、近江「『M.ベルンシュタイン文庫』の史料 的価値とその特徴—オート-ロワール県、ル-ピュイ市の第三身分陳情書分析を中心に—」(専修大学社会知性開発研究センター/歴史学 研究センター『フランス革命と日本・アジアの 近代化』、2008年)；同「ル-ピュイ市の下級選 挙集会時における第三身分陳情書—その校訂と 解説—」(『専修人文論集』第84号、2009年) で深められたものである。
- オートロワール県文書館に存在しないもう一 つのマニユ スクリが、同県ブリウド市 Brioude の陳情書である。「ベル文」史料の Fol. 10 : Doléances, instructions et pouvoirs généraux donnés aux députés de la ville et chef-lieu d'élection de Brioude であるが、当該史料については陳情書 作成過程に特徴があった。当時、トゥーロンの 海軍経理将校であったピエール-ヴィクトール= マルエ Pierre Victor Malouet, (1740~1814) が第 三身分陳情書のモデルとなる私案を用意し、そ れをリオムの町当局に届け、また、町役場もそ れを「全国三部会に向けての第三身分の要望に 関する指示草案」として印刷させてブリウドに も配布させていたことが確認されていたからで ある。しかも、ブリウド市はル-ピュイのセネ シャル管区ではなく西隣のリオムのセネシャル 管区に属していた。
- ところが、ル-ピュイ-ド-ドーム県文書館に もブリウド市文書館にも当該史料は存在しな かったが、ル-ピュイのある収集家が所有して いたとされるオリジナルの写しがポール=ルブ ラン Paul Leblanc なる人物によってクレルモン 大学図書館に寄贈され、それは1879年に印刷 出版されたということがわかったので、筆者は、 そのコピーをクレルモン大学で首尾よく入手し 翻刻に際し、参考にした(近江「オートロワール 県ブリウド市(Brioude)の陳情書校訂(Ⅰ)」 (『専修総合科学研究』第20号、2012年)；同 「オートロワール県ブリウド市(Brioude)の陳 情書校訂—1789年3月における第三身分第一次 選挙集会時の陳情書—」(『専修史学』第54号、 2013年)。
- (18) Th. Alloin, «En terminant les recherches dans la Collection Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2014 / 2015.
- (19) Y. Omi, «Bilan des recherches portant sur les volumes 6 et 7 du Catalogue comparé», *ibid.*
- (20) A. Martin et G. Walter, *op. cit.*
- (21) M. ベルンシュタイン<久重忠夫訳>、「革 命期文庫についての覚書」(『専修大学・ミシェ ル=ベルンシュタイン文庫だより』、創刊号、 1980年、後に、『フランス革命史年報』に採録 される M. Biart et Y. Omi, «La collection Michel Bernstein», *A. H. R. F.*, n° 364, 2011)。
- (22) 同上、16頁；*ibid.*, p. 196.
- (23) Th. Alloin, «Classement des documents relatifs au département de la Haute-Loire dans la Collection de Michel Bernstein», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2010, pp. 11-17.
- (24) *Ibid.*, pp. 18-59.
- (25) Solon Reynaud (Claude André Benoit Reynaud, 1749-1815), *C. D. M. B.*, fol. 38 ; Balthazar Faure (1746-1805), *C. D. M. B.*, fol. 77-24.
- (26) 近江、「M. ベルンシュタイン『史料整理目 録バインダー』(No. 12-14)について」、*Catalogue de l'Histoire de la Révolution française par Michel Bernstein, Supplément (Brochure 14~14) : Catalogue spécial des documents sur le procès de Louis XVI, Kawasaki, Bibliothèque de l'Université SENSU*, pp. 1-14, 2003 (後に、Y. Omi, «A propos de l'Inventaire de documents historique de Michel Benstein (brochure No. 12-14)», *A. E. R. F. C. M. B.*, 2016, pp. 45-62.)。
- (27) 同上、303 ~ 320頁。
- (28) Discours de Boissy-d'Anglas, sur la nécessité d'annuler ou de reviser les jugemens rendus par les tribunaux révolutionnaires, et de rendre aux familles des condamnés les biens confisqués par ces jugemens: lu à la séance du 30 ventôse, an 3, [Paris], De l'imprimerie nationale, germinal, l'an III [1795], 8 p., *C. D. M. B.*, T. 1436-[9]；遅塚忠躬「ボワシ=

- ダングラースーフランス革命期のあるプロテスタントの生き方―」（『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』第19号、2001年8月）によれば、アルデーシュ県選出の国民公会議員で、ルイ16世裁判の第3回票決のときには「禁固刑」を主張し「処刑」に反対した人物であるダングラースは、王政復古期における「国王弑逆者」（1816年の「大赦法」で、455名と認定された）追放の動きの中で、逆に、被追放者を恩赦により帰国させる行動を積極的にとった人物として有名なのだという。
- (29) Le Comte H. de Bédoyère ; Recueil de documents révolutionnaires, *C. D. M. B.*, Tome 1-369, et T. 1471-T. 1961.
- (30) *Ibid.*, T. 106.
- (31) Recueil de documents révolutionnaires de le Château de Laplagne ; M<sup>me</sup> Justin Débonne P ; Prof. Deneux, *C. D. M. B.*, T. 1962-T. 3894.
- (32) M. Biard, *La liberté ou la mort ; Mourir en député*, Paris, 2015, p. 152. ここでは、1795年のギアナへの追放刑を「乾いたギロチン la guillotine sèche」と命名しているところから分析を始めている。明らかにモンタニユ派に対する報復の意味合いが強い。
- (33) コロークの成果は、小特集「『ベルンシュタイン文庫』とフランス革命」（『専修史学』第54号、2013年3月）として掲載された。
- (34) ミシェル=ビヤール（長坂、高橋共訳）「ベルンシュタイン文庫にみられる革命期の政治結社」（同上）、2～16頁。
- (35) 同上、4頁。
- (36) 同上、6～15頁。
- (37) ジャン=ヌマ=デュカンジュ（高橋訳）「ミシェル=ベルンシュタイン―特異な足跡を振り返って―」（同上）、16～27頁。
- (38) Michel Biard, Philippe Bourdin, Hervé Leuwers, Yoshiaki Omi (dir.), *L'écriture d'une expérience. Histoire & mémoires de Conventionnels*, Paris, 2016.
- (39) M. Biard, «Un document inédit sur la protestation rouennaise contre la manifestation populaire aux Tuileries le 20 juin 1792», *Annales de Normandie*, 61<sup>e</sup> année N° 2, juillet-décembre 2011, pp. 115-124.
- (40) Liste exacte des individus tués dans les différentes prisons de Lyon avec leurs noms, surnoms, qualités, et les crimes qui ont attiré sur vengeance publique, s. d., 31 p., *C. M. B.*, T. 2130-5.
- (41) Colloque international : *Collectionner la Révolution française*, 23-24-25 septembre 2015, Grenoble et Vizille (Colloque organisé par la Société des études robespierristes, l'IHRF-Université Paris I-Panthéon Sorbonne, le CRHIPA-Université France-Grenoble II, le Musée de la Révolution française-Domaine de Vizille).
- (42) G. Bertrand, M. Biard, A. Chevalier, M. Poirson et P. Serna (dir.), *Collectionner la Révolution française*, Paris, 2016.
- (43) Y. Omi «Un quête de l'univers révolutionnaire grâce à la Collection Michel Bernstein», *ibid.*, pp. 51-66.
- (44) J.-N. デュカンジュ、前掲書。
- (45) 近江「ベルンシュタイン文庫を彩る仏革命の世界」（『専修人文論集』第98号、2016年3月）。
- (46) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (47) Anton Gerits, «Michel Bernstein 1906-2003, ou Voltaire parmi les libraires antiquaires de France», *Bulletin du bibliophile*, Paris, 2003, p. 345.
- (48) J.-N. デュカンジュ、前掲書、18頁。
- (49) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (50) 同上。
- (51) 同上、15頁。
- (52) 同上。
- (53) 同上。
- (54) 同上、16頁。
- (55) 同上、14、16頁。
- (56) 近江「ミシェル=ベルンシュタイン文庫分析」（『図書館だより』第39号、2000年1月、2015年のヴァージューの国際シンポでは仏訳で紹介、Y. Omi, «L'Analyse de la Bibliothèque de Michel Bernstein : l'histoire de la Révolution française, édition préliminaire, fascicule 18», *Toshokan-Dayori*, 39, 2000) 2～3頁。
- (57) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (58) J.-N. デュカンジュ、前掲書、19頁。

- (59) M. ベルンシュタイン、前掲書、14頁。
- (60) J. P. Marat, *L'ami du peuple, ou Le publiciste parisien, journal politique et impartial*, [S. l.]: [s. n.], [1791], 8 p. *C. D. M. B.*, T. 3823-(14): Profession de foi, de Marat, l'ami du peuple, député à la Convention, adressée au peuple français en générale, & à ses commettans en particulier, No. [156] (30 mars 1793), [Paris], De l'imprimerie de Marat, [1796], *C. D. M. B.*, T. 9009-(18) [bis].
- (61) M. ベルンシュタイン、前掲書、13頁。
- (62) A. Gerits, *Books Friends, and Bibliophilia: Reminiscences of an antiquarian Bookseller*, New Castle, 2004, p. 195.
- (63) Je suis le véritable père Duchesne, foutre, [Paris]: De l'imprimerie de Tremblay, rue basse ports Saint-Denis ... , [1792], v., *C. D. M. B.*, T.9278-(1-1): Le père Duchesne, rééd., Paris, 1969, *C. D. M. B.*, T. 9060a. 1.
- (64) Henri Grégoire, *Essai sur la régénération physique, morale et politique des Juifs*; préface de Rita Hermon-Belot, Paris, 1988.
- (65) 浜忠雄『ハイチ革命とフランス革命』北海道大学図書刊行会、1998年、207～232頁。
- (66) 同「ハイチによる『返還と補償』の要求」(永原陽子編『植民地責任論—脱植民地化の比較史—』青木書店、2009年、所収)。
- (67) Béatrice Fry Hyslop, *Répertoire critique des Cahiers de doléances pour les Etats Généraux de 1789*, Paris, 1933; id., *A Guide to the General Cahiers of 1789 with the texts of unedited Cahiers*, New York, 1968.
- (68) 近江「『ベルンシュタイン文庫』を通じてみるフランス革命」(『じっしきょう地歴・公民科資料』第72号、2011年)。
- (69) [Le Puy] Cayer d'instructions du Tiers-Etat de la ville du Puy, Mss. original, daté du 28 mars 1789, avec toutes les signatures, *C. D. M. B.*, Fol. 20.
- (70) Cahier d'instructions, demandes et pouvoirs, pour les députés du Tiers-Etat de la sénéchaussée du Puy-en-Velay, *C. D. M. B.*, T. 1705-(2).
- (71) Château de Goudet, Arch. Dép. De la Haute-Loire, 1 B-1758; 近江「1789年のグデ教区第一次選挙集会時の陳情書—ル・ピュイ、セネシャル管区の教区陳情書分析—」(『専修人文論集』第100号、2017年)、165～196頁。県図書館に収蔵されている第一次選挙集会時の教区陳情書は、全部で24通しか存在しない。分析対象としたのは、翻刻されていないもので、議事録が残っていた教区として、また、当県の農山村地域の典型的な教区であるグデを選んだ。
- (72) Philippe Grateau, *Les Cahiers de doléances, une relecture culturelle*, Rennes, 2001.
- (73) Cahier d'instructions (la sénéchaussée du Puy-en-Velay); 近江「ル・ピュイ市」、58頁。
- (74) フランソワ=フユレ、モナ=オズーフ(河野健二、坂上孝、富永茂樹監訳)『フランス革命事典(Ⅰ)』みすず書房、1995年、650頁。
- (75) A. ソブール(飯沼二郎、坂本慶一訳)『資本主義と農村共同体』未来社、1976年、8頁。
- (76) Discours prononcé par Gaudin, orateur du Tribunal, sur le projet de loi relatif aux droits d'usage des communes dans les forêts: séance du 28 ventose an II à Paris, De l'imprimerie nationale, germinal an II [1803], 3, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1819-(26).
- (77) Décrets sur la police forestière des 19 & 27 décembre 1790, précédés du rapport fait au nom du comité des domaines / par M. Devisme, député du département de l'Aisne à Paris: De l'imprimerie nationale, 1791, 15, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1042-[17].
- (78) Y. Omi, «La Terreur dans les départements en 1793-1794: Lettres, opinions et mémoires de Conventionnels de la Haute-Loire», in M. Biard, Ph. Bourdin, H. Leuwers, Y. Omi (dir), *op. cit.*, pp. 49-61.
- (79) *Ibid.*, p. 51.
- (80) *Ibid.*, p. 53.
- (81) Trois lettres du Conventionnel Balthazar Faure de la Haute-Loire au citoyen Zangiacomi, 11 prairial et 24, 26 thermidor an III; *C. D. M. B.*, Fol. 77-(24).
- (82) Proclamation signée, sur la levée des volontaires, 8 brumaire an II, *C. D. M. B.*, Fol. 38-(53).
- (83) Arrêté signée, 30 frimaire an II, sur le contrôle de faire usage de la cloche, *C. D. M. B.*, Fol. 38-(34).

- (84) J.-N. デュカンジュ、前掲書、19頁。
- (85) 同、20頁；
- (86) Liste des contre-révolutionnaires & révoltés de la ci-devant ville de Lyon, [1794], 112 p., *C. D. M. B.*, T. 3138-(3).
- (87) Guerre de la Vendée et Chouans / par Lequinio, représentant du peuple, député par le département du Morbihan ; ouvrage dans lequel on donne une connaissance complete de la guerre de la Vendée, des causes qui l'on produite … sur la guerre des Chouans et sur son origine ; premier Brumaire, de l'an 3<sup>e</sup>, à Paris : Chez Pougin, imprimeur … et se trouve chez Petit, lib. … : Chez Debrai, libraire … : Maret, libraire …, [1794], [4], 250 p., *C. D. M. B.*, T. 2054.
- (88) Loi portant que les rebelles, ceux connus sous le nom de Chouans, etc. Dont le jugement était attribué aux tribunaux militaires, seront jugés par les conseillers militaires établis par la loi du deuxième jour complémentaires : du premier vendémiaire, an quatrième de la République française, une et indivisible à Paris : De l'imprimerie du dépôt des lois, [1795], [1] p., *C. D. M. B.*, T. 773-[2].
- (89) Les brigands démasqués, ou, Mémoires pour servir à l'histoire du temps present … : dédié à tous les ennemis du meurtre et de l'anarchie, et aux veuves et orphelins des Français assassinés par la Convention nationale / par Auguste Danican …, Troisième édition à Londres : De l'imprimerie de Baylis … et se trouve chez J. Deboffe …, Debrett …, Dulau et Co. …, Boosey … et tous les marchands de nouveautés, 1796, [4], 243, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1502- [30].
- (90) Camille Bloch et Alexandre Tuetey, *Procès-verbaux et rapports de Comité de mendicité 1790-1791*, Paris, 1911, 847 p.
- (91) Premier rapport du Comité mendicité : exposé des principes généraux qui ont dirigé son travail / par M. de la Rochefoucauld-Liancour, Paris : Imprimerie nationale, 1790, *C. D. M. B.*, T. 1023-(10), T. 3294-(5).  
 Second rapport, 1790, T. 1045-(18).  
 Troisième rapport, 1791, T. 1076-(2).  
 Quatrième rapport, 1791, T. 1076-(3).  
 Cinquième rapport, 1791, T. 1076-(4).  
 Sixième rapport, 1791, T. 1076-(5).  
 Septième rapport, 1791, T. 1076-(6).
- (92) Mémoire sur les établissement publics de bienfaisance, de travail et de correction, considérés sous les rapports politiques & commerciaux, présenté au comité des secours publics de la Convention nationale, le 28 brumaire, l'an 2 de la République une & indivisible / par Jacques Dillon, citoyen français, artiste hydraulicien & mécanicien, imprimé en vertu d'une décret de la Convention nationale, sur le rapport du même comité. … De l'imprimerie nationale ; 1793, *C. D. M. B.*, T. ?
- (93) 近江「フランス革命関連史料集『ミシェル=ベルンシュタイン文庫』について—『フランス国立図書館には存在しない』史料の比較調査を終えて—」(『日仏歴史学会会報』第35号、2020年6月)。
- (94) Rapport et projet de décret sur l'extinction de la mendicité, présentés à la Convention nationale, au nom du comité des secours publics, par Jean-Baptiste Bo, député du département de l'Aveyron, [Paris] : De l'imprimerie nationale, [1793], 40 p., *C. D. M. B.*, T. 1875-(27), T. 2626.
- (95) Rapport sur l'instruction publique, fait, au nom du Comité de constitution, par M. Talleyrand-Périgord, ancien évêque d'Autun, administrateur du département de Paris, à Paris : De l'imprimerie nationale, [1791], 123, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1071-[5]; Plan d'éducation nationale de Michel Lepelletier, présenté à la Convention par Maximilien Robespierre, au nom de la commission d'instruction publique, [Paris]: De l'imprimerie nationale, [1793], 52 p., *C. D. M. B.*, T. 2292-(7)
- (96) Ecole primaires, département de la Haute-Loire : extrait des régitres des délibérations de l'administration centrale, du 21 germinal, an quatre de la République française, une et indivisible, au Puy : De l'imprimerie de P. B. F., [1796], 4 p., *C. D. M. B.*, T. 1707-(16).
- (97) 浜忠雄「ベルンシュタイン文庫とオランプ=ド=グージュ」(『専修大学 ミシェル=ベルンシュタイン文庫だより』第9号、1998年8月)。

- (98) 辻村みよ子『人権の普遍性と歴史性—フランス人権宣言と現代憲法—』創文社、1992年；オリヴィエ=ブラン（辻村訳）『女の人権宣言』岩波書店、1995年。
- (99) Les droits de la femme : à la reine [Olympe de Gouges] : [s. n.], [1791], 24 p., *C. D. M. B.*, T. 1517-(7).
- (100) Lettre aux représentants de la nation, [s. n.] ; 1789, *C. D. M. B.*, T. 1515, T. 1524.
- (101) Lettre à Mgr. le duc d'Orléans, premier prince du sang., [s. n.], 1789, *C. D. M. B.*, T. 1515.
- (102) Lettre à la reine, aux généraux de l'armée, aux amis de la Constitution, et aux françaises citoyennes : description de la fête du 3 juin / par Madame de Gouges à Paris : De l'imprimerie de la Société typographique ... [1792], 16 p., *C. D. M. B.*, T. 1517-(10).
- (103) Adresse aux représentations de la nation. Mémoire pour M<sup>me</sup> de Gouges contre la Comédie Française, [s. n.] ; 1789, *C. D. M. B.*, T. 66.
- (104) Les comédiens démasqués, ou Madame de Gouges ruinée par la Comédie française pour se faire jouer, *C. D. M. B.*, T. 1516.
- (105) Lettre de Madame de Gouges, auteur de l'esclavage des negres, au public. [s. n.], [1789], , 4 p., *C. D. M. B.*, T. 1516-(1) ; Réponse au champion américain, ou, Colon très-aisé à connaître, [Paris] : [s. n.], [1790], 8 p., T. 1516-(4).
- (106) Discours prononcé à la barre de l'Assemblée nationale, par madame Lacombe, le 25 juillet 1792, l'an 4<sup>e</sup>, de la liberté, [Paris] : De l'imprimerie nationale, [1792], 3, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1485-(38).
- (107) Précis historique sur la vie de mademoiselle Téroigne de Méricour, [S. l.] : [s. n.], 1790, 16 p., *C. D. M. B.*, T. 2566.
- (108) Doléances des femmes publiques, [S. l.] : [s. n.], [1789], 8 p., *C. D. M. B.*, T. 3533 ; Y. Omi «Collection des documents de M. Beerstein : Présentation de document (1). Actions menées par les femmes dans le cadre de la Révolution française et premiers pas vers une libération de la gent féminine», *A. E. R. F. C. D. M. B.*, 2017/2018: cf. Paule-Marie Duhet et Madeleine Rebérioux, *1789 Cahiers de doléances des femmes et autres textes*, Paris, 1989.
- (109) Protestations des dames, contre les Doléances des femmes publiques, adressées au roi & Etats-généraux, [S. l.] : [s. n.], [1789], 15, [1] p., *C. D. M. B.*, T. 1660-(8), T. 3543.
- (110) Le cri du sang : air, Peuple française, peuple de frères, [s. n.], [1793], 6, [2] p., *C. D. M. B.*, T. 1912-(26).
- (111) J.-N. デュカンジュ、前掲書、23頁。



# ベトナムにおける日本産梨の動向と今後の展望

佐藤 康一郎

## はじめに

長きにわたり日本の果物の需要は、比較的所得水準が高い1億2000万人を超える市場が支えてきた。ところが人口減少に加えて高齢化による国民1人当たりの食料摂取量の減少や、いわゆる「果物離れ」などによって果物消費の市場は急速に縮小している<sup>1</sup>。

供給サイドに目を向けると、我が国の農林水産業は農業総産出額や販売農家数、耕地面積とともに減少し、農業従事者の高齢化や後継者不足といった問題も厳しい状況にある。

一方で海外に目を向けると、アジア諸国などでは経済発展によってアッパー層やアッパーミドル層が増大しつつあり、海外市場は日本の農業にとって魅力ある活路の一つとなっている。

従来の農産物輸出は、豊作時に国内市場を安定化させることが主たる目的であり、言わば余剰農産物を輸出するという需給調整弁としての役割を持った輸出であった。

下渡敏雄は、北海道と青森県のながいも輸出において、輸出は過剰生産に陥って値崩れしやすい国内市場の需給バランスを維持し、価格の安定を図るための重要な手段のひとつと考えられており、輸出は国内価格維持安定に大きな効果を発揮しているとしている<sup>2</sup>。

また、横田洋之は、1990年からのりんご果汁輸入の完全自由化を受けて、日本国内市場における需給調整として機能していたジュース等の加工向け青森産りんごの出荷が輸入品に押されてきたため、これに替わる需給調整の手段と

して青森産りんごの輸出の重要性が高まったと述べている。それに合わせて輸出品種も従来の小玉から大玉高級品へと変更されていった<sup>3</sup>。

増田弥恵・大島一二は、台湾のキャベツの夏場の供給不足と日本の高原野菜の供給過剰状態という相反状況に日本から台湾へのキャベツ輸出の機会があったと指摘している<sup>4</sup>。

しかし2000年代に入り、海外の市場を重視して市場の開拓を行なう動きが見られる。

本稿では、まず我が国の農林水産物・食品の輸出の経緯を整理したのち、梨輸出の拡大に向けた輸出振興を取り上げる。ベトナム社会主義共和国（以下、ベトナム）における調査を踏まえながら、ベトナムの梨市場の現状やベトナムの梨市場における2つの障壁、農林水産物・食品の輸出振興の課題等について検討する。

なお、政府が輸出対象としている「農林水産物・食品」は「農産物」と「林産物」、「水産物」の3つがある。また、ここでいう「農産物」は、穀物や野菜、果物、畜産品、生花などの一般的に農産物という語からイメージしやすいものだけでなく、加工食品も含む。

## 1. 我が国の農林水産物・食品輸出の経緯

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大が本格化したのは、2000年代に入ってからのことである。

2003年5月に鳥取県片山善博前知事が旗振り役となって発足した「水産ニッポンブランド輸

出促進都道府県協議会」<sup>v</sup>や2003年7月に設けられた日本貿易振興機構（JETRO）の日本食品等海外市場開拓委員会がその端緒となっている。

2004年4月には農林水産省に輸出促進室が設けられ、農林水産物・食品の輸出に向けた様々な支援体制が整えられて更に取り組みが活発化した。

2005年3月になると「21世紀新農政の推進について～攻めの農政への転換～」<sup>v</sup>及び「食料・農業・農村基本計画」において新しい農政の方針が示された<sup>vi</sup>。また、2005年4月には官民共同の「農林水産物等輸出促進全国協議会」が設置された。この組織は我が国の高品質な農林水産物・食品の輸出を一層促進するため、関係者

が一体となった取組を推進することを目的に設置されている。

2006年になると具体的な数値が掲げられるようになる。4月に発表された「21世紀新農政2006」において、農林水産物・食品の輸出額を2004年からの5年間で倍増するとした<sup>vii</sup>。加えて「我が国農林水産物・食品の輸出促進に向けた戦略的取組」として重点的に市場開拓を行うべき国や地域ごとの輸出戦略を策定し、民と官が一体となって、日本食文化の海外普及、戦略産品を中心とした販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正、推進体制の整備等を総合的に推進することになった。

そして、具体的な目標として農林水産物・食

	農林水産物・食品の輸出額	対前年増減率	アルコール・たばこ・真珠を除いた金額	対前年増減率
2000年	3,149億円		2,352億円	
2001年	4,442億円	41.10%	3,649億円	55.1%
2002年	3,509億円	▲21.0%	2,759億円	▲24.4%
2003年	3,402億円	3.00%	2,789億円	1.10%
2004年	3,609億円	6.10%	2,954億円	5.90%
2005年	4,088億円	11.10%	3,310億円	12.10%
2006年	4,490億円	12.00%	3,739億円	13.00%
2007年	5,160億円	14.90%	4,337億円	16.00%
2008年	5,078億円	▲1.6%	4,312億円	▲0.6%
2009年	4,454億円	▲12.3%	3,843億円	▲10.9%
2010年	4,920億円	10.50%	4,297億円	11.80%
2011年	4,511億円	▲8.3%	3,879億円	▲9.7%
2012年	4,497億円	▲0.3%	3,864億円	▲0.4%
2013年	5,505億円	22.4	4,827億円	24.90%
2014年	6,117億円	11.10%	5,369億円	11.20%
2015年	7,451億円	21.80%	6,486億円	20.80%
2016年	7,502億円	0.70%	6,524億円	0.60%
2017年	8,071億円	7.60%	7,024億円	7.70%
2018年	9,068億円	12.40%	7,891億円	12.30%
2019年	9,121億円	0.60%	7,944億円	0.70%

表1 我が国の農林水産物・食品の輸出額（財務省貿易統計から筆者作成）

※ 2001年は、朝鮮民主主義人民共和国に対して人道上の考慮及び地域の平和と安定という大局の見地から世界食糧計画（WFP）を通じて50万トンのコメの食糧支援を実施したために輸出額が大きい。

品の輸出額を「2004年の2954億円」から「2009年に6000億円」に倍増させることを目指した。

「21世紀新農政2006」では、「東アジア食品産業共同体構想」という構想も提唱された。我が国の市場は少子化・高齢化等により成熟化する一方で、経済発展に伴い拡大傾向にある魅力的な東アジア市場に着目しようとするものである。これは、食品産業の海外進出を促進し、日本食文化やEPAの海外普及、輸出促進戦略等を目指そうと考えたのである。

具体的には中国、台湾、韓国およびASEAN主要6か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）の9か国が対象となった。

続いて翌2007年の「21世紀新農政2007」では、「我が国農林水産物・食品の市場の拡大」の項目が設けられ、「農林水産物・食品の輸出の促進」と「東アジアを視野に入れた我が国食品産業の活性化」という文言が加えられた。さらに輸出目標額も大きく引き上げられて2013年までに1兆円規模を目指すことになった。

以降、表1のように世界的な日本食ブームやアジア諸国の所得水準の向上を背景に我が国の農林水産物・食品の輸出は大幅に増加した。

しかし、2008年から2009年にかけては世界金融危機、2011年から2012年にかけては東日本大震災の影響が大きく、2008年から2012年は「失われた5年」となってしまった。

## 2. 「成長戦略」としての輸出戦略 （2019年農林水産物・食品の輸出額1兆円を目指して）

政権交代し、再び自由民主党が与党になると再び我が国の農林水産物・食品の輸出は重要施策となる。

第2次安倍内閣が日本経済の再生に向けて、

「大胆な金融政策」と「機動的な財政政策」、「成長戦略」のいわゆる「3本の矢」を展開した。

2013年5月17日の安倍晋三総理大臣による「成長戦略第2弾スピーチ」では10年間で農業・農村の所得を倍増させると述べ、「農林水産物の輸出倍増戦略」や「付加価値を増大させる6次産業化市場の拡大」、「農地集積による農業の構造改革の推進」の3つを方向性として示した<sup>viii</sup>。

次いで5月21日には農林水産業や地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を検討することを目的として「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置した。「農林水産業・地域の活力創造本部」は、産業政策と地域政策の両面から、農林水産業・農産漁村の活力を向上させるために農業や農村全体の所得の倍増などを目指すこととした。

先の表1の通り、2013年以降は2019年まで我が国の農林水産物・食品の輸出額は一貫して伸びてきた。

政府は2015年には輸出額が7451億円（前年対比21.8%増）に達したことを受けて、「2020年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」という目標を1年前倒しして2019年の達成を目指すこととした。

この1年前倒しなどの「攻めの農業」は2016年の参議院議員選挙の際にも争点となり、「輸出を農林水産業の新たな稼ぎの柱とすること」、「『2020年輸出額1兆円』目標の前倒し達成と更なる拡大に向け、総合的輸出戦略を策定し、海外の市場開拓や、検疫・規制の課題解決を進めること」が自由民主党の公約に盛り込まれた<sup>ix</sup>。

2020年2月7日、農林水産省は「2019年の農林水産物・食品の輸出実績」をとりまとめた。輸出額は9121億円となり、内訳は農産物が5877億円（前年同期比3.8%増）、林産物が371億円（前年同期比1.4%減）、水産物が2873億

円（前年同期比5.2%減）で、全体としては0.6%の微増であった<sup>x</sup>。

この1年前に2018年の輸出実績が発表された際は、前年比12.4%増の9068億円と6年連続で過去最高を更新した。世界的な和食ブームや環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP・いわゆるTPP11）発効などで農産物輸出は拡大傾向が続くとみられており、前倒しされた輸出額1兆円という政府目標の達成は現実味を帯びていたが、達成できなかった。

2019年に輸出額1兆円が達成できなかった要因は複数ある。

第一の要因は、記録的不漁に見舞われたことである。2020年5月28日公表の「令和元年漁業・養殖業生産統計」によれば、2019年の漁業・養殖業の生産量は416万2800tで、前年に比べて25万8000t（5.8%）減少した。比較可能な記録が残る1956年以降で最低を生産量となり、ピークであった1984年（1281万6000トン）の約3割の水準となった<sup>xi</sup>。

品目別にみると、ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍）とサバの不良の影響はとても大きい。

水産物輸出品の中で447億円と最も輸出額の大きいホタテ貝は、北海道の一部産地で不漁（前年に比べて漁獲高は3万1000t・17.8%の減少）であったことに加えて、米国産の豊漁などの影響も受けて輸出額は6.3%減となった。

サバも不漁（前年に比べて漁獲高は9万6900t・17.9%減少）であったことに加えて、国内でのサバの缶詰のブームもあり、輸出に回せる分が少なくなった。その結果、輸出額は22.8%減となったことが大きな要因となっている。

第二の要因は、有力輸出先である香港（輸出額第1位）と大韓民国（輸出額第5位、以下韓国）における政治問題である。

香港では、大規模なデモ活動がかなりの回数

行なわれ、香港経済の悪化や香港市民の消費の減退、貿易業務の停滞等が起きた。その結果、香港への輸出は前年比3.7%減の2037億円となった。

韓国では、日韓関係の悪化で広がった日本製品の不買運動の影響が大きかった。韓国への輸出は前年比21.0%減の501億円であった<sup>xii</sup>。

### 3. 2020年以降の農林水産物・食品の輸出

2019年11月20日に成立した「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（農林水産物・食品輸出促進法）」が、2020年4月1日に施行された。

この法律には三本の柱がある。一つ目は、関係省庁が連携し、政府一体で輸出戦略に取り組むことを目的とした農林水産物・食品輸出本部の設置である。農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、外務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣等を本部員とする「農林水産物・食品輸出本部」を農林水産省に設置するものである。

二つ目は、国や都道府県が講ずる「輸出を円滑化するための措置」である。これまで法律上の根拠規定のなかった①輸出証明書の発行、②生産区域の指定、③加工施設の認定について、主務大臣（農林水産大臣、厚生労働大臣または財務大臣）及び都道府県知事等ができるとするものである。また、民間の登録認定機関による加工施設の認定も可能とした。

三つ目は、輸出のための取組を行う事業者に対する支援措置である。輸出事業者が作成し認定を受けた輸出事業計画について、「食品等流通合理化法」及び「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づく



認定計画とみなして、日本政策金融公庫による融資、債務保証等の支援措置の対象とした。

また、2020年11月30日には、菅義偉政権に代わって初めて農林水産物・食品の輸出拡大のための指針が示された。関係閣僚会議で、輸出額を2025年までに2兆円、2030年までに5兆円に伸ばす目標の達成に向けた実行戦略を決定した<sup>xiii</sup>。

日本が強みを持ち輸出拡大が見込める「重点品目」に牛肉やブリー、りんご、ぶどう、桃、いちご、日本酒など27品目を選定して、各々のターゲットとする国・地域や2025年の輸出額目標などを設けた（27品目で2025年の輸出額目標の約44%を占める）。

そして重点品目ごとに、輸出向けの農産物を担う「輸出産地」を2020年度中に設定し、重点的に支援することとした。農林中央金庫が中心となり、輸出に取り組む事業者への資金供給を後押しするため、農業法人への投資円滑化に関する特別措置法の改正案も2021年の通常国会に提出する予定である。

以上のように、関係省庁が連携し、政府一体となって戦略的なマーケティング活動に取り組むことに大きな期待があり、成果が注目される一方で懸念材料もある。

第一に、新型コロナウイルス感染症の影響である。日本だけでなく全世界で貿易が不振になっている。新型コロナウイルス感染症の影響がどれほど甚大なものなのかは現時点で想像もつかない。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出制限や中国の「香港国家安全維持法」に反対するデモで閉店している飲食店が多い香港向けに鶏卵などの輸出増が見られる。新型コロナウイルス感染症やデモの混乱を避けるために家庭での調理（内食）が増え、鶏卵や牛肉、豚

肉の需要が急増し、日本からの輸出が激増しているためである。

鶏卵は競合するマレーシアで全土を対象とした都市封鎖が実施され、タイでは国内の供給不足に対応するため輸出を禁じたことも日本からの輸出増の追い風となっている。

香港は日本の農林水産物・食品の最大の輸出先であるが、香港は食料を輸入に大きく依存しているため、今後の動向によっては更なる香港偏重の輸出傾向が進む可能性がある。

第二に、中華人民共和国の習近平国家主席の国賓としての来日延期である。2019年6月に大阪で開かれた第14回20か国・地域首脳会合（G20）の場で安倍晋三総理大臣が習近平国家主席と会談し、2020年春に国賓として訪日するよう要請し、その後具体的な日程を調整していた。

2018年5月に李克強首相が来日したのに続き、10月には安倍首相が訪中したことにより、首脳往来が再開して両国間の関係が改善し始めた。習近平国家主席の国賓としての来日は、さらにそれを加速するものとして位置づけられていた。

2020年の輸出額1兆円達成の鍵ともなる「中華人民共和国への牛肉輸出の再開」<sup>2</sup>や「福島第一原子力発電所事故に伴って講じられている輸入停止措置の緩和」<sup>3</sup>が習近平国家主席の来日の際に、お土産として行われるのではないかと官民ともに大きな期待を寄せ、様々な準備が進められていた。しかし、習近平国家主席の来日が延期となってしまう、水の泡となってしまった。

ただし、2020年11月30日の農林水産物・食品の輸出拡大のための関係閣僚会議では、2025年の中国向けの牛肉輸出目標は400億円を予定し、現在最大の牛肉輸出先である香港を抜いて最大の輸出先とする方針が示された。



#### 4. ベトナム向け梨輸出の現状

ベトナムは香港、中華人民共和国、アメリカ合衆国、台湾、韓国に次いで農林水産物・食品の輸出額で第6位に位置し、2019年の輸出額は454億円であった。第7位はタイの395億円、第8位はシンガポール306億円となっている。

輸出額454億円の内訳は、農産物が276億円で全体の60.7%を占め、林産物が7億円（1.5%）、水産物が171億円（37.7%）となっている。

また、農産物の中で最も多いのが、加工食品の118億円（25.9%）で、畜産物が94億円（20.7%）、穀物等が18億円（3.9%）、野菜・果物等が6億円（1.4%）、その他の農産物が40億円（8.8%）となっている。

現在、ベトナムが日本から輸入を認めている生果実は、りんごと梨の2品目だけである。これ以外の品目はベトナム政府が定める植物検疫条件を満たす条件が定められておらず、事実上日本から輸出することができていない。

ベトナム向けの輸出が解禁されたのは、りんごの生果実が2015年から、梨の生果実の解禁が2017年からである。筆者は2017年度に在外研究でベトナムに滞在しており、梨の初年度の輸出状況について消費面を中心に観察する機会を得た。

日本からベトナムへの梨輸出は表2のようになっている。

2019年は2018年と比較して輸出量も輸出金額も減少している。これは2019年が梨の不作

	輸出品 (kg)	輸出金額 (万円)
2017年	124,035	60,109
2018年	176,357	82,358
2019年	103,635	52,953

表2 日本からベトナムへの梨輸出（財務省貿易統計より筆者作成）

登録選果こん包施設名	登録選果こん包施設所在地	2017年	2018年	2019年	2020年
JA みやぎ仙南蔵王梨選果場	宮城県刈田郡蔵王町	○			
郡山地区共同選果場	福島県郡山市	○	○	○	○
JA 全農福島郡山営農事業所園芸センター郡山PS	福島県郡山市	○	○	○	○
JA 全農福島郡山営農事業所園芸センター郡山PS 長ねぎ選果調製施設	福島県石川郡玉川村	○	○	○	○
いわき梨共同選果場	福島県いわき市	○	○	○	○
JA 常総ひかり下妻梨第一共同選果場	茨城県下妻市	○	○	○	○
JA 常総ひかり下妻梨第二共同選果場	茨城県下妻市		○	○	○
JA 全農いばらき青果集品センター（JA 全農 いばらき青果プロセスセンター）	茨城県小美玉市		○	○	○
JA うつのみやトマト・梨選果施設	栃木県宇都宮市	○	○		○
ファーマーズマーケット	新潟市中央区				○
京都農業協同組合久美浜梨選果場	京都府京丹後市			○	○
広岡農場選果場	鳥取県鳥取市		○	○	○
JA 尾道市中部梨選果場	広島県世羅郡世羅町	○	○	○	○
JA 尾道市中央梨選果場	広島県世羅郡世羅町	○	○	○	○
浜惣果樹園こん包施設	徳島県板野郡藍住町	○	○		
株式会社ムロオ徳島営業所	徳島県板野郡板野町	○	○		
濱田農園こん包施設	徳島県鳴門市		○		
フルーツガーデン山形こん包施設	徳島県鳴門市		○		
JA 筑前あさくら中央選果場	福岡県朝倉市		○	○	
足白選果梱包施設	福岡県嘉麻市		○		
大川三世代	佐賀県伊万里市				○
JA おおいた日田梨選果場	大分県日田市	○	○	○	○

表3 ベトナム向け輸出なし登録選果こん包施設一覧

（農林水産省発表の各年の「ベトナム向け輸出なし登録選果こん包施設一覧表」を加工して筆者作成）

の年であったことによるところが大きい。2019年の収穫量は20万9700t、出荷量は19万3900tと2018年に比べそれぞれ2万2100t（10%）、2万400t（10%）減少している<sup>xiv</sup>。また、表3に記しているが、徳島県からの輸出がなくなっている。

ベトナムへ梨を輸出するためには、植物検疫にかかわる登録（詳しくは後述）が必要になる。そのため、農林水産省が公表している「ベトナム向け輸出入登録選果こん包施設」から輸出地域が特定できる。2017年からの4年間の登録施設は表3の通りである。

ベトナムへの梨輸出解禁後、4年間ともに輸出の意向を示しているのは、JA福島さくら（福島県郡山市地区・福島県いわき市地区）、JA常総ひかり（茨城県下妻地区）、JA尾道市（広島県世羅郡世羅町地区）、JAおおいた（大分県日田市地区）の4農協のみである。一方で、1年あるいは2年で撤退した団体も少なくなく、全体としては苦戦している様子も伺われる。

ベトナムの梨市場は輸入に依存している。表4のように、2018年の梨の最大輸入先は韓国となっている<sup>4</sup>。ただし、チャネルによってどの国の梨を取り扱うかははっきり分かれている。

	日本	中国	韓国
2013年		5,633,438	251,367
2014年		4,175,155	754,400
2015年		6,623,255	1,208,479
2016年		8,712,758	2,936,992
2017年	562,662	11,045,101	6,653,434
2018年	752,868	10,553,851	12,315,499

表4 ベトナムの梨輸入金額（ベトナム統計局のデータより筆者作成・単位はUSD）

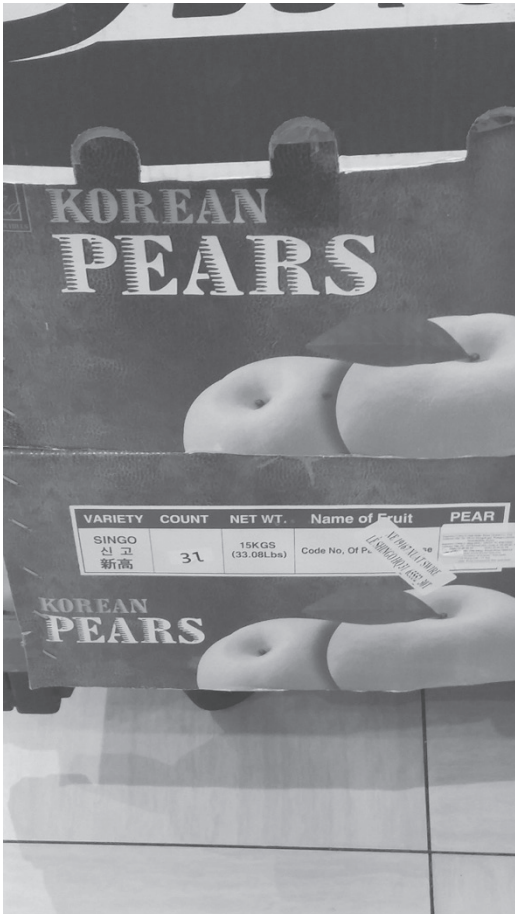


2017年11月18日 ベトナムイオン タンファーセラドン店（ホーチミン市）にて筆者撮影品種のSINGOにチェックが入っている。

なお、ベトナムの統計では月ごとのデータ公表はなく、年単位である。

トラディショナルトレードと呼ばれる伝統的小売市場においては、中国産の梨が安価で販売され、一部に韓国産の梨が見られる。ベトナムで販売される韓国の梨の品種はSINGOで、日本原産の新高（にいたか）と同じ品種である。全羅南道羅州市がSINGOの主要産地として名高い（羅州市は市章も梨の実がモチーフとなっている）。

他方、モダントレードと呼ばれるスーパー



2018年11月2日 ベトナムイオン ビンタン店（ホーチミン市）にて筆者撮影  
品種の欄にSINGOの記載がある。

マーケットでは韓国産の梨がほとんどで、日本産の梨は限られたチャンネルで取り扱われている。イオンや高級スーパーマーケット（Annam Gourmet Marketなど）では日本産の梨が韓国産の梨と併売されている。日本産の梨は現状では、中国産の梨とはチャンネル面からも価格面からも競合関係にはない。

価格は、1キログラム当たり日本産の梨は15万ドンから25万ドン（約750円から1,250円）であるのに対し、韓国産の梨は6万ドンから10万ドン（約300円から500円）である。しかし、日本産の梨はセールにならない限り1キロ当たり20万ドン（約1,000円）を下回することは少ないが、韓国産の梨は6万ドンから7万ドンが中心となっている。そのため、実質的な価格差は3倍程度である。

相対的に高価格である日本産の梨は、大衆消費者ではなく、「贈答用」と「アッパー層向け」という2つのニッチマーケットを狙わざるを得ない。

「贈答用」には、二つの適した時期がある。「中秋節（Tết Trung thu）」と「旧正月（Tết）」である。ベトナムで通常使用される暦は日本同様に新暦であるが、正月などの年中行事は旧暦に則って行なわれる。そのため、中秋節も旧正月も毎年カレンダーが異なる。

中秋節（Tết Trung thu）にベトナムでは月餅をプレゼントしあったり、日本でいうお中元のようなギフトを送りあったりする。

2020年の10月1日や2017年の10月4日は日本からの輸出のタイミングがよいが、2014年のように9月8日であると少々厳しい。また、満月の時期に「味も良く、見栄えも良く、玉が大きい」日本の梨は適しているのであるが、この時期に大玉果の品種の梨の輸出はなかなか難しい。



ベトナムにおける日本産梨の動向と今後の展望



日本産の豊水（1キロ当たり248,000ドン・約1240円）と韓国産のSINGO（1キロ当たり59,900ドン・約300円）

2017年10月14日 ベトナムイオン ロンビエン店（ハノイ市）にて筆者撮影



日本貿易振興機構（JETRO）とイオンベトナムのロゴの入った贈答用箱（無料）  
2017年10月14日 イオンベトナム ロンビエン店（ハノイ市）にて筆者撮影





日本貿易振興機構（JETRO）とイオンベトナムのロゴの入った大型ポスターモニターでは日本産の梨の説明が流れている。

2017年11月20日 イオンベトナム ロンビエン店（ハノイ市）にて筆者撮影



徳島県産新高（1キロ当たり 229,000 ドン・約 1,150 円）が POP 付きで販売され、下段には韓国産の SINGO（1キロ当たり 75,000 ドン・約 325 円）で販売されている。  
2017 年 11 月 26 日 フィビマート ロンビエン店（現在は閉店・ハノイ市）にて筆者撮影

もう一つが旧正月（Tết）である。ベトナムは日本と比べて極端に祝日が少なく、テト休暇だけが長い休みとなる。この時期には、年に一度のボーナス（一般的には給与1か月分相当）が支給され、都市部で働く労働者は一斉に帰省する。このため、財布のひもは緩みやすく、贈答需要は最大の時期となる。

すでにこの時期の贈答品として、日本産のりんごの贈答が定着しつつあるので、梨とりんごをセットで販売することができるなど、機会は大きい。この時期であれば冷蔵技術を用いて新高などの大玉果を輸出することが可能である。

実際、2018年の旧正月には、ホーチミン市のホーチミン高島屋やスーパーマーケットチェーンでブランドおおいた輸出促進協議会（大分県おおいたブランド推進課が事務局となっている）による「日田梨フェア」が開かれ、新高を3.1トン完売した<sup>36</sup>。

韓国産の梨との競合や日本産の梨同士の競合は避けられないが、旧正月は大きな商機となる。現在は、日本国内で販売する梨と全く同じ品質の大玉果を輸出しているが、アッパーミドル向け需要に対しては競合国との価格競争から厳しい状況にあるため、アッパーミドル向けにもう





日本産の二十世紀が1キロ当たり 210,000 ドン（約 1,050 円）から 99,000 ドン（約 500 円）に値下げ  
2017 年 11 月 26 日 ベトナムイオン ロンビエン店（ハノイ市）にて筆者撮影



ベトナムの大手卸売トニーフルーツによる日本産の梨のプロモーション  
2018 年 11 月 3 日 ビンマート ランドマーク 81 店（ホーチミン市）にて筆者撮影

少し低価格帯の小玉果を供給するための低コスト化が望まれる。

## 5. ベトナムの梨市場へのアクセスにおける2つの障壁

ベトナムの梨市場へのアクセスにおける障壁は大きく二つある。一つ目の障壁は厳しい食品安全検査と植物検疫である。

ベトナムでは2011年以降、植物由来食品（野菜・果物など）を輸入する際には、食品安全法や農業農村開発省通達13号（13 / 2011 / TT - BNNPNT）に基づく食品安全検査のため、指定された輸出国からでない限り輸入が許可されないことになっている。対象品目の範囲は、野菜・果物・穀物・種子など広範囲である。

日本を輸出国とする植物由来食品については、2013年5月末に日本とベトナム当局間で仮登録が終了し、12月には本登録も終了したため、

日本からの輸入が可能となっていた<sup>xvi</sup>。

ただし、上述の内容は食品安全検査の問題であり、食品安全検査による規制上は輸入できることになっていても、植物検疫に係る輸入規制は残る。

生鮮植物由来食品の輸入の際は、植物検疫に関する政府議定02号（02／2007／ND－CP）<sup>5</sup>などの植物検疫に関わる輸入規制もクリアせねばならない。植物検疫に関する政府議定02号（02／2007／ND－CP）と通達39号（39／2012／TT－BNNPTNT）に基づき、品目あるいは原産国の輸入実績がない場合は、輸入地の植物検疫支局に申請し、有害動植物危険度解析（Pest Risk Analysis；PRA）を受けた上で、植物検疫輸入許可証を得て、その上で輸入通関をすることになる。しかし、PRAにかかる時間が品目によっては数年かかるのが一般的である<sup>xvii</sup>。

先述の食品安全検査の登録の時点（2013年12月）で交渉が進んでいたりんごについては2015年に植物検疫輸入許可が得られたため、日本からの輸入が再開した。次いで、2017年に梨が再開された。

次に、ベトナムにおける梨の具体的な検疫の条件について触れてみたい。

ベトナムが侵入を警戒する病害虫が日本で発生しているため、日本産の梨の生果実について一定の植物検疫条件をクリアしたもの以外は日本から輸出できない。

ベトナムへ梨を輸出する際の検疫上の要件として、生産園地や選果こん包施設、選果技術員、保管施設などの登録がある。また、病害虫である3種のシンクイガ類<sup>6</sup>に対する検疫措置（収穫された果実を0度で40日間低温処理、栽培期間中のフェロモン剤による防除及び農薬散布による防除、結実後から収穫開始日の30日前までの果実の袋かけの3つの措置の中から産地がいずれかを選んで実施）や輸出向けの徹底した

選果（当然のことながら登録された生産園地で生産された梨を選果する）、植物防疫官などによる園地検査なども求められる。

登録された生産園地における栽培地検査は、補助員（または植物防疫官）が行う検査として2回と植物防疫官が行う検査として2回の合計4回実施される<sup>7</sup>。

日本国内向けの生産では行っていないことや過度な水準で課されている条件も見受けられ、現行の検疫条件は、やや厳しすぎるようにも見える。そのため今後、検疫等の制限に対するベトナム当局への戦略的な働きかけの必要性がある。

## 6. 韓国産の梨との競合

二つ目の障壁は韓国産の梨との激しい競合である。

韓国産の梨の輸出先は、アメリカ合衆国と台湾の2国で8割以上を占める状況が2002年以降ずっと続いていた。特に2012年はアメリカ合衆国が52.8%、台湾が41.2%と両国で全体の94%を占めていた<sup>xviii</sup>。

しかし、表5のようにベトナムへの輸出は2014年から伸び始め、近年はベトナムが大きな位置を占めるようになった。

2019年は、悪天候による生産量の減少により輸出量は減ったものの、輸出国別にみるとベトナムは金額では全体の2割程度、重量では全体の2割以上を占めるようになっている。また、2018年以降はアメリカ合衆国や台湾に次ぐ順位は変わらないものの、差は縮まっており、ベトナムは大きな輸出先になっている（表6）。

甲斐諭・田村善弘によると韓国は農産物の輸出に注力しており、そのために農産物輸出を含めた農産物流通全般を担当する韓国農水産食品流通公社（以下、aT）の設置や輸出専門団地<sup>8</sup>



## ベトナムにおける日本産梨の動向と今後の展望

年	順位	金額 (千米ドル)	シェア	増減率	重量 (kg)	シェア	増減率
2012年	14	64	0.1%		31,640	0.2%	
2013年	7	311	3.2%	2519.2%	208,460	4.2%	2079.2%
2014年	4	1,279	2.1%	63.6%	718,171	3.1%	74.1%
2015年	3	2,312	4.0%	194.7%	1,145,028	5.1%	163.7%
2016年	3	4,961	7.6%	189.5%	2,382,786	9.3%	182.8%
2017年	3	9,609	14.5%	191.3%	4,967,770	18.3%	196.6%
2018年	3	16,450	20.6%	141.6%	8,983,559	27.3%	149.2%
2019年	3	16,054	19.3%	93.8%	7,096,157	23.1%	84.7%

表5 ベトナムへの梨輸出の位置 (Korea International Trade Association のデータから筆者作成)

順位	国	2016		2017		2018		2019	
		金額 (千米ドル)	重量 (kg)	金額 (千米ドル)	重量 (kg)	金額 (千米ドル)	重量 (kg)	金額 (千米ドル)	重量 (kg)
1	アメリカ合衆国	29,482	10,359,235	30,402	10,640,529	35,595	12,052,095	34,222	11,238,287
2	台湾	23,333	9,913,958	20,166	9,067,319	21,281	9,285,651	26,610	10,084,415
3	ベトナム	4,961	2,382,786	9,609	4,967,770	16,450	8,983,559	16,054	7,096,157

表6 梨の輸出先上位3か国 (Korea International Trade Association のデータから筆者作成)

の指定・造成などの活動を実施している<sup>xxix</sup>。

また、1986年から1993年の「通商摩擦期」に停滞した農産物輸出への対応のため、輸出農産物の品目拡大などの対応が進められた。その過程において、輸出農家の支援や組織化を通じて農家の専門性向上させることを目的に梨やりんごなどの輸出専門団地の造成などが行われた<sup>xx</sup>。

中央果実協会に調査によると、梨の主産地は全国に点在するが、忠清南道と慶尚北道に各6つ、京畿道と全羅北道と全羅南道に各5つ、慶尚南道に3つ、忠清北道に1つ、梨の輸出専門団地が存在する。りんごの輸出専門団地が慶尚北道に7つ、忠清北道に6つ、忠清南道に1つと比較的集中しているのとは対照的である<sup>xxi</sup>。

aTの事業の柱に輸出振興事業や農水産食品消費促進事業がある。韓国産の農林水産物や食品を輸出する主要な国々に拠点を持っており、

東京や大阪にも支社がある。ベトナムの首都であるハノイには2015年に支社ができた。

aTハノイ支社のHPによれば韓国産の農林水産物や食品の輸入に際し、6つの支援をしている<sup>xxii</sup>。一つ目は、「ローカリゼーション支援事業」である。これは、韓国産の農林水産物や食品の輸入を希望する企業に通関や関税、ラベリング、衛生と植物防疫のための措置 (Sanitary and Phytosanitary Measures ; SPS)、食品検査・登録料などの費用を援助している事業である。品目により80～90%サポートすることもある (自己負担10～20%)。

二つ目は、「共同物流倉庫支援事業」である。韓国産の農林水産物や食品を輸入する企業にaTが指定した物流倉庫利用時の物流保管料を支援する事業である。冷凍冷蔵倉庫を利用する際に、水産物は利用料の80%、水産物以外の生鮮食品は90%、加工食品は70%利用料を支

援するものである。

三つ目は、「コールドチェーン構築事業」である。韓国産の農林水産物や食品を輸入する企業にaTの共同物流センターからの輸送費を支援する事業で、ハノイ市の共同物流センターやハノイ市近郊の流通業者から100km以内の地域への冷蔵・冷凍の輸送費を80%支援するものである。

四つ目は、「プロモーション支援事業」である。ベトナムの中小食品企業に韓国産の農林水産物や食品に関心を持ってもらうために、プロモーションの支援をする事業である。韓国産の農林水産物や食品に関連するイベントの賃料やプロモーション関連費用（メディア媒体制作や広告、垂れ幕、広告物制作、SNSなど）、プロモーションスタッフの雇用コスト、試食関連消耗品費について80%を上限に支援するものである。また、aTが力を入れている高麗人参やキムチ、柚子茶、サムゲタン、生鮮食品などの品目については90%を上限に支援し、流通業

者との連携事業は全額支援するものである。

五つ目は、「フェア支援事業」である。ハノイ市とホーチミン市で開催される国際食品見本市と地方都市で開催される食品見本市などでブースを提供し、様々なイベントを通じ、輸出業者・バイヤー・ベンダー間のビジネスマッチングなどをサポートする。

六つ目は、「そのほかの支援事業」で、韓国産の農林水産物や食品がまだ普及していない地域を中心に韓国産の農林水産物や食品のアンテナショップ開設する費用を支援する「アンテナショップ支援事業」とK-Food Fairやベトナム・韓国食文化祭などのプロモーション参加を支援する「韓国産の農林水産物や食品のプロモーションする地元のイベントへの参加支援事業」がこれに含まれる。

以上のように、aTは韓国産の農林水産物や食品の普及や販売拡大のために大きな支援をしており、これが先に述べた日本産の梨との約3倍の価格差の源泉となっている。



韓国産の梨のプロモーション 2017年10月14日 ベトナムイオン ロンビエン店  
(ハノイ市)にて筆者撮影



ロッテマートによる韓国産の梨のプロモーション  
2018年11月3日 ロッセマート バーティン店（ハノイ市）にて筆者撮影

また、ベトナム（を含めた東南アジア諸国）で韓国文化（特にK-POPやドラマ番組）の人気が高まっているため、韓国産の農林水産物や食品の各種プロモーションイベントに韓国の歌手や俳優を招くイベントもここ数年増えている。若者を中心にイベント参加者が増え、単なる韓国産の農林水産物や食品の普及や販売拡大のためだけのイベントではない、「オール韓国」の普及や販売拡大のイベントとなっている。

2020年2月1日と2日にハノイ市のイオンモールハドンで開かれたKFresh Love Festaでは、Hoàng Yến Chibiなどの有名ベトナム人歌手に

混ざって、ベトナムサッカーチームの監督であるパク・ハンソ（Park Hang Seo）韓国の人気俳優のキム・ドンジュン（Kim Dong jun）が招かれ、その様子はマスコミに大きく取り上げられた。

先述のaTによる事業は、世界貿易機関（以下、WTO）の農業に関する協定の範囲内で行われている優遇措置であるが、これは韓国が1995年のWTO発足時に「発展途上国」と認定されたことに由来する。したがって、今後WTOにおける「発展途上国」の地位を失うと廃止を強いられるものである。

2019年11月25日の日本経済新聞の報道では、韓国政府はWTOにおける「発展途上国」の地位を放棄すると決めた一方で「これまでに確保した優遇措置は維持される」と説明し、途上国待遇の放棄は今後のWTOでの交渉からであると主張している。

韓国は「先進国クラブ」とされる経済協力開発機構（OECD）に加盟するが、WTOでは途上国の地位を維持し、コメなどの農産物に高関税をかけていることを米国などが問題視している。ただし、WTOの多角的通商交渉（ドーハラウンド）の農業交渉は長く中断されているため、韓国農業に直ちに及ぶ影響は少ないとしている<sup>xxiii</sup>。

## 7. 産地間の連携強化の必要性

海外では、ニュージーランドのキウイやオーストラリアのオージービーフなどのように官民一体で世界中に農産物を売り込み、大量販売につなげている国がある。

甲斐は、MLA（豪州食肉家畜生産者事業団）やUSMEF（米国食肉輸出連合会）、カナダビーフ輸出連合会が牛肉の輸出をそれぞれ一元的に取り扱っているのに対して、わが国の場合は各県が「ゲリラ的」に個別に輸出事業を展開しているため、競争力、販売力が強いとは言えないと述べている<sup>xxiv</sup>。

甲斐は各県の輸出担当者が、海外の同じ輸入業者に売り込みに行くため買い手が有利な状態になり、主導権を相手側に奪われていることも指摘している。しかも、各県の競合品目が多く、県同士でライバル関係になっており、国内の産地間競争を海外に場所を変えて展開しているようなもので、それは結果的に価格の引き下げに繋がっている。そして、各県がそれぞれに海外事務所を置くことにより、輸出にかかる事務費

などのコストアップになっているので、連携してリレー方式で輸出するなどの展開を検討すべきであるともしている。

また、野木宏祐は、日本の輸出促進団体の多くは、都道府県別かつ品目横断的に設立されており、産地横断的な品目別輸出促進団体が少ないため、個別品目（例えばもも、和牛、日本茶）としてのジェネリックなマーケティングやプロモーションに弱い面があると指摘する。

個別産地の供給時期や供給量に制約があるため、輸出先国では必然的に日本各地の産地からリレー的に輸入している。しかし、このことに対応して産地の枠組みを超えて、年間を通した継続的な品目プロモーションを実施する体制が構築できないことが都道府県別の取り組みの弱点であるとしている。

都道府県別の輸出促進団体の大多数が任意団体で、資金・人力的にも組織基盤がぜい弱であり、米国のように現地プロモーターを設置し、継続的かつきめ細かい活動を展開する余力がないことがその理由となっている<sup>xxv</sup>。

また、私のベトナム滞在中以降、2019年度まで各県の首長を含めた行政担当者が、一過性的にプロモーションしているケースも数多く目にした。継続的にプロモーションを実施している地方自治体やその他の団体（単位農協や全農都道府県本部など）は少数派であり、全体としては持続性に欠いていると言わざるを得ない。

産地間の連携強化をすることで、輸出先国への訴求力も増し、輸送コストの低減も期待できる。また、価格交渉力も増してくる。

農林水産省が輸出に取り組む事業者向け対策事業のうち産地間連携等による輸出振興体制の構築を図る取組に対して2016年以降支援に力を入れている。

総理大臣を本部長とする、農林水産業・地域の活力創造本部による農林水産業の輸出力強化



戦略<sup>xxvi</sup>では、青果物・花き・茶の輸出力強化に向けた対応方向として梨については、「出荷時期の異なる多数の品種の組合せによるリレー出荷方式や長期保存技術確立により、販売の長期化・輸出拡大を目指す」ことを掲げている<sup>xxvii</sup>。

また、出荷時期の異なる品種によるリレー出荷体制の構築や長期保存体制の確立により、販売期間の長期化をめざす輸出相手国・地域ごとに異なる輸出環境課題があり、各々の残留農薬基準等をクリアすることが課題であるとしている。そして、その対策として「出荷期間の異なる品種や産地の組み合わせによる輸出期間の長期化（産地間連携検討会を開催）」、「最新保存技術・輸送資材を活用した長期保存体制の確立（専門家によるセミナーを開催）」、「海外市場を獲得するためのプロモーション活動を強化（2016年度以降、現在の2倍の12カ国・地域で実施）」、「高まるニーズに対応した生産体制の整備」、「輸出を円滑に進めるための環境を整備」を実施することとしている。

ただ2020年夏の時点では、梨のリレー出荷体制の構築や産地間連携ができていない状況にある。その点で、先述の農林水産物・食品輸出促進法による農林水産物・食品輸出本部の設置や2017年に創設された日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）<sup>9</sup>が理想主義を超えて実効的で有益な活動をすることがより重要になってくると考えられる。

## 8. クールジャパンと農林水産物・食品輸出

知的財産戦略本部によると、クールジャパン（以下、CJ）とは、世界から「クール（カッコいい）」と捉えられる（その可能性のあるものを含む）日本の「魅力」である。CJは「食」、

「アニメ」、「ポップカルチャー」、「新幹線」、「伝統工芸」、「有名観光地」など日本人が典型的に思い浮かべる魅力に限られるものではない。「渋谷のスクランブル交差点」、「弁当箱」、「部活」、「路地裏の風景」まで、日本人がクールとは捉えないものであっても、世界の人々からクールと捉えられるものはCJである。CJは、世界の関心の変化を反映して無限に拡大していく可能性を秘めており、比較的緩やかな宗教観によるものと考えられるドグマ・禁忌の少なさや、外来の新たなものを柔軟に受け入れる姿勢といった日本の特徴と相まって、様々な分野が対象となり得る<sup>xxviii</sup>。

そして、世界の「共感」を得ることを通じ、日本のブランド力を高めるとともに、日本への愛情を有する外国人（日本ファン）を増やすことで、日本のソフトパワーを強化することをクールジャパン戦略が目指す姿として掲げている<sup>xxix</sup>。

先のクールジャパンの定義に従えば、クールジャパンに「食」も含まれているが、農林水産物・食品輸出においてアニメーションやポップカルチャーなどを組み合わせたり融合したりする施策は目にしない。

また、クールジャパンを推進する株式会社海外需要開拓支援機構<sup>10</sup>（クールジャパン機構）のような海外での出店支援事業やコールドチェーン整備のための物流事業、日系外食企業向け食材加工事業などへの出資といった投資ファンド事業を行なう事業体はあるが、クールジャパンの要素を輸出と結びつけるような組織は現時点では存在しない。

クールジャパンの要素を輸出に結びつけることができていないという問題は、農林水産物・食品の輸出額が5000億円台に戻った2013年から、また2012年12月26日に発足した第2次安倍内閣が「3本の矢」を展開した2013年から解

決していない問題である。この間何度もクールジャパンの活用については、政府内で課題として指摘されている。

例えば、2013年2月18日に第2回産業競争力会議の席上で佐藤康博議員（当時みずほフィナンシャルグループ取締役社長・グループCEO）は「輸出競争力の強化については、クールジャパンとの連携による日本の農産物のブランド力強化に加え、検疫問題と販売チャネルの拡大ということに関して、国と国との交渉が非常に多いので、農水省だけではなく外務省、厚労省と連携した横断的な対応をお願いしたいです。」と発言している<sup>xxx</sup>。

同年6月7日に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」には、「我が国のソフトパワーを経済成長につなげるために、各分野の連携を図りつつ、コンテンツやデザインを生み出す文化の力とものづくりの力を組み合わせた総合力を活用して、海外市場を取り込むことが重要である。このため、海外に向けてメディアやイベントでの情報発信を強化する「アウトバウンド」の取組について、海外展開を一層重視し、ターゲット国・地域に売り込むために手当すべき制度的対応や分野横断的連携、中小・ベンチャー企業の取組の支援などを戦略的に推進する必要がある。」と記されている<sup>xxxi</sup>。

また、2018年6月2日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2016－第4次産業革命に向けて－」で示された「新たに講ずべき具体的施策」として、クールジャパン官民連携プラットフォーム（2017年12月設立）の下で、民間のコンテンツ関連イベント等の機会に、コンテンツ分野のみならず、食・観光・製造等、多様な関連事業者の連携に対する関心を喚起することを提唱している。そして、連携に関する各分野のニーズ調査を行い、連携案件の事業化の可能性が高い分野・事業者等を特定した上で、それ

ら関連事業者と関係機関が参加するマッチングフォーラムを開催し、連携候補案件の発掘を行うとしている<sup>xxxii</sup>

先述のように、政府一体で輸出戦略に取り組むことを目的とした農林水産物・食品輸出本部が設置された。お題目ではなく、真に政府一体で農林水産物・食品の輸出について活動できるのであれば、経済産業省クールジャパン政策課と農林水産省の連携を大いに期待したいし、もし農林水産物・食品輸出本部においてこのことができないのであれば、クールジャパンを活かした農林水産物・食品輸出はもう実現できないのではなかろうか。

## むすび

先に述べたように、ベトナムでは韓国産の農林水産物や食品の各種プロモーションイベントに韓国の歌手や俳優を招くイベントが増えている。日本にも同じようなことができるのではないかと（それ以上に効果的なこともできるのではないかと）考える。それは、日本の漫画・アニメーションを用いた農林水産物・食品輸出のプロモーションである。

Doraemon（ドラえもん）は、1990年ころからベトナムで親しまれている。当初は海賊版によるものであったと言われているが、1992年からは現地の Nhà xuất bản Kim Đồng（キムドン出版社）<sup>11</sup>と正式に契約し、故藤子・F・不二雄氏への著作権料は奨学基金「ドラえもん教育支援基金」へすべて寄付されベトナムの子供たちに役立てられている<sup>xxxiii</sup>。

また、東京メトロが2018年3月から2019年3月まで東京メトロを使った観光情報や東京メトロのハノイ市とホーチミン市での都市鉄道整備支援についてドラえもんを用いて訪日プロモーション「「Let"Tokyo Metro"Lead you across TOKYO」

を実施した<sup>xxxiv</sup>。

ドラえもんと同じくらいに人気があるのが名探偵コナンである。コミックスの最新刊も日本より数巻遅れ程度で発刊されているし、劇場版名探偵コナンシリーズ（映画）も日本での上映より数か月遅れで日本語音声にベトナム語字幕付きの形式で上映されている。

ドラえもんや名探偵コナンは総じて人気のある日本の漫画・アニメーションの中でも別格の人気がある<sup>12</sup>。またFamilyMart Vietnamでは、ドラえもんや名探偵コナンのキャラクターの中華まんも発売している。

また、ベトナムのコングロマリットであるBRGグループが株式会社サンリオとのライセンス契約により屋内型テーマパークであるSanrio Hello Kitty World Hanoi by BRGをハノイ市タイホー区に建設している。既にベトナムでは大人も含めた女性を中心にハローキティやマイメロディ、ポムポムプリン、シナモロール、けろけろけろっぴといったキャラクターは人気がある。

ドラえもんや名探偵コナンを用いるのは幼稚な戦略ではないかという指摘を受けるかもしれないが、2016年8月のリオデジャネイロオリンピックの閉会式では、キャプテン翼もドラえもんもハローキティも次々と登場した。なによりも安倍総理大臣本人もスーパーマリオブラザーズシリーズの「マリオ」に扮して登場している。

K-POPや韓国のドラマ番組の支持層は、どちらかというと自身で果物をあまり買わない中学生から20代の女性が多い。それに対して、ドラえもんなどのキャラクターはベトナムでは子どもにも大人にも人気があり、日本への興味はドラえもんや名探偵コナンなどを見るようになってから持ったというベトナム人も数えきれない。

おいしい果物は欲しがりますが、K-POPや韓国の

ドラマ番組にはまだ関心を示さない（であろう）子どもと日本のアニメーションに慣れ親しんでいる親の世代も取り込める点で、大いに期待ができる。

2014年にインドネシアで日本の家電製品の高性能・高品質さをアピールするためにドラえもんやコラボレーションしてプロモーションを実施した実績がある<sup>xxxv</sup>ので、できない理由もないであろう。

さて、本稿では我が国の梨輸出の拡大に向けた輸出振興を取り上げ、政府の農林水産物・食品の輸出政策の経緯やベトナムの梨市場の現状やベトナムの梨市場へのアクセスにおける2つの障壁、梨輸出振興の課題等について検討してきた。ベトナム向け梨輸出の現状の検討においては、写真を交えて競合状態を示した。

そして、韓国産の梨との競合を克服するためには、産地間の連携強化やクールジャパンを活かした輸出戦略が重要であると指摘した。

「農林水産物・食品の輸出」という語を目にすると、輸出先の市場はブルーオーシャンであり、後継者を含む農業従事者にとって期待がもてる施策や戦略のように映りがちである。しかし、実際には今後の輸出拡大に向けては克服すべき課題は決して少なくない。

今後の研究課題として、韓国がWTOにおける「発展途上国」の地位を放棄した影響がベトナムの梨市場にどのような影響を与えていくのかについて調査分析することがあげられる。また近年、我が国の梨の結果樹面積が毎年数%ずつ確実に減り続け、異常気象による天候不順や梨農家の高齢化や後継者不足などにより収穫量と出荷量も毎年確実に減り続けていることへの対策も課題となる。

#### [付記]

ベトナム滞在中の調査に協力いただいたイオ

ンリテール株式会社イオン千葉ニュータウン店  
長石川忠彦様（元イオンベトナム株式会社北部  
代表）ならびに長崎県立大学経営学部大久保文  
博先生（元日本貿易振興機構ホーチミン事務  
所）に感謝する。また、本研究は平成29年度  
専修大学長期在外研究員および平成30年度専  
修大学研究助成「東日本大震災被災地3県の梨  
生産に関する調査研究」の成果の一部である。

## 参考文献

- <sup>i</sup> 下渡敏雄 [2006] 「ながいもの生産・輸出の現状と今後の輸出の展望と課題」独立行政法人農畜産業振興機構『月報野菜情報』2006年6月号。
- <sup>ii</sup> 横田洋之 [2007] 『『青森りんご』輸出の現状』一般社団法人経済団体連合会21世紀政策研究所。http://www.keidanren.or.jp/21ppi/pdf/thesis/070116.pdf (2020年10月18日)
- <sup>iii</sup> 増田弥恵・大島一二 [2007] 「市場変動と農産物輸出戦略:生産過剰時における台湾向けキャベツ輸出の事例」日本農業市場学会『農業市場研究』16巻1号。
- <sup>iv</sup> 村田謙司 [2004] 『『農林水産ニッポンブランド輸出促進都道府県協議会』の活動ならびに鳥取県の二十世紀梨輸出の取り組みについて』流通システム研究センター『フレッシュフードシステム』33巻3号。
- <sup>v</sup> 21世紀新農政の推進について～攻めの農政への転換～ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/syokuryo/kettei/050322kettei.html> (2020年10月18日)
- <sup>vi</sup> 食料・農業・農村基本計画(2005年) [https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k\\_aratana/pdf/20050325\\_honbun.pdf](https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/pdf/20050325_honbun.pdf) (2020年10月18日)
- <sup>vii</sup> 21世紀新農政2006 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/syokuryo/kettei/060404kettei.html> (2020年10月18日)
- <sup>viii</sup> 日本経済新聞2013年5月18日朝刊4面「成長戦略第2弾、首相の講演要旨」。
- <sup>ix</sup> 自由民主党参議院選挙公約2016 <https://jimin.jp-east-2.storage.api.nifcloud.com/pdf/manifest/2016sanin2016-06-22.pdf> (2020年10月18日)
- <sup>x</sup> 「2019年の農林水産物・食品の輸出実績」について <https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kaigai/200207.html> (2020年10月18日)
- <sup>xi</sup> 令和元年漁業・養殖業生産統計 [https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen\\_gyosei/attach/pdf/index-30.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/attach/pdf/index-30.pdf) (2020年10月18日)
- <sup>xii</sup> 農林水産省食料産業局 海外市場開拓・食文化課「2019年農林水産物・食品の輸出実績(国・地域別)」 [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_info/attach/pdf/zisseki-217.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/attach/pdf/zisseki-217.pdf) (2020年10月18日)
- <sup>xiii</sup> 農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議 [https://www.kantei.go.jp/jp/99\\_suga/actions/202011/30kaigi.html](https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202011/30kaigi.html) 産経新聞2020年12月1日朝刊、北海道新聞2020年12月1日朝刊、日本経済新聞2020年12月1日朝刊
- <sup>xiv</sup> 農林水産省「令和元年産日本なし、ぶどうの結果樹面積、収穫量及び出荷量」 [https://www.maff.go.jp/j/tokei/kekka\\_gaiyou/sakumotu/sakkyou\\_kajyu/nasi\\_budou/rl/index.html](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kekka_gaiyou/sakumotu/sakkyou_kajyu/nasi_budou/rl/index.html) (2020年10月18日)
- <sup>xv</sup> 毎日新聞2018年2月22日朝刊大分版23面「日田梨フェア：好調 ベトナム有力市場へ」。
- <sup>xvi</sup> 農林水産省「ベトナムにおける植物由来の輸入食品の規制緩和について」 [https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_info/seido/pdf/vietnam.pdf](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_info/seido/pdf/vietnam.pdf) (2020年10月18日)
- <sup>xvii</sup> 「日本からの植物由来食品輸入の本登録が完了ー植物検疫規制には注意が必要ー」日本貿易振興機構『ビジネス短信』 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2013/12/52ba9f9a4af38.html> (2020年10月18日)
- <sup>xviii</sup> Korea International Trade Associationの統計データ <http://www.kita.org/index.do> (2020年10月18日)
- <sup>xix</sup> 甲斐諭・田村善弘 [2010] 「韓国における梨の輸出戦略と産地対応ー日本の農産物輸出政策への示唆ー」中村学園大学『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』第42号。
- <sup>xx</sup> 田村善弘・李炳旣・甲斐諭 [2009] 「韓国の農産物輸出における安全性確保の対策と日本への示唆」日本流通学会『流通』24号。
- <sup>xxi</sup> 「韓国における主要果実の生産及び輸出入等に関する実態調査報告書」公益財団法人中央果実



- 協会『海外果樹農業情報』No.97。
- xxii aTハノイ支社のHP <http://athanoi.com/vi/> (2020年10月18日)
- xxiii 日本経済新聞2019年10月25日夕刊3面「韓国、WTO『途上国』放棄」。
- xxiv 甲斐論 [2013] 「牛肉の輸出推進を目指した産地の取り組みと課題」独立行政法人農畜産業振興機構『畜産の情報』2013年6月号。 <https://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2013/jun/spe-01.htm> (2020年10月18日)
- xxv 野木宏祐 [2013] 「農林水産物・食品輸出の現状と課題」全国市町村国際文化研修所『国際文化研修』第78号。
- xxvi 農林水産物の輸出力強化戦略 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yushutsuryoku.html> (2020年10月18日)
- xxvii 農林水産物の輸出力強化戦略 品目別の輸出力強化に向けた対応方向「青果物・花き・茶」 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/himmoku2.pdf> (2020年10月18日)
- xxviii 知的財産戦略本部会合2019年9月3日資料1「クールジャパン戦略について」 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/190903/siryous3.pdf> (2020年10月18日)
- xxix 知的財産戦略本部会合2019年9月3日資料3「クールジャパン戦略(案)本文」 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/190903/siryous1.pdf> (2020年10月18日)
- xxx 第2回産業界競争力会議議事録 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/skkkaigi/dai2/gijiroku.pdf> (2020年10月18日)
- xxxi 知的財産政策に関する基本方針 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/kihonhousin\\_130607.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/pdf/kihonhousin_130607.pdf) (2020年10月18日)
- xxxii 日本再興戦略2016—第4次産業革命に向けて— [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016\\_zentaihombun.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf) (2020年10月18日)
- xxxiii 「F先生&むぎわら先生のエピソード in Viet Nam」 [https://dora-world.com/f\\_story/vietnam](https://dora-world.com/f_story/vietnam) (2020年10月18日)
- xxxiv 東京メトロのプレスリリース「ベトナムにおける訪日プロモーションを開始します!」 <https://www.tokyometro.jp/news/2018/191676.html> (2020年10月18日)
- xxxv 特定非営利活動法人映像産業振興機構(VIPO)「インドネシアにて『ドラえもん』と日本の家電製品がコラボレーションし、PRイベントを実施!」 <https://www.vipo.or.jp/j-lop-case/146/> (2020年10月18日)

<sup>1</sup> 農林水産省「食料需給表」における「果実の1人1年当たりの供給純食料」や総務省「家計調査」における「生鮮果実1人1年当たりの購入数量」は一貫して減少の一途を辿っている。厚生労働省「国民健康・栄養調査」における「世代別果実摂取量(現在と10年前の比較)」においては、すべての世代で摂取量が減少しており、40～50歳代の落ち込みが特に大きいことがわかっている。

<sup>2</sup> 日本から中国への牛肉輸出はBSEの影響で2001年に停止している。さらに2010年に口蹄疫が発生したため、輸出再開協議が滞っていた。2019年11月25日に日中両政府は、月齢30か月以下の骨なしの牛肉を対象に中国への輸出再開で合意している。今後、両国で検疫条件を詰めていく。

<sup>3</sup> 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県の全ての食品や飼料と新潟県のコメを除く全ての食品や飼料に対して輸入停止措置が取られている。また、前述の10都県以外の野菜や果実、乳、茶葉等(これらの加工品を含む)については放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されておらず、実質上輸入が認められていない。

<sup>4</sup> ベトナムの統計では月ごとのデータ公表はなく、年単位である。また、公表時期が遅く、2020年10月現在で2019年のデータは公表されていない。

<sup>5</sup> このほかに、2007年農業農村開発省決定35号(35/2007/QĐ-BNN)、2012年農業農村開発省通達39号(39/2012/TT-BNNPTNT)、2012年農業農村開発省通達65号(65/2012/TT-BNNPTNT)なども関連する。

<sup>6</sup> 3種のシンクイガとは、*Carposina sasakii* (モモシンクイガ)、*Grapholita inopinata* (リンゴコシンクイ) 及び *Grapholita molesta* (ナシヒメシン

タイ)である。

- 7 農林水産省消費・安全局植物防疫課輸出検疫班に対するメールでの聞き取り(2019年9月26日)
- 8 輸出専門団地は、正式には園芸生産専門団地と呼ぶ。
- 9 2016年11月に政府が「農林水産業・地域の活力創造プラン(改訂版)」の中に位置づけた「農業競争力強化プログラム」に基づき、農林水産物・食品のブランディングやプロモーション、輸出事業者へのサポートを担うために2017年4月1日付けで創設した組織

<sup>10</sup> 株式会社海外需要開拓支援機構法(略称「クールジャパン法」)に基づき設立された官民ファンド

<sup>11</sup> コミックスだけではなく文房具や雑貨も販売されている。

<sup>12</sup> ほかに、クレヨンしんちゃん(Shin câu bé bút ch)やワンピース(ONE PIECE)、キャプテン翼(Tsubasa - giấc mơ sân cỏ・翼-フィールドの夢)も人気がある。サッカーはベトナムの国技ともいえるスポーツであり、キャプテン翼は1980年代生まれ以降の男性の支持が大きい。

# トランプ政権の通商政策—NAFTAの再交渉を中心に

鈴木 直次

はじめに

## 1. NAFTAの再交渉過程

- (1) トランプ候補のNAFTA観と公約
- (2) 大統領就任から再交渉の開始まで
- (3) 再交渉の過程とUSMCAの発効
  - ① 「現代化」の進展
  - ② 「リバランス」の提案と交渉の難航
  - ③ メキシコの大統領選と新協定の発効

## 2. USMCAの構成と主要内容

- (1) 構成
- (2) NAFTAからの継承
- (3) 協定の「現代化」
  - 1) 第19章「デジタル貿易」
  - 2) 第20章「知的財産」
- (4) 協定から得られる利益の「リバランス」
  - 1) 第3章「農業」
  - 2) 第23章「労働」・第24章「環境」
  - 3) 第14章「投資」
  - 4) 第4章「原産地規則」
- (5) USMCAの独自規定
  - 1) 第32章「例外と一般条項」
  - 2) 第33章「マクロ経済政策と為替条項」
  - 3) 第34章「最終規定」

むすびに代えて

## はじめに

トランプ政権の4年が間もなく終わろうとしている。2017年1月に発足したトランプ政権は、「反グローバリズム」や「米国第一主義」のスローガンのもと通商政策の大転換を唱え、就任直後の環太平洋パートナーシップ協定（TPP）からの離脱、北米自由貿易協定（NAFTA）の再交渉に始まり、世界を的にしたセーフガードの発動、中国との貿易紛争の泥沼化と技術・経済覇権争い、韓国や日本、EU等との2国間交渉など、世界を大きく揺るがす策を次々と繰り広げた。なかでもNAFTAの再交渉と新たな「米国・メキシコ・カナダ協定」（USMCA：United States-Mexico-Canada Agreement）の締結は、対中政策と並ぶ通商面での最重要課題のひとつであり、かつ、最初の大きな「成果」でもあったから、新政権の通商政策を理解する重要な手がかりとなるように思われた。

よく知られているように、2016年の大統領選挙戦においてトランプ候補はNAFTAを「大災害」や「史上最悪の通商協定」と排撃し、その再交渉ないし離脱を公約した。協定の発効によってメキシコとカナダ、とくに前者に対し巨額の貿易赤字が生まれ、中西部の伝統的工業地帯を中心に、数百万もの雇用が失われたというのがその主たる理由であった。その後、NAFTAに大きく依存していた加墨両政府の同意を得た米政権は、四半世紀続いた自由貿易協定を「米国第一主義」の観点からドラスチックに改訂する交渉を始めた。ではトランプ政権は、具体的にはどのようにNAFTAを変えようとしたのであろうか、そしてそのねらいはどこまで達成され、調印されたUSMCAはNAFTAやTPPなど先行する協定と比べ、どのような特質を持ったのであろうか。これらは、レトリック先行の「米国第一主義」の内実のみならず、やや広く、

通商政策を政策展開の中心に位置づけていたトランプ政権の性格そのものを検討する素材となるに違いない。

本稿は、およそ以上の視点から、NAFTA再交渉の過程とUSMCAの特質について、専ら米国からの視点に即して検討する。最初にトランプ政権のNAFTA観と改訂の目標、交渉姿勢を取り上げ、次いでUSMCAの主要な条項に即して改訂の内容や特質を考えたい。本来なら、新協定のより多くの条項の精査や加墨側からのアプローチなどさらに立ち入った吟味が必要だが、筆者の能力と紙幅の制約から、本稿ではごく一部の内容紹介にとどまった。他の重要条項を含めた検討は他日に期したい。

## 1. NAFTAの再交渉過程

### （1）トランプ候補のNAFTA観と公約

米国議会でNAFTAの実施法案が審議されていた1993年秋、カリフォルニア大学（バークレーフィールド）で開かれたビジネス・コンファレンスの年次大会において、「不動産業界の大立物」であるトランプ氏はカーター、フォード、ブッシュ（父）という大統領経験者の前でNAFTAを公然と批判したという。もっともそれは必ずしも論理的なものではなく、協定の経済的な帰結よりは米政府当局者の交渉が稚拙なため、「メキシコが利益を得る」だけという点に向けられた。トランプ氏はまた「自由貿易は好き」だが、そのためには「有能な交渉者」が必要であり、現在の米政府のような「愚かな交渉者」では、貿易協定でアメリカはいつも損をするという趣旨の発言をしたと伝えられた。<sup>1</sup>

他方、NAFTAによる貿易自由化がアメリカの製造業労働者に悪影響を及ぼすという懸念は、民主党多数派や労働組合、環境保護団体などリベラル派をはじめロス・ペロー、パット・ブ



キャナンなど共和党主流派と一線を画す政治家たちにも共有され、選挙民のかんりの共感を得た。92年の大統領選挙で民主党のクリントン候補は、NAFTAを支持しながら、労働者の基本的な権利と環境基準の実現をめざす拘束力ある付属協定を結ぶことを提案した。その実現によってようやく米国議会で実施法案の承認にこぎつけたが、それでも賛成票を投じた民主党の下院議員は全体の半以下にとどまった。<sup>2</sup>

オバマ前大統領もまた民主党の大統領候補指名の予備選挙では、雇用喪失という点からNAFTAとこれを支持したヒラリー・クリントン候補を攻撃し、その再交渉と労働者の権利および環境に関するより厳しい保護規定の導入、投資家と国家の紛争解決規定の廃止などを公約に掲げた。しかし、再交渉は強力には主張されず、公約は守られなかった。<sup>3</sup> オバマ大統領は実際にはTPP協定への参加を通じて公約を果たしたのだが、それは中西部の伝統的な民主党支持者を失望させ、彼らの離反をまねくことにつながった。

オバマ政権末期には、NAFTAや自由貿易が自らの職を危うくしているとの不満がブルーカラー労働者を中心に高まった。大統領選に名乗りを上げたトランプ候補は彼らの怒りを利用し、さらに煽って支持を集めるべく、反NAFTA・反自由貿易を選挙戦の一大公約に祭り上げた。16年6月末にはペンシルヴァニア州の遊説先で、大統領に当選したらTPPを離脱し、米国労働者の利益となるようNAFTAを改めるためカナダ、メキシコ両国に直ちに再交渉を申し入れる、もし彼らがこれに同意しないなら、規定(2205条)に従って脱退を通告すると公約した。この戦略は、氏のいま一つの選挙公約である国境の壁の建設と不法移民の国内からの追放などメキシコへの強硬路線と共鳴しあって大成功を収めた。それはまず、共和党内の予備選でジェフ・

ブッシュ氏ら自由貿易派の候補たちを追い落とし、ついで本選挙でも、NAFTAを推進した元大統領の夫人であるヒラリー・クリントン氏を破る勝因の一つとなった。破天荒な言動を繰り返すトランプ候補なら、NAFTAの再交渉という公約を守ると支持者は信じたのであった。

## (2) 大統領就任から再交渉の開始まで

大統領に就任直後、トランプ氏は公約通りTPPから離脱し、NAFTAの再交渉を始めると表明した。<sup>4</sup> 一方、加墨の両政府はこの要求を基本的には受け入れるほかなかった。NAFTAの経済成長への貢献を高く評価していた両国にとっては、米国の離脱防止と3か国からなる自由貿易地域の維持が至上命令だったからである。そのうえ、発効後4半世紀を経過した協定の一部見直しと新たなルールづくりの必要性は同意されており、3か国はTPP交渉でそれを実践した。加えるに、米国のNAFTA脱退は常識的にはあり得ないことだが、トランプなら強行しかねないと両国が懸念したことも再交渉に応じた一因となった。<sup>5</sup> しかし、当然ながら両国は、米大統領が主張する貿易赤字削減のための関税や貿易障壁の設定など「米国第一主義」の要求に対しては、NAFTAが培ってきた相互協力と経済的利益、国際競争力を損ねるものとして強く反発し、離脱も辞さないとの姿勢を示した。メキシコ大統領は交渉の中心を電子商取引、通信、エネルギー等のTPPで合意された新分野を加えて、NAFTAを「現代に見合ったもの」にすることに置くべきと主張した。カナダ政府は米国の州知事と会合するなど協定維持のキャンペーンを繰り返す一方、再交渉はメキシコ問題であり、仮にアメリカが離脱しても米加自由貿易協定(米加FTA)が復活するだけと、再交渉の前途に楽観的な声が聞かれた。<sup>6</sup>

かくて2月1日にはカナダ、メキシコの両政

府は再交渉のための国内手続きに着手すると発表、トランプ大統領も翌2日、ホワイトハウスに議会指導者をまねいた際に再交渉の意向を表明し、以後、議会の関係委員会等と協議を始めた。<sup>7</sup> 3月末には、2015年TPA法（後述）に従って準備していた、議会に交渉開始の意向を伝える文書の草案（USTR代表代理S. ボーン氏の署名）がリークされた。この文書の前文には、再交渉の一般的な目的として、カナダ、メキシコとの持続的な貿易赤字を解消すること、発効後の経済情勢の変化により時代遅れとなったNAFTAの条項を米国の最新の貿易交渉の経験を生かして改定することが明示され、さらに、後に正式に採用されたものとはほぼ等しい19項目に及ぶ「再交渉の特定目標」がTPA法に従って網羅されていた。<sup>8</sup> 文書がさらに、米国は域内市場の開放と通商上の利益を求める一方、NAFTAの下での権利と義務、とくに市場アクセスを守ると述べたことから、米政府の姿勢は大統領の言動よりはるかに「穏当」であり、離脱という「ハードランディング・シナリオ」は後退したという楽観論も生まれた。<sup>9</sup>

しかし、4月以降もトランプ大統領は多国間交渉や国際協定に露骨な反感を示し続け、NAFTAから離脱し、加墨両国とそれぞれ二国間協定を結ぶという発言を繰り返した。就任直後には協定内容の微修正程度としていたカナダに対しても、乳製品市場の閉鎖性を非難し、木材輸入に関税を課すと発表するなど、一転して厳しい姿勢に転じた。4月中旬、いくつかの有力紙はNAFTAからの脱退を命ずる大統領令の準備が進んでおり、間もなくトランプ氏がそれに署名する可能性が高いとの政権幹部の発言を伝えた。<sup>10</sup> さらに、大統領は就任100日目にNAFTA脱退宣言を行うため大統領令の作成を命じたが、政府高官の説得（ないしサボタージュ）等によって回避されたという、興味深い

内幕暴露ものもある。<sup>11</sup> 実際、大統領自身、ホワイトハウスが発表した文書の中で、アルゼンチンのマクリ大統領に対し、「2～3日前まで、NAFTAを終結させる意向だった」と語ったことが明らかにされた。<sup>12</sup>

政府内部の反対と業界の大規模なロビー活動により、ようやく4月26日にトランプ大統領は「再交渉を通じてNAFTAを最新のものにすると正式に発表して、関係者を安堵させた。当日、氏はメキシコのペニャ・ニエト大統領、カナダのトルドー首相と電話会談し、現時点ではNAFTAを終結させないこと、首脳たちは3か国のすべてが利益を得られる再交渉となるよう、国内手続きに速やかに取り掛かることに合意したと述べた。<sup>13</sup> この発表を受けて翌5月18日に、外国との通商交渉にあたっては少なくとも開始の90日前までにその意向と目的を文書で議会に通知することを大統領に義務付ける2015年TPA法（Bipartisan Congressional Trade Priorities and Accountability Act of 2015：超党派議会貿易優先事項および説明責任法）の規定に従い、<sup>14</sup> その1週間前に議会で承認されたばかりのUSTR（米通商代表部）のライトハイザー代表が、「カナダ、メキシコとNAFTAの現代化（modernization）に関する交渉を始めるという大統領の意向」を議会に正式に伝えた。

米政府は同法の規定により、最速では91日目にあたる8月16日から交渉を始めることが可能になった。この90日間に政府は上下両院の関係委員会等と協議し、交渉開始の30日前までにより詳細な交渉目的および協定締結の効果を公表する義務をTPA法により課されていたが、7月17日にこの規定に従って、3月末の草案より詳細な「NAFTA再交渉目標の要約」を正式に発表した。その前文では、再交渉の一般的な目標として、デジタルエコノミーの新設など今まで「現代化」という枠で論じられてきた

内容に加え、米国の域内貿易赤字削減があらためて強調された。USTRはプレスリリースで、再交渉の特定目標の一つにはじめて貿易赤字の削減が加わった、と誇らしげに語った。正式に発表された「再交渉の特定目標」は、3月末の文書とほぼ同じ22項目から成るが、<sup>15</sup>最大の焦点と目された自動車の原産地規制強化の具体的な内容は示されず、3月末の草案で「投資」の章に含まれた「投資家対国家の紛争解決」手続きの改定も削除されるなど、内容は総花的、抽象的と評された。これらは交渉の開始前に手の内を見せない戦術によるものだろうが、同時に、この段階では要求内容を詰め切れていなかった可能性も残った。

こうして、2017年8月16日にライトハイザーUSTR代表とカナダのフリーランド外相、メキシコのグアハルド経済相の出席により第1回の交渉会合がワシントンで開催された。米代表は交渉目的をあらためて次の2点に要約した。<sup>16</sup>第1は、発効後の四半世紀における米国および世界経済の変化に対応して「時代遅れとなった」NAFTAを、米国のFTAやTPPを活用して「現代化」すること、第2は、NAFTAから得られる利益の配分を米国内および3か国間で再調整すること（「リバランス」）であった。「リバランス」という用語は政府文書では多様な意味で用いられているが、NAFTAが米国内では農業・酪農業には域内市場拡張という利益をもたらした反面、労働者には工場閉鎖、雇用喪失などの不利益を及ぼしたこと、同様に、締約国間ではカナダ、メキシコは得をしたが、アメリカは損をしたという認識をもとに、NAFTAの利益を米国、とくにその労働者とビジネスに有利なように再調整することを意味した。端的に言えば、米国の域内貿易赤字削減と雇用の回復という、「米国第一主義」の要求の実現であった。

### （3）再交渉の過程とUSMCAの発効

それでは、NAFTAの再交渉はどのような過程を経て新協定（USMCA）の締結へと至ったのだろうか。約1年間の再交渉の事実経過のみをごく簡単に跡付けよう。

#### ① 「現代化」の進展

第1回から第3回までの交渉会合の中心テーマは「現代化」であった。3か国ともデジタル貿易（電子商取引）やサービス貿易の促進、知的所有権の保護などについてNAFTAを更新する必要性は認めており、実際にもTPPではその成案を得た。各国の専門家チームは年内の妥結を目指して、2ダース以上の異なるトピックスに関する会合を2、3週間に1回のペースで開くハードスケジュールをこなした。ライトハイザー代表は、新たなイノベーションにも対応できるモデル条項を開発したいと意気込みを語った。<sup>17</sup>

この結果、第3回交渉の終了時に発表された同代表の閉会声明や3か国の共同声明では、提案されたテキストの統合などを通じて、通信、競争政策、デジタル貿易をはじめ関連する多くの章で交渉が進展したことが明らかにされた。なかでも、米政府はNAFTAにはない新たな合意事項として積極的に取組んだ「中小企業」の貿易支援・活用促進に関する章の交渉がまとまったことを自賛した。

その後も「現代化」に関する交渉は着実に進展し、正式な閣僚会合としては最後となった第7回交渉（2018年2～3月）では規制慣行、衛生植物検疫措置（SPS）、（法令の）公表および管理、腐敗防止に関する章で合意が成立し、すでに合意していた中小企業と競争政策章を含め6つの章の交渉が完了した。さらに、国有企業、貿易の技術的障害（TBT）、デジタル貿易などの分野でも合意が近いとライトハイザー代表は語ったが、それでも氏は交渉の遅れに不満を漏

らした。<sup>18</sup> 他方、メキシコ側からは第7回会合直前に、国営企業や貿易障壁、電子商取引などの技術的問題が解決されれば、現代化関連では10%ほどの協議が残っているだけだとの声も聞かれた。<sup>19</sup>

## ② 「リバランス」の提案と交渉の難航

これに対して、再交渉のいま一つの目標である「リバランス」に関わる協議は難航を極めた。この点に関する主要な提案の詳細は、第4回会合（2017年10月）ではじめて明らかになった。<sup>20</sup> まず、「自動車の原産地規則」については、域内原産比率の大幅な引き上げと米国産品に限った調達義務の導入等が主張された。また、協定内容を発効5年後に見直し、全ての締約国が継続に同意しない限り自動的に失効するという「サンセット条項」、締約国の投資家が他の締約国政府により権利が侵害されたと判断した場合、国際仲裁に申し立てできる「投資家対国家の紛争解決手続き」（ISDS条項）に選択制を導入するという提案もあった。加墨両政府はこれらに強く反発し議論は紛糾、年内の妥結は不可能になった。

3か国の選挙スケジュールを考慮し、翌18年3月末までの交渉妥結を急いだ米政府は強硬策に転じた。3月1日には、通商拡大法232条に基づき鉄鋼に25%、アルミに10%の追加関税を課すと発表した。これは表向き安全保障目的を掲げていたが、実際のねらいは、自らの支持基盤である鉄鋼業の保護と加墨両国に交渉妥結への圧力をかけることにあった。実際に、米政権はその後両国への適用を2度も延期して交渉を続けた。しかし妥結に至らなかったため、今度は鉄鋼・アルミと同様、通商拡大法232条に基づき自動車への追加関税賦課の調査を商務省に命じた（5月23日）。<sup>21</sup> 実施されれば前者とは桁外れに大きな被害が及ぶ可能性があるが、それでも加墨両政府は譲歩せず、ついに米政府も

先延ばしにしてきた両国への鉄鋼・アルミの追加関税を6月1日に発動した。両国は報復措置を発表、交渉はますます行き詰まった。米政権は強硬姿勢をとるカナダを避け、再交渉の枠組みをメキシコとの二国間交渉へと転換する意向を再三表明してきたが、あらためてそれを示唆した。しかし交渉は同国の大統領選が本格化した6月中旬以降、しばらく中断された。

## ③ メキシコの大統領選と新協定の発効

交渉妥結への転機となったのは、意外にもメキシコ大統領選での新興左派政党「国家再生運動」（MORENA）のロペス・オブラドール党首の勝利だった。選挙戦のなかで氏は現政権による交渉を批判し、12月以降に発足する新政権のもとでの再交渉を主張した。米政府が大統領選前の交渉合意を急いだ理由もそこにあった。ところが実際には、次期大統領は長引く交渉の経済成長への悪影響を懸念した。また、汚職や治安など国内問題の解決を優先し、外交や通商政策には積極的でなかった。厄介な交渉は現政権のうちにまとめておいて欲しいというのが本音だった。他方、現大統領は自らのレガシーを残すべく任期内での署名を求めた。トランプ政権もまた、通商政策の成果アピールのため中間選挙前の合意を求めた。<sup>22</sup>

こうして、メキシコ政府はカナダ政府との共同戦線を一時放棄し、アメリカとの2国間協議に積極的に応じた。7月26日に米墨閣僚会合が再開され、以後5週間にわたる集中審議のなかで、最大の懸案だった自動車の原産地規則にメキシコが譲歩する一方、米国も后者のエネルギー分野での国有企業の存続や農産物輸出について譲歩し、8月27日に両国は暫定合意に達した。米政府は加墨の分断に成功、<sup>23</sup> 議会に対し、11月末までに新協定に署名する意向を通知した。

その一方で米政府はカナダ政府に対し、9月中に合意できなければNAFTAを2国間協定に



置き換え（もっともこの措置が米墨の両議会で認められるかには議論の余地があるが）、自動車にも追加関税を課するという脅しを材料に米墨協定による早期妥結を迫った。米加間の協議は難航したが、「大方の予想に反し」デッドラインの9月30日の深夜に、交渉合意という離れ業が演じられた。鶏肉や乳製品市場の一部開放でカナダ側が譲歩する一方、アメリカ側もNAFTA第19章および文化産業保護の例外措置を維持すること等に同意した。米国が自動車・同部品へ追加関税を発動する場合も、両国からの完成車、部品の一定量までは対象外とする約束もメキシコの場合と同様、カナダの合意を促進する有力原因となった。結局、トランプ大統領のねらい通り、2国間交渉への誘導によって再交渉は決着した。

こうして2018年11月30日にG20ブエノスアイレス・サミットの席上で米加墨3か国の首脳は、NAFTAに代わる新協定アメリカ・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に調印した。米大統領の意向を反映し、新協定からは「自由貿易」の文字が消えた。しかし3か国首脳による調印後、米政府は加墨両国との交渉に要したのとはほぼ同じ期間を議会との交渉に費やした。18年秋の中間選挙で下院の多数派を握った民主党の修正要求を容れ、19年12月10日に両者は修正案に合意、同日、3か国は「修正議定書」に調印した<sup>24</sup>。その後、米国政府は実施法案を議会に提出、両院で超党派の支持により可決され、19年1月末に成立した。他方、カナダとメキシコはそれぞれ4月初旬までに国内手続きを完了し、USMCAは交渉開始からほぼ2年後の7月1日に正式に発効した。

## 2. USMCAの構成と主要内容

### (1) 構成

USMCAは前文と34章（約2000ページ）の本文、投資や金融サービス、国有企業に関する付属協定（Agreement Annex I～IV）、そしてサイドレター（付属文書）から成る。<sup>25</sup> NAFTAの章建てと比べると、全22章のほぼすべての名称がUSMCAに取り入れられ、TPPと比べても同様に、全30章のうち第21章「協力と能力開発」と第23章「開発」を除くすべての章がUSMCAに採用された。なかでも、USMCAの第19章「デジタル貿易」（TPPでは「電子商取引」）と第25章「中小企業」から第28章「良い規制慣行」までの4章は、対応するTPP協定の章の文言と極めて似通っていた。<sup>26</sup>

他方、USMCAの独自性を章建てから探ると、NAFTAとの比較では、第23章「労働」以下を中心に10章が新たに加えられた。これらはNAFTAの「現代化」を目的としたものであった。一方、TPPとの比較では、カナダの農産物市場など域内固有の問題を扱った第3章「農業」、そして第33章「マクロ経済政策と為替条項」などが追加されたにとどまる。33章はNAFTA、TPPの両者に含まれない、数少ないUSMCA独自の章である（表1）。もちろん「原産地規則」を筆頭に、章の名称が同じでも内容が大きく変わっている例は多いから、以上はごく形式的な比較にすぎない。ただ、トランプ大統領がNAFTAを最悪の協定と断じ、それを全面的にオーバーホールしたと強調したほど、両者の断絶は大きくはない。かくてひとまず、USMCAはTPPを全面的に活用してNAFTAを改訂し、新条項を加えて出来上がったものと言えよう。以下、USMCAの主要内容をNAFTAからの継承面、前節で論じた「現代化」および「リバランス」面、そしてUSMCAに独自の4つ

表1 NAFTA, TPP, USMCA の章構成

NAFTA	TPP	USMCA
1章 目的	第1章 冒頭規定と一般的定義	第1章 冒頭規定と一般的定義
2章 一般的规定	第2章 内国民待遇と物品の市場アクセス	2章 内国民待遇と物品の市場アクセス
3章 内国民待遇と物品の市場アクセス	第3章 原産地規則と原産地手続	3章 農業
4章 原産地規則	第4章 繊維と繊維製品	4章 原産地規則
5章 税関手続	第5章 税関当局と貿易円滑化	5章 原産地手続
6章 エネルギーと基礎的石油化学	第6章 貿易救済	6章 繊維とアパレル
7章 農業と衛生植物検疫措置	第7章 衛生植物検疫措置	7章 税関当局と貿易円滑化
8章 緊急措置	第8章 貿易の技術的障害	8章 炭化水素に関するメキシコ政府の所有権に対する承認
9章 貿易の技術的障害	第9章 投資	9章 衛生植物検疫措置
10章 政府調達	第10章 国境を越えるサービス貿易	10章 貿易救済
11章 投資	第11章 金融サービス	11章 貿易の技術的障害
12章 国境を越えるサービス貿易	第12章 ビジネス関係者の一時的な入国	12章 分野別付属書
13章 電気通信	第13章 電気通信	13章 政府調達
14章 金融サービス	第14章 電子商取引	14章 投資
15章 競争政策と独占体、国有企業	第15章 政府調達	15章 国境を越えるサービス貿易
16章 ビジネス関係者の一時的な入国	第16章 競争政策	16章 一時的な入国
17章 知的財産	第17章 国有企業及び指定独占企業	17章 金融サービス
18章 法の公表、告知、運用	第18章 知的財産	18章 電気通信
19章 反ダンピング税・相殺関税の審査および紛争解決	第19章 労働	19章 デジタル貿易
20章 組織体制と紛争解決手続	第20章 環境	20章 知的財産
21章 例外	第21章 協力と能力開発	21章 競争政策
22章 最終条項	第22章 競争力とビジネスの円滑化	22章 国有企業
	第23章 開発	23章 労働
	第24章 中小企業	24章 環境
	第25章 規制の整合性	25章 中小企業
	第26章 透明性と腐敗行為の防止	26章 競争力
	第27章 運用と制度に関する規定	27章 腐敗行為の防止
	第28章 紛争解決	28章 良い規制慣行
	第29章 例外と一般条項	29章 公表と運用
	第30章 最終規定	30章 運用と制度に関する規定
		31章 紛争解決
		32章 例外と一般条項
		33章 マクロ経済政策と為替条項
		34章 最終規定

(資料)

NAFTA : <https://www.international.gc.ca/trade-commerce/trade-agreements-accords-commerciaux/agr-acc/nafta-alena/fta-ale/index.aspx?lang=eng>

USMCA : <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between>

TPP : [https://www.mofa.go.jp/ila/et/page25e\\_000073.html](https://www.mofa.go.jp/ila/et/page25e_000073.html)

TPP の章の名称は外務省 ([https://www.mofa.go.jp/ila/et/page24\\_000581.html](https://www.mofa.go.jp/ila/et/page24_000581.html)) これを参考にした。

に分類して、各々の特質を探ろう。

## (2) NAFTAからの継承

まず第1に、USMCAは3か国間の自由貿易地域というNAFTAの基本的な性格を継承した。USMCA第2章は、NAFTA第3章を受け継いで財に対する内国民待遇と市場アクセスを保証し、何千もの財に関する無関税を維持した。同様に、第15章、第17章は、NAFTA第12章、第14章で規定された国境を越えるサービスおよび金融サービスに対する内国民待遇と最恵国待遇も引き継いだ。大部分の投資家に対する内国民待遇（NAFTA第11章）も、重要な変更はあったが、維持された（USMCA第14章）。トランプ大統領の脱退の脅かしを考慮すると、加墨両政府および各国の業界全般にとっては、これらの枠組みを維持しえたことがUSMCAの最大の功績ということになるであろう。

USMCAの条項のなかにはまた、存続をめぐって各国が厳しく対立した後、結局、元の条項が生き残ったというケースもある。その代表例として注目されるのは、NAFTA第19章「反ダンピング税・相殺関税の審査および紛争解決」の扱いである。

本章は、ある締約国が輸入品に対して不当廉売（AD）および補助金相殺関税（CVD）などの貿易救済措置を発動した場合、対象となった締約国は2国間の紛争解決小委員会（パネル）を設置し、審査を求めることができるという条項である。パネルはNAFTAにAD・CVD措置に対する実質的な規定がなかったため、それが国内法に準拠しているか否かを審査し、勧告を行った。政府が下したAD・CVDの決定を国内の裁判所ではなく、2国間パネルが審査するという規定は、米FTAのなかでNAFTAが唯一のものであるという。<sup>27</sup>

元来、NAFTA19章は、1980年代の米加間で

の針葉樹材をめぐる紛争から生まれた。米政府は、加政府が自国の材木企業に不当な補助金を支給しているとの業者の提訴を受け、同国からの輸入材に相殺関税を課した。これを不満とした加政府は米国の裁判所に提訴したが、判断が米国有利に傾くことを懸念し、米加FTAにこの条項を導入したと言われた。加政府がこの条項を用いて勝訴したこともあり、米政府はNAFTA交渉の際にその削除を求めたが、加政府の交渉からの一時離脱など強硬な反発と墨政府の賛成により、そのまま新協定に採用された。

NAFTAの再交渉にあたってトランプ政権は、この19章（ならびにセーフガード発動から締約国を除外するNAFTA802条）の廃止を目標に掲げた（17/7/17文書）。ダンピングや補助金支給などの不公正な貿易慣行に対する救済措置やセーフガードの発動は国家主権に属し、上の条項は主権侵害だと主張したのである。他方、加政府にとってこの章の存続は再交渉における最重要目標の一つであったから、米政府の主張に頑強に抵抗し、ついには乳製品・鶏肉市場のアクセスの拡大等と引き換えに、要求を実現した。第19章は関税回避防止の協力や執行手続きの透明性向上など一部の修正を加え、USMCA第10章「貿易救済」へと受け継がれた。NAFTA19章は域内での貿易紛争の抑制と自由貿易の維持に少なからず貢献したと評価されていたから、<sup>28</sup> その存続は多少なりとも米政権の貿易救済策の乱発と北米貿易の混乱を抑制する効果を持ったに違いない。

これほど大きな対立はなかったが、米加間では、NAFTA第21章で定められたカナダの出版物、映画、音楽、ラジオ、テレビなど文化産業に関する無差別待遇の例外措置（USMCA第32章）、米墨間では、NAFTA第6章によるメキシコ政府の石化エネルギーの所有権を認める規定（USMCA第8章）が、いずれもほぼそのまま

USMCAに継承された。これらは自由貿易地域構築の例外と定められた条項であった。

### (3) 協定の「現代化」

米政府の再交渉の2大目標の1つはNAFTAの「現代化」であった。この課題の一部は実質的にはTPP協議で果たされたから、同協定が「現代化」のベースとなり、NAFTAに新たな章を付け加えた。この面でUSTRがあげた具体的課題はデジタル貿易とサービス貿易、電子商取引の保護、関税手続きの更新、知的財産権の保護などであったが、<sup>29</sup>とりわけ重視されたのは、インターネットを核とする情報通信技術の発展とデジタル経済化の進展であり、これに対応した「デジタル貿易」章の新設と知的財産権保護の強化であった。

#### 1) 第19章「デジタル貿易」

現在のところ、デジタル貿易という概念に広く合意された定義は存在せず、それをここで新たに規定することは容易ではない。WTOやTPPは「デジタル貿易」ではなく「電子商取引」という用語を使っており、USMCAの「デジタル貿易」章の内容もTPPの「電子商取引」章とほぼ同じである。代表的ないくつかの定義をみても、デジタル貿易の基幹部分は「通信ネットワーク経由での財・サービスの売買」である電子商取引と重なる。これに個人・企業間での多様なコミュニケーションなど通常は貿易とみなし難い越境データ移動を加えて、デジタル貿易をより広く定義している研究も多い。しかし本章の議論にとっては、「デジタル貿易」と「電子商取引」を同一視しても大きな問題は生じないので、そのように扱うことにしたい。<sup>30</sup>

電子商取引は、NAFTAが発効した直後の90年代後半に、インターネットに代表されるコンピュータ・ネットワークを利用した、企業間な

らびに企業と消費者との間の商品売買手段として始まった。それゆえNAFTAには関連条項がない。その後、携帯電話の普及やクラウドなど情報通信技術の飛躍的な発展によって、大量のデータが迅速かつ低コストで処理可能になると、電子商取引はきわめて多くの財・サービス取引に普及した。GAFに代表されるオンライン・プラットフォームの急成長やそれによる多彩なサービスの提供もこれを後押しした。今日では多種多様なデジタル・プロダクト（電子書籍やソフトウェア、音楽、映画）、デジタル・サービス（音楽や映画、ゲームの配信サービス、オンライン教育、遠隔治療、資金調達など）が生まれ、インターネットを通じて全世界に配信されるようになり、これに伴ってグローバルに流通するデータ量はめざましく増大した。

米国政府は当初から、経済成長や雇用のカギを握る戦略的分野としてデジタル経済化を推進し、デジタル貿易についても貿易障壁の撤廃に努めた。政府は、WTO等の国際機関を通じて電子商取引推進の前提となる関税の賦課禁止、データの国際的移動の自由化などを求めた。さらに、ヨルダンとのFTA（2001年発効）以後の2国間協定では、電子署名や認証などペーパーレス取引の促進に向けた対話、消費者保護に関する協力などにも取り組んだ。関税賦課禁止もWTOのモラトリアムとは異なって恒久化された。さらに、2012年に発効した米韓FTAでは電子的手段による国境を越えた自由な情報移動の重要性を認め、不必要な障壁を設けないことを努力義務として加えた。<sup>31</sup>

このような2国間協定に加え、2015年TPA法が「財・サービスにおけるデジタル貿易」「国境を越えたデータの移動」を主要な交渉目標に含めたことに従い、米政府はデジタル貿易に関するルールをTPP12（2016年2月に署名）の第14章「電子商取引」に結実させた。この章の



核心は以下の5点に要約される。すなわち、①締約国間における電子的な送信に対して関税を課してはならない（第14.3条）、②デジタル・プロダクトに対する無差別待遇を保証する（第14.4条）、③電子的手段による国境を越える情報（個人情報を含む）の移転を許可する（第14.11条）、④コンピュータ関連設備の所在地に関する要求をしてはならない（第14.13条）、⑤大量販売用ソフトウェアのソース・コードの移転又はアクセスを要求してはならない（第14.17条）であった。④⑤の規定は米韓FTAにもなく、③も「努力義務」とどまったから、これら3点は新ルールとして電子商取引分野での「TPP3原則」と呼ばれた。TPPはこの分野で従来の米FTAより包括的で高度の自由化を目指し、デジタル貿易促進のための当時最も先進的な国際ルールとみなされた。<sup>32</sup>

NAFTAの再交渉でも、TPPの条文が原案となった。USTRが作ったNAFTAの具体的な交渉目標「財・サービスのデジタル貿易・国境を越えたデータの移動」（17/7/17文書）には、2015年TPA法の規定に従い、「デジタル・プロダクトに関税をかけない」、「電子的に送信されるデジタル・プロダクトに無差別待遇を保証する」、「国境を越えるデータの移動を制限しないルールを作り、現地におけるコンピュータ施設の利用と設置を求めない」、そして、「政府がコンピュータのソースコード開示を命ずることを禁止する」という4つの要求が掲げられた。<sup>33</sup>

合意されたUSMCA第19章「デジタル貿易」はこれらUSTRの目標のすべてを満たし、構成内容ともにTPP第14章をほぼ踏襲、文言まできわめて似通ったものとなった。両者を比べると、TPPの14.12条（インターネット相互接続料の分担）と14.18条（紛争解決）に対応する規定がUSMCAに含まれなかった反面、USMCAにはTPPになかった19.17条（双方向

的コンピュータサービス）と19.18条（政府情報の公開）が加わった。

しかし注目されるのは、協定のポイントである「国境を越える情報の電子的移転」と「コンピュータ関連設備の現地化要求の禁止」における両者の相違である。優れた先行研究の指摘に基づいて、<sup>34</sup> 両者の条文をあらためて見比べると、まず、USMCAでは「正当な公共政策上の目的を達成するため」、「自国の規制上の要件を課す」締約国の能力に関する記述がTPPより後退していることが分かる。さらに、TPPでは例外的に認められた「金融機関」および「国境を越えて金融サービスを提供するもの」に対するコンピュータ関連設備の現地化要求が禁止されたのに加え、知的所有権保護の対象を「ソースコードに表現されたアルゴリズム」にも広げた。そして最後に、双方向コンピュータ・サービスによって送信された情報に関連する損害についての責任（知的財産関連を除く）を認定する際に、米国の通信品位法第230条を用いて、当該サービスの提供者又は利用者を情報コンテンツ提供者として扱ってはならないと規定している。この免責規定により、グーグル（検索サービス）やフェイスブック（SNS）などのオンライン・プラットフォーム企業は大きな便益を得るとみなされた。<sup>35</sup>

以上のように、米国政府はNAFTA「現代化」の核をなすデジタル貿易章において、デジタル貿易と情報の国際移転の自由化に向けた国際ルールを確立した。事実、この協定はのちの日米デジタル協定のモデルともなった。USTRは「いかなる国際協定をも上回る最強の規律をデジタル貿易に導入し、アメリカが比較優位をもつイノベティブな製品とサービスの貿易と投資を拡張する確固たる基盤を提供した」と自賛した。<sup>36</sup>

しかしこの章の意義はそれにとどまらない。

米ITCはUSMCAの米経済への影響という点では、本章と自動車の原産地規則強化の2つの章が最も重要だと評価している。本章によるデジタル貿易の不確実性の低減、取引コストの潜在的な低下はIT関連産業を越えて米国のビジネス一般に大きな恩恵をもたらし、国境を越えたデータ移動制限の禁止は、農工業における生産のオートメ化とモニタリング、サプライチェーンの運用、グローバル市場への接近を促進、将来の経済発展に積極的な役割を果たすと評価した。<sup>37</sup> デジタル貿易章のねらいは、今後の戦略的分野であるデジタル経済における米国の世界的優位をさらに強化すると同時に、それをてこに米経済全般の成長を促進することにあった。USMCAのいま一つの目標である「リバランス」が自動車や鉄鋼等の重工業を対象に貿易収支改善と雇用の回復を目指したのに対し、「現代化」はハイテクないしデジタル産業を対象に、それと同質のねらいを実現しようとした政策だったのである。

加えれば、米政府が国際ルールの柱としてデータの自由な移動を主張した背後には、経済的覇権争いを越えた安全保障上の思惑があった。主たる標的は、言うまでもなく情報の国家規制を強める中国政府であった。トランプ政権は、中国政府がインターネットに対する監視を強め、サイバー空間における安全保障でアメリカに挑んでいるとの強い危機感から、<sup>38</sup> その拡大を抑制すべく自らの手で自由化ルールを確立しようとしたのであった。

## 2) 第20章「知的財産」

知的財産権（知財権）保護の強化も「現代化」の重要な要素の一つであった。米国は1980年代以来、ハイテク産業の発展と競争力回復戦略の一環として知財権保護の強化に乗り出し、それを通商交渉の目的の一つに加えた。

NAFTAは知財権に関する先進的な条項を持つ最初のFTAとなり、その1年後に発効するガットウルグアイ・ラウンドの「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定：1995年1月発効）のモデルともなった。<sup>39</sup>

NAFTAとTRIPSという90年代前半の協定を出発点に、米国は2国間FTAではこれを上回る水準の保護（TRIPSプラス）と実施を求め、さらに国内法と同水準の保護を要求したTPA法への考慮を加えてTPPの合意をまとめた。ここでは、著作権や医薬品（生物製剤）に関する特許保護の強化、知財権侵害に対する刑事罰等の新設により、協定の実効性が高められた。<sup>40</sup> このTPPにごくマイナーな修正を加えて、締約国間で知財権の保護と執行に関する最低基準を定めたUSMCA第20章が出来上がった。

本章は、特許、著作権、商標、営業秘密、地理的表示、意匠等を保護の対象とした。まず、特許権は製品、工程における発明に付与されるが、「既存製品の新たな用途、方法、工程」が対象に加わった（第20.36条）。特許の保護期間は最低20年間と変わらないが、審査や承認プロセスにより「不合理な」遅れが生じた場合はその期間が調整される（第20.44条）。これはNAFTAと同様だが、「不合理な遅れ」がUSMCAでは明確に定義された（特許承認まで出願から5年、または出願審査の請求から3年のいずれか遅い方）。最も重要な変更点は医薬品特許の保護を実質的に強化し、新薬開発者の臨床試験データを後発薬申請者から保護する期間を生物製剤で10年、その他の製剤で3~5年と定めたことである（第20.45、20.48、旧20.49条）。NAFTAでは区別なくすべて5年、TPPでは生物製剤8年であった。TPPでは米政府は当初国内法と同じ12年を主張していたから、USMCAは失地を一部回復したことになる。

著作権でも同様に、保護期間をNAFTAの死

後あるいは出版後50年から70年に延長し（第20.62条）、商標の保護も強化した。NAFTAでは商標として登録できるのは「目に見えるもの」であったが、それを「音」に拡大、「香り」についても登録へ向けて最善の努力をすることを求めた（第20.17条）。さらに、製品・製法などの営業秘密に民法および刑法上の保護を与え、サイバー上を含むその窃盗に対し刑事罰を定めた（第20.69～71条）。営業秘密保護の強化はUSMCAの特徴の一つであり、国有企業もこの条項に服することを定めた（TPPプラス）。以上は保護の強化だが、反面、ある地域の特産品の品質と名声を守るため、製品に地域名を入れる地理的表示（GI）については、米政府はその保護の強化が米農産物の市場アクセスを不公正に制限する手段として使われていると主張し、その承認と異議申し立てに関する手続きの透明化を強く求めた（第20.31条）。また著作権の所有者がインターネットサービス・プロバイダー（ISP）にコンテンツの侵害を通告し、その削除を求めた際、ISPが速やかに削除ないし非公開の措置をとった場合には、デジタル著作権侵害から免責されるセーフ・ハーバー条項も定められた（第20.88条）。<sup>41</sup>

このようにUSMCAは、デジタル化や情報の国際移動の増加に伴って知財権の重要性が高まる反面、その侵害が技術的に容易となり、サイバーセキュリティへの懸念も高まる中で、知財権の保護の対象と保護期間を拡大し、実際の効力を高めた。取り締まりの強化や民事・刑事上の手続きや罰則の新設に加え、偽造品、海賊版など疑わしい商品の流入を国境で差し止める権限を税関に与えるなど、各国規制機関の権限も強化した。USTRは、USMCAはいかなる通商協定よりも包括的な施行のための条項を定めたと自賛した。<sup>42</sup>

だが、話はそれで終わらなかった。USMCA

は民主党との協議で一部改訂されたが、それはこの知財権の章に集中した。民主党は医薬品に対する保護強化が後発薬の開発と競争を制限し、薬価の上昇を引き起こすと強く批判した。協定の批准を急いだ政府は、医薬品業界の反対を押し切ってこれに応じた。最大の変更点は、「未公開試験またはその他のデータの保護期間」を、化学物質から作った新薬は3～5年（旧第20.48.2条a）、生物製剤は10年（旧20.49条）とする規定を廃止したことである。これによってデータの保護期間は、すべての新薬についてNAFTAの5年間に戻り、TPPの8年はもとより、米国内法の12年をも下回った。この他、「既存製品の新たな用途、方法、工程」を特許の対象とする旧第20.3.26条の段落2も廃止された。USMCAで新たに加えられた先進的規定が削除されたため、本章の一部について「米国第一主義」は後退を余儀なくされた。さらに興味深いのは、米政府が強く主張してTPPに挿入した上の規定の多くがその離脱後に成立したCPTPPでは凍結されたことである。<sup>43</sup> 知財権保護における米国の主張が、国際的に見て、とくに発展途上国には受けにくいものであることを示したと言えよう。

#### （4）協定から得られる利益の「リバランス」

米政権の再交渉の2大目標のいま1つ、むしろ最大の目標は米国の貿易赤字削減と製造業雇用回復のため、協定から得られる利益を「リバランス」することにあった。USMCAの全ての条項は幾分なりともその性格を持つと言って過言ではないが、とくにカナダ向けの乳製品・鶏肉等の輸出増加をねらう第3章「農業」、北米および米国の自動車生産の強化を図った第4章「原産地規則」、そしてメキシコへのアウトソーシング防止を目的とした第23章「労働」および24章「環境」、第14章「投資」が代表的なも

のであろう。

### 1) 第3章「農業」

第3章は域内への輸出促進策の側面を代表する。NAFTAは3つの2国間協定を通じて、大部分の農産物に対する関税および非関税障壁を撤廃したが、米国政府は米加間に残された数少ない例外品目であるカナダ側の乳製品、鶏肉、卵等の市場開放を強く求めた。他方、カナダ政府はこれらの農産品を対象に、生産割当と輸入規制により価格と農家所得の安定を図る供給管理政策を実施し、輸入規制では関税割当制度を採用、輸入量の5%程度を無税とする一方、その枠を越えた輸入に対しては最大313.5%の高関税を課した。<sup>44</sup>

カナダ側の強い抵抗より交渉は難航したが、米国は要求をほぼ実現した。第1に、鶏肉・鶏卵や乳製品市場の拡大に成功し、鶏肉については関税割当枠を発効初年度の4万7000トンから6年目に5万7000トン、その後の10年間は毎年1%上積みする、乳製品14品目についてはさらに長期にわたる大幅な引き上げが約束され、液体ミルクは発効初年度の8300トンから6年目に5万トン、以後の13年間は毎年1%ずつ増加し、19年目には5万7000トンに増額される(第2章補遺2米国)。この結果、カナダは米国に対しTPPの合意(国内生産の3.25%)を上回る乳製品市場のアクセス(3.58~3.75%)を約束した。

第2に、カナダ政府は生乳供給管理制度の一環として設定した、最終用途別生乳価格クラス7の廃止に同意した。このクラス7は脱脂粉乳や限外濾過乳など原料乳製品を最終用途とする生乳用に2017年2月に新設されたものだが、その目的はこれら製品の支持価格(乳業メーカーへの販売価格)を従来の加工原料乳(クラス2~4)のみならず、米国等の国際価格よりも低

く設定し、過剰となった在庫を内外に処分することであった。事実、このクラスを設定した後、米国からカナダへの限外濾過乳等の輸出は減少する一方、カナダからのスキムミルクの輸出は増加した。そこで新協定での合意では、カナダ政府はスキムミルクの価格を米国より低くならないよう設定すると同時に、輸出に監視制度を設け、一定量を越えた場合には課徴金を課すことに同意した。USMCAの発効によって農産物輸出は22億ドル増加すると米政府は成果を誇ったが、カナダも再交渉の最重要目標のひとつであり、米国が当初は廃止を要求した供給管理制度を維持できた。カナダ側の評価は、小幅な乳製品市場の開放と引き換えに、農業および前述の紛争解決における重要目標を達成できたと好意的である。

### 2) 第23章「労働」・第24章「環境」

労働と環境に関する2つの章の目的は、端的に言えば、メキシコの賃金・環境コストを引き上げて米国との競争条件を平準化し、アウトソーシングの誘因を除去することであった。この2章は、すでにふれたように、NAFTAでは付属協定として後から加えられた。労働では、結社の自由や団交・争議権など労働者の11の基本的権利の保護を実現するため、また環境でも同様に、高い環境保護水準を維持・確保するため、それぞれ国内法の制定と実施が求められ、締約国間の情報交換と協力がうたわれた。しかし、これらが協定本文の紛争解決の対象にならず、実効性に欠けたことがNAFTA全体の重要な問題点のひとつだと米政府は主張した。

NAFTA以後に結ばれた米国の2国間FTAは、途上国が低賃金や低環境コストを利用して先進国企業と競争したり、彼らの進出を誘致したりすることへの警戒心から、相手国の労働、環境法の整備と実施の強化を求め、議会もまた政府



との「合意」を通じてこれを強く後押しした。これらはTPP第19章に受け継がれ、体系化された。オバマ政権は、これらの章に関する限り、NAFTAの実質的な改訂を実現したのである。

合意されたUSMCAの労働および環境の章は、このTPPの規定をほぼ踏襲したものであった。まず、労働および環境条項が協定本文に移され、効力が高められた。労働の章では、1998年ILO宣言が採択した結社の自由、団体交渉権の承認など4分野の「コア労働基準」の採用・維持のため国内法を整備すること、最低賃金や労働時間、職場の安全性・健康については受け入れうる条件を採用・維持することが求められた(23.3条)。TPPにはなかった、強制労働によって生産された物品の輸入禁止、組織権を行使する労働者への暴力の禁止、移民労働者の労働法の下での保護(23.6～8条)も加わった。附属協定(Annex 23-A)ではメキシコに対し労働改革を実現する立法化等が期限付きで求められた。環境でもTPP第20章をモデルに、締約国が調印している複数の多国間の環境条約の義務の順守(24.8条)、オゾン層保護、船舶による汚染の防止に加え(24.9-10条)、TPPにはない、大気質の改善、海洋ごみの防止と削減、持続可能な森林管理の支援も加えられた(24.11-12条)。この他、乱獲等につながる漁業補助金の中止(24.20条)、野生動物等の不正取引阻止のためのネットワーク強化(24.22条)など、気候変動やパリ条約への言及はないもの、きわめて広範囲の環境保護が求められた。トランプ政権下で、米国の環境保護政策が退潮しているのとは対照的であった。

しかし民主党はなお条項の効力を懸念し、修正議定書において強制力と監視機能を強化した。労働では、協定違反を提訴しやすくする制度改定に加え、メキシコの労働改革を監視し、米議会に報告する省庁横断的委員会や現場の情報を

提供する労働アタッシュェを設置する。また、メキシコの特定制場による労働義務違反の告発に対し、速やかに対応する機構を導入し、2国間パネルの設置や独立した労働専門家による検証を義務化した。また環境面でも同様に、義務を果たすべき多国間の環境協定として7つ(修正前は3つ)を明示し、その義務を果たすため国内法や規制等の維持、実施が求められた。また、加墨の環境状況を評価・監視、権利行使を勧告する省庁横断的委員会やメキシコの環境法・規制、実施状況を監視するアタッシュェを設置した。

発展途上国が低賃金を生かして経済成長をはかるのは、歴史的に繰り返された出来事であった。一部はそれを防ぐ目的で、自らの国家主権をあれほど重視する米政府が、メキシコにおける組合勢力の伸長促進や環境保護強化のため、主権侵害とも思われる制度の急速な変革を求めた。これに対し、国内の議論は沸騰したが、メキシコ政府はほぼ受け入れに同意した。労働分野では、2017年の憲法改革をはじめ基本的な労働権の承認を柱とする労働改革が進行中であったが、USMCAはロペス・オブラドール左派新政権のもとでの附属協定に沿った連邦労働法の改正を後押しした。環境対策の強化についてもほぼ同様な経緯があり、米国の要求にそう大きな抵抗はなかったようである。むしろこれを機に、国境地帯での広範な分野での米国政府の協力や資金援助を引き出すという思惑も働いた模様である。<sup>45</sup>

### 3) 第14章「投資」

投資家と国家との紛争解決(ISDS条項)の適用範囲の大幅な縮小も、アウトソーシング防止対策の意味を持っていた。NAFTA第11章「投資」B節は、ISDS条項を初めて規定したFTAと言われた。投資家が受け入れ国政府の明白な協定違反によって損害を受け、当該政府と

の間で問題を解決できなかった場合、国際投資紛争解決センター（ICSID）等の中立的ルールに則った国際仲裁に付託できることが定められた。その判断は強制力を持ち、賠償命令が下されれば国は投資家（進出企業）に賠償金を支払わねばならなかった。<sup>46</sup>

ISDS条項に対する賛否はNAFTA調印時から大きく分かれ、ビジネス界は投資家保護に必要と支持する一方、環境派や市民グループ等は企業が環境・健康など公共目的での政府規制を制限しようとして強く反対した。トランプ政権もまたこの条項が米企業の海外投資リスクを軽減する効果を持つため、アウトソーシングを促進する役割を果たしていること、加えて、2国間の紛争を国際仲裁に委ね、その決定に従わねばならないのは国家主権の侵害だと非難した。同政権は当初、その採用を締約国の意思に任せる選択制を提唱、米政府は紛争を当事国の法廷に委ねるとし、選択しないことを表明した。一方、カナダとメキシコ両政府は米政府の提案を拒否し、各国から独立した裁判所による審議など透明性を持ち、かつ、控訴可能なカナダEU包括的経済貿易協定（CETA）の投資裁判制度を提案した。<sup>47</sup>

米加間で交渉はやや難航したが、カナダ政府も廃止には強く抵抗せず、ISDS条項を除いたかたちでUSMCA第14章は合意された。米加間ではISDS条項は廃止され、米墨間では、石油および天然ガス、発電、電気通信、輸送サービス、道路、鉄道などインフラの5つのセクターにおいてメキシコ政府と契約を有する米投資家にも、従来通りのISDSの規定が適用された。他のセクターの投資家は、①メキシコ国内での紛争解決を尽くした後、ISDSの申し立てができる。②「直接の取用」と「内国民待遇」「最恵国待遇」の侵害についてのみメキシコ政府を訴えることができ、直接取用と同じ影

響を持つが所有権の公式な移転や完全な差し押さえのない「間接の取用」に関しては提訴できない（14-D第3.1条）。なお、USMCAの発効後3年間に限り、NAFTA終了日までに行われた「レガシー投資」に関する仲裁には、従来のISDS条項が適用されることになった。<sup>48</sup>

#### 4）第4章「原産地規則」

自動車・同部品の原産地規則の改訂は、米国の製造業生産と雇用の回復を目標とするNAFTA再交渉の最重要項目であり、<sup>49</sup> かつ最難関の交渉テーマであった。

域内の自動車貿易で無税扱いが認められる条件を定めた原産地規則は、1965年の米加自動車貿易協定で初めて導入されて以来、次第に強化され、NAFTAではきわめて精緻かつ複雑化された。同協定の原産地規則は第1に、域外の材料・部品を使用しても、これらを域内で十分に加工し、関税分類番号コード4桁の「項」の異なる最終製品へと作り変えること、第2に、域内で生み出された付加価値の製品価額等に占める割合、いわゆる「域内原産比率」（RVC：Regional Value Content）が乗用車・小型トラック、エンジン等は62.5%、その他の部品は60%を達成することの2つであった。原産比率の計算式としては「純費用方式」が義務付けられ、これは「総費用」から販売経費、アフターサービス費、ロイヤリティ使用料、梱包・輸送費、利益などを差し引いた「純費用」を算出、そこから「非原産材料費」を差し引いた金額を分子とし、その「純費用」に対する割合によって算出された。販売費や利益を除いた直接製造費用のみを考慮して付加価値を計算するため、メーカーにとって計算式のなかでは最も厳しい方式であった。<sup>50</sup>

さらに、非原産材料費の算定方法として「トレーシング方式」が採用された。この方式によ

れば、品目別原産地規則を満たして原産品と認められた部品でも、「トレーシング対象品目」に指定された約80品目を使用した場合には、その輸入価格を非原産材料費に計上しなければならなかったが、逆に、トレーシング対象外の品目であれば域外諸国から調達しても非原産材料とはみなされないというメリットもあった。<sup>51</sup>

NAFTAの原産比率は、計算方式の差はあるが、米加FTAの50%はもとより、TPP12で合意された45～55%を上回り、あらゆる通商協定のなかでも最も厳しい規定だった。<sup>52</sup>それでも米政府は域外（主として中国）からの輸入と貿易赤字が増えたと断じ、再交渉の目標（17/7/17文書）に、「NAFTAの利益が米国および北米で真に作られた製品に向かうことを確実にするため、原産地規則を更新および強化する」と書き込んだ。その具体的な内容は、すでにふれたように、域内原産比率の85%への引き上げ、米国に限定した50%の原産比率の新設、域外品を域内産とみなす措置の廃止など、きわめて厳しいものだった。

これに対し加墨政府は強く反発し、再交渉の合意を何度も遠のかせた。最終的に米政府は当初の要求を下ろしたが、NAFTAの規則を大幅に改訂し、厳格化するのに成功した。USMCAの原産品認定の4条件は以下の通りである（第4.B.3条～第4.B.7条）。

まず第1に、乗用車・小型トラックの域内原産比率を現在の62.5%から3年かけて75%へ段階的に引き上げる（純費用方式）。第2に、部品についても現在の60%から、品目別に3区分して3年間に65～75%に段階的に引き上げる（純費用方式。取引価額方式の選択も可能、この場合は75～85%）。<sup>53</sup>最も重要な基幹部品17種（関税分類）を「コア部品」に分類し、最高の75%（取引価額方式では85%）以上を課したが、と

くに部品名ではこれらと重なるエンジン、トランスミッション、ボディおよびシャーシ、先進バッテリーなどの7品目については、その各々が上の原産比率を達成しなければ、それを搭載した完成車も域内産と認められないと定められた。しかもこれらの部品には、先進バッテリーを除き、関税分離番号の変更による原産品認定規定は適用されないことになった（ただし、上の7品目を「スーパーコア部品」と規定し、その全体で原産比率を達成すればよいという救済規定も明記された）。第3に、乗用車の40%および小型トラックの45%の付加価値は時給16ドル以上の賃金の労働者が働く工場・施設で生産されること（「労働価値比率」：第4-B.3条）、そして第4に、自動車メーカーは前年度に購入した鉄鋼・アルミの70%を域内から調達すること、なお、鉄鋼について「修正議定書」では、原料の域外からの持ち込みを防ぐため、発効7年目以降は域内で鋳造を行う義務が加えられた。<sup>54</sup>

以上の4条件のなかで、通商協定では例のない「労働価値比率」の新設がとくに注目される。これは米国が取り下げた自国に限定した原産比率の要求に代わるものであった。具体的な規定は複雑だが、基本的には完成車メーカーに対し、時給（基本給）16ドル以上の労働者が働く域内工場でそうとう程度、組み立て作業を行う、あるいは部材を購入することを義務付けた。当時の自動車業界の平均賃金はメキシコでは7ドル余（部品では約3ドル）、カナダ、米国では20～28ドルであったから、これは生産と雇用を米加に取り戻す露骨な策だった。

新協定はまた域外部品を域内産とみなす慣行を廃止した。代表的なところでは、「トレーシング・ルール」の廃止があり、USMCAではすべての品目がトレーシングの対象となったという面に注目すれば、この効果は原産比率の引き

上げよりも大きいと評価されたほどだった。<sup>55</sup>

反面、原産地規則の厳格化を緩和する方策も導入された。エンジンなどの製品が原産比率を満たしていれば、その組み立てに用いられた非原産材料も域内産とみなされ、エンジン価額全体が100%北米原産と評価されるロールアップ基準が再び認められた。この他、ごく小額であれば域外から購入された原材料も一定割合までは非原産材料とはみなされないデミニマス規定や完全累積などの概念も導入された。これらの規定が厳格化条項をどのくらい緩和するのか、ネットの効果については必ずしも明らかではない。

以上の規定に加えサイドレターでは、米政府がカナダとメキシコ製の乗用車・SUVに対し、それぞれ年間260万台、自動車部品ではメキシコから年間1,080億ドル、カナダからは324億ドルの上限を定め、その枠内であれば、通商法232条による関税が発動された場合でも、原産地規則を満たす限りはその適用を除外すると約束された（MX-US Side Letter on 232, Side Letter Text on 232 CA-US Response）。対米輸出を数量規制する目的だが、上限までは追加関税を課さないとの約束は、輸出枠が実績よりやや高めに設定されていることと相まって、むしろ両国にとって協定合意を促す重要なインセンティブとなった。

このように米国は原産地規則の強化に成功したが、それが期待通り、米国への生産の回帰を促し、投資と雇用の増加につながるかについては多くの疑問が出されている。まず全般的にみると、旧ビッグスリーをはじめ北米の多くのメーカーはUSMCAの原産地規則をほぼ達成できる模様である。焦点はメキシコ製の車と部品だが、メキシコのグアハルド経済相は2018年8月に自国で生産された自動車の約70%は新基準を満たしていると述べたと伝えられた。<sup>56</sup> だ

が、メキシコで最終組立され対米輸出された乗用車・SUVの49車種の米加産部品調達比率は平均13.5%にとどまり、そのうち37車種は「スーパーコア」部品の要件を満たしていないとの中畑貴雄氏の指摘もある。また、USITCも北米で操業する22のメーカーが北米市場に投入した393の乗用車・SUVのうち、小型車の88%、中・大型車の25%、ピックアップ・トラックの26%は規則を満たしていないことを明らかにした。<sup>57</sup>

新基準に適應する方途としてはまず、サプライチェーンを刷新し、部品・素材の調達先を域内とくに米国に変え、基幹部品生産を拡大したり、メキシコ国内で部品・素材の生産や研究開発を強化したりすることが考えられ、事実、これらの計画を発表している企業は少なくない。USTRは北米で操業するメーカーからの情報提供に基づき、各社の米国内の自動車部品・素材の購入や新工場建設等の新投資が増加するとの楽観的な推計を発表している。<sup>58</sup> だが他方、サプライチェーンの刷新より、これまでNAFTAで免除されていた関税（乗用車は2.5%）を払って米国に輸出する方が低コストと判断する会社も少なくないであろう。米議会予算局（CBO）は、USMCAによりメキシコとカナダから無関税で米国に輸入される自動車や部品が減少し、関税の支払いが増加するとの推計を発表している。<sup>59</sup> このような選択の背後には、サプライチェーンの改編は大きなコストを伴う難事業だという認識がある。日本自動車部品工業会北米事務所の河島哲則代表へのインタビューによれば、自動車のサプライチェーンの構築は10年単位の「壮大なプロジェクト」であるが、米大統領の任期は4年、再選されても8年にすぎず、「嵐が過ぎ去るのを待とうと考える経営者は多い」という。「わずか2.5%の関税を回避するため、生産拠点を動かす企業はほとんどない」と



の言はきわめて印象的であった。<sup>60</sup>

マクロ的に見ると、USMCAはサプライチェーンの刷新や関税支払いによるコスト増と自動車価格の上昇を通じて、新車販売と生産を低迷させて雇用増を抑制するという推計が多い。楽観的なUSITCの予測でも、ピックアップ・トラックでは平均0.37%、小型車では1.61%の価格上昇が起きるため、年間約14万台（2017年の全販売台数の1.25%）の販売が減り、組立部門では雇用の減少が生じる。しかし、国内でのコア部品の生産と雇用への刺激、米国への生産拠点の復帰により設備投資や雇用も増え、差し引き約3万人の雇用が増えるとされている。USTRはさらに楽観的であり、国内の自動車雇用は部品生産を中心に7万6000人増えるとの予測を語っている。<sup>61</sup>自動車産業の総雇用はおよそ100万人、いずれにせよNAFTAの再交渉を危うくしたテーマの割には、マクロ的な効果はむしろ小さいと言えるであろう。

### （5）USMCAの独自規定

第4のグループは、NAFTAや米FTA、TPP協定に含まれないUSMCA独自の規定からなる。デジタル貿易を除くと、以下の3条項が注目される。<sup>62</sup>

#### 1）第32章「例外と一般条項」

第1は、締約国が「非市場経済国」と自由貿易協定を結ぶことを規制する条項である。ここで言う「非市場経済国」とは、USMCAの署名日にいずれかの締約国が自国の貿易救済法上「非市場経済国」と認め、かつ、いずれの締約国とも自由貿易協定を結んでいない国を指す（32.10条1）。条文には具体的な国名はないが、中国を念頭に置いていることは疑いない。USTRの年次報告書は、非市場経済国として中国を名指ししている。<sup>63</sup>

条項は、まず、いずれかの締約国が非市場経済国とFTAについて交渉しようとする場合、交渉開始の3か月前までにその意向と目的に関する出来るだけ多くの情報を他の締約国に通知すること、さらに、他の締約国にその影響の検討機会を与えるため、FTAの署名が決まった場合には、その30日前までの出来るだけ早い時期に協定文書を提供することを求めた。そして、自由貿易協定が締結された場合、他の締約国は6か月前の通告によりUSMCAを終了させ、2国間協定に置き換えることができると定めた（第32.10条2以下）。

「USMCAのなかでもっとも異常で予期されなかった条項」と評価されたように、<sup>64</sup>通商協定にこのような規定が盛り込まれたのは異例のことである。米国政府の直接のねらいは、中国とのFTAに前向きな姿勢をとっていた加墨両国（とくにカナダは2016年に中国とFTAの予備交渉を始め、17年にも合会を重ねた）をけん制し、中国が両国を通じて自由貿易地域の恩恵に浴することを防ぐ点にあった。さらにこの条項には、中国の「厳格な国家指令の経済システム」と「不公正な非市場的貿易慣行」が締約国のグローバルな経済および貿易フローに大きなゆがみを持ち込むことを防ぎ、ひいては、中国のシステムが国際経済に対する影響力を高めることを抑えるねらいもあった。この面から言えば、この条項は域内にとどまらず、全世界に向けて発信されたものであった。

米政権はUSMCAを今後の米国の通商協定のモデルと位置づけており、この条項も日本やEU、イギリスなどとの将来の協定に加える意向であろう。事実、2018年12月21日にUSTRが発表した「対日貿易交渉目的」の「一般規定」の一部として、「日本が非市場経済国と自由貿易協定を交渉する場合、透明性を確保し、適切な行動をとるためのメカニズムを導入」と

いう文言が入っていた。<sup>65</sup> もっとも各国が米政府の意向に単純に従うとも思われないが、中国との経済関係の緊密化を図る国々へのけん制とはなるであろう。このように米国はNAFTAの再交渉において一部ながら中国を視野に入れ、その孤立化を目指す規定を盛り込んだ。それは同時に、米国が多くの貿易障壁を残している非市場経済国を世界経済のなかに取り込み、貿易自由化に邁進するというかつての役割を放棄し、リベラルな世界経済秩序の主導者の座からますます遠ざかることを意味しているように思われる。<sup>66</sup>

## 2) 第33章「マクロ経済政策と為替条項」

USMCAの独自性を示す第2の規定は、いわゆる「為替条項」であった。その要旨は、締約国はIMF協定のもと、不公正な競争上の優位を得ること等を目的とした為替レートの操作を自制する義務を確認すること（第33.4条1）に始まり、各締約国は市場が決定する為替レートを尊重し、外為市場への介入などによる通貨の競争的な切り下げを回避すべきことを求められた（同条2 a、b）。そしてこれらを担保するため、各種データ（各月末の外貨準備、為替市場への介入の実施状況、四半期ごとの国際収支や資本フローなど）の定期的な公表を義務付けた（第33.5条）。最後に、各締約国の代表からなる「マクロ経済委員会」を設立し、各国のマクロ経済政策および為替政策、それらの影響について検討する年次会合を開くこととした（第33.6条）。競争的な通貨切り下げ等の為替操作を自制し、為替政策の透明性と説明可能性を向上させることを目的とした「為替条項」が自由貿易協定に盛り込まれるのは、これまた異例なことであった。

この規定の背景には、中国や日本、EU等の国々が通貨安政策をとり、それによって米産業

が長らく不当な被害を受けてきたという業界、議会、政府の不満があった。このため、TPA法は相手国の為替操作を回避することを主要交渉目的の一つに定めてきた。TPP12では、当時の米国政府を含め為替問題を扱うことに反対が強かったため、本文では取り上げられず、2015年11月に発表された「環太平洋パートナーシップ参加国のマクロ経済政策当局間の共同宣言」がUSMCA第33章の先鞭をつけた。もっともこの宣言はTPPの発効後ただちに有効となるはずだったが、CPTPPに代わると忘れ去られたかのように扱われているという。<sup>67</sup>

米財務省は1988年から年2回「為替報告書」を発表して、対米貿易黒字や経常黒字の規模、自国通貨売り介入などから為替相場を不当に操作しているとして「為替操作国」を指定しているが、90年代以降その対象となったのは中国であるし、為替操作国の前段階の「監視リスト」に載ったのは日本やドイツ、韓国などであった。加墨両国は為替操作の嫌疑をかけられたことはないので、この条項もまた北米だけでなく域外諸国へのけん制を主たる目的にしていた。先にふれた「対日貿易交渉目的」にもこの規定は含まれていた。この点から言えば、為替条項もまた、一部は中国を意識した米国の対世界政策を表明したものであった。

為替条項は内外で大きな議論を巻き起こした。日本の円安を非難し続けていた米系自動車企業やUAW、AFL・CIOはもろ手を挙げて歓迎し、USTRもこれがマクロ経済と為替レートの安定に貢献するものと自賛、後の対日貿易交渉の際にもこの条項の導入を強く求めた。また、介入通知や外貨準備高、介入実績等の月次報告の義務づけは競争的な通貨切り下げの自制につながり、通商協定としてNAFTAより大きな前進と評する見解も少なくなかった。<sup>68</sup>

他方、この条項の実効性を疑う声も強い。透

明性と報告義務だけが紛争解決の対象であり、為替介入の実績の報告や報告状況を確認する年1回の委員会の開催を求めるだけで、加盟国の政策にどこまで影響を与えられるかは疑わしい。さらに、通貨安誘導の疑いだけで制裁関税が発動されるという強制力のある内容にはなっていないから、実効性は弱いとの指摘もある。<sup>69</sup>

### 3) 第34章「最終規定」

NAFTAをはじめ米国の通商法では、固定された終了期限は定められていない。NAFTAでは6か月前に文書で通告すれば脱退できる規定があり（第2205条）、USMCAでも同様である（第34.6条）。だがUSMCAの第3の独自性は協定の期限を発効日から16年と定めたうえで、発効6年目にそれを見直し、すべての締約国が継続に同意した場合にはさらに16年延長できると定めたサンセット条項にあった。もし6年目の見直しで継続に合意されなければ、協定の残りの有効期間中、見直し会合が毎年開かれ、そこですべての締約国が同意すれば16年の延長が認められるが、もし合意されなければ、発効から16年目に終了ということになる（第34.7条）。

この条項を強く望んだのは米国政府であった。トランプ政権は当初、5年ごとに協定を見直し、3か国が更新に合意しなければ自動的に失効するというきわめてラジカルな提案をした。当時ロス商務長官は、その目的が協定の定期的かつ総合的な再検討を（他の締約国に）強制することにあるという発言をした。<sup>70</sup>この規定によって、例えば米国は域内貿易赤字がどの程度減ったかを定期的にチェックし、不満であれば協定を終了させるという圧力を他の締約国にかけられるようになった。この米国の要求に対して、加墨両国は協定の永久性を弱め、長期投資を妨げるものと強く反発し、交渉の一大争点となっ

た。最終的には、米政府が妥協して上の合意にたどり着いたのであった。

それでも6年ごとの見直しを制度化することによって、トランプ政権の目的はかなり達成された。米政権は、今回のように再交渉に大きな労力を費やし、脱退懸念による北米経済の混乱というリスクも冒すことなく、協定内容を柔軟に改訂しうる手段を確保した。政府はこれによって協定をより厳密に監視し、米労働者の利益をより強力に守れるようになったと自賛した。しかし、協定が定期的に見直されるため、たとえ終了を免れたとしても、合意内容の一部は常に修正され、その安定性は損なわれる可能性がある。通商協定の役割のひとつは締約国間の貿易・投資関係の枠組みを安定させ、ビジネスの展開に確実な環境を整備して、長期投資を促進することにあった。協定の終了期限（可能性）を当初の5年から16年に延長することによって、この難点はかなり緩和されたが、それでも懸念は残るとというのが大方の見解である。<sup>71</sup>同時に、サンセット条項の導入とそれによる定期的な再協議が、3か国間の信頼感と協力関係を低下させ、北米経済関係を不確実かつ不安定にものにするのではないかという危惧も表明されている。<sup>72</sup>

### むすびに代えて

NAFTAの再交渉過程とUSMCAの内実を要約し、そこからうかがいうるトランプ政権の通商政策の特質に簡単に言及することによって、本稿のむすびに代えたい。

トランプ政権は、世界最大の市場を背景とする強力な交渉力を基礎に、NAFTA再交渉の同意を加墨両政府から取り付け、「現代化」と「リバランス」からなる交渉目標の多くを達成した。交渉過程ではその戦術も注目された。大

統領は交渉中止とNAFTAからの離脱、二国間交渉への転換など気ままな発言を繰り返して妥協を強要する一方、USTRは達成不可能にみえる高い目標を掲げて相手の譲歩を求め、その後、徐々に要求を引き下げて交渉を妥結させるという戦術をとった。これらがどこまで意識的に行われたのかは疑わしいが、結果としては奏功し、最後は2国間交渉を通じて、加墨両政府にも交渉に成功したと言えるだけのものを保証し、自らもおそらくは実際のねらいに近い成果を獲得した。しかし、USTRは修正議定書の作成という最終局面では議会との妥協も厭わず、原則を曲げてTPPや国内法の規定より後退した内容も受け入れた。

締結されたUSMCAは、NAFTAの自由貿易地域の枠組みを基礎に、その後の米の2国間FTAとTPPを活用、議会が制定したTPA法の交渉目的に従い、新たな条項を加えて出来上がった。そこでは「米国第一主義」は以下の3点にわたって多面的に追求された。第1に、「現代化」のスローガンのもとデジタル貿易章の新設や知財権の強化などにより、今後の成長分野での米国の優位を確保する国際的ルール作りを主導した。第2に「リバランス」では、農産物輸出の増加や原産地条項の厳格化、労働・環境規制の強化さらにはISDSの範囲縮小を通じて、貿易赤字削減、アウトソーシングの防止と雇用の奪回を図った。そして第3には、非市場経済国とのFTAの締結や為替介入の規制など、中国の拡大を抑制する条項を加え、世界の国々をけん制した。サンセット条項は米国主導の定期的な協定の改訂に道を開いた。トランプ政権はNAFTA改定の主要目的が、自らの支持基盤である伝統的な製造業に従事する労働者の利益擁護にあったと強調しており、確かにその面は強いのだが、上の3点からみると実際には、いまだ少し多様な性格を持っていたと評価すべきであ

ろう。

こうしてUSMCAにおいては、NAFTAの自由貿易の枠組みは維持され、数値目標を含んだ輸出促進が図られる一方、原産地条項に代表される保護主義的傾向も認められた。NAFTAは北米3か国間の関税と非関税障壁を大幅に軽減したから、USMCAが果たすべき役割の中心はルールの修正と新設にあり、知財権や労働、環境条項をはじめ多くのアメリカ基準のルールが作られ、締約国にそれへの速やかな同化が強く求められた。これらはトランプ政権の通商政策とレーガン政権期の管理貿易との類似性を示すが、国家主権の擁護と多国間主義からの転換は前者の方がはるかに徹底し、対中「関与」から包囲網の形成という冷戦時代への逆戻りも生じた。

2020年秋の大統領選により、トランプ氏の退任は決定的なものとなり、今後は「米国第一主義」の追求にも一定の変化が生じるだろう。だが、USMCAはトランプ通商政策の最大のレガシーのひとつであり、北米における政治経済関係を律する基本的枠組みとして存在し続ける。それが新政権の下でどのように運用ないし修正され、どこまで北米および米国経済に期待された成長と雇用効果をもたらすのか。これらは新政権の通商政策の行方とともに興味深い問題だが、その検討は今後の課題とするほかない。

(2020.11.23)

<sup>1</sup> Andrew Kaczynski, “Donald Trump Spoke Forcefully Against NAFTA At A 1993 Business Conference” BuzzFeed News, February 29, 2016. <https://www.buzzfeednews.com/article/andrewkaczynski/trump-spoke-against-nafta-at-1993-convention> (なお、本稿でネットから引用・参照した資料は現在でもほぼ利用可能である。) 後の大統領選挙戦の際にトランプ候補は、愚かな交渉者となったのは支援を受ける利益集



- 団に従ったためと関連付け、自分のように自己資金で選挙を賄える賢い指導者であれば、有利に交渉を行えると主張した模様である（金成隆一『ルポ トランプ王国』岩波新書、2017年、121頁）。
- <sup>2</sup> ビル・クリントン／楡井浩一訳『マイライフ クリントンの回想』上、朝日新聞社、2004年、720頁。
- <sup>3</sup> AFPニュース「08米大統領選挙 オバマ氏の公約と主張」2008年11月5日 <https://www.afpbb.com/articles/-/2535590?pid=3497969>, “Obama Reaffirms Promise to Renegotiate NAFTA”, February 12, 2009 [https://www.huffpost.com/entry/obama-reaffirms-promise-t\\_b\\_157316](https://www.huffpost.com/entry/obama-reaffirms-promise-t_b_157316) ジョン・R・タルボット／桑田健訳『オバマノミックス』第5章、株式会社サンガ、2009年、金成隆一『記者、ラストベルトに住む』朝日新聞出版、2018年、65頁。
- <sup>4</sup> CNNニュース「トランプ米大統領、NAFTA再交渉を表明」2017年1月23日 <https://www.cnn.co.jp/usa/35095375.html>
- <sup>5</sup> 今村卓「トランプ政権の対ラテンアメリカ政策とは？—NAFTA再交渉を米国側から見ると—」（『ラテンアメリカ時報』2018/19年冬号No. 1425）なお、トランプ候補の言動に危機感を持ったメキシコ政府は選挙戦中から氏との異例の接触を試みていたが成功せず、壁の建設や移民排斥に関する氏の発言と相まって、大統領就任後に予定されていたベニヤ・ニエト大統領との会談もキャンセルされるなど、両国の関係は一時かなり緊迫した。
- Jeremy Diamond, “Trump floats 20% tax on Mexican imports to pay for wall, but considering other options” CNN, January 27, 2017. <https://edition.cnn.com/2017/01/26/politics/donald-trump-mexico-import-tax-border-wall>
- <sup>6</sup> G. A. Flores-Macias and M. S. Talanquer, “The Political Economy of NAFTA/ USMCA”, Printed from the Oxford Research Encyclopedia Politics ([oxfordre.com/politics](https://oxfordre.com/politics)). [https://sancheztalanquer.com/docs/FloresMacias\\_SanchezTalanquer\\_Political%20Economy%20of%20NAFTA-USMCA.pdf](https://sancheztalanquer.com/docs/FloresMacias_SanchezTalanquer_Political%20Economy%20of%20NAFTA-USMCA.pdf) 西川珠子「動き出す NAFTA 再交渉とメキシコ—生産・輸出拠点としての優位性維持へ正念場」『みずほインサイト米州』2017年2月10日 (<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us170210.pdf>)。
- <sup>7</sup> “USTR: Trump Administration Announces Intent to Renegotiate the North American Free Trade Agreement” May 18, 2017 <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/may/ustr-trump-administration-announces>
- <sup>8</sup> 草案の本文は <https://home.kpmg/content/dam/kpmg/us/pdf/2017/03/tnf-draft-nafta-letter.pdf> その評価については、Simon Lester Share, “Trump’s NAFTA Renegotiation”, CATO Institute, March 30, 2017 <https://www.cato.org/blog/trumps-nafta-renegotiation> 高橋俊樹「NAFTAの再交渉で何が話し合われるか～TPP交渉の呪縛から逃れられない NAFTA～」ITIコラム 2017年4月6日 <http://www.iti.or.jp/column039.htm> 西川珠子「NAFTA再交渉の視点—交渉開始後のタイムリミットは半年足らず」『みずほインサイト米州』2017年5月23日は、保護主義的側面を注視している。 <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us170523.pdf>
- <sup>9</sup> Max Eherenfreud and Damian Paletta, “White House calls for changing, but not scrapping, NAFTA in draft letter”, Washington Post, March 30, 2017. 前掲、西川（2017年5月23日）
- <sup>10</sup> AFPニュース「米、NAFTA離脱せず カナダ・メキシコと再交渉で合意」2017年4月27日 (<https://www.afpbb.com/articles/-/3126602>) による。
- <sup>11</sup> ボブ・ウッドワード／伏見威蕃訳『FEAR 恐怖の男』（日本経済新聞出版社、2018年）では、当時信頼の厚かった大統領秘書官のロブ・ポーターが手続き論（NAFTA離脱は大統領令ではなく、協定の規程通り180日前に行う離脱通知にせざるを得ないなど）によって押しとどめたこと、さらに、「トランプは目の前に書類はないと、忘れることが多い」ので、これを利用してゲーリー・コーン前国家経済会議委員長とポーターが書類をオーバル・オフィスから持ち出し、時間を稼いで大統領が忘れるのを待つ作

戦をとった、と述べている (229、233頁)。

<sup>12</sup> White House, “Remarks by President Trump in Meeting with President Macri of Argentina”, April 27, 2017. <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/remarks-president-trump-meeting-president-macri-argentina/>

<sup>13</sup> White House, “Readout of President Donald J. Trump’s Call with President Peña Nieto of Mexico and Prime Minister Trudeau of Canada”, April 26, 2017. <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/readout-president-donald-j-trumps-call-president-pena-nieto-mexico-prime-minister-trudeau-canada/>

<sup>14</sup> 滝井光夫「2015年貿易促進権限法の制定一回復する議会の権限」、国際貿易投資研究所『季刊 国際貿易と投資』100号記念増刊号、2015年、152頁。

<http://www.iti.or.jp/kikan100zoukan/100takii.pdf>  
ジェトロビジネス短信「トランプ政権NAFTA再交渉の意向を議会に通知」2017年5月19日。「ビジネス短信」(<https://www.jetro.go.jp/biznews/>)はNAFTA再交渉について最も詳細なニュースと分析を伝えたものであり、本論文全体を通じて頻繁に参照した。引用にあたってはタイトルと発表日のみ表記し、URLは省略することにした。

<sup>15</sup> USTR, “USTR Releases NAFTA Negotiating Objectives” <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/july/ustr-releases-nafta-negotiating>) “Summary of Specific Negotiating Objectives for the Initiation of NAFTA Negotiations”. <https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Releases/NAFTAOBJECTIVES.pdf>

<sup>16</sup> USTR, “Opening Statement of USTR Robert Lighthizer at the First Round of NAFTA Renegotiations”, Aug. 16, 2017 <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/august/opening-statement-ustr-robert-0>

<sup>17</sup> <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2017/august/trilateral-statement-conclusion>. 高橋俊樹 (2018) 「2018年春までにNAFTA再交渉は合意できるか」 世界経済評論IMPACT Webコラム2018年1月1

日 <http://www.world-economic-review.jp/impact/article979.html> 『ジェトロビジネス短信』 「NAFTA再交渉が開始、USTR代表は大きな改善が必要と主張」2017年8月18日。第1回交渉終了後の8月27日に大統領は「カナダとメキシコはきわめて頑固だから、協定を止めようか」とツイッターに書き込んだ。 <https://twitter.com/realDonaldTrump/status/901804388649500672/>

<sup>18</sup> USTR, “Statement of USTR Robert Lighthizer at the Closing of the Seventh Round of NAFTA Renegotiations”. Mar. 5, 2018. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2018/february/statement-ustr-robert-lighthizer>

<sup>19</sup> Anthony Esposito and Sharay Angulo”, New NAFTA talks aim to clear pathway to toughest issues”, Reuter Feb. 25, 2018 <https://www.reuters.com/article/us-trade-nafta/new-nafta-talks-aim-to-clear-pathway-to-toughest-issues-idUSKCN1G905V>

<sup>20</sup> 西川珠子「本格化するNAFTA再交渉一明らかに「米国第一主義」の具体案」みずほ総合研究所『みずほインサイト』2017年10月19日、『ジェトロビジネス短信』 「米国提案をめぐり意見が対立、年内妥結を断念 - NAFTA再交渉第4回会合が終了 -」2017年11月1日

<sup>21</sup> 商務省は調査開始から270日以内に結果を大統領に報告し、大統領は90日以内に措置を決定する規定になっている。19年5月に大統領は報告を受け取ったと表明しているが、その内容も大統領の措置もまだ発表されていない。この調査に対して、米国・外資系を問わず全ての自動車メーカーが反対を表明、自動車業界が一枚岩でロビー活動を展開するのは初めてのことだったと言われた。『ジェトロビジネス短信』 「産業界がNAFTA維持のロビイング活動を強化 - 政権擁護の労組側との対立が鮮明に -」2017年11月8日

<sup>22</sup> 渡辺亮司「NAFTA再交渉1周年、暫定合意を急ぐ米国とメキシコ ~ベニヤ・ニエト現政権下での『NAFTA2.0』署名は絶望的~」2018年8月15日

<https://www.scgr.co.jp/report/column/2018081533932/>、西川珠子「大詰めを迎える

- NAFTA 再交渉—原産地規則の厳格化でバイ・アメリカン促進」2018年9月3日 <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/us180903.pdf>
- <sup>23</sup> メキシコ政府が米政府との2国間交渉に応じた背景には、交渉妥結を急ぐロペス・オプラドール次期大統領の意向が働いたようである。これらについては、“How Trump split Mexico and Canada in NAFTA talks” Reuters, September 25, 2018. <http://www.pri.or/stories/2018-09-25/how-trump-split-mexico-and-canada-nafta-tilks> が興味深い。
- <sup>24</sup> その内容については、“Protocol of Amendment to the Agreement Between the United States of America, the United Mexican States, and Canada” <https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/FTA/USMCA/Protocol-of-Amendments-to-the-United-States-Mexico-Canada-Agreement.pdf>
- <sup>25</sup> USMCAの条文（修正議定書によって改訂されたもの）は USTRのHPを参照。  
<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/united-states-mexico-canada-agreement/agreement-between> その全体像を論じているものとして、Congressional Research Service, *The United States-Mexico-Canada Agreement (USMCA)*, July 27, 2020. (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44981> 以下、CRS (2020) と略す)。M. A. Villarreal and I. F. Fergusson, *The North American Free Trade Agreement (NAFTA)*, May 24, 2017. pp.8,29. <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42965> United States International Trade Commission, *U.S.-Mexico- Canada Trade Agreement : Likely Impact on the U.S. Economy and on Specific Industry Sectors*, April 2019, <https://www.usitc.gov/publications/332/pub4889.pdf> 以下 (USITC2019) と略す。  
高橋俊樹「新NAFTA (USMCA) をどう使いこなすか」国際貿易投資研究所『国際貿易と投資』No.118、2019年12月 <http://www.iti.or.jp/kikan118/118takahashi.pdf>  
渡辺 亮司「新NAFTA (USMCA) 暫定合意の評価」『住友商事グローバルリサーチ』2018年10月19日 <https://www.segr.co.jp/report/column/2018101934843/> などがある。
- <sup>26</sup> Terence P. Stewart and Shahrzad Noorbaloochi, “The USMCA & United States-Canada Trade Relations: The Perspectives of a U.S. Trade Practitioner”, *Canada-U.S.LAW Journal*, No1.43 issue I, 2019 <https://scholarlycommons.law.case.edu/cuslj/vol43/iss1/7>
- <sup>27</sup> M. A. Villarreal and I. F. Fergusson, op. cit. pp.8,29. CRS (2020)、高橋 (2018) 37、『通商白書2018年版』44頁などによる。
- <sup>28</sup> ジェトロビジネス短信「加盟国に対する貿易救済措置の発動を容易に—NAFTA再交渉の目的公表 (2)—」2017年7月21日に紹介されたピーターソン国際経済研究所の研究による。
- <sup>29</sup> 第1回交渉会合におけるライトハイザー代表の開会宣言による (前記、注18参照)。このほか、労働および環境の章の実効性の強化、中小企業の貿易利益確保の新たな条項、規制手続きの刷新、透明性ルールの向上、科学に基礎づけられた農産物貿易の促進 (衛生食物検疫)、外国政府の不正な補助金や国営企業など市場歪曲的慣行に対する強力な規定などが含まれた。
- <sup>30</sup> デジタル貿易の定義については、United Nations ESCAP, *Asia-Pacific Trade and Investment Report 2016: Recent Trends and Developments*, Chapter 7. Nov. 2016. <https://www.unescap.org/publications/asia-pacific-trade-and-investment-report-2016-recent-trends-and-developments>. OECD, *Trade in the Digital Era*. March, 2019 <http://www.oecd.org/going-digital/trade-in-the-digital-era.pdf>, CRS, *Digital Trade and U.S. Trade Policy*, May 21, 2019 <https://fas.org/sgp/crs/misc/R44565.pdf> 以下、CRS (2019) と略す。岩田伸人「デジタル貿易ルールの展望 WTO有志国グループの『共同声明』から考える」日本貿易会月報オンライン 2019年10月号 (No.782) <https://www.jftc.jp/monthly/feature/detail/entry-1549.html> 『ジェトロビジネス短信』2019年5月30日「自由で開かれたデジタル貿易拡大を推進」などを参照。
- <sup>31</sup> CRS (2019), pp.31 ~ 36. ジェトロ『地域・分析レポート』2017年10月16日「電子商取引に関する貿易ルール構築」などによる。米韓FTAのテキストは <https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/korus-fta/final-text>

- <sup>32</sup> 経済産業省「2020年版不正貿易報告書」第7章 [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/fukosei\\_boeki/report\\_2020/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2020/index.html)  
菅原淳一「大筋合意に至ったTPP11」『みずほインサイト政策』2017年11月13日  
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl171113.pdf>
- <sup>33</sup> USTRが2017年11月に発表した交渉目標の改訂版には、アルゴリズムの開示要求禁止と双方向インターネットサービスプロバイダーの免責が加わっていた。
- <sup>34</sup> 主として、森秀勲「USMCA（新NAFTA）の注目点—米国と各国との間の貿易交渉を検証する—材料として—」参議院調査室『経済のプリズム』No.178 2019年7月。[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai\\_prism/backnumber/h31pdf/201917802.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/keizai_prism/backnumber/h31pdf/201917802.pdf)
- <sup>35</sup> 菅原淳一「TPPコンメンタール 第14章 電子商取引」『貿易と関税』2018年3月。藤井康次郎、河合優子、河野充志「Web解説TPP協定 ver.3 14 電子商取引」RIETI [https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/14\\_e-commerce\\_v3.pdf](https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/14_e-commerce_v3.pdf)
- <sup>36</sup> USTR, “UNITED STATES–MEXICO–CANADA TRADE FACT SHEET, Modernizing NAFTA into a 21st Century Trade Agreement”. <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/fact-sheets/2018/october/united-states%E2%80%93mexico%E2%80%93canada-trade-fa-1>
- <sup>37</sup> USITC (2019) p.14. および、US ITC, *Global Digital Trade I: Market Opportunities and Key Foreign Trade Restrictions*, Aug. 2017, pp.14, 17, 22–24, 171ff [http://www.usitc.gov/publications/332/pub4716\\_0.pdf](http://www.usitc.gov/publications/332/pub4716_0.pdf)
- <sup>38</sup> CRS (2019), pp.24-28.
- <sup>39</sup> 米国の知財権政策の転換とウルグアイラウンド等での国際的協議については、佐々木隆雄『アメリカの通商政策』岩波新書、1997年の優れた分析を参照。
- <sup>40</sup> 中川淳司「TPPコンメンタール第18章知的財産」『貿易と関税』2018年7月43頁。
- <sup>41</sup> 20章の内容については、CRS, *Intellectual Property Rights and International Trade*, May 12, 2020. RL34292, T. Smith and G. Beaumont-Smith ed., “An Analysis of the United States–Mexico–Canada Agreement”, The Heritage Foundation, Backgrounder, No.3379, January 28, 2019 <https://www.heritage.org/trade/report/analysis-the-united-states-mexico-canada-agreement>, D. A. Ganz, “The United States–Mexico Canada Agreement: Overview and Analysis”, Baker Institute, REPORT, Dec.11.2018, <https://www.bakerinstitute.org/media/files/files/1f9f406a/bi-report-121118-mex-usmca.pdf>などを参照。
- <sup>42</sup> USTR, “UNITED STATES–MEXICO–CANADA TRADE FACT SHEET, Modernizing NAFTA into a 21st Century Trade Agreement”
- <sup>43</sup> 前掲、TPPに関する外務省のHP。菅原淳一「大筋合意に至ったTPP11」みずほ総合研究所『みずほインサイト政策』2017年11月13日 <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/pl171113.pdf>
- <sup>44</sup> 以下は主として、CRS, “Dairy Provisions in USMCA”, March, 2019, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11149>, CRS (2020), 農水省『主要国の農業情報調査分析報告書』平成30年度～31年度 [https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai\\_nogyo/k\\_syokuryo/itaku30.html](https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/itaku30.html)  
中野貴史、上田泰史「カナダの酪農事情～牛乳乳製品の消費動向・消費拡大策を中心に～」日本協同組合連携機構『畜産の情報』2010年11月 <https://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2010/nov/gravure01.htm> 野田圭介、玉井明雄「転換期を迎えるカナダ酪農乳業～原料乳製品国家戦略導入の背景と影響～」同誌2018年3月号。 <https://lin.alic.go.jp/alic/month/domefore/2018/mar/wrepo01.htm> 小澤健二『カナダの農業と農業政策—歴史と現状』輸入食糧協議会、1999年を参照。
- <sup>45</sup> 労働、環境の両者に共通する文献はCRS (2020), 「RIETI Web解説TPP協定」における当該の章。労働については、CRS, “USMCA Labor Provision”, Jan. 10, 2010 <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11308> 星野妙子「歴史的転換点を迎えるメキシコ（JILAFメキシコ調査報告）」（国際労働財団2019年12月） [https://www.jilaf.or.jp/research/data/mexico001/report\\_mexico001.html](https://www.jilaf.or.jp/research/data/mexico001/report_mexico001.html) 「組合民主化の取り組み—労働改革2019」『フォーカス』2019年12月 [http://www.jil.go.jp/foreign/labor\\_system/2019/12/](http://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2019/12/)



- mexico.html
- 環境については、G. C. Hufbauer and D. Orejas “NAFTA and the Environment: Lessons for Trade Policy” February 28, 2001, PIIE  
<https://www.piie.com/commentary/speeches-papers/nafta-and-environment-lessons-trade-policy> 賀田奈保子「NAFTAと環境政策のゆくえ」、秋元栄一・小塩和人編著『シリーズ・アメリカ研究の越境 第3巻豊かさや環境』第4章、ミネルヴァ書房、2006年、『ジェトロビジネス短信』「USMCAの内容修正に対するメキシコ政府の方針策定」2019年12月10日などを参照。
- <sup>46</sup> 投資紛争解決国際センター「投資紛争解決国際センター (ICSID) に関する基本情報」  
<http://siteresources.worldbank.org/JAPANINJAPANESEEXT/Resources/515497-1173431677052/ICSID-FactSheet-ja.pdf>. 経済産業省『2018年版 不公正貿易報告書』第3部第5章、480頁  
[https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/03\\_05a.pdf](https://www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2018/pdf/03_05a.pdf)
- <sup>47</sup> 「ジェトロ・ビジネス短信2018.3.26」『ジェトロビジネス短信』「NAFTA再交渉、米側に代替案を提示—第5回会合は目立った進展なく終了—」(2017年12月5日)
- <sup>48</sup> CRS (2020), pp.22 ~ 23, USITC (2019), U.S.-Mexico-Canada Trade Agreement, pp.195 ~ 196、通商白書2018年版』第3部第1章、玉田大「Web解説 TPP 協定 投資」2016年3月 [https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9\\_investment\\_v2.pdf](https://www.rieti.go.jp/jp/projects/tpp/pdf/9_investment_v2.pdf) などによる。
- <sup>49</sup> *Economic Report of the President*, 2019, p. 504
- <sup>50</sup> B. Canis, M. A. Villarreal, V. C. Jones, *NAFTA and Motor Vehicle Trade*, July 28, 2017, CRS Report, p.15, <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44907>
- <sup>51</sup> 『ジェトロビジネス短信』2017年7月18日「トレーシング対象に熱延鋼板が加わると自動車業界に影響—NAFTA原産地規則改定の留意点—」
- <sup>52</sup> Simon Lester and Inu Manak, “The Rise of Populist Nationalism and the Renegotiation of NAFTA,” *Journal of International Economic Law*, 20, 2018, p.161. Borden Ladner Gervais, “USMCA Automotive Rules of Origin”, November 22, 2018  
<https://blg.com/en/News-And-Publications/USMCA-Automotive-Rules-of-Origin>
- <sup>53</sup> 取引価額方式とは、原産比率を「(製品の総出荷価額—非原産材料費) / 製品の総出荷価額」によって算出する方法。付加価値のなかに販売費や利益が含まれるので、純費用方式よりは高い数字が出る。
- <sup>54</sup> 協定の全般的な理解については、CRS (2020), USITC (2019), Chapter 3, 『ジェトロ 地域・分析レポート』中畑貴雄「USMCAの活用ハードルは高い (メキシコ、米国、カナダ) メキシコの自動車産業の現状と対外通商政策 (3)」  
<http://www.jetro.go.jp/biz/arearepors/2019/6453cf4c0f8b9b71.html>  
 高橋俊樹「新NAFTA (USMCA) の発効とサプライチェーンへの影響」ITIコラム2020年2月3日 <http://www.tit.or.jp/column073.htm> および同コラムに掲載された氏の一連の論考。  
 MUFU戦略調査「NAFTA再交渉アップデート 米墨加3か国協定 (USMCA) 自動車原産地規則の概要」2018年11月、<https://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/20181128.pdf> みずほ銀行国際戦略情報部「Mizuho Country Focus [北米3か国] USMCA (米国・メキシコ・カナダ協定) 発効～北米3カ国の自動車業界への影響について」2020年7月7日 [https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/country\\_focus/pdf/20\\_4\\_mcf.pdf](https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/country_focus/pdf/20_4_mcf.pdf)  
 内山直子「メキシコ自動車産業におけるNAFTA再交渉とその影響—日系企業を中心に」『ラテンアメリカ・レポート』第35巻第2号、2019年。[https://www.jstage.jst.go.jp/article/latinamericareport/35/2/35\\_55/\\_html/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/latinamericareport/35/2/35_55/_html/-char/ja) ?
- <sup>55</sup> 同上、みずほ銀行国際戦略情報部2020年7月7日
- <sup>56</sup> ジェトロビジネス短信「経済相、対米輸出車の7割は新原産地規則に適合と発言」2018年8月29日。
- <sup>57</sup> 前掲、中畑貴雄「USMCAの活用ハードルは高い (メキシコ、米国、カナダ) メキシコの自動車産業の現状と対外通商政策 (3)」、USITC (2019)。
- <sup>58</sup> USTR, “Estimated Impact of the United States Mexico-Canada Agreement (USMCA) on the U.S.

Automotive Sector” April 2019. 11. 西川 珠子  
「USMCAとメキシコ自動車市場2020年夏の発  
効にめど、4つの注目ポイント」2020年2月18  
日

<sup>59</sup> ロイター「新NAFTA、自動車各社に30億  
ドルの米関税負担=米議会予算局」2019年12  
月19日 [https://jp.reuters.com/article/usa-trade-  
usmca-autos-idJPKBN1YM2N1](https://jp.reuters.com/article/usa-trade-usmca-autos-idJPKBN1YM2N1)

<sup>60</sup> 日本ドットコム ニュース2020年7月1日「新  
NAFTAは『史上最悪の協定』=自動車部品  
工業会の河島北米代表」[https://www.nippon.  
com/ja/news/yjj2020070100893/](https://www.nippon.com/ja/news/yjj2020070100893/)

<sup>61</sup> USITC (2019).

<sup>62</sup> これらの条項に関しては、森秀勲、前掲、  
「USMCA（新NAFTA）の注目点」が簡潔な整  
理を示している。なお、USTR, *2020 Trade  
Policy Agenda and 2019 Annual Report*, p.2 は、非  
市場圏とのFTA協議の規制と為替条項に、国  
有企業の定義と補助金に関するルール（第22  
章「国有企業」）を加えた3条項をまとめて、  
「補助金や非市場的慣行と關う画期的な条項」  
と要約している。

[https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/  
reports-and-publications/2019/2019-trade-policy-  
agenda-and-2018](https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/reports-and-publications/2019/2019-trade-policy-agenda-and-2018)

<sup>63</sup> USTR, *2019 Trade Policy Agenda and 2018  
Annual Report*, p.14.

<sup>64</sup> D. A. Ganz, “The United States-MexicoCanada  
Agreement: Overview and Analysis”

<sup>65</sup> 『みずほりレポート』2019年1月18日「米国の  
『対日貿易交渉目的』の検討—TPPを上回る厳  
しい要求も」[https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/  
research/pdf/report/ report19-0118.pdf](https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/report/report19-0118.pdf)

<sup>66</sup> T. Smith and G. Beaumont-Smith ed., “An  
Analysis of the United States–Mexico–Canada  
Agreement”

<sup>67</sup> D. A. Ganz, “The United States-MexicoCanada  
Agreement:Overview and Analysis”

<sup>68</sup> Haufbauer and Gliberman (2018), CRS (2020)

<sup>69</sup> USITC (2019).

<sup>70</sup> D. A. Ganz, “Important New Features in the  
USMCA”, ditto, “The United States-MexicoCanada  
Agreement:Overview and Analysis”

<sup>71</sup> CRS (2020), p.39. T. Smith and G. Beaumont-  
Smith ed. “An Analysis of the United States–  
Mexico–Canada Agreement”

<sup>72</sup> Gustavo A. Flores-Macias and Mariano Sánchez-  
Talanquer, “The Political Economy of NAFTA ·  
USMCA”

# 三段階論の再構成と原理論の叙述方法について

新田 滋

## はじめに

宇野学派の経済原論の冒頭には、序論として、経済学の課題、経済学の対象とその抽象方法、原理論の構成、展開方法などについて説明されるのが一般的である。これは、宇野弘蔵が、三段階論という独創的な方法論を提起したために、なぜ、そのような方法論が必然化されたのかを説明する必要があったからといえる。

しかし、宇野以降、原理論、段階論の研究それ自体の進展、あるいは時代状況の変化などによって、たえず、宇野三段階論は、さまざまな部分において変化が迫られてきた。

ここでは、それらのうち、経済学の対象と諸範疇の抽出方法をめぐる問題（「第一節 経済学の対象と諸範疇の抽出方法」）、それらの検討を踏まえた、今日的な歴史的位置から必然化される三段階論の再構成のあり方（「第二節 三段階論の再構成」）、原理論体系の叙述方法と展開動力の整理（「第三節 原理論体系の叙述方法と展開動力」）、に限定して私見を述べることにしたい。

なお、本稿の基本的な部分は、筆者がいままで、多岐にわたる方法論的な諸論稿で提起してきた考え方を、改めて整合的に組み立て直すことを試みたものであるため、重複した内容が多くなっているが、以下の諸点については、新しい論点が提出されているものである。

- ① 小幡「変容」論の検討（第一節第4項）
- ② 内面化作用の方法論的意義と限界、および、

純粋化傾向と内面化作用の方法論的総合（第二節第2項・第3項。未公開の博士論文である新田〔1993年〕でしか触れたことがなかったもの）

- ③ 三段階論の再構成（第二節第4項。新田〔2017年〕21頁においては、紙幅の制約のために外観的にしか触れられなかったもの）
- ④ 原理論の展開方法としての発生進化論と構造論的概念展開論＝復元論の方法論的総合（第三節第3項）
- ⑤ 原理論の論理の展開動力の明確化（第三節第4項）

## 第一節 経済学の対象と諸範疇の抽出方法

### 1) 資本主義的市民社会の「純粋化」

宇野弘蔵が指摘したように、マルクスにまで至る西欧の社会学者、経済学者たちにおける、資本主義的市民社会の「純粋化」と諸範疇の抽出は、特定の研究者による恣意的な思いつきによるといったようなものではなかった<sup>\*1</sup>。

17-18世紀における「市民社会－国家」体制－持続的技術革新社会－資本主義的市民社会が形成されていく客観的な歴史過程をつうじて、客観的な諸範疇の抽象が行われてきた。客観的な歴史過程として与えられるようになった近代社会像の表象から抽出された範疇体系は、いかなる思想・信条にもかかわりのない客観的なものとなっている。

「市民社会－国家」体制と持続的技術革新社

会と資本主義的市民社会が、相互に原因となり結果となって形成されたのは17-18世紀のイギリスにおいてであった（オランダにも萌芽的にあった）。このような歴史的傾向を客観的な根拠として、17世紀の自然法思想（グロティウス、プーフENDORF）、社会契約論（ホッブズ、ロック）、18世紀の市民社会史論（モンテスキュー、ルソー、ヒューム、ファーガソン）、19世紀の文明進化史観（ギゾー、ティエリ、ミニエ、ティエール）がイギリス、オランダ、フランスで展開された。

いうまでもなく、これらと並行して経済学が形成されていった。すなわち、16世紀の重金主義を先駆として、17世紀の重商主義（トマス・マン、スチュアート）、18世紀の重農主義（ケネー）、古典学派（ペティ、ロック、ヒューム、スミス）、19世紀のリカードらであった。また、そうした先進諸国の思想動向を哲学的に受容したのがドイツ法哲学・歴史哲学（カント、ヘーゲル）であった。ヘーゲルの法哲学・歴史哲学がこれらの集大成という歴史的位をもちつのは偶然ではなかった。

このようにして、単婚小家族・市民社会・国家の分化、平等に自由な諸個人からなる市民社会内部における市民相互間の商品・貨幣の交換関係、資本家と労働者の間の垂直的な階級関係、労働者の生産的労働による自然の加工、さらには、人間と自然の根源的な関係のあり方、すなわち、実践的活動による人間と自然との相互媒介、対自然的－対人間的な協働関係、それらを媒介する意識にたいする言語の物質性による制約性、等々という、どのような思想・信条の持ち主の眼にも共通に映る諸対象から、経済学、人間－社会－歴史理論の諸範疇は抽出されてきたのである。

## 2) 国家介入の増大と経済学の展開 純粋化傾向とその逆転

しかしながら、このような近代的な「市民社会－国家」体制の構造は、時間的には、19世紀末以降、一方では、国家・政府の経済介入の増大によって、他方では、普通選挙制による大衆民主主義化、大衆社会化によって、変容していった（いわゆる帝国主義、国家独占資本主義、ケインズ主義、社会民主主義的な福祉国家と、「大衆社会－福祉国家」体制への変容、等々）。また、空間的には、イギリスの周辺の後発諸国においては、多かれ少なかれ国家主導による「上からの改革」で「市民社会－国家」体制の導入が図られた結果、「国民国家－国民社会」体制というべきものが形成されていった。

その意味で、「市民社会－国家」体制への純粋化傾向とその鈍化・変容の過程を歴史的な客観的根拠として諸範疇が抽出されるとする方法論が成り立つのである<sup>\*2</sup>。

このような動向に対して、マルクス学派においては、1870年代以降における資本主義市場経済の発展・変化の傾向を踏まえて、ヒルファディング（『金融資本論』、1910年）、ローザ・ルクセンブルク（『資本蓄積論』、1913年）、レーニン（『帝国主義論』、1917年）などによって、19世紀末から20世紀初頭に顕著になった株式会社や資本市場、組織的独占体（カルテル、トラスト）、あるいは当時の欧米列強の帝国主義的な政策などについて分析が加えられていった。

ちょうどその頃、第一次大戦（1914-1918年）とロシア革命（1917年）によって、マルクス・レーニン主義の政治的な影響力が劇的に高まった。その結果、ロシアに次いで後進的で多くの社会的矛盾を抱えた資本主義国であった大正時代の日本では、マルクス経済学の研究がたいへん盛んになった。そのすぐれた成果の上に立つ



て、1930年代前半には日本資本主義をどのよ  
うにとらえるかという「日本資本主義論争」が  
活発に行われた。この論争そのものには、学問  
的な分析と革命戦略論争とが未分化だったとい  
う問題も内在していた。また、この論争が活発  
に闘わされることができたのはわずか数年だけ  
であった。満州事変（1931年）後、しだいに  
強まっていった思想・学問・言論の弾圧は日中  
戦争（1937～45年）、太平洋戦争（1941～45  
年）が勃発すると徹底したものとなり、この論  
争にとどまらず、いかなる自由な学問の研究も  
まったく中断を余儀なくされてしまったからで  
ある。

しかしながら、そうした論争で播かれた種子  
から、宇野弘蔵は独自の経済学三段階論（原理  
論－段階論－現状分析）の体系を形成し、戦後  
にその成果を公表していくこととなった<sup>43</sup>。

宇野は、マルクスにおける、「純粋化傾向」  
によって純粋資本主義社会の諸範疇が抽出され  
る論理を鋭く抉り出しつつ、さらに、19世紀  
末以降、それらの歴史的傾向が鈍化・逆転した  
ことに着目した。（ただし、こうした「純粋化傾  
向」によって純粋資本主義社会の諸範疇が抽出  
される論理それ自体は、いまだ、あくまでも「市  
民社会の解剖学」としての古典派経済学のレベ  
ルに対応しているものにすぎないことに留意すべ  
きである。）

そこから、ヘーゲル、マルクスの時代までは、  
理論と実証の二層構造ですんだのにたいして、  
逆転を経験して以降の時代には、純粋化傾向の  
極限に想定される架空の純粋資本主義社会を対  
象とする原理論、資本主義社会の生成、発展、  
変容をとらえる世界史的発展段階論、それら両  
者を踏まえた現状分析からなる三段階論のメ  
ソッドが提唱されたのであった。

宇野の三段階論とは、日本資本主義の<現状  
分析>をおこなうにあたっては、マルクス『資

本論』を<原理論>として直接に適用するの  
ではなく、ヒルファディング『金融資本論』、  
レーニン『帝国主義論』をもとにして、世界史  
的な発展段階の変容を規定した<段階論>を媒  
介としなければならないというメソッドであ  
った。すなわち、経済学三段階論とは、原理論－  
段階論－現状分析の三つの段階からなる経済学  
の体系という意味である。

このようなメソッドにもとづいて、宇野は、  
『資本論』を特定の発展段階にだけあてはまる  
ような特殊歴史理論としてではなく、資本主義  
経済に一般的にあてはまるような原理論として  
純化して再構成した（宇野 [1950/52年]、宇野  
 [1964年]）。また、『金融資本論』、『帝国主義  
論』が対象とする金融資本・帝国主義段階を含  
むものとして、資本主義の世界史的な発展段階  
を重商主義段階・自由主義段階・帝国主義段階  
と規定する段階論を展開した（『経済政策論』  
1954/71年）。そして、これらの原理論・段階論  
を踏まえて、日本経済や世界経済にかんする現  
状分析は行われるべきだとしたのであった。

このような宇野三段階論は、大正年間から昭  
和初期（1910～30年代）に構想されたもので  
あったが、第二次大戦とその後の修正資本主義  
（国家社会主義）的な変容をへてもなお、1950  
～60年代までは、有効なメソッド的な枠組みと  
して機能しえていたといえる。

### 3) 新自由主義政策の台頭による純粋化傾向への再逆転

#### 宇野三段階論の動揺

ところが、第二次大戦後に構築されたIMF  
ブレトンウッズ体制のもとで、西欧・日本が戦  
後復興・高度成長に成功すると、アメリカの相  
対的地位の低下が生じたうえに、アメリカのベ  
トナム戦争と「偉大な社会」計画の同時遂行に  
よる財政赤字の拡大が国際収支の悪化を招き、

金ドル交換停止によるIMFブレトンウッズ体制が崩壊し、変動相場制へと移行した。

他方、1960年代をつうじた高度成長によって、資源価格の上昇が進み、一部の国にスタグフレーションが発生していたが、第二次大戦後、続々と政治的独立を果たした第三世界諸国は、資源ナショナリズムを掲げるようになり、第一次石油ショックが発生し、変動相場制の下での各国のインフレ政策によって、スタグフレーションが激化し、世界同時不況に突入した。

そうした中、いまだ新興工業国的な要素の残っていた日本は、低賃金を利用した集中豪雨的輸出によって早期に景気回復していったが、それによって、欧米の製造業はいっそうの不振に陥ることとなった。

それに対して、イギリス、アメリカでは、1970年代をつうじて、頻繁に政権交替と経済政策の試行錯誤が繰り返された挙げ句、遂に、1970年代末になると、「ケインズ葬送」が叫ばれ、新自由主義経済学へと主流の地位が交替していくこととなった。

このため、資本主義社会にたいする国家介入の積極化、消極化、積極化という世界史的過程を抽象の根拠とした宇野三段階論の考え方は、20世紀中葉までは、対象を包括的に説明する理論でありえたが、しかし、1980年代以降の「小さな政府」への再逆転は、宇野三段階論の考え方に大きな動揺をもたらすこととなったのである。

#### 新自由主義的な変化は表層的だったか

もちろん、それに対して、新自由主義といっても、巨大企業にとっての自由にすぎず、福祉国家的な財政規模は、依然として大きく、また、中央銀行による金融政策も重要な要因であり続けている以上、純粹化傾向の再々逆転とみるのは誤りだという見解も存在したのは確かであ

る<sup>\*4</sup>。

しかしながら、そもそも、19世紀中葉のイギリス自由主義段階においても、自由貿易、自由放任への自由化政策はあったものの、現実には、国家の存在も、インドの植民地的収奪による自由貿易帝国主義的な軍事政策も存在していたのであった。あくまでも、1840年代から1860年代にかけての30年程度の期間から、傾向として存在した自由化をもとに、自由主義段階としているにすぎなかったわけである。

さらにいえば、2020年現在の地点において、1980年代から2000年代にかけての30年間の推移を振り返るならば、次のような現実を否定することはできないであろう。

第一に、自由放任への回帰によって、貧富の格差が、実際に拡大してきたこと。

第二に、第二次大戦後、半世紀かけて、戦時統制経済が徐々に解除されていき、ついに包括的な自由貿易体制を志向するWTOの成立(1995年)、地域的な自由貿易圏を構築するFTA(自由貿易協定)、EPA(経済連携協定)等の締結が進んでいったこと。それとともに、グローバルな自由競争は激化していき、既存の欧米における巨大企業の独占・寡占体制は掘り崩されていったこと。

第三に、各種の金融自由化が進められ、ブーム&バーストが数年ごとに繰り返される、金融不安定化が進み、遂には、2008年の世界金融恐慌(リーマン・ショック)が発生するに至ったこと。

これらの事実経過に鑑みれば、20世紀末以降において、純粹化傾向の再々逆転は認められないとした見解は、もはやいかなる説得力ももたえなくなったと、いわざるをえないであろう。

このような状況変化への対応として登場してきたのが、伊藤「逆流」仮説であり、また、時期と直接の契機は異なっていたが、小幡「変

容」論であったということが出来る。

### 伊藤「逆流」仮説

宇野学派において、いち早く、こうした問題状況を受け止めた上で、伊藤誠 [1990年] は、1980年代以降の「純粋化傾向の逆転」からの再逆転を「逆流」と呼んで、それが突きつける方法論的な問題を提起してきたことは周知の通りである<sup>\*5</sup>。

伊藤説においても、宇野三段階論の枠組みは、基本的に維持されているが、しかし、鈴木・岩田説と同様に、原理論の抽象根拠は古典的帝国主義段階に延長され、株式資本も原理論の範囲内とされている。

また、第一次大戦・ロシア革命以降の時期については、「社会主義に対抗する資本主義」の世界経済論的現状分析という、宇野の考え方を踏襲している。すなわち、帝国主義段階以来の国家介入の増大傾向が継続していた戦間期や、戦後復興・高度成長期のみならず、「逆流」（再逆転）が生じたとされる、新自由主義的なグローバル化期についても、「社会主義に対抗する資本主義」の世界経済論的現状分析の対象だとされる。

その際、戦間期や、戦後復興・高度成長期の現状分析は、帝国主義段階論が、一応の基準とされるものと考えられるが、新自由主義的なグローバル化期については、より直接的に、原理論ないし自由主義段階論が基準とされてよい、という点に、伊藤「逆流」仮説の主眼があるといえよう。

だが、このような伊藤「逆流」仮説には、原理論の「貨幣から資本への転化」論は重商主義段階、原理論の大部分は自由主義段階、株式資本論は古典的帝国主義段階に対応する、という考え方と相まって、方法論的なわかりにくさがあることは、否定できないように思われる。

そもそも、原理論の箇所によって、重商主義段階にも、自由主義段階にも、帝国主義段階にも、対応するとされる原理論であるならば、殊更に、新自由主義的なグローバル化期において、ふたたび原理的相貌をつよめるようになった、といわねばならない必要性も、ないのではないかというようにも、考えられなくもないからである。

## 4) 東アジア・中国経済の興隆と世界資本主義の長期循環

### 小幡「変容」論の問題提起

小幡道昭 [2009年] 『経済原論』は、2009年に刊行されたが、そこにおいては、20世紀末以降、旧社会主義諸国を含めて、中国、インド、ブラジルなど、新興資本主義諸国の台頭がグローバルリズムを推進してきたことは、「[6頁] おそらく、19世紀末における自由主義から帝国主義への段階的移行を凌ぐ、大転換である。」とされ、「[7頁] こうした大転換は、……三段階の発展段階論に対して根本的な見直しを求める」ものであるとされている。なぜならば、「帝国主義段階をどう拡張しても、もはや純化・不純化という枠組は妥当しない」からである。

そのため、「今や、重商主義段階まで遡って、はじめから考えなおす必要がある」のであり、「例えば、重商主義段階のイギリスも、後発国として、先発国オランダを、国家権力を最大限利用して凌駕したと考えることもできる」のであり、「その意味では、イギリスの重商主義と、ドイツの帝国主義は、同じ位相にたつ」ことが指摘される。

さらに続けて、「後発国は、資本主義化の時期に応じて、異なるタイプの資本主義を生みだし、それが先発国に反作用することで、資本主義の発展段階は画される。今日のグローバルリズムも、この同じ位相で生じた新たな大転換であ

る。」というように、資本主義の発展段階を、「波状型をした資本主義の拡張の歴史」としてとらえ返す。すると、それは、「一度の純化・不純化に還元して捉えることには無理がある」ものであるということになる。

「[7頁] 資本主義には純粋な本質的姿があるのではない、変容こそ、資本主義の本質なのだ。「これまでの経済原論」は、このような変容を不純な要因によるものとして外部に押し出すことで、資本主義の純粹像を追求してきた。「これからの経済原論」はこの点から発想を転換しなくてはならない。たしかに、歴史的変容がすべて理論的に説明できるというわけではない。だが逆に、それがまったく理論とは切断された現象だということも誤りである。今日の時点で資本主義の発展過程をふり返ってみると、資本主義はどのようにして変容するのか、この解明こそ経済原論の中心課題となるのである。」(小幡 [2009年])

このような、小幡「変容」論における問題意識そのものは妥当なものであると考えられる。

### 小幡「変容」論の問題点

しかしながら、方法論的な次元に限れば、次のような問題点があることにも留意する必要があるだろう。

第一に、小幡説においては、宇野段階論的な段階移行にかえて、覇権交替論的な段階移行を考えているようにもみえるが(小幡 [2014年] では、覇権交替の下部構造にあたるともいふべき「プレート交替」という表現を使っている)、そもそも、宇野的な段階移行は、イギリスの覇権ないしプレートの時期における生成段階・発展段階・爛熟段階だけを取り出したものである。単純に、宇野的な段階区分を、世界システム論的な段階区分と同一視することができないのは、それらを唯物史観的な段階区分と同一視できな

いと同様であろう。

第二に、小幡説においては、段階間の移行、変容を貫く「資本主義」を取り扱うのが原理論だとされている。しかし、そこで対象化される「資本主義」は、たんなる複数の発展段階からの帰納的、機械的な抽象のように思われる。資本主義的市民社会論による範疇模写があってはじめて、流通形態論のレベルの資本主義もたんなる帰納的、機械的抽象としてではなく、世界資本主義の長期循環からの内面的模写として可能となるのである(本稿第二節1)・2)、参照)。

第三に、原理的には、「資本主義」という概念それ自体は、資本の一般的形式 $G - W - G'$ を発動させる経済主体の行動様式を指し示すものにほかならない。そのような行動様式が、社会的再生産過程や社会構成を編成するようになったものとしての「資本主義的生産」、「資本主義社会」、「資本主義的市民社会」などと区別されることなく、それ自体で変容する有機体のようにとらえる概念の使用方法については疑問である\*6。

第四に、それはともかくとしても、複数の発展段階から帰納的、機械的に抽象された「資本主義」は、あくまでも流通形態論のレベルのものだということに、小幡『原論』の叙述は無自覚であるように見受けられる。そのため、資本形式論ないし「貨幣の資本へ転化」論が、歴史的契機としての、資本の原始的蓄積過程を前提とする「二重の意味での自由な賃労働者」の一階級としての存在を媒介として、商品・貨幣流通論から、資本主義的市民社会における産業資本の生産・流通・総過程論への、舞台転換を扱うという、マルクス本来の課題設定とは、まったく異なる、「資本の多態化」論へと、再編成されてしまっているわけである\*7。

ただし、従来の、いわゆる生産論、分配論(総過程論、競争論、機構論)にあたる領域の、



大部分が、事実上、流通形態論として展開できてしまうことを明らかにしたことは、むしろ、小幡『原論』の積極的な功績であると考えられるところである<sup>8</sup>。しかし、また、同時に、「資本主義的市民社会」の特殊歴史性を不明確なものとしてしまっている点には、疑問の余地が残るものといわざるをえない。

#### 小幡「変容」論と山口「分析基準」論

なお、小幡「変容」論の基礎にあるのは、あくまでも、(山口・小幡間の論争的な応酬からは、若干、意外にみえるにしても)山口原論における分析基準の考え方であるといえる。

山口『原論』においては、第3篇を競争論とすることによって、産業資本の競争機構、商業機構、信用機構、景気循環の原理を、時間軸・空間軸で多様な資本主義の分析基準とするという考え方が提示されていた。これに基づき、原理論の分析基準の各所にあるブラックボックスに現実的な諸要因を挿入することによって、中間理論を構成し、現状分析の基準とする、という方法論が提起されていた。

小幡『原論』においては、原理論の開口部に多様な諸条件が加わることによって、多様な資本主義へと変容することを解明するものとして、第3篇を機構論としつつ位置づけている。これは、競争論を機構論、ブラックボックスを開口部と言い換えているだけで、まったく山口説と同じといってよいと思われる。

ただ、山口説が原理論ではなく、あくまでも中間理論において多様な資本主義を論ずるものとしているのに対して、小幡説が原理論において資本主義の変容・多様性を論ずるかのようになっているところが、相違点といえはいいえるであろう。とはいえ、実際には、小幡『原論』においても、資本主義の変容・多様性を可能とする開口部を論じているにすぎず、山口『原論』と

異なるところはない。

しかしながら、そうだとすると、山口説の場合は、1970-80年代までの段階で、宇野の純粋化論＝方法模写説、19世紀中葉モデルから距離をとっていたという点に留意する必要があるでしょう。宇野の純粋化論＝方法模写説、19世紀中葉モデルからの離脱自体は、山口『原論』においては、すでにして、1980年代において可能だったのである。したがって、小幡『原論』のように、1990年代後半以降に、宇野の帝国主義段階論の解釈に、独特のバイアスをかけた上で、「グローバリズム」の登場を持ち出す必要はなかったということになる。

また、小幡説は、覇権交替(その下部構造にあたるともいうべき「プレート交替」)をもって、宇野的な段階移行に変えようとしているが、世界システム論的な覇権循環論は、1990年代以降の「グローバリズム」に先立って、すでに1970-80年代に登場していたものであることにも、留意されなければならないであろう。

#### 世界システム論：ウォーラステイン・アリギ

もとより、すでにして、バクス・アメリカナに最初の動揺が現れていた1970年代以降、ウォーラステインは、社会科学の対象として単位となるものを探っていくと、結局の所、すべての社会的な関係のネットワークが世界的に連関している以上、単一の世界システムを単位とするほかないという発想をもとに、世界システムの類型として、「広義の16世紀」を境にして、世界帝国システムから世界経済システムへと大転換したという歴史認識を提起していたことは、周知の通りである<sup>9</sup>。

ウォーラステインは、世界経済システムは、最後の世界帝国をめざしたスペイン帝国の挫折によって、オランダが最初の覇権国として登場

し、覇権国を中心とする主権国家間システムへと転換することによって可能となったものだと考えた。

近代世界経済システムの時代においては、覇権国はオランダからイギリス、アメリカへと推移してきた。このような覇権国の交替と、世界資本主義の長期循環を結びつける解釈が、ウォーラーステインによって提起された。

そこからは、覇権国の全盛期には主権国家間システムは安定的となり、自由貿易が盛んになるのにたいして、覇権国の衰退期には主権国家間システムが不安定となり、保護貿易、関税戦争などによる国際緊張の高まりから重商主義戦争、帝国主義戦争が活発化しやすくなるという知見が得られた。

すなわち、重商主義政策→自由主義政策→帝国主義政策という推移は、歴史一回的なものではなく、覇権秩序の盛衰とともに繰り返されてきたという歴史認識が提起されたのであった。

さらに、アリギは、ウォーラーステインの考え方を部分的に補完修正するかたちで、まず、スペイン帝国の背後には、諸都市国家ジェノヴァの金融覇権が存在していたことを指摘した。その上で、覇権交替にともなう長期循環には、生産拡大の局面と金融拡大の局面の交替が循環的にあらわれることを明らかにした<sup>\*10</sup>。

すなわち、19世紀末以降のイギリスの海外投資への傾斜も、20世紀末のアメリカの「金融化」といわれる現象も、いずれもジェノヴァ、オランダの覇権衰退期にもみられたのと同様の現象であることが明らかにされた。

このような世界システム論的な覇権交替＝長期循環論の発想そのものは、たしかに歴史的な省察から生み出されたものである。しかし、パクス・ブリタニカがすでに遠い過去のものとなっただけでなく、パクス・アメリカーナさえも動揺を示しはじめた1970年代以降の歴史的

背景によって、そのような歴史的省察が促されたものであるということはいうまでもないであろう。

さらに、1990年代後半以降になると、世界資本主義の不均等発展がよりいっそう進み、ついに、2010年代に至って、米中覇権抗争も顕在化するようになり、再び、帝国主義的な国際対立の激化と国家介入の積極化へと再々逆転したといえる<sup>\*11</sup>。

このように、何度も振り子が触れる世界史的過程を経験した結果、宇野三段階論の前提となる世界史的過程は、パクス・ブリタニカ期における国家介入の積極化、消極化、積極化を取り出したものにすぎなかったというように、見え方が変わって来ざるをえない。

翻って、歴史的に遡ると、イギリス覇権の時代以前には、オランダ覇権の時代があり、さらにそれ以前には、世界帝国システムのもとにおける世界市場＝世界資本主義の盛衰が、太古以来、繰り返されてきていたことが、みえてくることになってきたといえるわけである。

## 第二節 三段階論の再構成

### 1) 世界資本主義の長期循環と資本主義的市民社会

いちはやく、世界システム論が指摘してきたように、近世以前の諸世界帝国、近世以降のオランダ、イギリス、アメリカのそれぞれの覇権期の世界市場＝世界資本主義においては、保護主義政策→自由主義政策→保護主義政策が繰り返されてきた。つまり、宇野三段階論の前提となる、重商主義政策→自由主義政策→帝国主義政策としてあらわれた、純粋化傾向とその逆転は、必ずしも歴史一回的なものではなかったわけである。

宇野三段階論における段階論の対象は、たん

に、イギリス覇権期＝パクス・ブリタニカ期における保護主義段階→自由主義段階→保護主義段階にすぎなかった。

しかし、このイギリス覇権期＝パクス・ブリタニカ期における保護主義段階→自由主義段階→保護主義段階という歴史過程は、他の帝国期、覇権期のそれとは決定的に異なる点があったこともまた、客観的事実としてある。

それは、ヨーロッパ中世都市から育まれてきた、きわめて特殊歴史性の強い、「市民社会-国家」という社会形態と、太古以来存在してきた世界市場-世界資本主義とが接合した、「資本主義的市民社会-国家」の生成-発展-変容という歴史過程を内包するものだったからである。

世界帝国期や、オランダ覇権期における世界市場＝世界資本主義の多くは、あくまでも遠隔地間か、せいぜい局地的市場圏における奢侈品、特産品、余剰物の交易にとどまるものであった。生活必需品や労働そのものも含めて、人間社会を根底的に市場経済、資本主義が編成するようになるには、さまざまな諸条件の複合によって、氏族集団などの共同体の岩盤が破砕される必要があった。

そのような歴史的諸条件の複合をもたらしたのは、世界市場-世界資本主義、ゲルマン的社会形態、キリスト教的な文化構造の接合によって形成されたヨーロッパ中世都市の発展を基礎とした、近代「市民社会-国家」体制の生成であった。

近代「市民社会-国家」という社会形態の特徴は、私法における私的所有権の絶対性、公法における国家権力の立憲的制限にある。

このような社会形態において、はじめて、自然人としての個人が身体・生命および私的所有権の自由を制度的に保障された主体としての人格として、法的に承認された制度的存在となる。会社・企業のような組織も法人として、自然人

としての個人と同じような人格として擬制されることとなる。

こうして、独立した個々の人格が私的所有権を自由に享受できる主体として、世界市場-世界資本主義のもとで交換、生産に従事するようになったものが、「資本主義的市民社会-国家」である<sup>\*12</sup>。

そのような、それ自体、複合的な接合形態であったヨーロッパ中世都市と、近世におけるヨーロッパ世界商業の発展による世界市場-世界資本主義との接合が、さらにいくつもの歴史的諸条件との複合をへて、ついに、イギリスにおいて、「資本主義的市民社会-国家」という独特の社会形態が生み出されることとなった。

その結果、イギリス覇権期＝パクス・ブリタニカ期における保護主義段階→自由主義段階→保護主義段階という、それ自体は循環的な歴史過程が、「資本主義的市民社会-国家」の生成-発展-変容という歴史一回的な過程と、重なり合って展開することとなったわけである。

世界市場-世界資本主義そのものは、太古以来、存在してきたものである。しかしながら、その主体をなす単位は、世界帝国、部族国家、氏族集団、家産共同体といったものであり、決して、独立した個々の人格といったものではなかった。「資本主義的市民社会-国家」においてのみ、自然人であれ法人であれ、独立した個々の人格が、私的所有権の主体として、世界市場-世界資本主義のもとで交換、生産に従事する主体となるという、特殊歴史的な社会形態が出現したのである。

## 2) 内面化作用の方法論的意義と限界

このような、イギリス覇権期にみられた、特有の「純粋化傾向」の歴史過程から、外的な不純要因を捨象することによって、純粋化の極限状態を想定する、純粋資本主義社会の論理は、

方法論の観点からみて決定的な重要性をもっている。というのは、そもそも商品・貨幣、資本という範疇、「資本主義」という範疇を、共同体的な制度・慣習や国家の政策・法制度などから分離して純粋なものとして抽出するためには、「純粋化傾向」の極限に想定される「純粋資本主義社会」の論理が必要不可欠だからである。

つまり、「資本主義的市民社会」が生成-発展し、純粋化していく傾向にある歴史過程によって得られる純粋資本主義社会の像が抽象根拠となって、その下向的分析の結果として、商品・貨幣、資本、さらには、労働過程、生産力、生産関係、上部構造、社会構成、階級闘争、等々、といった諸範疇が、誰の眼にも客観的なものとして抽出されるわけである。

それ抜きでは、主観的に恣意的な理念型を構成する方法論か、効用・費用といったあらゆる社会に共通どころか、あらゆる生命体にすら共通な経済原則へと、経済学、社会科学を還元してしまうか、しかなくなるであろう<sup>\*13</sup>。

実際、世界システム論やレギュレーション理論、あるいは、ある種の社会学、政治学、等々においては、論者ごとに恣意的に思い思いの「資本主義」概念が用いられているが（同じ世界システム論者でも、ウォーラーステインのそれがたんなる商人資本主義を指しているにすぎないのに対して、アリギのそれはブローデルに倣って市場経済と国家権力の結合したものだとされる、等々）、それも主観的な理念型を構成する方法論によりながら、通俗的に古典的な資本や資本主義の範疇を受容しつつ恣意的に改変して用いているにすぎないのである。

ところで、そもそも、スミス、リカード、マルクスがすでに行っていた、純粋化論的な方法とは、単純に、将来的には全世界が資本主義的に純粋化していくであろうという予測に基づいて、純粋な資本主義的市民社会を想定するとい

うものであった。そこでの問題は、純粋化傾向の極限をとって純粋資本主義社会を想定するということが、多かれ少なかれ、主観的操作を媒介とせざるをえないものであったということである。

たとえば、純粋化傾向の極限として想定される純粋資本主義社会は、彼らにおいては、当時のイギリス三大階級社会の延長上に、三大階級社会として想定されていた。しかし、地主階級と資本家階級が資産家階級として一体化した状態を想定することも、あるいは、多様な旧中間階級が残存したり、新中間階級が新興したりする状態を想定することも、排除しうるものではなかったのではないだろうか。

そこで、純粋資本主義社会の想定は、たんなる主観的操作ではなく、価格関係への内面化によるべきだというのが、鈴木鴻一郎、岩田弘らによって提起された、内面化論のすぐれた着眼点であったといえよう。

ここでは、岩田弘からの引用に代表させて、内面化論について検討してみよう<sup>\*14</sup>。

「[52-53頁] 宇野は外国貿易を原理論から抽象するばあい、不純な要因を捨てるという抽象とは異なった抽象をおこなっている。つまり、宇野の純粋の資本主義の設定の仕方には、不純な要素を捨てるという抽象と、対外関係を内面化するという抽象の二通りある。

資本主義は、商品、貨幣、資本の流通形態をとおして対外関係を処理し、他の社会と接触している。またそのおなじ流通形態をもって労働力を包摂し生産過程を統制している。だから外国貿易を抽象しうるといふことだ。それをさらにいいかえれば、資本主義は、商品、貨幣、資本の流通形態をとおして、対外関係を国内関係に還元し内面化しているといふことだ。

それでは、内面化するという抽象の方をとったら、どういうちがいが生ずるか。かりに国内



に不純な要素がのこっていても、それを捨てるのではなく、資本主義的生産の価値増殖関係のうち内面化するということになる。そして原理論における商品、貨幣、資本の流通形態の展開は、そういう現実の資本主義の対外面なり国内の不純な要素の内面化の機構を、その機構面に即して叙述することになる。」(岩田 [1967年/1992年])

このように岩田は、純粹化傾向ではなく、内面化作用によって、原理論を構成する内面化論を対置したのであった<sup>\*15</sup>。

ここから、翻って考えれば、そもそも、純粹化傾向の極限をとるといふとき、それを時間的に延長するというのは、どのような思考実験的な操作なのかという、それは結局、すでに純粹化傾向がある程度進んでいた、18～19世紀中葉イギリスにおける資本主義的市民社会の再生産基軸の価格関係への内面化によって想定可能となる状態を、当時の分析者たちが、無意識のうちに、時間的に延長した極限状態とみなしたということに、ほかならなかったわけである。

だが、逆に、このような純粹化傾向がある程度進んだ状態を前提条件とすることによって、純粹化傾向を時間的に極限まで延長して、純粹資本主義社会を想定するという操作を同時並行させることなしに、ただ、あらゆる社会関係を価格関係に内面化するだけならば、それが自立的な資本主義的生産への内面化となる保証はどこにもないことになる。

というのは、そもそも、価格関係への内面化は、資本主義的生産に限らず、どのような生産形態にとっても可能だからである。多かれ少なかれ、非自立性を含んでいる現実の資本主義的生産に、小商品生産者による生産・流通、さまざまな歴史段階の共同体による生産・流通、さまざまな歴史段階の国家による生産・流通、等々、を内面化するという、岩田説のような論

理だけであれば、内面化は、さまざまな生産形態の間で、相互的に行われるものとしかたないからである。

つまり、多かれ少なかれ非自立性を含んでいる、現実の資本主義的生産に内面化された世界だけを、特権的に取り出す根拠は、内面化の論理だけでは保証されないということである。たとえば、小商品生産者による生産・流通だけからなる世界へと内面化しても、単純商品社会を対象とする理論モデルが構築できてしまうことであろう。

実際、内面化の論理は、

- ・スミス、リカード、マルクス、宇野における純粹化傾向の極限をとって純粹資本主義社会を想定する場合
- ・正統派のように、生産・資本の集積・集中から独占資本主義への転化を対象とする場合<sup>\*16</sup>
- ・鈴木・岩田説の世界資本主義論のように、貨幣・信用・株式資本から金融資本への転化を対象とする場合<sup>\*17</sup>

いずれの場合にも、適用可能なものとなっているといつてよい<sup>\*18</sup>。

いふなれば、内面化の論理は、それだけでは、多様な生産形態の間で、華嚴経的な世界観（一即多・多即一）、あるいはライブニッツの单子論的な世界観（全ての单子がそれぞれ宇宙全体を映し出す鏡）となってしまうものでしかないわけである。

このような無数の内面化のどれもが特権的なものではなく、いずれも平等に扱われなければならないのだとすれば、結局の所、価格関係だけを抽出して、近代経済学レベルのような、流通表面における需要・供給・価格の変動・均衡の過程だけが、理論的对象となるほかはないであろう。

つまり、鈴木・岩田説のような内面化論によって根拠づけられるのは、せいぜい、近代経

経済レベルのような、流通表面における需要・供給・価格の変動・均衡の過程の抽象でしかなかったということになる。

したがって、商品・貨幣、資本といった市場経済、資本主義の基礎範疇にはじまって、諸資本の競争の論理だけにもとづいて利潤率均等化、景気循環に至るまでの論理が純粋に抽出できるためには、資本主義的な行動原理によって社会的再生産過程が自立的に編成される状態が、宇野の純粋化傾向論＝方法模写説のような方法論によって、別個に想定されるという手続きが必要となる所以である。

つまり、内面化作用によるにしても、資本主義的生産という特定の内面化主体だけを特権的なものとして想定することは、内面化論とは別個の論理が必要なのである。それは、結局、純粋化傾向によるものでしかないわけである。内面化する主体としての資本主義的生産の形成には、純粋化傾向が前提条件として必要だからである。

### 3) 純粋化傾向と内面化作用の方法論的総合

以上みてきたことから明らかなように、世界史の過程を（ウォーラステイン、アリギから、さらには、フランクに至るまでのように）、世界資本主義の長期循環という認識枠組みでとらえること自体が、じつは、世界資本主義の長期循環そのものからの帰納的認識だけによっては不可能なのである。「資本主義的市民社会」の生成-発展によってもたらされた諸範疇に準拠することによって、はじめて、世界史の過程が、世界資本主義の長期循環として分節化されることも可能となる。

そのような方法論的意識の明確化によって、太古以来、長期循環を反復してきた世界資本主義が、中世ヨーロッパ都市に由来する「市民社会-国家」という、きわめて特殊歴史的な社会

形態と接合したところに、「資本主義的市民社会」が成立するものであることもまた、明確化されるようになるわけである。

しかしまた、資本主義的市民社会は、19世紀末以降、没落・消滅ともいいうる変容を蒙ってきたことも客観的な事実であり、それは、パクス・ブリタニカ期に固有の歴史一回的な現象であったということが出来る。このような、パクス・ブリタニカ期に固有の歴史一回的な現象としての資本主義的市民社会の生成・発展・没落を内面化したものが、市民社会-国家論であり、経済学原理論にはかならない。

純粋化傾向をつうじて生成した資本主義的市民社会における再生産基軸の価格関係への内面化によって、一方では流通表面の形態規定が行われ、他方では不純な諸要因や対外関係の内面化による、純粋化傾向の極限の想定が行われるわけである。

結局――、

- ・資本主義的市民社会への純粋化傾向があってはじめて、内面化作用は原理論の抽象方法として意味をもつことができるようになる。
- ・純粋化傾向の極限をとるといえるとき、それは、現実の歴史の流れとは異なる時間的な延長を思考実験の中で想像すると考えると、主観的な恣意となる。そうではなく、現存した資本主義的市民社会への内面化作用によって、純粋化傾向の極限を想定するのである。
- ・資本主義的市民社会の原理的規定から、はじめて純粋に抽出された流通形態としての世界資本主義は、そのような世界資本主義への現実的・歴史的な世界の内面化によって、太古以来の長期循環を行うものとして規定される。世界資本主義を主体とみれば、世界史を内面的に模写した世界資本主義の長期循環の原理論と、その歴史的・具体的な叙述としての世界資本主義の歴史理論ができる。これは、資

本主義的市民社会かぎりの歴史一回的な過程としてではなく、世界帝国の興亡、覇権国の交替にともなう世界資本主義の長期循環そのものの内面的模写による論理-歴史説（＝原理論）、歴史-論理説（＝歴史理論）ということになる。もちろん、太古以来の世界資本主義も、それ自体、人類史とともにある歴史一回的な事象といてよいのであるが、その中の一局面としての資本主義的市民社会の歴史一回性とは区別されなければならない。

- ・歴史一回的な資本主義的市民社会の解明は、内面的な模写としては世界資本主義論＝流通形態論にたいする生産論・分配論（総過程論、競争論、機構論）の位置を占めるが、歴史的・具体的な叙述としては世界資本主義の歴史理論の一局面としての、歴史一回的な発展段階論という位置を占めることになる。

#### 4) 世界資本主義の歴史理論における長期循環論と発展段階論：三段階論の再構成

それでは、以上のような方法論的な整理と再検討を踏まえるならば、三段階論は、どのような再構成を必要とするであろうか。

世界資本主義の長期循環論的な歴史理論は、太古以来、現代まで続いてきた歴史過程を対象範囲とする。それに対して、資本主義的市民社会の発展段階論的な歴史理論は、パクス・ブリタニカ期における、その生成-発展-変容という歴史過程を対象範囲とする、という関係にあるということができる<sup>\*19</sup>。

原理論は、現実の世界資本主義と資本主義的市民社会のいわば機構面だけを、その生成、確立、発展において内面的に叙述する。それに対して、歴史理論は、そのおなじ世界資本主義と資本主義的市民社会を、その具体的歴史的な段階的推移に即して分析し叙述することになる。

かくして、三段階論は、次のように再構成さ

れるように、さしあたりは、思われるところであろう。

- ・循環する世界資本主義システムを一般的、抽象的に把握する原理論
- ・世界資本主義システムの長期循環、覇権交替の歴史過程を概念的に把握する世界システムの歴史理論
- ・それらを媒介とする現状分析

だが、ここで留意すべきことがある。世界資本主義なり資本主義的市民社会なりを基軸とした価格関係に内面化したとしても、例えば、宇野が帝国主義段階への移行の決定的な契機とした、重工業における固定資本の巨大化のような特殊歴史的な諸要因は、原理的な一般理論には還元できないということである。

つまり、宇野の段階論は、現状分析・経済史学という実証的事実関係の側に寄っている段階論だということができる。それに対して、株式資本（金融資本）や集積・集中（独占資本）を原理的に展開できるものとする鈴木・岩田や正統派のそれは、あくまでも原理論の側に寄っている段階論であるということができる。

つまり、原理論で説きうる対象の内面的模写と、その外面的記述としての歴史理論のような原理論寄りの段階論との二段階があると同時に、特殊歴史的な要因の現状分析・経済史的な知識を、（上記の二段階の理論を基準としつつ）ウェーバー的な主観的方法によって理念型化した歴史類型論と、それを基準としたより具体的な現状分析・経済史的な研究との二段階があることになる。

それは、三段階論ではなく、2×2段階の理論だということになる。

{原理論－歴史理論}

－{歴史類型論－現状分析・経済史学}

しかし、さらにいえば、資本主義的市民社会

の原理論・歴史理論（段階論）と、流通形態としての世界資本主義の長期循環の原理論・歴史理論とも区別して考えるべきであるから、それらの2×2段階の理論に、それらを基準としつつ、特殊歴史的要因を理想型化した歴史類型論と現状分析・経済史学を加えて、3×2段階の理論となるであろう<sup>\*20</sup>。

**流通形態としての世界資本主義の長期循環の  
原理論－歴史理論**

**資本主義的市民社会の原理論－歴史理論（宇  
野的な狭義の段階論）**

**特殊歴史的要因を理想型化した歴史類型論－  
現状分析・経済史学**

このようにして、ウォーラーステインらの世界システム論者によって直観的に、ややもすると通俗的な資本主義概念によりかかりつつ、導き出されてきた世界資本主義の長期循環論も、論理的、概念的に整備された理論的な体系性のうちに、位置づけ直すことが可能となるわけである。

### 第三節 原理論体系の叙述方法と 展開動力

以上のように、3×2段階の理論体系としたときの、原理論は、どのように再構成されるべきであろうか。また、原理論の叙述方法と、展開動力については、どのように考えられるべきであろうか。

#### 1) 原理論の再構成

原理論は、純粋化傾向と内面化作用によって、客観的なものとして抽出された諸範疇を出発点として、諸概念の間の論理的な関係を、上向的総合として叙述していくものである。

まず、労働・生産、生産力、生産関係、上部構造、社会構成、階級、等々の諸範疇の規定が、

原理論における独自の領域を形成することになる（＝従来の生産論の一部に対応）。

次に、世界資本主義の長期循環の反復をとおして、ある種の原理的法則性が浮かび上がってくることになる（＝従来の流通形態論の次元に対応）。

さらに、資本主義的市民社会の成立条件、再生産構造とその均衡編成、諸収入の分配と諸階級の構造の解明が、原理論における独自の領域を形成することになる（＝従来の生産論の一部、分配論の一部に対応）。

かくして、原理論は、ごく大まかにいえば、次のように再構成されることとなるであろう。

**経済原則論：対他的連関 社会構成の諸形態**

**対自然的連関 労働過程**

**流通形態論：商品・貨幣・市場形式 資本一般**

**商人資本形式 産業資本形式**

**利子生み資本形式 世界市場と恐慌**

**資本主義的市民社会論：諸条件 均衡編成**

**諸収入の分配と諸階級**

#### 2) 『資本論』における叙述方法の多元性

ところで、原理論の体系は、上向的総合によって叙述されるといったばあい、それは、具体的にはどのような叙述方法となるべきなのであろうか。じつは、『資本論』の叙述方法には、次のように、複数の要素が入り交じっていたと考えられる。

##### 構造論

**論理的構造論**

**歴史的制度論**

##### 発生論

**歴史的発生論**

**論理的発生論**

**構造論的概念展開論＝復元論**

**分化発生論／発生進化論**



## 論理-歴史発生論

### 歴史-論理説

### 論理-歴史説

まず、大きく分けると構造論的方法と発生論的方法がある。

**構造論的方法**は、さらに、論理的構造論と歴史的構造論（制度論）とに分けられる。

**論理的構造論**とは、均衡的に編成された社会的再生産を分析する再生産表式論が代表的なものであり、静態的な構造を論理的に分析するものである。

**歴史的構造論（制度論）**は、特定の歴史的な制度構造を分析するものであり、『資本論』においては、いわば、歴史一回的な資本主義的生産様式そのものがこのような方法の対象となっているということもできる。より直接的な例としては、当時のイギリスにおける労資関係、労賃制度、土地所有制度、信用制度をはじめとして、さまざまな箇所にもみられる歴史的事例を分析する際の方法である。

**発生論的方法**は、歴史的発生論と論理的発生論とに大別できるが、さらに、両者を統合的に考えようとする論理-歴史発生論もある。

**歴史的発生論**は、特定の歴史的な制度構造の発生過程を歴史的に分析するものであり、『資本論』においては、いわば、歴史一回的な資本主義的生産様式そのものの発生過程である資本の原始的蓄積過程論、商品取扱資本、貨幣取扱資本、利子生み資本、土地所有制度の歴史的分析が、このような方法の対象となっている。

**論理的発生論**は、さらに、構造論的概念展開論＝復元論と分化発生論／発生進化論とに大別できる。

**構造論的概念展開論＝復元論**は、完成された構造を、具体的で豊富な概念として体系の終着点においた上で、最も単純で抽象的な概念から

出発して、上向的に概念が自己展開していくことによって、全体像を復元していくという叙述方法である。単純で抽象的な概念から複雑で具体的な概念への上向法的総合による叙述そのものは、古典学派の方法も含めて、一般的な教科書の叙述スタイルにも当てはまるものであるといつてよい。しかし、ヘーゲル、マルクスの場合には、概念の弁証法論理による自己展開という、特殊な方法がある。

**分化発生論**は、生物学における細胞が器官を分化発生して個体を生成していくということの比喩から、商品、貨幣、資本、産業資本、商業資本、銀行資本、証券業資本といった諸形態が、商品経済的利益の最大化を求める経済主体の行動によって分化発生していくというように、原理論を叙述する方法である。『資本論』においても、随所でこのような方法がとられているが、この方法で一貫させることを提唱したのは、山口『原論』であった。

**発生進化論**は、分化発生論が個体発生比喩によるものであり、資本主義市場経済をあたかも社会有機体のように連想させがちであることに対して、資本主義市場経済は、あくまでも、個別的な経済主体の競争的な行動が生み出す諸形態であるということから、生物学的な比喩としては、発生進化のほうがより適切であるというものである。ただし、実質的な内容には変わりはない<sup>\*21</sup>。

**論理-歴史発生論**は、論理的な発生過程と歴史的な発生過程を重ね合わせて考えようとするものであり、歴史と論理のどちらを主とみるかで歴史-論理説と論理-歴史説に分けられる。実際、『資本論』は、貨幣から資本への転化、単純商品生産から資本主義的生産への転化、領有法則の転回、資本の原始的蓄積から資本蓄積の一般法則をとって資本の集積・集中への歴史的傾向、価値の生産価格への転化、等々にみ

られるように、歴史-論理説や論理-歴史説と解釈できるような叙述方法を、全篇にわたって用いていた<sup>\*22</sup>。

### 3) 原理論における論理的な叙述方法への純化

以上のうち、歴史的制度論と歴史的発生論については、歴史理論、経済史、現状分析などの課題として、原理論とは分離されるべきである。『資本論』の場合は、いわば原理論・歴史理論・現状分析が総合的に構成される叙述方法となっていたが、原理論を純化して抽出する叙述方法においては、歴史的制度論と歴史的発生論の要素は、歴史理論・現状分析へと切り分けて配分されることになるわけである。

そうすると、原理論の叙述方法として残るものは、論理的構造論、構造論的概念展開論＝復元論、分化発生論／発生進化論ということになる。

これらのうち、論理的構造論については、構造論的概念展開論＝復元論であれ、分化発生論／発生進化論であれ、『資本論』における叙述方法においては、構造の組み立てと発生過程とを概念的に把握することとなるので、セットとして含まれているものといってよい。

したがって、検討対象として残るのは、分化発生論／発生進化論と、構造論的概念展開論＝復元論ということになるであろう。

#### 原理論の展開方法としての発生進化論

分化発生論は、すでにみたように、分化発生という比喻は、商品経済、資本主義を有機体になぞらえて、その細胞、内臓器官などが分化発生するものとして、商品、貨幣、資本、産業資本、商業資本、銀行資本、証券業資本をとらえるものとなっている。しかし、個別的な経済主体の行動それ自体が生み出していく物象化された社会的諸関係は、偶然的な諸制度の発生と、

それらの自然淘汰をつうじた生産力・生産関係・上部構造といった諸制度の発生進化という比喻のほうが適切であると考えられる。

しかし分化発生論であれ発生進化論であれ、経済主体の商品経済的な利益の最大化だけを原動力とする行動論的アプローチであるかぎり、「行き先」はあらかじめ指定されておらず、企業組織、産業組織はもちろんのこと、公共機関にまで展開しうるように、多種多様に分岐する論理的可能性を排除できないという問題がある<sup>\*23</sup>。

したがって、分化発生論／発生進化論においても、研究対象の全体像に関する具体的な概念をあらかじめ表象しておいて、そこを最終的な「行き先」として設定することは、不可避のこととなるはずである。そのためには、構造論的概念展開論＝復元論の方法も必要となるが、はたして、それは使える方法であろうか。

以下でみるように、マルクスに固有の構造論的概念展開論＝復元論には、多義的な要因が混淆されていることに問題があると考えられるが、それらのうちから、合理的な核心に絞り込めば、有益な方法的な視点となるものと考えられる。

#### 構造論的概念展開論＝復元論の問題点と意義

マルクスにおける構造論的概念展開論＝復元論は、さまざまな展開要因を混淆していたことに問題があった。

たとえば、親という概念には子供という概念がセットであり、夫という概念には妻がセットであるのと同様に、商品は概念としてかならず貨幣とセットであるから、商品という概念の分析をつうじて貨幣という概念へと、概念的展開ができるわけである<sup>\*24</sup>。

しかし、資本とくに産業資本という概念への概念的な展開は、それとは異なる。「貨幣から

資本への転化」は、はじめから  $W - G - W'$  と  $G - W - G'$  という相異なるものを外的に比較して、労働力商品を外挿するという論法にすぎないからである。貨幣占有者の資本家への成長は、「流通部面のなかで行われなければならない、しかも流通部面のなかで行われてはならない」、ここがロドスだ、ここで跳べ、というのは、みせかけのアンチノミー（二律背反）、みせかけの弁証法にすぎない。

また、資本の生産過程論・流通過程論・総過程論や、流通論・生産論・分配論という三篇構成にいたっては、単純に、生産過程 + 流通過程 = 総過程という足し算でしかない。流通は生産の反対物であるとしても、両者は単純に足し算によって総過程とされているだけのことであって、弁証法的な止揚などという必要はないものでしかない<sup>\*25</sup>。

つまり、「貨幣から資本への転化」、資本の生産過程・流通過程・総過程などは、弁証法的展開を装ってはいるが、実際には、そうはなっていないといわざるをえないわけである。

さらに、マルクスは、『経済学批判序説』から『経済学批判要綱』へと「貨幣章」書き進めるうちに、労働、生産の抽象的一般的規定から、商品・貨幣、資本へと、一方向的に上向はできないことに気づき、商品を端緒とするようになっていった。この考え方は、宇野学派においても墨守され続けている。

しかしながら、商品・貨幣から貨幣資本への論理的跳躍も、たんなる貨幣資本や商人資本から産業資本への論理的跳躍も、遠隔地交易の発展や、資本の原始的蓄積過程などの歴史的契機の外挿なしには、労働、生産の抽象的一般的規定から商品形態への論理的跳躍と同様に、一方向的な上向として概念的に展開することはできなかったはずなのである。

つまり、資本から商品・貨幣への下向的分析

は可能だが、商品・貨幣から資本への上向的综合は、一方向的なものとして概念的に展開することはできないわけである。逆に言えば、資本なり、資本主義的市民社会なりの、具体的表象という概念的な最終地点、行き先をあらかじめ表象しているがゆえに、商品・貨幣から資本へと一方向的に概念的展開の上向的综合を行えるということである。

しかし、具体的表象という概念的な最終地点が決まっていれば、単純な抽象的概念からの上向的な概念的展開は、要所要所で、歴史的な諸契機を外挿することによって行われるしかなくなるのは当然のことである。したがって、『資本論』の叙述方法は、必然的に、要所要所において、歴史-論理説となっている。このような上向的综合を、あたかも、概念それ自体の弁証法的な自己展開であるかのように装う叙述スタイルこそが、山口 [1984年] によって、「行き先論的アプローチ」として批判されたものにほかならないといえよう<sup>\*26</sup>。

このように、多種多様な論理を、弁証法の名の下に混淆させていたことに、マルクスにおける構造論的概念展開論 = 復元論の問題があったということができよう。

しかしながら、他方で、概念的展開を、歴史的な諸契機を外挿することなく、論理的な分化発生論 / 発生進化論によってのみ辿るべきものと考えたとすると、労働・生産からの上向においても、商品・貨幣からの上向においても、かならずしも一方向的なものではなく、多方向的な発生進化が起こりうることを、そのまま論理的に把握するということになる。つまり、無数に分岐する論理的可能性を、逐一、列挙していくという叙述方法とならざるをえないであろう（それはそれで、一つの考え方であろう）。

それに対して、経済学原理論の概念的な展開方向を特定化することは、資本なり資本主義的

市民社会なりといった具体的表象を、最終地点、行き先とすることによって可能となるということが、できるわけである<sup>\*27</sup>。

#### 4) 原理論の論理の展開動力

とはいえ、もちろん、発生進化論としての原理論の論理の展開動力は、具体的表象の概念への復元力というような、概念的な展開動力（これには、要所要所での歴史的な諸契機の外挿を要する）ではありえない。ましてや、ある1点に、同時に有ることと無いこととのアンチノミー（二律背反）の止揚が、生成・運動である、というような、すなわち、「現存するものの肯定的理解のうちに、同時にまた、その否定、その必然的没落の理解を含み、どの生成した形態をも運動の流れのなかで」（『資本論』第一巻第二版後書）把握するというような、純粹に弁証法哲学的な論理に求められるものでは、ありえないであろう。

発生進化論としての原理論の論理の展開動力は、あくまでも経済主体（生産主体）の、それ自体は非合理的な「盲目的な生への意志」である生存欲求と蓄積衝動を原動力とする、限定合理的な実践的対象化活動に求められなければならない。もちろん、そこにおいては、新古典派ミクロ理論のように完全情報下の合理的予想による、瞬時の主観的均衡としての費用最小化、効用最大化などではなく、環境世界の中で与えられた選択肢の中では、どちらかといえば費用は少なく、効用は大きいほうがよいという程度の選好はつねに働くものと想定されるにすぎない。また、経済主体（生産主体）は、かならずしも自然人としての個人とは限らず、氏族集団のばあいもあれば、法人のばあいもある。

そのような経済主体（生産主体）による、フローとしての実践的対象化活動が、ストックと

しての対他的-対自然的な関係構造——諸制度としての生産関係、観念的上部構造、世界資本主義、資本主義的市民社会、等々——を生成-変成し、生成-変成されたストックとしての対他的-対自然的な関係構造を所与の条件として、新たなフローとしての実践的対象化活動が行われる<sup>\*28</sup>。ストックとしての対他的-対自然的な関係構造によって規定された、フローとしての実践的対象化活動の生産力の発展が、ストックとしてのそれらと矛盾するようになると、さらにまたそれらを変革していくものとなる。

しかし、変革による制度進化の方向性は、まったく定まったものではなく、偶然的で多方向的なものであると考えられる。そのようにして、無数の諸制度が発生しうが、淘汰をつうじて生き残った諸制度のみが、事後的に、進化した諸制度となる。

とはいえ、もちろん、それだけでは、依然として、多方向的、無方向的な展開可能性を孕んでいるのであって、資本であるとか、資本主義的市民社会であるとかといった、何らかの行き先は、分析者の問題関心によって、あらかじめ、上向の行き着く先の具体的表象の概念として、想定されていなければならない。その限りでは、構造論的概念展開論＝復元論、行き先論のアプローチの要素を、完全に排除するわけにはいかないわけである。

いずれにせよ、経済主体（生産主体）による、それ自体は非合理的な「盲目的な生への意志」である生存欲求と蓄積衝動を原動力とする、限定合理的な実践的対象化活動が生み出す生産関係、観念的上部構造などの諸制度のフローとストックの螺旋循環的な発生進化こそが、原理論体系の展開動力であると考えられるべきであろう。



【参考文献】

- 宇野弘蔵 [1950年/1952年]『経済原論』岩波書店
- 宇野弘蔵 [1964年]『経済原論』岩波文庫
- 宇野弘蔵 [1971年]『経済政策論・改訂版』弘文堂
- 宇野弘蔵 [1962年]『経済学方法論』東京大学出版会
- 伊藤誠 [1990年]『逆流する資本主義—世界経済危機と日本』東洋経済新報社
- 伊藤誠 [2016年]『マルクス経済学の方法と現代世界』桜井書店
- 岩田弘 [1967年/1992年]『マルクス経済学・上』風媒社（のち、『資本主義経済の原理』と改題して再刊。頁数は不変）
- 小幡道昭 [2009年]『経済原論 基礎と演習』東京大学出版会
- 小幡道昭 [2014年]「原理論からみた段階論」、同 [2014年]『労働市場と景気循環—恐慌論批判—』東京大学出版会、所収
- 鎌倉孝夫 [1996年]『資本主義の経済理論』有斐閣
- 櫻井毅 [2019年]『宇野経済学方法論・私解』社会評論社
- 斯波義信 [1979年]『宋代商業史研究 2版』風間書房
- 佐美光彦 [1980年]『世界資本主義』日本評論社
- 田村実造責任編集 [1961年]『最後の東洋的社会』「世界の歴史 第9巻」中央公論社
- 中嶋敏・周藤吉之 [1974年/2004年]『五代と宋の興亡』講談社学術文庫（『中国の歴史 第5巻 五代・宋』講談社 1974年刊の復刊）
- 新田滋 [1993年 a]『経済政策論 = 発展段階論研究』東京大学博士論文（1993年10月27日）
- 新田滋 [1994年 a]「市場プロセスと人間行為」、『茨城大学教養部紀要』第26号
- 新田滋 [1994年 b]「経済学における企業組織、公共機関、自生的秩序—市場原理と現代経済学—」、『茨城大学教養部紀要』第27号
- 新田滋 [1998年]『段階論の研究』御茶の水書房
- 新田滋 [2006年]「市場経済を読み解く方法としてのフロー・ストック・スパイラル—市場・制度の発生・進化モデルの要約表現—」、SGCIME編『現代マルクス経済学のフロンティア』[マルクス経済学の現代的課題・第II集 現代資本主義の変容と資本主義 第3巻] 御茶の水書房
- 新田滋 [2010年 a]「宇野三段階論の保存=封印—宇野原理論の多層性とそのアンバンドリング」、櫻井毅・山口重克・柴垣和夫・伊藤誠編『宇野理論の現在と論点【マルクス経済学の展開】』社会評論社
- 新田滋 [2010年 b]「商品・貨幣・市場形式の生成」『茨城大学人文学部紀要・社会科学論』49号
- 新田滋 [2014年]『『復元論』と『分化発生論』について—宇野弘蔵と山口重克の方法論をめぐって—』、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第48号
- 新田滋 [2015年 a]「唯物史観と範疇模写説—ヘーゲル・マルクスと宇野弘蔵の方法論を繋ぐミッシング・リンカー」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第49号
- 新田滋 [2015年 b]「資本結合をめぐる原理論的諸問題—証券市場、株式会社、独占・寡占、資本-利子をめぐって—」『専修大学社会科学研究月報』第629号
- 新田滋 [2018年]「循環する世界資本主義システムと反復・回帰する原理と段階—『資本論』150年と『帝国主義論』100年、宇野没後40年に寄せて—」『季刊経済理論』第55巻第1号特集・『資本論』150年・『帝国主義論』100年と資本主義批判、桜井書店
- 新田滋 [2020年]「資本主義・資本主義的生産・資本主義社会の区別について」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第54号
- 山口重克 [1984年]「経済的諸関係と行動主体」、山口重克 [1987年]『価値論の射程』東京大学出版会、所収
- 山口重克 [1985年]『経済原論講義』東京大学出版会
- Arrighi [1994], *The Long Twentieth Century: Money, Power, and the Origins of Our Time*, Verso, 1994. アリギ『長い20世紀—資本、権力、そして現代の系譜』土佐弘之監訳、柄谷利恵子・境井孝行・永田尚見訳、作品社、2009年
- Marx, Karl, [1857/58], *Ökonomische Manuskripte 1857/58; Teil 1-2*, KARL MARX, FRIEDRICH ENGELS: GESAMTAUSGABE (MEGA), 2.

Abteilung: “Das Kapital” und Vorarbeiten, Band 1-2, Dietz Verlag, Berlin, 1976. 『経済学批判要綱』、『資本論草稿集①-②』1981年、大月書店、所収。引用頁数は邦訳による。

Marx, Karl, [1857-58], Grundrisse der Kritik derpolitischen Ökonomie, Dietz Verlag, Berlin. 1953, Berlin. マルクス『経済学批判要綱 I』高木幸二郎監訳、大月書店、1958年。

Marx, Karl [1859], Zur Kritik der politischen-Ökonomie, MEW, Band 13, Dietz Verlag, Berlin. 『経済学批判』武田隆夫・遠藤湘吉・大内力・加藤俊彦訳、岩波文庫、1956年。向坂逸郎訳、『マルクス・エンゲルス選集』第7巻、新潮社、1959年。杉本俊朗訳、『マルクス・エンゲルス全集』第13巻、大月書店、1964年。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。

Marx, Karl, [1867/73/85/94], Das Kapital, I, -III, MEW, Band 23-25, 1962, Dietz Verlag, Berlin. 『資本論』からの引用は、引用文中に Karl Marx [1962], Das Kapital, I, -III, MEW, , Band 23-25, Dietz Verlag, Berlin. の原著頁数を [S.54] のように示し、文末括弧内に『資本論』第一巻第一章等と記すこととする。引用に際しては、特定の邦訳にのみ依拠せず、また、既存の邦訳によっていない場合もある。

Wallerstein, Immanuel, [1979], The Capitalist World-Economy. ウォーラーステイン『資本主義世界経済 I - 中核と周辺の不平等 -』藤瀬浩司・麻沼賢彦・金井雄一訳、名古屋大学出版会、1987年

Wallerstein, Immanuel, [1980], The Modern World-System II: Mercantilism and the Consolidation of the European World-Economy, 1600-1750, Academic Press Inc. ウォーラーステイン『近代世界システム 1600-1750』川北稔訳、名古屋大学出版会、1993年

\*1 新田 [2015年a] 196-205頁、参照。

\*2 なお、鈴木・岩田説の方法では、19世紀末以降の変容のうち、資本主義的生産の内在的要因によって起こった変容だけに絞られ、それ以外の外的な不純要因による変容は捨象される。

すなわち、19世紀末以降の変容は、中心国イギリスにおける金融機構の変容と景気循環の形態変化から派生したもののレベルに還元されるものとされる。その結果、そこでは、いささか驚くべきことに、ドイツ、アメリカ等の台頭という不均等発展からするパクス・ブリタニカの動揺による帝国主義的な国際緊張の高まりと、市民社会-自由主義的国家から大衆社会-行政国家への変容という、当時の世界史の変容の二大要因が捨象され、帝国主義段階への移行とは、ただか、一般産業株の流通市場の確立だという、極論となってしまったわけである。以上、新田 [1998年] 413頁、参照。なお、佐美光彦説を敷衍して、新田 [1998年] 437頁において指摘したように、19世紀末以降の変容というのは、株式会社形式の普及、景気循環の形態変化といったレベルは、自由主義段階の延長としてとらえられるべきものであり、同時に、原理論と決定的に背離する現象とはいえないものであった。それらの諸現象は、自由主義段階の延長として、そのまま原理論で扱いうるものとして、内面化の対象となりうるのである。

\*3 以下、宇野三段階論の形成過程について詳しくは、新田 [1998年] 10-29頁、参照。

\*4 当時における、伊藤「逆流」仮説への反発の一例として、次の一文を挙げておく。「[9頁] なお、いわゆる新自由主義が政策基調となった1980年代以降、『社会主義』の崩壊という現実もあって、何か資本主義が再度純化、発展するかなような主張も現れているのであるが、しかし現代の資本主義は国家の政策的介入なくして自立的に維持、発展しうるものではもはやないし、いかに自由主義といってもそれは巨大独占体の自由の保障にすぎず、その限界は明らかである。」(鎌倉孝夫 [1996年])

\*5 伊藤 [1989年] では、「逆流」という表現はまだ使われていなかったが、すでに、「[18頁] われわれは資本主義がふたたび原理的相貌をつよめ、原理的諸問題を重要な時代の争点とする時期に遭遇しているのである」とされていた。なお、伊藤誠 [2016年] においても、従来の見解が改めて再確認されている。

\*6 この点については、新田 [2014年] 184-185頁の「補説 小幡道昭の開口部論について」も

- 参照。
- \*7 新田 [2020年] 162頁、注28、参照。
  - \*8 櫻井毅 [2019年] は、より明示的に、流通形態論として原理論を再構成できるとしている。この点については、新田 [2020年] 注28と重複となるので、そちらを参照されたい。
  - \*9 Wallerstein, [1979], [1980]、参照。
  - \*10 Arrighi [1994]、参照。
  - \*11 新田 [2018年]、参照。
  - \*12 いうまでもなく、市場経済や資本主義と、伝統的社会の接合によって商工業都市が形成されるということ自体は、中世ヨーロッパに限られたことではなかった。中国では、中世ヨーロッパなどよりもはるかに古い宋代から、商工業都市と局地的市場圏の発展によって、部分社会としての「資本主義社会」は、はるかに広域的かつ大規模に発展していたといえる。田村実造責任編集 [1961年]、中嶋敏・周藤吉之 [1974年/2004年]、斯波義信 [1979年]、等々を参照。しかし、そこでは、社会の基礎単位は宗族であり、個人まで分解されることはなく、「資本主義的市民社会」へと転成することはなかった。もとより、中国では、公法の領域においては、立憲制的な国家権力の制限とは正反対の方向に進み、宋代以降は、君主独裁制がよりいっそう強化されていった。そのため、私法的な領域の分化そのものがみられず、個々人はもちろんのこと、社会の基礎単位である宗族の私権（身体・生命・財産の自由の保障）すら十分に発展しなかった。いわゆる四大発明に象徴される発明・発見が盛んになされても、知的財産権として保護される制度もなければ、逆に、公開されて累積的な発展を促進する制度も存在しなかったわけである。なお、新田 [2020年] においては、いまだ、「資本主義社会」と「資本主義的市民社会」が明確に区別しきれてはていなかった。
  - \*13 新田 [2010年a] 123頁、125-126頁、参照。
  - \*14 内面化論には、鈴木鴻一郎、岩田弘、佐美光彦でそれぞれに違いがある。佐美光彦 [1980年] 138-156頁、参照。しかし、ここでの論点に関する限り、それらの違いは問題にならない。
  - \*15 なお、岩田ら、内面化論を主張する論者は、そもそも19世紀中葉イギリスには純粹化傾向はなかったという事実認識を対置する傾向にあった。しかし、まず、純粹化傾向があったかなかったかという事実認識の問題についていえば、なかったとするのはあまりにも極論であろう。この点については、新田 [1998年] 342-352頁で詳しく検討したところである。しかし、そもそも、マルクスや宇野が純粹化において問題としたのは、資本主義的な経済過程が自立性をもつようになること、つまり、周期的恐慌のメカニズムによって資本蓄積が自立化したことによって、重商主義的な経済諸政策が廃棄されていったという自立化傾向にほかならなかった。そのような自立化傾向についてであれば、存在を否定することはできないであろう。新田 [1998年] 40-41頁、参照。
  - \*16 株式資本も独占・寡占も原理論では説けないというのが、宇野学派通説における固定観念であったが、どちらも、「永遠に循環するかのように」原理論で説きうる。そのようなものとして、どちらも原理論に内面化することは可能である。この点については、さしあたり、新田 [2010年a] 121-122頁、新田 [2015年b] 54頁、参照。
  - \*17 岩田らの場合は、内面化された資本主義社会は、宇野のように、「永遠に循環するかのように」とらえられるのではなく、ヒルファディングのように、原理的に金融資本に移行するものととらえられている。この点における、正統派との違いは、レーニンのように、生産・資本の集積・集中から、原理的に反対物への転化を説く、独占資本主義論ではなく、ヒルファディングのように貨幣・信用・株式資本から金融資本への転化を説く、金融資本論を採っているという点だけであろう。宇野の場合は、そうした変容は、あくまでも、重工業における固定資本の巨大化という外生的要因によるものであるとして、原理論とは区別された段階論の問題であるとしたわけである。
  - \*18 内面化論自体は、まさしく理論的対象の純粹化の方法そのものなのであって、それは古典学派にもマルクスにも、あるいは、宇野説にも鈴木・岩田説にも正統派にも、中立的な方法である。それゆえに、それはまた、世界資本主義の長期循環論にとっても適用可能であるという

ことができよう。

\*19 むろん、それは、既存の宇野学派の基軸産業-資本蓄積様式-経済政策という、狭すぎる視野を、大幅に拡張したものでなければならない。また、それは、変容後の過渡期の先に、あらかじめ、マルクス・レーニン主義的な意味での社会主義への移行を前提とするようなものでもありえないことは、いうまでもない。

\*20 宇野においては、原理論は「純粋化傾向」の極限に想定される「純粋資本主義社会」から抽象されたものであって、現実の重商主義段階、自由主義段階、帝国主義段階から抽象された各段階論から、さらに帰納的に抽象されたものが原理論というわけではないとされ、それらの関係は難解というほかはない。それに対して、ここで提起する、世界資本主義の原理論と歴史理論の関係は、宇野のような難解な方法論的性格をもたない、ごくシンプルなものである。

\*21 新田 [2006年] 198頁、[2014年] 184頁、参照。

\*22 純粋化論、内面化論、ともに歴史-論理説の一種であるといえる。しかし、それは、原理論の対象となる純粋資本主義社会の抽出方法としてであって、原理論そのものは、純粋な論理的展開によるべきとするのが、宇野説の特徴である。宇野説は、原理論については 論理-歴史発生論（歴史-論理説、論理-歴史説）を否定してきたが、しかし、三段階論の全体として、それを受け止めてきたことは看過されてはならない。また、鈴木・岩田説は、19世紀における現実のイギリス資本主義社会を中心とした世界資本主義の発展・変容を、そのまま内面的に叙述するという、ある種の論理-歴史説（=原

理論）、歴史-論理説（=段階論）を採っている。鈴木・岩田説は、これを歴史一回的な過程として考えているが、そうではなく、世界帝国の興亡、覇権国の交替にともなう世界資本主義の長期循環そのものの内面的模写による論理-歴史説（=原理論）、歴史-論理説（=歴史理論）というように考えれば、われわれの考え方に交換されるといってよいのではないか。

\*23 新田 [1994年a]・[1994年b]、参照。

\*24 新田 [2010年b] 28-29頁、参照。

\*25 元々、ヘーゲルにおいては、弁証法の要諦は、アンチノミー [二律背反] と反照規定にあったと思われるが、それは、有と無のように同位対立にある場合にも、特殊と個別のようにいわばクラスとメンバーの間の対立の場合もあった。また、『論理学』においては、差異、区別、矛盾、対立などが厳密に区別されるが、弁証法的展開においては、それらが融通無碍に使い分けられているかのようであり、いわば、本家本元のヘーゲル自身においてさえ、首尾一貫した論理で弁証法的展開がなされているとは、到底いえそうもないようである。その意味で、価値形態論における（注18のベテロとパウロの比喩や、注21の王と臣下の比喩で語られている）反照規定のような特定の箇所を除いて、原理論の体系構成に弁証法的展開を持ち込むことには、慎重であるべきであろう。

\*26 山口重克 [1984年] 3-15頁、参照。

\*27 この点は、新田 [2014年] においても、なおも明確な文章化には至らず、本稿に至って、はじめて明確に文章化できたものである。

\*28 新田 [2006年] 203-206頁、参照。



# わが国の国立大学法人の「大学債」の償還財源と機会均等 —アメリカ州立大学のレベニュー債に学ぶ—

埜 武郎

## 1. はじめに

まず本稿における背景と課題について述べる。そのうえで本稿の意義について述べる。

### 1-1 わが国初の「大学債」発行へ

2020年6月、東京大学は国立大学法人として初となる「大学債」を発行すると発表した。発表当初の発行額は200～300億円、満期は40年というものであったが、その後、正式に新規発行額は200億円と定め、同年10月8日には金融商品や発行体に関する詳細な情報を記載した、いわゆる目論見書に相当する「第1回国立大学

法人東京大学債券 債券内容説明書」を公表した<sup>1</sup>。そして16日を発行日として債券の一般公募が開始された。図表1は同説明書の表紙であり、発行者は「東京大学法人」となっている。

当該債の正式名は「国立大学法人東京大学債券」であり、「ソーシャルボンド」（愛称：東京大学FSI債）という種別で発行される。ソーシャルボンドとは、社会的課題に取り組むプロジェクトの資金を調達するために発行される債券であり、当該債の場合、「国際社会の共通目標であるSDGsに向けて、多様性を活力としてインクルーシブネス（包摂性）を求めて成長し続ける世界へと導くための様々な行動だけでなく、ポストコロナ時代における大学の役割を示すこと」を目的とし、事業の具体としては、①最先端大型研究施設整備（ハイパーカミオカンデ等）、②ウィズコロナ、ポストコロナ社会におけるキャンパス整備、の2点を掲げている<sup>2</sup>。そして当該債は政府保証を付けないかたちで発行される。

戦後における国立大学財政史の観点からみて、国立大学自らによる大学債の発行は大きな一歩であることに異論はない<sup>3</sup>。債券を発行するための関連法令が緩和されたことを受け、国立大学自らの権限と責任にもとづき教育研究に必要なとされる資金を市場から調達するためのガバナンス体制がようやく整備されたことを意味する。しかし、その大学債というものが、全国86校すべての国立大学の財源確保の安定化に資する画期的かつ公平な手段となるかどうかは、まっ

図表1 東京大学債券の内容説明書（表紙）



資料）東京大学ウェブサイト  
(<https://www.u-tokyo.ac.jp/>) より。

たく不透明と言わざるをえない。それというのも、東京大学は当該債の償還財源としては、剰余金、寄付金、運用益等の投入を充てると発表しているが、剰余金や寄付金等はいずれも不確実性の強い非主要財源であり、これらを償還財源に充てるとは、満期40年という長期債の信用力を支える担保として十分とはいえない。加えて、地方又は単科の国立大学が東京大学と同様のスキームで債券発行を行うことが可能かといえば、疑問符がつくのが現実であろう。

### 1-2 日米の相違点

一方、アメリカでは、拙稿(2020)が明らかにしたように、高等教育の公共部門を担う州立大学は「レベニュー債」(Revenue Bond)と呼ばれる地方債を発行し、市場から資金調達を行うことを前提としている。少なくとも、レベニュー債の発行つまり借入れを前提に、予算編成を毎年度行っている。公共部門の性格や役割を維持しながらも、市場との緊密な関係を構築している点は、わが国の国立大学とは決定的に異なっている。そのレベニュー債の償還財源は学生が納付する授業料(Tuition and Fees)<sup>4</sup>、つまり大学自らの特定事業収入を充てることが、当該債の目論見書に明記されている。投資家サイドは目論見書の内容は勿論のこと、ムーディーズ等の格付会社による当該債への信用力評価、そして当該大学の教育研究機関としての実績や将来性を判断材料とし、その購入を決定する。

かくて東京大学の大学債と、アメリカ州立大学のレベニュー債とでは、償還財源の点で決定的に相違する。前者は剰余金、寄付金、運用益といった変動性のある非主要財源を償還財源としているが、これは学生個人をあくまで高等教育サービスの「受益者」と考え、債券の「債務者」とは考えないことを意味している。もっと

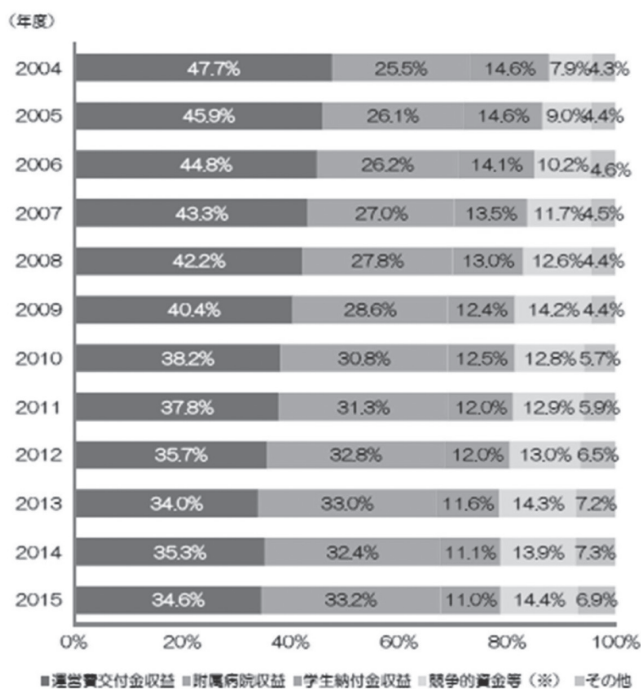
いえば、授業料は教員給与を中心とする経常的支出を直接賄う主要財源であって、教育研究に必要とされる投資的支出やそれにとまなう債務の支払いに直接充ててを予定しないという考え方がうかがえる。一方、後者は、主要財源の一つである授業料を償還財源としていることから、学生を受益者であり債務者でもあるとの考え方がうかがえるのである。

ただし、こうした日米の相違点を、ただ単純に議論することは浅はかである。授業料を償還財源としない東京大学にも理由が考えられる。第1に、国立大学の授業料は2004年の法人化後も国の規定によって縛られている。個々の国立大学が自由に授業料を設定できる範囲は、規定額の最大20%の範囲と定められている。この縛りがある以上、アメリカの州立大学と同様に授業料を償還財源として弾力的に運用することは実質的に不可能であろう。第2に、国立大学という公共部門の性格に鑑み、授業料は可能な限り低廉に維持することを前提とすれば、授業料以外の剰余金や寄付金等の非主要財源を償還財源とするしか方策は残されていなかったと考えられる。逆にいえば、東京大学はそうした非主要財源でも大学債の償還財源として一定の役割と信用を十分に果たせると見立て、大学債の発行に踏み切ったのであろう。授業料はあくまで学生を経常的支出の負担者と考えるべきであって、キャンパス校舎等の新規建設費や修繕費に代表される資本的支出の負担者、あるいは債券の債務負担者と考えるべきではないとの基本認識が、東京大学に共有されているように思われる。

### 1-3 「主要財源」としての授業料とその財政機能

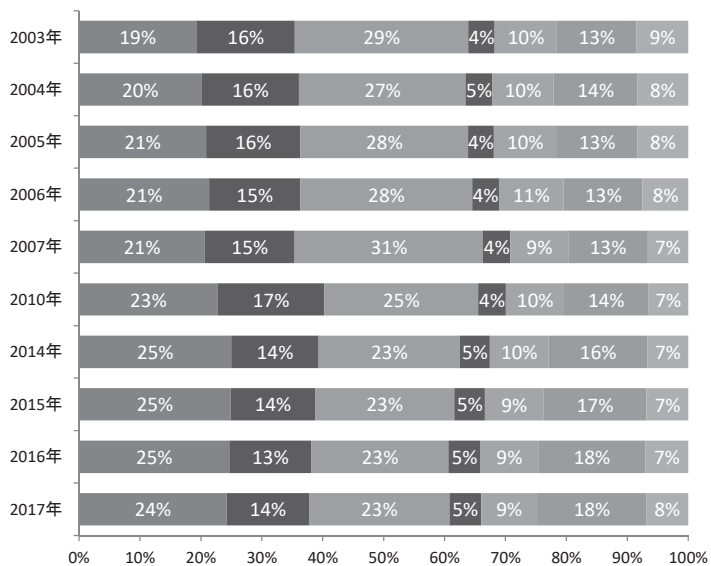
ここでデータを確認しておく。図表2は国立大学が法人化された2004年から2018年の国立

図表2 国立大学法人の経常収益



(資料) 文部科学省「第2回国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」配布資料「国立大学法人との契約関係との契約関係」p.30.

図表3 アメリカ州立大学の経常収益 (2007年—2017年)



■授業料 ■連邦研究開発費 ■州運営費交付金 ■地方政府 ■施設運用販売収入 ■病院収入 ■その他

(資料) National Center for Education Statistics のデータより著者作成。

大学法人の経常収益（全86国立大学の平均）を、また図表3は同時期におけるアメリカ州立大学の経常収益をそれぞれ構成比で示したものである。

まず図表2において、国から国立大学に交付される運営費交付金収益は法人化元年の2004年以降毎年度減額され、シェアが徐々に減少している。一方、この間にシェアが増大した収入は附属病院収益、競争的資金等、その他である。

では「学生納付金」、つまり授業料はどうか。2004年以降徐々にシェアが減少し、2015年における学生納付金の占める比率は11.0%である。

一方、図表3によれば、州立大学の主要財源は、第1に州の運営費交付金、第2に連邦の研究開発費、第3に学生が納付する授業料、第4に病院収入によって構成されている。州運営費交付金は29%から23%へ減少、連邦研究開発費は16%から14%へ微減、授業料は19%から24%へ増大となっている。州運営費交付金の削減トレンドは、カリフォルニア大学、ミシガン大学など世界屈指の有力州立大学にもみられる。財源確保に苦悩する名門大学の姿がアメリカでは大きなニュースになっており、さらなる授業料の値上げが公的部門たる州立大学の果たすべき機会均等の実現を脅かしているとの警鐘も鳴らされてきた。

ここで、「授業料」とは果たして何であるのか、改めて高等教育に果たすその財政的機能について論じたい。

授業料とは、学生サイドにとっては高等教育サービスの受益者としての公平な負担であり、大学経営サイドにとっては重要な財源となる。公的部門である州立大学の授業料は、個々の大学理事会や州議会によって慎重に審議、策定されていることから、その公的な性格がうかがえる。州立大学の授業料は低廉であることが望ましいが、しかし、その認識とは別に、実際アメ

リカでは授業料の値上げの圧力が常に働いているのが現実である<sup>5</sup>。大学の経常的経費や投資的経費といった大学運営コストを、誰が、どの程度負担すべきかという問題は、機会均等とは別次元で議論されている。

もちろん、全米の学生数の8割が州立大学部門に在籍していることから、州立大学の大きな使命の一つが機会均等である。機会均等の実現は、第1に授業料を低廉に設定すること、第2に潤沢な奨学金支給による授業料の事後的なディスカウントが有効である。後者の奨学金支給については、低所得学生対象の給付型であるペル・グラント奨学金のほか、学生ローン等の拡充が実施されており、それらは1960年代後半から今日まで一定の成果をあげている<sup>6</sup>。

教育機会均等の観点から問題とすべきは、前者、すなわち授業料の設定水準である。授業料は学部、課程、出身地（州内・州外）で大きく異なるが、総じて、日本円で年間150万～200万円のレンジが一般的であり、在学期間も年々引き上げられる事例も少なくない。1980年代以降、授業料は賃金よりも速いペースで上昇し、学生または家計の負担を増大させている。もちろん、高等教育は義務教育とは異なり、受益者負担を前提とし、また大卒の労働市場における収益性は高いことから、受益者負担の原則が社会的に公平かつ合理的であるが、大学運営コストの負担の多くを授業料という形で学生に直接的に負担させるという財政運営が定着している。

以上を踏まえると、アメリカ州立大学の授業料の果たす財政的役割は、次の3点に集約される。第1に、高等教育サービスの受益者負担化である。これは、授業料は受益者負担を体现する直接的な手段として有用であり、社会的経済的な観点から、公平性を体现する。第2に、州立大学の経常的収入の安定確保・補完である。



これは、州運営費交付金の削減が進むアメリカ高等教育において経常的収入の補完手段として授業料が定着しており、大学財政を支えている。そして第3に、レベニュー債発行にともなう償還財源の確保である。これは、レベニュー債の発行にともなう償還財源（信用担保）としての役割も大きくなっており、全体として個人負担のウェイトが高まっていることは自明である。

果たして「授業料」とは何であり、その授業料を負担する「学生」とはいかなる存在であるのか。高等教育サービスの「受益者」なのか、それとも「債務者」なのか。前者であれば、授業料は経常的経費を賄う収入として位置づけられ、教員給与を中心とするコストを学生が負担するという財政関係が構築される。一方、後者であれば、投資的経費を賄う収入となることから、キャンパス校舎の新規建設費や修繕費等の建物のコストを学生が負担することになる。わが国の大学債、アメリカのレベニュー債の日米比較研究の観点から、高等教育のコスト構造をより実証的に分析する必要があり、そうした財政的な観点が教育機会均等のあり方を議論するうえでの客観的なエビデンスが求められている。

#### 1-4 本稿の課題と意義

本稿の課題は、拙稿（2020）の研究成果をベースにして、アメリカ中西部を代表する研究大学、イリノイ大学（University of Illinois）が実際に発行した3銘柄のレベニュー債に着目し、償還財源とされる授業料の運用とそれにとまなう債務負担のあり方について、公共部門が体現すべき教育機会均等の観点から検討することである。そして今後わが国の国立大学の大学債の可能性を評価することである。

アメリカ州立大学の多くは20世紀初頭に、州より法人格が付与されている。高等教育はどの行政分野よりも早く法人格付与が実施されて

おり、この事実はアメリカ財政研究としてもたいへん興味深い<sup>7</sup>。州立大学は法人格付与により組織、財政の両面で高い独立性、自立性、学問の自由が担保されてきた。本稿で注目するレベニュー債はまさに財政面での独立性の強さを象徴するものであり、法人格を有することの意義とリスクの両面を内包するものである。通常レベニュー債の発行体は大学経営の最高責任主体である「大学理事会」（Board of Trustees）であり、大学理事会の構成メンバーは、学長、副学長（各スクール長を兼務）、事務局長、そして複数の理事から構成されている。

レベニュー債の豊富な発行実績を有する州立大学は、高等教育の公共部門を担う重要な存在、つまり大学教育の機会均等を実現する主体である。在籍学生数ベースでみると、州立大学が8割、私立大学が2割となっており、前者が圧倒的な規模を有する。つまり州立大学は、公共部門としての役割や使命を果たすことを社会や納税者から期待されると同時に、独立的・自立的な財政運営を前提条件として、教育・研究・社会貢献の各領域において優れた成果や実績を生み出すことを求められている。

一方、国立大学法人は、「法人」としての財政面での弾力的・積極的な権限の運用実績はほとんどみられない。むしろ法人化を理由に運営費交付金が一方的に削減され、特に地方の国立大学または単科の国立大学の多くは、財政基盤が大きく揺らぎ、研究者は戦々恐々としている。

国立大学が2004年以降「法人」に移行したが、その現状や課題を整理すると、以下の3点に集約される。

第1に、「国立大学法人」に移行し、組織的な独立性・自由度が高められたと言いながら、国立大学の財源確保の多様化や市場からの資金調達に関する政策論議が、国との間で十分に議論されてこなかった。むしろ財政面では従来と

何ら変わらず、国立大学の側は国への依存体質を多く残している。また国も、運営費交付金を削減するための正当な理由として法人化を扱った感を否めず、現在のところ「改悪」と言わざるを得ない。少なくとも教育研究の現場からは、法人化を称賛する声は聞こえてこない。

第2に、そうした「改悪」を修正するためにも、法人経営体としての国立大学の財源確保力を多様化させる仕組みを検討すべきである。国立大学の大学債発行を含む外部資金ルートが多様化の動きは、運営費交付金に依存しない財源確保策の一つになりうる。もちろん、高等教育の長期的な発展や競争力向上は、そう容易な話ではない。国立大学が大学債つまり長期的な借入れに踏み切る以上、当該大学固有の問題として、確実に償還財源が用意されていることが対外的に重要となる。大学債は、国立大学の財政運営や資金調達ルートとして活用され、ひいては国立大学の競争力強化につながるものと期待されているが<sup>8</sup>、その期待に応えるためにも、償還財源の現実性をめぐる議論を急ぐべきである。

ともすれば第3に、名古屋大学と岐阜大学が先導した国立大学統合法人化（アンブレラ方式）は一定の意義や効果を秘めている。複数の国立大学の統合により剰余金、運用益、寄付金等の非主要財源が最大化するため、東京大学の債券スキームと同様、これらを償還財源として大学債の発行も可能であろう。少なくとも地方立地の小規模・単科国立大学がそれぞれで大学債を発行できるかといえば、市場は厳しい評価を与えるものと予想される。

現況において、国からの運営費交付金に期待できない以上、近い将来、大学債の償還財源を確保するために授業料の値上げに踏み切らざるを得ない時期が到来するかもしれない。その時、特に地方において、授業料の値上げは学生負担

の増大を意味するから、国立大学の存在意義そのものを揺るがしかねない。教育機会均等が放棄されないよう、今後も慎重に議論を進めるためにも、本稿が扱うアメリカ州立大学のレベニュー債の研究の意義は大きい。

## 2. イリノイ州議会の政治的混乱と高等教育への影響

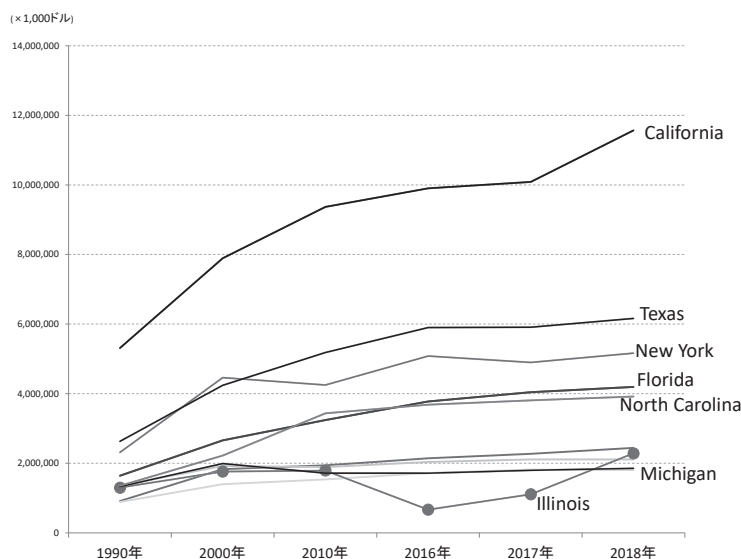
次に本節は、事例分析を行う。拙稿（2019）の蓄積を踏まえ、イリノイ州およびイリノイ大学の事例を扱い、検討を深めたい。イリノイ大学は、拠点校であるアーバナ・シャンペーン校（学生数41,000人）、シカゴ校（28,000人）、スプリングフィールド校（4,300人）の3校から構成され、「イリノイ大学システム」（University of Illinois System）のもとで全3校が統括的に運営されている。ただし本稿では「イリノイ大学」と略記する。

### 2-1 混迷するイリノイ州議会

全米第3の人口を擁するシカゴ市を抱えるイリノイ州は、中西部における経済の中心である。鉄鋼を中心とする製造業はかつて州経済の牽引役であったが、1980年代以後衰退を余儀なくされ、また新たな成長産業を見いだせず、まさにラストベルトの一角をなす存在になっている。

まずデータからみていく。図表4は、州政府が州内の州立大学に交付した州運営費交付金総額上位10州（2018年時点）の推移を示したものである。最大規模のカリフォルニア州は1990年代以降、基本的に増大トレンドにあり、第2位のテキサス州も同様である。ニューヨーク州は金融危機の影響により2010年に大きく減少し、また2016年も前年度を下回っている。フロリダ州、ノースカロライナ州、ジョージア州なども基本的に増大または横ばいである。

図表4 州立大学に配分された州運営費交付金総額上位10州の推移



(資料) National Center for Education Statistics のデータより著者作成。

一方、イリノイ州は2016年に大幅に減少している。これはイリノイ州における地方公務員年金の積立不足がリーマンショック後の2009年以降急速に進んだこと、社会保障関係費の増大や、慢性的な経済不況にともなう州税収の低迷によって州財政が悪化したためである。さらに2015年1月に共和党ブルース・ラウナー知事が就任し、州議会での民主党と共和党の政治的対立が激化し、それを背景に2016年、2017年の2度、州予算が不成立となったことが、さらに州財政に致命的なダメージを与えた。翻って2011年以降、当時の民主党パトリック・クイン知事が州法人所得税、州個人所得税の増税を図ったことで州財政は若干の回復の兆しを見せていたところに、2015年以降上記のラウナー知事が減税に舵をきったことで、再び州財政は悪化したのである<sup>9</sup>。

イリノイ大学は、中西部を代表するいわゆる「研究大学」の一つである。しかし、その教育研究のエクセレンスとは別に、州政府の財政危機や混迷とそれにとまなう財源不足に直面し、

後述する通り州の後ろ盾がない状態でのレベニュー債の発行を余儀なくされている。

州の高等教育予算のうち、イリノイ大学に配分した新規の州資本補助金は、レベニュー債の発行手続きに直接影響を与えるファクターである。州資本補助金とは州立大学が行う資本投資的な経費について補助することを目的とするが、その配分実績をみると、毎年度補助されることを確約したものではない。拙稿(2019)で詳しく分析したように、2000年から2004年は2000万ドル～1億6500万ドルの範囲で配分されていたが、金融危機を含む2005年～2009年の時期はまったく配分されなかった。その後2010年は2億5370万ドルが配分されたものの、翌2011年から2018年までの過去8年間は、やはりまったく配分されなかった。つまりイリノイ大学は2011年以降の8年間、州の後ろ盾がまったくない状態が続き、それがレベニュー債を自ら発行する最大要因となった<sup>10</sup>。

もっとも、イリノイ大学側は州に対して資本補助を強く要求している。2017年11月16日に

公表された「2019会計年度イリノイ大学システム予算要求書」(FY2019 Budget Request for Operating and Capital Funds, November 16th, 2017)によれば、大学システム全体で5億8,511万ドルの資本投資額を計上した予算案を州に強く要求している。しかし結果的にその要求は実現しなかった。

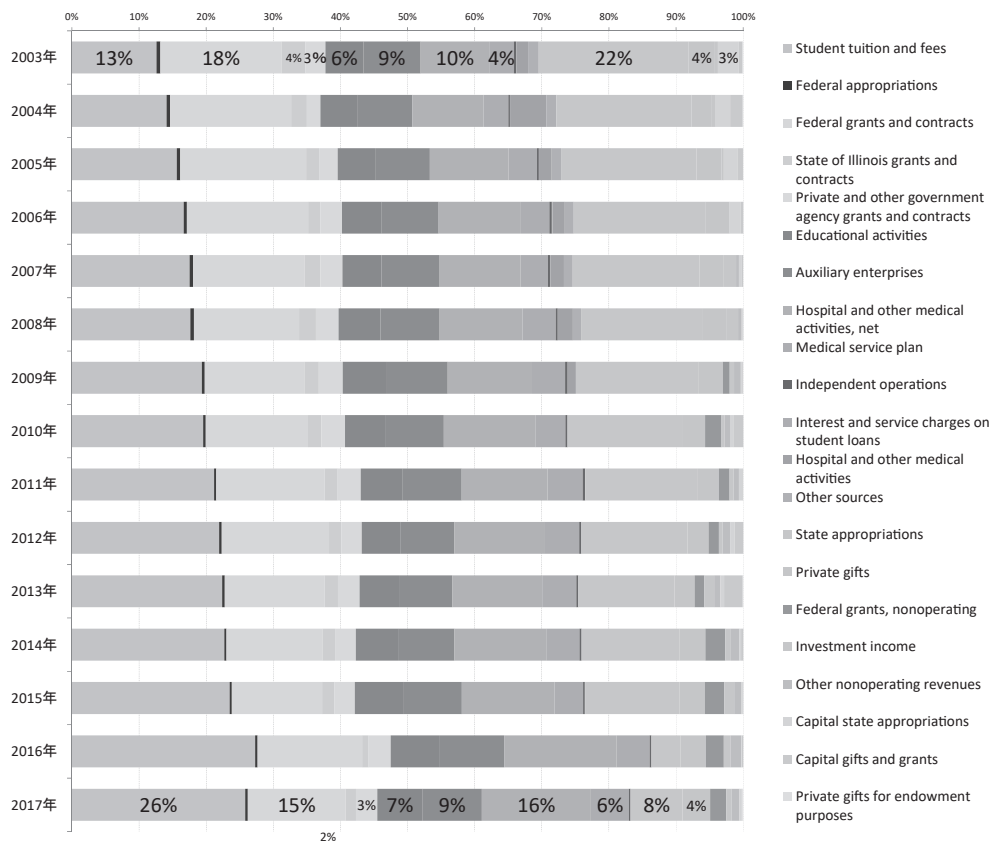
## 2-2 経営努力の先の「2016年危機」

ここでイリノイ大学の財政への影響をみていく。図表5は、イリノイ大学の収入(經常会計および資本会計の収入合計)の構成比を示している。これによると、第1に授業料・使用料収入の増大、第2に州運営費交付金の減少、第3

に州資本補助金減少と連邦資本補助金増加のトレードオフ、という3点に集約される。

ここでは、第2の点、州運営費交付金の減少に関してのみ言及するならば、1980年代以後全米共通の構造的トレンドとして一般的に指摘されてきた点であるが、イリノイ大学の場合、比較的高い水準で授業料設定を行うことによって運営財源を確保してきた<sup>11</sup>。金融危機から数年経過した2011年から交付金はさらに削減され、それによって大学システムの財源不足はいっそう深刻化した。とりわけ2016年の同交付金は実額ベースで1億8000万ドルまで大幅に削減されており、これは前年度比72%減という著しい削減であった。その翌2017年には、

図表5 イリノイ大学の収入構造 (2003～2017年)



注) 年金支払 (On behalf payments for fringe benefits) はデータから省いた。

出所) University of Illinois System, Annual Financial Report (With Independent Auditor's Report Thereon) 各会計年度より著者作成。



同交付金は3億5600万ドルまで増額されたが、2015年以前の交付額の水準には戻っていない。そして第1の点で指摘した授業料・使用料収入の増加は、州運営費交付金削減分の補完措置にほかならないが、そうした財源補完の手段も一定の限界に達しているものと考えられる。

以上のようにイリノイ大学は授業料で不足財源を補完する手法をもって経営努力を払ってきたが、前述した2016年の州議会の政治的混迷により危機的な状態に陥った。

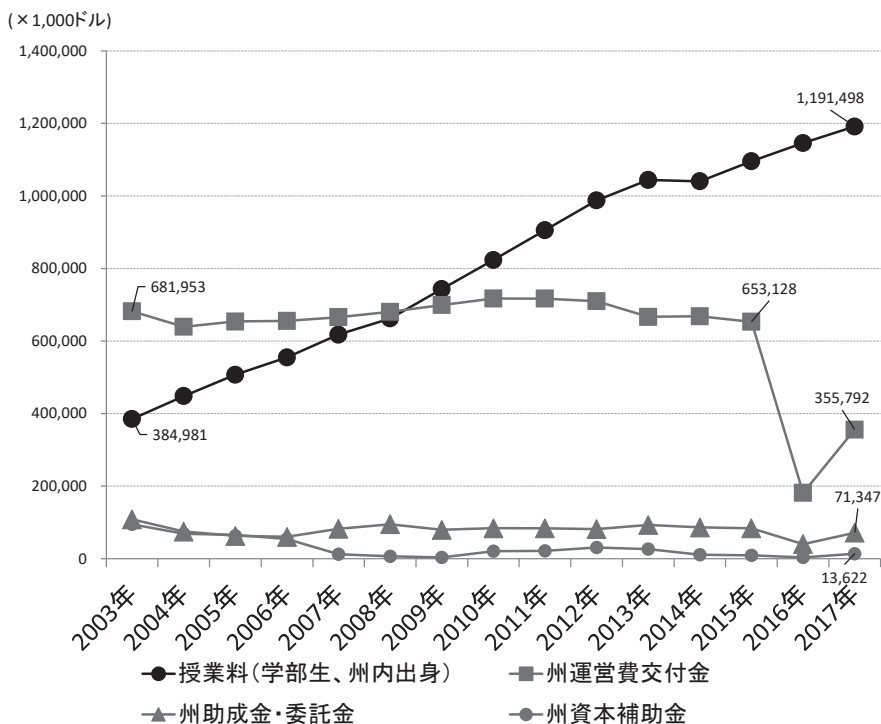
また次の図表6は、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校の主要財源である授業料収入、州運営費交付金、州助成金・委託金、州資本補助金の推移を示したものである。まず授業料収入をみると2003年以降2014年を除けば一貫して増大トレンドにある。2003年は4億ドルであったのが、2017年には12億ドルに増大して

おり、この期間だけでも3倍に増大している。一方、州運営費交付金は2008年までは授業料収入を上回る規模であったが、2009年以降は授業料収入の著しい増大により下回った。その後2016年に州議会の混乱や迷走を背景に大きく削減された。翌2017年も若干増大したが、2015年の6億ドル～7億ドルの規模には戻っていない。

さらに、イリノイ大学の財務諸表を使ってより詳しく分析する。次の図表7は、金融危機直前の2007年と2017年の財務諸表データを対比したものである。これに基づけば、次の5点にポイントを整理できる。

第1に、経常会計の収入について、「授業料・使用料収入」(Student tuition and fees)が最大の収入費目であり、2007年～2017年の増加率は92.9%である。この増加率は2007年以後経常会

表6 イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校の授業料収入と州運営費交付金等



資料) University of Illinois System, Annual Financial Report 各会計年度より著者作成。

図表7 イリノイ大学の財務諸表

		2007年	2017年	増加率 (2007～17年)	
経常会計	収入				
	Student tuition and fees	617,812	1,191,498	92.9%	
	Federal appropriations	18,183	18,264	0.4%	
	Federal grants and contracts	585,981	672,091	14.7%	
	State of Illinois grants and contracts	82,382	71,347	-13.4%	
	Private and other government agency grants and contracts	115,210	146,724	27.4%	
	Educational activities	206,316	309,371	50.0%	
	Auxiliary enterprises, net	304,094	409,484	34.7%	
	Hospital and other medical activities, net	424,211	749,504	76.7%	
	Medical service plan	144,303	261,072	80.9%	
	Independent operations	10,620	10,729	1.0%	
	Interest and service charges on student loans	1,100	1,853	68.5%	
	Allocation from the University	71,610		--	
	Other sources	46,207		--	
	収入合計	2,628,029	3,841,937	46.2%	
支出	Instruction	703,540	1,503,069	113.6%	
	Research	561,876	794,526	41.4%	
	Public service	326,348	481,976	47.7%	
	Academic support	236,561	573,787	142.6%	
	Student services	88,374	218,887	147.7%	
	Institutional support	167,172	285,934	71.0%	
	Operation and maintenance of plant	218,028	311,313	42.8%	
	Scholarships and fellowships	198,016	298,955	51.0%	
	Auxiliary enterprises	234,751	402,930	71.6%	
	Hospital and medical activities	431,762	992,956	130.0%	
	Independent operations	10,023	9,754	-2.7%	
	Depreciation	191,679	262,534	37.0%	
	On behalf payments for fringe benefits	376,657		--	
		支出合計	3,744,787	6,136,621	63.9%
	経常会計収支	▲ 1,116,758	▲ 2,294,684	105.5%	
資本会計	収入(支出)				
	State appropriations	665,752	355,792	-46.6%	
	Transfer of state appropriations to the Illinois DHFS Hospital Services Fund		(20,177)	--	
	Private gifts	127,907	190,183	48.7%	
	Federal grants, nonoperating		110,561	181.0%	
	On-behalf payments for fringe benefits	305,047	1,611,444	428.3%	
	Net investment income (net of investment expense of \$4,782)	63,733	36,376	-42.9%	
	Net increase (decrease) in the fair value of investments	36,429	50,713	39.2%	
	Interest expense	(71,768)	(65,734)	-8.4%	
	Loss on disposal of capital assets	(1,834)	(1,990)	8.5%	
	Other nonoperating revenues, net	15,590	55,293	254.7%	
		Net nonoperating revenues (expenses)	1,140,856	2,322,461	103.6%
		Income (loss) before other revenues	24,098	27,777	15.3%
	Capital state appropriations	12,287	13,622	10.9%	
Capital gifts and grants	8,541	4,979	-41.7%		
Private gifts for endowment purposes	945	6,327	569.5%		
	経常・資本両会計連結収支	45,871	52,705	14.9%	
	前年度繰越基金	2,369,985	4,321,881	82.4%	
	Cumulative effect of change in accounting principle			--	
	Net position, beginning of year, as adjusted [note1(s)]	2,415,856	4,321,881	78.9%	
	Net position, end of year	2,415,856	4,374,586	81.1%	

資料) University of Illinois System, Annual Financial Report 各会計年度より著者作成。

計の収入費目の中で最も着実かつ大きい。増加率の伸びの堅調さでいえば、病院・医療保険関係収入に加え、「教育サービス収入」(Educational activities)の50.0%や、「学生ローン利子・サービス使用料収入」(Interest and service charges on student loans)の68.5%が挙げられるが、特に前者は、実額ベースでは「施設運用収入」(34.7%)に次ぐ大きな自主財源となっている点は興味深い。

第2に、経常会計の支出をみると、15億ドルを計上する「教育費」(Instruction)が実額ベースでは最大費目であるが、増加率では「学術支援費」(Academic Support)の142.6%、「学生サービス費」(Student service)の147.7%が際立っている。また研究大学であるイリノイ大学であるゆえに「研究費」(Research)の113.6%も注目すべき点である。

第3に、経常会計の収入合計と支出合計を増加率で比較すると、収入46.2%に対し、支出は63.9%となっており、支出が収入を大きく上回っている。増加率で支出が収入を上回ったことは経常会計の収支を悪化させたことを意味し、特に2012年以降の赤字額の増大が目立っている。例えば2017年は経常会計の収入合計38億4200万ドルに対し、支出合計61億3700万ドルとなり、収支は22.9億ドルの赤字であった。その前年、2016年の収支も20億7800万ドルであり、前年比10.4%の赤字増額である。

第4に、資本会計に目を転じると、まず「州運営費交付金」が最大の収入費目であり、2007年から2015年までは、6億5000万ドル～7億1700万ドルの範囲で推移していた<sup>12</sup>。しかし2016年に1億8200万ドルに大幅な削減が行われ、2007年からの増加率は46.6%減となった。その削減分が経常・資本会計連結収支を自動的に悪化させ、連結収支は2億8800万ドルの赤字という結果になっている。連結収支で赤字を計上し

た年度は、金融危機の2008年および2009年、そして2016年であったが、このうち2008年と2009年の赤字要因は金融危機によるものであったのに対し、2016年の赤字原因は州運営費交付金の削減によるものであった。

第5に、「償還費」は6200万ドル～7670万ドルの範囲で安定的に推移している。この債務管理のあり方は大学システム全体の信用力、特に新規のレベニュー債発行を行う際の過去の信用実績として評価されるものであり、健全経営指標の一つとして重要となる。

### 3. イリノイ大学のレベニュー債と債務負担論

拙稿(2019)は、イリノイ大学のレベニュー債の概要を整理した。これを踏まえて本節は、債務負担の観点からレベニュー債の現状を分析する。

#### 3-1 3銘柄のレベニュー債

イリノイ大学理事会が公表した『イリノイ大学財政報告書』(University of Illinois Annual Financial Report, June 30, 2019)によれば、イリノイ大学は2019年6月30日時点で次の3銘柄のレベニュー債を過年度に発行し、その債務を負っている。第1にAuxiliary Facility System(AFS)債、第2にHealth Services Facilities System(HSFS)債、第3にSouth Campus Development債である。図表8は、各レベニュー債の概要を示したものである。図表8によると、Auxiliary Facility System債の起債の目的は、借換えと、教育研究施設の資本投資である。償還原資は、何度も述べるように授業料、そして当該レベニュー債管理会計で生じた黒字分と明記されている。教育研究施設には、大学キャンパス内の教育研究棟は勿論のこと、学生寮、フットボール競技場等の建設

図表8 イリノイ大学のレベニュー債（3銘柄）の概要

Pledged Revenues					Debt service to pledged revenues (current year)
Bond issues	Purpose	Source of revenue pledged	Future revenues pledged <sup>2</sup> (In thousands)	Term of commitment	
AFS	Refunding, various improvements and additions to the System	Net AFS revenue, student tuition and fees	\$ 1,725,476	2048	8.30%
HSFS	Additions to System and refunding	Net HSFS revenue, Medical Service Plan revenue net of bad debt expense, College of Medicine net tuition revenue	183,224	2043	2.65
UIC South Campus	South Campus Development Project <sup>1</sup> and refunding	Defined Tax Increment Financing District revenue, student tuition and fees, and sales of certain land in the UIC South Campus project	25,161	2023	2.10
Total future revenues pledged			\$ 1,933,861		

<sup>1</sup>An integrated academic, residential, recreational and commercial development south of UIC's main campus

<sup>2</sup>Total estimated future principal and interest payments on debt

出所) University of Illinois System(2019), Annual Financial Report, p.43.

費等を賄うと、目論見書に明記されている。

また同報告書によれば、2019年6月30日時点での債務残高は、Auxiliary Facility System債が11億8,695万ドル、Health Services Facilities System債が1億5,056万ドル、South Campus Development債が2,342万ドルとなっており、債務残高の規模からAuxiliary Facility System債が主力の銘柄となっていることがわかる。

### 3-2 債券の信用力と上位政府の役割

イリノイ大学の財政状況は、本来期待されるはずの州の財政支援が不安定であるがゆえに、危機的である。授業料の値上げ以外に、財源確保の手段が残されていないからである<sup>13</sup>。

格付会社ムーディーズの評価は最も客観的である。2017年6月9日発表の報告書「Rating Action Report」において、イリノイ大学が発行した全レベニュー債のクレジットについて「ネガティブ」との評価を下し、格下げを行っている<sup>14</sup>。具体的には、Auxiliary Facility Systemレ

ベニュー債はAa3からA1へ、South Campus Developmentレベニュー債はA1からA2へ、そしてHealth Services Facilities Systemレベニュー債はA3からBaa1へ、それぞれ格下げを行った。

結局ムーディーズは、上記レベニュー債の格下げの理由として次の点を明言している。

- ・2011年以後、イリノイ大学に州から新規の州資本補助金が配分された実績がないこと
- ・近い将来、それ（州資本補助金：著者）を期待させる確たる材料が見当たらないこと

つまり、上位政府の財政支援なくしてイリノイ大学のレベニュー債の信用力を支えることは困難であるとして、授業料単独での財源確保に警鐘を鳴らしているのである。また、現状の財政状況がこのまま続くようであれば、レベニュー債の信用力が低下することはおろか、



「研究大学」としての地位も危ぶまれると酷評している。格付会社は単に格付けをするだけでなく、発行体としてのイリノイ大学（正確にはイリノイ大学理事会）の価値や競争力について危惧の念を述べているのは興味深い。

上位政府としての州政府の財政支援がいかに重要かは、初等中等教育（学校区）でも証明されている<sup>15</sup>。例えば、イリノイ州の大都市シカゴにあるシカゴ市学校区（Chicago Public Schools）は無限責任一般財源保証債（Unlimited Tax-Dedicated General Obligation Bond）を発行しているなかで、その信用力の評価は学校区それ単独での財政力（自主財源である地方財産税の徴税力にもとづく債務支払能力）だけでは担保されえないため、州は資本補助金や利払い負担金を同学校区に配分している。これによって、例えば格付会社スタンダード&プアーズは、財政力の弱いシカゴ市学校区に「A+」（2014年）という高い格付けを与えている<sup>16</sup>。初等中等教育と高等教育では債券スキームや償還原資は異なるが、しかし上位政府による財政支援が地方債の信用力の支えに影響を与えている、あるいは市場がそのように評価するという点では共通している。

格付会社の信用力評価は、公共部門としての州立大学の存在意義や費用負担のあり方を再考するうえで重要な示唆となる。償還財源としての授業料の値上げの限界や、供給主導的な授業

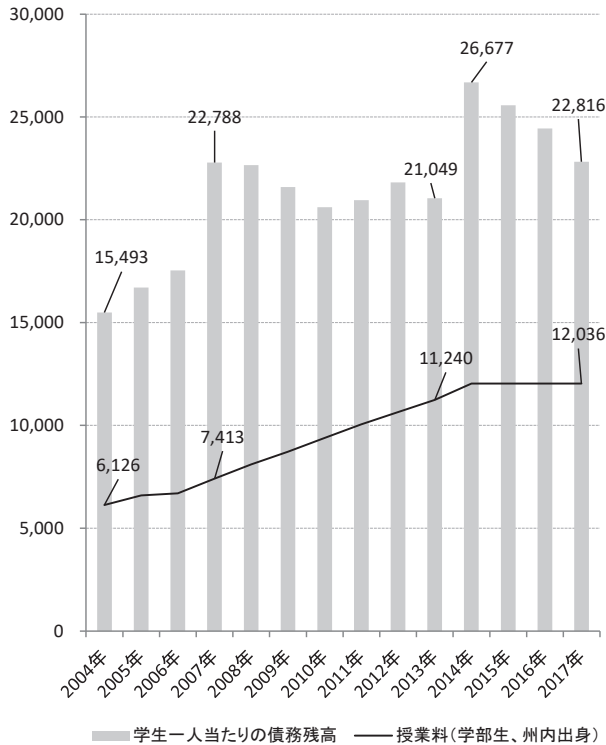
料運用の学生個人に与えるリスクも含めて、大局的視点から大学財政の舵取りを行うことの重要性を示している。

### 3-3 潜伏する債務負担の構造的増大

図表9は、同じくイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校における授業料と学生一人当たり債務残高を示したものである。繰り返しになるが、授業料は一貫して値上げされ、2004年は6,126ドルであったのが、2014年から2017年は12,036ドルに値上げされている。2004年から2017年の期間だけで授業料は2倍になっている。一方、学生一人当たり債務残高の推移をみると、2004年は15,493ドルであったが、2007年に22,788ドルに増大した。その後2013年までは2万ドル強で横ばい、2014年に再び2万6,677ドルに跳ね上がっている。その後は直近の2017年まで減少しているが、2004年から2017年の期間では明らかに増大トレンドにある。

債務残高は、過年度のレベニュー債発行による累積した債務である。過度な累積債務を避け、大学財政の健全性を維持するには、州の財政支援が最も有効であり、それが公共部門の本質であろう。しかし実際はそれが不可能である以上、授業料の値上げを継続して行う以外に選択肢が残されていない。これがイリノイ大学の現実である。

図表9 イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校における  
授業料と学生一人当たり債務残高



注) 学生は州内出身の学部生のデータ。

資料) University of Illinois System, Annual Financial Report 各会計年度より著者作成。

## 4. おわりに

最後に、以上の議論を踏まえて本稿の総括を行う。まず本稿の課題に対する結論を論じたうえで、機会均等の観点から州立大学のレベニュー債の課題を論じ、今後わが国の大学債のあるべき方向性を提示する。

### 4-1 本稿の総括

まず、本稿の課題に対する結論として、次の3点が提示される。

第1に、アメリカ州立大学が校舎等の新規建設や修繕等の資本投資の財源は、州資本補助金だけでは賅えず、実質的にはレベニュー債による資金調達を前提としている。イリノイ大学の

事例でいえば、州議会の混迷や資金ショートにより大学への州資本補助金が凍結状態に陥ったことで大学自らによるレベニュー債発行の必要性が高まり、2018年10月に1億4200万ドル、日本円で150億円規模の新規発行に踏み切っている。これは教育研究施設の資本投資と、借換えを目的として発行されたが、上位政府の財政悪化や混迷にともなう高等教育予算の削減が断行されたことを理由として、当該債の信用力は大きく低下したことは重大な事実である。

第2に、その州立大学のレベニュー債の償還財源は、広く納税者が負担する租税でなく、授業料という特定事業収入とする以上、その債務は学生が直接的に負っていることのリスクを再認識すべきである。レベニュー債の発行体は大

学理事会であり、その全責任を負う経営主体であることは事実である。しかし実質的に大学理事会が「負担」しているわけではない。それは、紛れもなく学生が負担しているのである。投資家を含め金融市場の側は、実質的な負担者が学生であることを冷静に見極めており、もしその負担のあり方が持続可能でない場合、当該債の信用力は下がる。

第3に、州立大学のレベニュー債は、州政府の「下部組織」である地方自治体又はそれに相当する法人経営体としての州立大学が発行する「地方債」に分類されることから、州（上位政府）からの資本補助や債務負担の有無が、地方債の信用評価に直結していることを強調したい。2008年金融危機にともなう州・地方財政の悪化によって地方債に対する信用評価の基準が厳格化されており、州立大学のレベニュー債の信用も州の財政支援や保証の有無、州本体の財政健全性も含めて評価され、格付けが行われている点は重要である。

かくして、レベニュー債による資金調達、アメリカ経済の豊かさを体現する民間部門や金融市場の存在感を大いに示している。民間資金を高等教育の発展の資金源としてきたことは事実であり、今日アメリカの大学のグローバルな競争力の源泉の一つである。しかし、それは諸刃の剣の面もある。州立大学の公共部門としての役割をもう一度冷静に評価し、本来果たすべき機能や役割を検討する必要があることを、イリノイ大学の事例から再確認すべきである。少なくとも償還財源を授業料に求めることのリスクを再検討すべきであり、それは次に述べる通り、高等教育における受益と債務の境界を明確にする財政ガバナンスのあり方をめぐる研究を必要としている。

#### 4-2 受益者か、債務者か

高等教育のコスト構造の分析は、重要な課題である。高等教育サービスの受益者である学生は一定の負担をすべきであるが、その負担の範囲や方法は先進国でも多様である。経常的支出の範囲で負担すべきか、資本的支出の範囲も含めて負担すべきか。グローバル競争のもとで高度な教育研究の実績を求められる大学ほど、経常的支出、資本的支出ともに増大トレンドにあることは言うまでもなく、その費用を、誰が、どのように負担すべきかという問題は、東京大学を含めて世界の研究大学が抱える最大の課題である。

本稿で論じたように、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校における学生一人あたりの債務残高は2004年以降増大している。おそらく学生の側は、授業料が大学の債務支払いのために徴収されているとは想像せず、まして学生一人当たりの債務残高が増大し、大学経営サイドが累積債務を減らすために授業料を引き上げているとは思ってもよらないであろう。

教育機会均等の観点からいえば、授業料の設定水準は低い方が望ましい。しかし授業料がレベニュー債の償還財源である以上、債券の信用力を下げてしまうリスクを常に抱えることになり、結果的に州立大学の財政全体がインフレ圧力を受けている。そうした構造のなかで、授業料の値上げ圧力も緩和されることはなく、イリノイ大学の場合、特に州外出身学生の授業料水準が著しく引き上げられ、債務負担を彼らにより負わせる形になっている<sup>17</sup>。こうした州立大学におけるレベニュー債の信用リスク回避にともなう恒常的インフレ圧力は、意図せぬも、現実としては学生を債務責任者に位置づけている。最も危惧すべきは、学生が自らの手で授業料を負担し、それがレベニュー債の運用を通じて来期の授業料の値上げ圧力を自ら高めてしまうこと

いう自己矛盾である。これは、今後のわが国における国立大学の大学債の制度設計や政策論議に大きな示唆を与えるものである。

わが国の国立大学も2004年に法人化され国立大学法人に移行し、学長の権限強化等の組織面でのガバナンス強化を図ってきた。しかしアメリカ州立大学と比較すると、国立大学の国からの組織的・財政的な独立性は高まったとはいえ、むしろ財政面では国による管理、国への依存という体質が根強く残っているのが現実であり、法人格付与それ本来の政策的意義という意味ではかなり不十分である。

東京大学が、国立大学として初となる大学債を発行することになり、市場から資金調達を行うことになったが、本稿を踏まえれば、今後の課題は、次のように整理されよう。第1に、現状の東京大学をモデルにして当面は償還財源を剰余金や運用益等の非主要財源にとどめて運用するのか、第2に、アメリカのレベニュー債と同様、授業料収入を含む主要財源を視野に入れて大規模に借入れを行う体制を整備していくのか、第3に、複数の国立大学の統合を図って大学債の発行体としての信用力を高める措置を講じるのか、そして第4に、国の財政支援を予定して、授業料の一定部分を償還財源として信用力を確保するという新しいスキームで大学債を発行するのか。今後、いっそうの政策論議が必要である。

(付記)

本稿は日本財政学会第77回大会（2020年10月17日、東北大学）での報告論文「アメリカ高等教育のレベニュー債と償還財源としての授業料 ―国立大学法人の『大学債』への示唆」を大幅に加筆修正したものである。討論者の関口浩法政大学教授、座長の小泉和重熊本県立大学教授より貴重なご助言等を賜った。また一般社

団法人・国立大学協会の受託研究「国立大学の経済効果に関する調査研究（地域における経済効果）」（研究代表者：塙武郎、令和元年度より2年間）の研究成果の一部も反映されている。記して感謝の意を表します。

## 参考文献

- College Board (2019), Trends in College Pricing 2019, College Board.
- Government Accounting Office (1998), Higher Education; Tuition Increase and Colleges' Effort to Contain Cost, U.S. Government Printing Office.
- Johnson, Jeffrey Alan (2018), Toward Information Justice: Technology, Politics, and Policy for Data in Higher Education Administration,
- Moody's (2017), Moody's Investors Service, Rating Action: Moody's downgrades University of Illinois' ratings; Outlook Negative, Moody's Investors Service.
- Mortimer, Kenneth P. and Sathre, Colleen O'brien (2007), The art and politics of Academic Governance: Relations among boards, presidents, and faculty, American Council on Education.
- Riddell, Sheila and Minty, Sarah and Wheedon, Elisabet and Whittaker, Susan (2018), Higher Education Funding and Access in International Perspective, Emerald Publishing Limited.
- University of Illinois System (2017), FY 2019 Budget Request for Operating and Capital Funds, University of Illinois System.
- University of Illinois System, Annual Financial Report (With Independent Auditor's Report Thereon), from 1986 to 2017.
- 秋山義則・前田高志・渋谷博史編著（2007）『アメリカの州・地方債』第2章所収、日本経済評論社。
- 犬丸淳（2017）『自治体破綻の財政学 ―米国デトロイトの経験と日本への教訓』日本経済評論社。
- 江夏あかね（2014）「米国におけるレベニュー債の発展と日本への示唆」『財務管理研究』日本財務管理学会年報、第25号、41－57頁。
- （2017）「イリノイ州の信用力悪化と米国



- 地方債市場をめぐる注目点」、野村資本市場研究所『野村資本市場クォーターリー』2017 Summer、1-11頁。
- 加藤一誠・山内芳樹・引頭雄一著、関西空港調査会監修（2014）『空港経営と地域—航空・空港政策のフロンティア』成山堂書店。
- 金子元久（2012）「高等教育財政の展望」『高等教育研究』第15集、9-27頁。
- 国立大学協会（2020）『国立大学法人基礎資料集』一般社団法人国立大学協会。
- 渋谷博史・塙武郎（2008）「シカゴの交通財政と州・地方債」『彦根論叢』（滋賀大学経済経営研究所紀要）1-14頁。
- 塙武郎（2001）「米国立大学の財政的自立のメカニズム—受益者負担・教育機会均等の観点から」筑波大学大学院経済学会『経済学論究』第25号、41-54頁。
- （2005）「アメリカ連邦研究開発費とその大学経常費補助機能」公益事業学会『公益事業研究』第57巻第3号、39-51頁。
- （2010）「アメリカ大都市の交通財政—ニューヨーク・シカゴの事例研究—」渋谷博史・塙武郎編著『アメリカ・モデルとグローバル化Ⅱ—「小さな政府」と民間活用』第5章所収。
- （2012）『アメリカの教育財政』日本経済評論社。
- （2012）「教育政策」、地主敏樹・村山裕三・加藤一誠編著（2012）『現代アメリカ経済論』ミネルヴァ書房、第14章所収。
- （2019）「アメリカ高等教育財政とレベニュー債—『イリノイ大学システム』を事例に」、専修大学社会科学研究所『社会科学年報』第53号、147-164頁。
- 前田高志（2007）「アメリカの州・地方債—その仕組みと特長」、秋山義則・前田高志・渋谷博史編著『アメリカの州・地方債』第1章所収、日本経済評論社。
- 丸山文裕（2009）『大学の財政と経営』東信堂。
- 融商品取引法第13条第1項の規定に基づく届出目論見書ではありません。」（冒頭頁）と明記されている通り、いわゆる「目論見書」ではないが、それに相当するものとして扱われている。
- <sup>2</sup> 東京大学プレスリリース「ソーシャルボンド『東京大学FSI債』の発行について」（東京大学ウェブサイト掲載）による。
- <sup>3</sup> 「国立大学法人法（平成15年法律第112号）第33条の規定に基づき、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人東京大学が発行する債券」とされている。つまり文部科学大臣の「許可」を必要とするものであり、その意味で再建の最終責任者は文部科学省、つまり「国」であると解釈される。
- <sup>4</sup> アメリカでは“Tuition and Fees”という具合に授業料と使用料を分けて表現するが、実質的には一体的に扱われているため、本稿では「授業料」と略記する。
- <sup>5</sup> 塙武郎（2001）を参照されたい。
- <sup>6</sup> Government Accounting Office（1998）、College Board（2019）が示唆に富む。また塙武郎（2004）を参照されたい。
- <sup>7</sup> 例えば、アメリカ大都市で税金を投入して運営されている電車・バス等の公共交通の分野でも交通公社（Public authority）に法人格が州より付与され、組織・財政面で高い独立性が与えられているが、そうした法人格付与の多くは1960年代以降に行われている。塙武郎（2010）、231頁。
- <sup>8</sup> 日本経済新聞「東大、40年債で200億円 国立大初の市場調達」（2020年8月21日付）。
- <sup>9</sup> 江夏あかね（2017）を参照。
- <sup>10</sup> 塙武郎（2019）、156頁。
- <sup>11</sup> College Board（2019）を参照。
- <sup>12</sup> 塙武郎（2019）、15頁。
- <sup>13</sup> 2020年2月国立大学協会の受託研究「国立大学の経済効果」の一環でカリフォルニア大学デービス校財務部の専門スタッフと意見交換を行った際、イリノイ大学が話題になり、州議会の混乱は大学にとって不確実要素で、他人事ではないと言う。
- <sup>14</sup> Moody's（2017）を参照。
- <sup>15</sup> 学校区（初等中等教育の運営主体）の一般財源保証債のスキームや信用力については、塙武

<sup>1</sup> 同説明書は、「当該券に対する投資家の投資判断に資するために、本学の業務、財務の内容等について本学が任意に作成したものであり、金

郎（2012）を参照されたい。

<sup>16</sup> ただし2016年以降は、州の財政支援が低下したことを受けて、「B」如何に格下げしている。

<sup>17</sup> 埴武郎（2019）は、イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校を事例にして、授業料を州内出身学生と州外出身学生に分け、どちらがより多

くの債務を負担する傾向にあるかを時系列で分析した。その結果、後者がより多く債務を負担する傾向が高まっていることを明らかにし、これを「債務の州外化」と指摘した。財政悪化が著しい州ほど、州立大学の「債務の州外化」が進んでいる傾向があると考えられる。

## 戦後青森県の市長選挙と歴代市長 ⑤

藤本 一美

<総目次>

序文

第一部 青森市長選挙と歴代市長（『政治学の諸問題 X』〔専修大学法学研究所〕、2020年2月）

第二部 八戸市長選挙と歴代市長（『専修法学論集』第138号、2020年3月）

第三部 弘前市長選挙と歴代市長（『専修大学社会科学研究所月報』第250号、2020年4月）

第四部 三沢市長選挙と歴代市長（『専修法学論集』第140号、2020年11月）

第五部 五所川原市長選挙と歴代市長（『専修大学社会科学年報』第55号、2021年3月）

第六部 黒石市長選挙と歴代市長

第七部 むつ市長選挙と歴代市長

第八部 十和田市長選挙と歴代市長

第九部 平川市長選挙と歴代市長

第十部 つがる市長選挙と歴代市長

\*参考資料

結語

第五部、五所川原市長選挙と歴代市長

<目次>

第1章、五所川原市の概要

第2章、五所川原市長選挙

第3章、歴代市長

第4章、政権交代の類型（パターン）

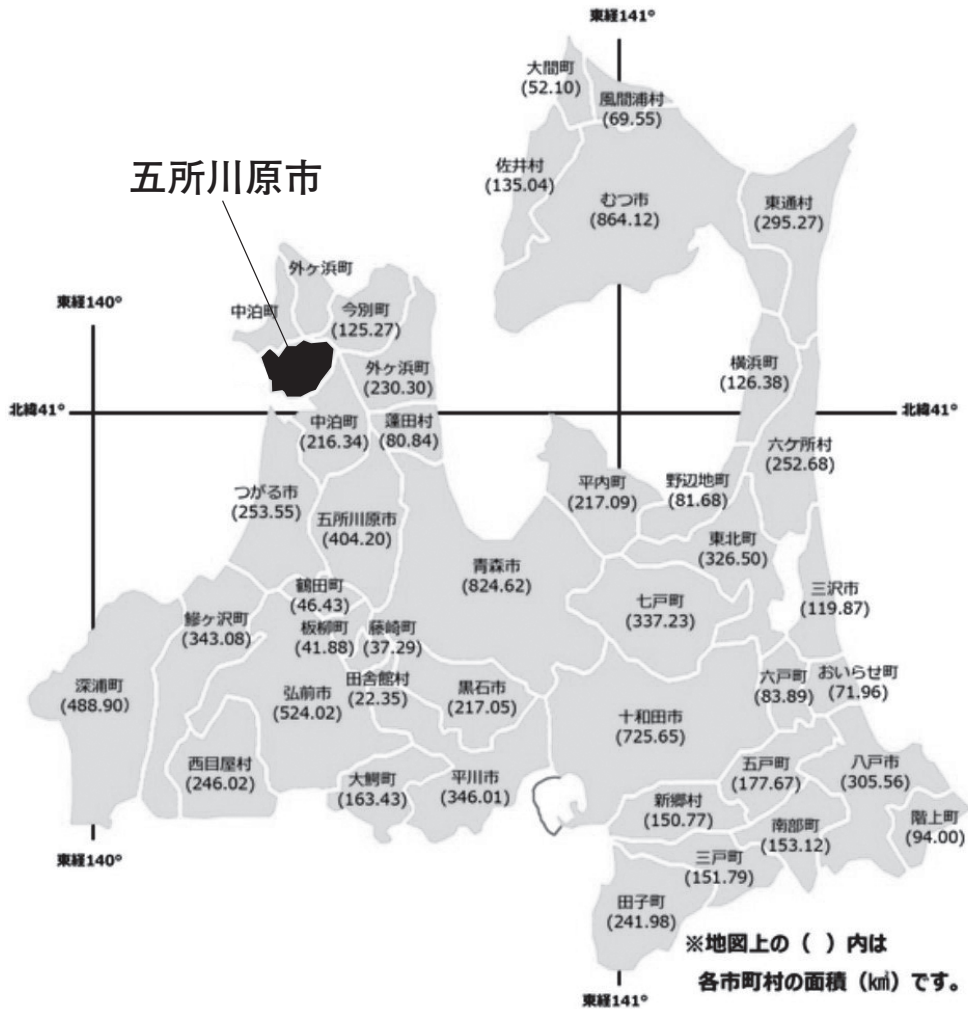
第5章、五所川原市政治の特色

\*参考文献

# 第五部、五所川原市長選挙と歴代市長

## 第1章、五所川原市の概要

<図表①>五所川原市の位置



出典：<https://www.pref.aomori.lg.jp/k-kensei/jinkou.html>

五所川原市は、東北地方最北部の津軽半島中南部に位置し、青森県の西部に所在する都市であり、リンゴと米を主な生産物としている。2005年の市町村合併により、旧市浦村地区が飛地となっている。その歴史的概要は次の通りである。

市浦地区は五所川原市の北部に位置し、鎌倉時代に蝦夷管領となった安東氏が台頭、1229年、当時の当主安東貞季が十三氏を滅ぼし津軽地方に大きな影響力を持つようになった。安東氏は特に水海軍に優れた豪族で、十三湖の湖畔に設けられた十三湊を中心に貿易を行い日本海



沿岸のみならず、北海道や樺太、朝鮮、中国などとも交易し博多港にも匹敵する都市として日本三津七湊の1つに数えられた。

安東氏が1443年に南部政盛の抗争に破れるや、現在の五所川原市を含む北津軽一帯は南部氏の支配下となり、戦国時代末期に大浦為信により津軽地方が統一。江戸時代に入り、大浦氏は津軽氏を名乗り弘前藩を立藩し、五所川原も弘前藩に属した。

明治時代には鉄道が敷かれ、岩木川の改修工事が進むと周辺地域の中心地として飛躍的に発展し、佐々木嘉太郎（布嘉屋）などの豪農や豪商を輩出。鉄道・バス路線が整備され北・西津軽郡の商業、交通、文化の中心となった。

「五所川原」という地名は、新田開発の時に、岩木川の屈曲で五ヶ所に川原があったことに因んだ、といわれている。

2005年3月28日、五所川原市、金木町、市浦村が合併、新しく「五所川原市」が誕生。同市は、豊かな自然、歴史文化を大切に、「活力ある・明るく住みよい豊かなまち」を将来像としている。著名作家の太宰治や歌手・吉幾三の故郷として知られ、また、毎年8月初頭には、20メートルの高さを誇る「立佞武多」が市内を練り歩き、多くの観光客を呼んでいる。市の面積は、404.20平方キロメートルで、総人口は5万1,744人（2019年10月1日）を数える。

<図表②>歴代市長名、就任日、退任日

外崎千代吉	1954年11月20日	1958年11月17日
山内久三郎	1958年11月18日	1962年11月17日
寺田秋夫	1977年3月30日	1983年2月5日
森田稔夫	1983年2月6日	1989年6月17日
佐々木栄造	1989年6月18日	1997年6月17日（1962年11月18日～1977年3月29日）
成田守	1997年6月18日	2006年7月8日
平山誠敏	2006年7月9日	2018年7月8日
佐々木孝昌	2018年7月9日	

## 第2章、五所川原市長選挙

### ①1954年の市長選挙

西北津軽郡地方の中心に位置する五所川原は、旧五所川原町に栄、中川、三好、長橋、松島、および飯詰の6ヵ村と合併、1955年10月1日を期して市制を敷くことになった<sup>(1)</sup>。

それを前に、1954年11月18日、市長選が行われ、立候補したのは、無所属新人で元衆議院議員の外崎千代吉（57歳）、同じく無所属新人で前町長の山内久三郎（49歳）、および共産党新人の小山内福次（36歳）の3人。選挙の結果は、外崎が8,136票を獲得、山内を僅か295

票引き離して初代市長に当選。山内は7,841票、小山内は295票に留まった。投票率は激戦を反映して高く、87.3%を記録した<sup>(2)</sup>。

『東奥日報』は、市長選の結果を次のように伝えている。

「各開票所とも予想通り外崎、山内両氏が僅少の差で競い合いを演じ、旧村落地帯では外崎氏が生地三好を筆頭に松島、中川、栄で山内氏を退ければ長橋、飯詰では逆に山内氏がリードを奪うなど全く接戦を続けた。この旧村落地帯で山内氏に400余票の差をつけた外崎は山内氏が本城と頼む大栗田旧五所川原町でもわずかこれを100票に縮めた

だけにとどまり遂に大勢を決した。小山内候補は最初から問題にならなかった」<sup>(3)</sup>。

ちなみに、市長選での各候補の旧町村別の得票は、図表③の通りである。五所川原町では、外崎は2,998票、一方、山内は3,115票を獲得、117票差で山内が制した。だが、長橋、飯詰以外では、旧村地方を外崎が抑えた。

接戦の末に当選した外崎千代吉新市長は、次のように喜びと決意を語った。

「市民各位の御協力で初代市長に当選したことは感謝するのみです。郷土のみなさまに恩返しする意味で今回出馬しましたが今後は新市の五ヵ年計画はむろんのこと現在の都市発展主義の悪習を絶対廃止して市全区にわたり都市建設に全力を注ぐ覚悟である」<sup>(4)</sup>。

外崎市長は津軽地方では珍しく「革新系」で、前町長の山内を下して当選したことが特筆される。以降、五所川原市で革新系候補が首長に就任するには、1977年の市長選で寺田秋夫が当選するまで待たねばならない。

#### 〈注〉

(1) 「五所川原市」『東奥年鑑 昭和30年版』〔東奥日報社、1954年〕、57頁。町村合併をめぐる論争に

ついては、新谷雄蔵著『五所川原市史』（津軽書房、1985年）、192~194頁を参照。

(2) 「外崎氏が当選—初代五所川原市長」『東奥日報』1954年11月19日。

(3) 同上。

(4) 「従来の悪習を断然廃止—外崎新市長語る」『陸奥新報』1954年11月19日。

## ② 1958年の市長選挙

任期満了に伴う市長選挙は11月8日に行われ、自民党推薦の山内久三郎（54歳）が1万2,879票を獲得、現職の外崎千代吉（61歳）・1万0,973票に1,906票の差をつけて当選、前回の屈辱を晴らした。外崎は平和産業博覧会開催に伴う約3千万円あまりの赤字を生み出し、野党から告訴される不祥事が災いした<sup>(1)</sup>。

敷衍すれば、市政施工後2度目の市長選挙は、11月8日に行われた。その結果は、山内久三郎が現職の外崎千代吉を制し、1,900余票の差で前回の雪辱をとげた。投票率は今回も87.6%と高かった。市長選をふり返ってみると、市の赤字財政をめぐる有権者の判断がすべてを決したように思える。前回の市長選以来、山内と外崎の両派は争い互いに反発を強めていた。しかし、有権者は、そのような対立にはとらわれなかった<sup>(2)</sup>。

現職の外崎が再選を妨げられたのは、何より

〈図表③〉 各候補の旧町村別得票

旧町村	外崎千代吉	山内久三郎	小山内福次
中川	933票	661票	18票
長橋	808	934	37
栄	737	694	3
飯詰	760	937	36
五所川原	2,998	3,115	139
三好	837	659	9
松島	1,065	821	17
合計	8,136	7,841	259

出典：『東奥年鑑 昭和30年版』〔東奥日報社、1955年〕、58頁。

も①昨年開催した平和博覧会による赤字が問題化し、去る5月10日の予算議会以降、市議会を招集せず、すべて先決処分(6回)を行ってきたこと、②市関係の人事が一般的に偏在すぎたことであり、以上の二点が主な理由として挙げられる。またその他に、外崎市長が市民から金銭上の疑惑を持たれていたことだ。そして、このように外崎にとってのマイナス要因が、すべて山内側にプラスに作用したことは否めず、市内に潜在する浮動票3千余りが山内に流れて大勢を決した<sup>(3)</sup>。

実は、今回の選挙の開票について、数日前から不穏な情勢が伝えられ、事態を憂慮した県選挙管理委員会と県警察本部では万一の場合に備えて、警備体制を敷いていた。県選挙管理委員長以下全委員が現地へ乗り込んで直接指導に当たったほか、現地署員ら約80人の制服警官が開票所の入り口や内部要所を固めて、警戒した。ただ、実際には、憂慮された不測の事態には至らず、開票は無事に終了した<sup>(4)</sup>。

当選した山内は、自宅において「今度の選挙をふり返って当選の原因は何だと思うか」という記者団からの質問に、次のように語った。

「過去4年間の市政に対する市民の批判が厳しかったということだ。明るい市政を望んでいる多くの声が私への得票にはね返ったものと受け取っている。選挙期間中を通じて私は“これでは五所川原は破滅一步手前だ”という嘆きの声を多く聞いた。市民の信託を得て市長に選ばれた以上、財政の確立と五所川原の信用回復に万全を尽くしたい」<sup>(5)</sup>。

#### 〈注〉

- (1) 『東奥日報』1958年11月9日(夕)。
- (2) 『陸奥新報』1958年11月10日。
- (3) 同上。
- (4) 『東奥日報』1958年11月10日。
- (5) 同上、1958年11月9日。

#### ③1962年の市長選挙

任期満了に伴う市長選挙は10月8日に告示、18日に施行された。その結果は、前県議会議員の佐々木栄造(41歳)が1万2,271票を獲得、自民党推薦で現職の山内久三郎(57歳)は1万1,988票を獲得したものの、佐々木候補が283票という僅差で新しい市長に選出された。投票率は、激戦を反映して85.0%を記録した<sup>(1)</sup>。

保守同士の激しい戦いとなった今回の市長選において、佐々木候補は公約で「利権に絡まる一切の派閥を経済、政治ボスから排除して、明るい田園生産都市の建設」を訴えた。市長選に政治生命をかけた佐々木は、41歳という若さと反山内ムードを演出し、縁故関係をバックに過去4年間つちかった組織力を動員して山内を打ち破り、市長の栄冠を手にした<sup>(2)</sup>。

佐々木新市長は1920年生まれで41歳、五所川原市出身で、日本大学法学部を卒業後、大学院を経て自営精米業を営み、県連合青年団長などを務め、1959年に県議会議員に当選し、現在、一期目であった。

敷衍すれば、10月18日に行われた市長選挙は、分裂・混乱の中で展開された、といつてよい。何故なら、自民党県連は、現職の山内久三郎を公認候補と決定した。しかし、地元の北五支部や五所川原分所は山内候補一本化でまとめることができず分裂、市長選が保守同士の戦いとなった、からだ<sup>(3)</sup>。

自民党県連は告示後に、佐々木栄造候補を支持する県会議員の外川鶴松をはじめ4人の有力党員たちを除名処分にし、元郵政大臣の迫水久恒ら党本部からの応援を得て必勝を期した。だが、自民党本部や党県連に対する市民の反発はことのほか強く、現職の山内市長は苦戦し、むしろ同情票が佐々木の方に集まり、劣勢を跳ね返し当選を手にした<sup>(4)</sup>。

その背景となっていたのは、山内市長が市の

建築事業を肉親と側近でもって固め、しかも、市役所へ納入する物品を地元派と見られる商人で独占するなど、有権者から大きな反感を買っていたことだ。そのため、陽の目を見ない商人らは佐々木支持に回り、新人ながら未完成の魅力と過去に政治的失敗がなかった点が評価されたのである<sup>(5)</sup>。

見事に現職市長を打ち破った佐々木栄造・新市長は、当選の喜びと課題を次のように語った。

「市長という現職の地位を利用しての選挙戦術だったので苦しかった。また選挙中にいろいろ悪質な宣伝もされたが、良識ある市民の審判は新しく市政をになう私に味方してくれた。街づくりをするにも社会正義を基盤とした政治を推進するのが必要なので、5万市民の審判にこたえて公約の諸政策を着実に実現したい」<sup>(6)</sup>。

なお、投票用紙の再点検で市民が騒ぎ、最終確定の出るのに手間取る場面もあった。今回の市長選でも、住民の間で不穏な動きが見られ、県選管委員が現地入り、地元署の他に県警も機動隊を動員して対策にあたった。選挙に際し不穏で異様な事態の源は、「与党に味方しないと生活が出来ないような、弱い経済基盤が政争地帯（“津軽選挙”）をつくっている」、からに他ならない<sup>(7)</sup>（）内は引用者。

#### ＜注＞

- (1) 『東奥日報』1962年10月19日。
- (2) 同上、県議選当時の応援者で同市では隠然たる勢力を持つ増田亘一氏（増田病院長）が総括責任者を買って出た。僚友外川県議も自民党除名を覚悟して応援。また、この4年間冷遇され続けの秋田前助役ら外崎派、さらに三和、竹内両代議士、楠美元代議士系の一部の人たちも応援した。これらの人たちが一丸となって組織力を誇る山内氏に対抗した（「若さと“反山内”の勝利—五所川原市長選を顧みて」『東奥日報』1992年10月19日）。

- (3) 『東奥年鑑 昭和38年版』〔東奥日報社。1963年〕、50頁。
- (4) 同上、107頁。
- (5) 「山内氏が当選—五所川原市長選」『陸奥新報』1962年10月19日。
- (6) 同上。
- (7) 「政経往来」『東奥日報』1962年10月19日。津軽選挙の実態については、藤本一美『戦後青森県の政治的争点—1945年~2015年』〔志學社、2018年〕、第二部を参照。

#### ④1966年の市長選挙

任期満了に伴う市長選挙は、10月20日に行われた。歴代3人の市長が出馬した結果、自民党の佐々木栄造（45歳）が現職の力を発揮して1万1,973票を獲得、前市長で県会議員の山内久三郎（61歳）・10,635票に1,338票の近差で再選された。元市長の外崎千代吉（69歳）は、2,483票に留まった。これは若さの魅力（佐々木46歳、山内61歳、および外崎69歳）と現職の強みによるものに他ならない。歴代3市長による選挙戦であったことを反映したのか、市長選に対する市民の関心はことのほか高く、投票率は85.97%に達した<sup>(1)</sup>。

敷衍するなら、上で述べたように、市長選挙は10月20日に行われ、その結果は、現市長の佐々木栄造が現職の強みを発揮し、「市長は一期交代」というこれまでの“ジメクス”を見事に破り、県議職を投げ打って背水の陣を敷いた次点の山内久三郎に1,300余票の差、また40年の政治生活のすべてをかけたという外崎千代吉を大差で破り再選を手にした<sup>(2)</sup>。

今回の市長選で佐々木が勝利した要因を、『陸奥新報』は次のように分析している。

「佐々木氏の勝利は、自民党公認をはじめ、現職と若さの強みが大きくものをいった。市民から何よりも大きく将来を買われたとあってよい。同氏は前回、外崎氏と連合戦線を張って山内氏をくだしたが、こんどの市長選挙では外崎氏とタモトを分かち、みずから出馬したこと、



選挙中に市農業委員の投票用紙改ざん事件が野党の攻撃を受けたほか、市選管が公選法改正にともなう有権者救済の特例を考慮しなかったことなど、いくつかの批判を受けたが、市民はこれ以上に佐々木氏のスケールの大きい行政力に期待を寄せたわけである」、と指摘。

その上で、「しかし、過去3回の市長選では、いずれも現職の敗北となり、市民の中には“市長の早期交代は、市の発展に大きな損失で、これが派閥のミゾを深める”という世論もあった。佐々木氏はこのムードにうまく乗ったほか、昨年打ち出した数々の五所川原の“ビジョン”づくりで不利な戦いを大きく挽回した。“五所川原では二期連続市長はできない”というジンクスは佐々木氏によって破られた」、と結論づけた<sup>(3)</sup>。

これに対して次点の山内は、革新団体との提携に誤算があった。同氏は自民党の公認争いに敗れるとみずから離党し、さらに社会、共産、労組などの革新団体、「六者共闘会議（三上芳明・会長）」と政策協定を結び、いわゆる“八戸方式”で前回の雪辱をねらった。しかし、約3千といわれる革新票の行方が乱れたのが大きな敗因とみられている。とくに山内支援を決めるとき、地方労組下の単産のなかには下部からの積み上げを行わず、一部執行部の独走的なものがあったという。このためせつかくの提携も逆に一般組合員の反発を買うことになって票が流れた、とみられている。終始肉薄したものの、“八戸方式”は再び実現しなかったのである<sup>(4)</sup>。

結論をいえば、佐々木市長は自民党公認として、津島文治・県連会長、竹内俊吉・県知事らの積極的な応援を得て、終始他の候補をリードする運動を続けた一方で、山内は自民党の公認争いに敗れて以来、社会党を中心とした革新陣営と手を結んだ。しかし、それが「極左との寄合所帯」、だと反発を招いた<sup>(5)</sup>。

再選を果たした、佐々木市長は当選の喜びと今後の課題について、次のように語った。

「市民のみなさんに感謝の気持ちでいっぱいです。市民はわたしの一期目の市政をよく理解してくださったものと思います。わたしは、これまで市内の有識者をお願いして、科学的な総合開発計画を作成、実現の途上にありますが、今後も同計画を土台に、がっちり市政に取り組む覚悟です。わたしが四本の柱としている政策のうち行財政では42年度赤字財政が解消するので、市民税の減税と、福祉、民生の向上につとめます。産業、経済では田園都市として農業の振興をはかり、教育行政では明年度市内小、中学校に完全給食を実施します。都市開発では用水堰の統廃合と防災都市の建設をめざします」<sup>(6)</sup>。

なお、市長選終了後、佐々木と山内は、それぞれ戸別訪問の容疑で警察の取り調べを受けた。佐々木市長は当選後、山内派の一掃に乗り出し、市長選のしこりが尾を引いた<sup>(7)</sup>。

『東奥日報』は、今回の市長選の結果について、次のように苦言を呈しており、正鵠を得た論評である。

「(佐々木市長の)連続当選といっても市民の半数近くは佐々木氏以外を支持したわけで議会分野も与党多数とはいえ、姿勢の上で相当な謙虚さと野党側の意見にじゅうぶん耳を傾けなければ、やはり市民の反感を呼ぶことになる」<sup>(8)</sup>。( )は内引用者。

#### 〈注〉

- (1) 「五所川原市長—佐々木氏が再選」『東奥日報』1966年10月21日。
- (2) 同上。
- (3) 『陸奥新報』1966年10月21日。
- (4) 同上。
- (5) 『東奥日報』1966年10月21日。
- (6) 「開発計画を推進—佐々木新市長が語る」『陸奥新

報』1966年10月21日。

- (7)「選挙－五所川原市長選挙」『東奥年鑑 昭和42年版』〔東奥日報社、1966年〕、143～144頁。
- (8)「きめ細かい市政－佐々木市長の課題」『東奥日報』1966年10月21日。

### ⑤1969年の市長選挙

任期満了に伴う市長選挙は3月30日に行われ、3人が出馬。その結果は、自民党の現職の佐々木栄造（48歳）が1万3,250票を獲得、元県議の佐々木啓二（45歳）・1万1,483票に1,767票の差をつけて三選された。共産党の盛清（49歳）は、504票に留まった。選挙戦は、前回の選挙で選挙違反に問われていた佐々木市長が再出馬し、告示から10日という厳しい選挙戦を6年間の実績と組織力で制して当選した。投票率は高く、82.98%を記録した<sup>(1)</sup>。

今回の市長選は異例な状況の中で実施された。というのは、選挙は佐々木栄造市長が公選法違反に問われ、2月28日の一審判決が有罪となるや、当然と見られていた控訴権を放棄したことで実施されたからだ<sup>(2)</sup>。

選挙戦は、両佐々木に盛を加えた三すくみとなった。だが、事実上、両佐々木の争いと見られ、「(佐々木) 啓二派」は県議の秋田正を中心に元市長の山内久三郎派、野党各派が結束した。一方、「(佐々木) 栄造派」は、増田亘一病院院長を責任者に元県議の原清司派、与党明政会で再選への体制を固め、市を二分する選挙戦が展開された。

佐々木栄造市長が当選した背景としては、1955年の就任以来、市が再建準用団体のワクをはめられながら市立西北中央病院の新築、松島団地の完成、五中統合校舎新築と幅広く事業を手がけた信頼感、さらに新年度から予定される各種の事業への期待感があつた。

これに対して、佐々木啓二候補は時期的に予想外ともいえる選挙だったため、有権者への浸

透を十分に果たせずに終わったこと、また野党連合で運動を一本化できなかったことなどで涙を飲んだ<sup>(3)</sup>。

敷衍すれば、市長選は3月30日に行われ、前回の市長選に際し、公選法違反（戸別訪問）で市長を失格した佐々木栄造が、佐々木啓二に1,700余票の差で退け、市長の座を確保した。

今回の市長選は、両佐々木候補が市政界を二分した派閥勢力を背景に、従来にない激戦となった。佐々木栄造市長は、後援会組織と市議会与党の「明政会（14議員）」を軸に手堅く地盤を死守した。ただ、前回の市長選で次点の元市長山内久三郎とは1,300票の差で勝利した時と比べると、今回は公選法違反に問われて失格したことが悪材料となり、最後まで予断をゆるさなかった。

佐々木栄造は市長在任6年間の実績と、“明るくたくましい大五所川原建設”の政治目標を掲げ、市民生活を豊かにするというきめ細やかな政策を正面から掲げたのが有権者に支持された。これに対して、市政界の野党勢力を結集して挑んだ佐々木啓二は、事業家としての手腕を高く評価されていたものの、県議歴2年半と政治経験がまだ浅く、有権者に対するアピールが今一つ足りなかった<sup>(4)</sup>。

市長選で三選された佐々木栄造市長は、当選の喜びと今後の課題を次のように語った。

「安定した市政を求めて再選挙を凶ただけに誤解を招くような行為はいっさい慎み、理想選挙を実現するつもりで臨んだ。それだけに結果を予測できない面もあり苦しい戦いだったが、当選はこの気持ちを理解してもらったものと思ひ非常にうれしい。今後の施策は第一次開発が信頼を得たことに意を強くしてこれをさらに推し進めるつもりだが、中心としては新年度から国立総合職業訓練所、飯詰川改修、都市計画、行政センターなど、

これまで準備してきたものを一斉にスタートさせる。公約の減税も代表をまじえ、計画的に実施したい」<sup>(5)</sup>。

なお、今回の市長選では、同一の名前で二度にわたって不在投票が行われていたことが市選管の調べで判明し、詐欺投票の疑いも出たことから五所川原署が関係者から事情を聞く一幕もあった<sup>(6)</sup>。市選管は、後に投票した用紙を無効とした<sup>(7)</sup>。

#### 〈注〉

- (1) 『東奥日報』1969年3月31日。
- (2) 同上、1966年10月20日の市長選後、当選した佐々木市長と勝敗を分けた山内久三郎派から戸別訪問による公選法違反の告発が出され、佐々木市長は略式命令「罰金1万円（選挙、被選挙権は停止せず）」を不服として簡易裁判に本訴、1968年3月16日の第1回公判以来、50人の証人調べが行われた。佐々木市長は一貫して「訪問は道路、地域問題を視察、陳情を受ける目的であり、市長として当然の職務」と、選挙とは無関係であると主張してきた。しかし、三好判事は1969年2月28日の判決公判で「証人の証言、当時の情勢からも無関係とは認められない」と、略式通りの刑を言い渡した。刑が確定すると公選法第251条の規定で市長職の失格となり、また議会答弁その他において強く無罪を主張してきたこれまでの経緯から、高裁控訴が必至と見られていた。しかし、佐々木市長は1年余に及んだ裁判が市政に与えたモヤモヤを一掃したいと考え、3月1日に上訴権放棄の申し立て書を提出、このため異例の市長選が3月30日に実施されることになった」『東奥年鑑 1970年版』〔東奥日報社、1969年〕、63頁。
- (3) 同上、63～64頁。
- (4) 『陸奥新報』1969年3月31日。
- (5) 「第一次開発推し進める」『東奥日報』1969年3月31日。
- (6) 同上。
- (7) 同上。

#### ⑥ 1973年の市長選挙

任期満了に伴う市長選は3月8日に行われ、3人が出馬した。結果は自民党公認で現職の佐々

木栄造（52歳）が1万3,673票を獲得、無所属新人の寺田秋夫（55歳）・1万3,311票に362票の僅差で勝利し、四選を果たした。共産党公認の盛清（53歳）は501票に留まった。選挙戦は、四選をねらう佐々木市長に対して、市政の流れを変えようと革新系が総結集し、共産党を除く全革新で「統一戦線」で挑んだ寺田候補と、加えて、共産党・西北地区委員長の盛清候補の3人で競われた。投票の結果、佐々木市長が現職の強みを生かし、過去三期10年余の実績を背景に勝利を手にした<sup>(1)</sup>。

選挙が接戦だったこともあり、開票作業は制限された各候補の傍聴人、警察官、および報道関係者ら数十人が「監視する」という中で行われ、市選挙管理委員会が中間発表するたびに場外で見守る有権者たちは、異常な興奮につつまれた、という。寺田候補の追い上げを反映して、投票率の方は前回（82.98%）を3.20%ポイント上回る86.18%に達した<sup>(2)</sup>。

佐々木派は、市議会与党＝「公正会（笹森会長15議員）」に秋田長平衛議長、三上理議員が加わり、前回対立候補だった元県議で津軽鉄道社長の佐々木啓二も佐々木派寄りとなって強力な布陣で臨んだ。一方、寺田派は野党「清風会（小野会長10議員）」を軸に、社会、公明、民社、西北地方労と政策協定を結び革新色を前面に押し出した。結果は362票差という小差で現職の佐々木市長が四選された<sup>(3)</sup>。

敷衍すれば、市長選は、3月8日に行われた。開票の結果、自民党公認で現職の佐々木栄造が、保守系野党派と社公民、地方労推薦の新人の寺田秋夫を362票の僅差で破り、市政史上初の四選を手にした。選挙戦の焦点は、事実上、市政を二分した保守二候補同士の対決に向けられ、両陣営ともに総力を挙げての戦いとなった。佐々木市長が小差で勝利できたのは、現職の強みに加えて、過去三期10年半におよぶ実績が

最後にものをいったからだ。ただ、佐々木市長は現職の立場と組織力を過信して、終始樂觀ムードで気を許したため、寺田候補の急速な追い上げにあい、苦しい勝利となった<sup>(4)</sup>。

佐々木市長の勝因は、一言でいえば、1962年10月以来、連続三期10年半の間に培った市政の実績が功奏したのだ。佐々木市長は任期中、都市開発事業を意欲的に推進し、また市民参加、対話を通じて市政など積極的姿勢で人気を得た。実際、今回の市長選でも佐々木市長は、①母と子と老後の幸せを優先する福祉の強化、②市民総参加で出稼ぎをなくす新25万都市の建設、③市民生活を守る環境、道路、低物価対策の推進、④花と緑と小鳥のあふれる学園都市の充実—といったスローガンを掲げ、“津軽の青年都市創造”のために挑戦すると強調し、市民全体が生きがいのある福祉社会づくりを鮮明に打ち出したことなどが、市民の幅広い支持層を集めたのだ<sup>(5)</sup>。

これに対して、寺田候補の方は“市政の流れを変えよう”を旗印に掲げ、「市政刷新連合会」、市議会野党派13市議が主軸となり、それに加えて、革新3党と地方労共闘を組み、選挙戦の前半は追い上げムードだった。だが、寺田候補の知名度の低さ、また北教組が拒絶反応を示したこともあり、予想通りに有権者の間で支持が浸透せず敗退を喫した<sup>(6)</sup>。

市長選で四選を果たした佐々木市長は、当選の喜びと今後の課題について、次のように語った。

「今回の選挙は“苦しかった”の一言に尽きる。しかし争点を明らかにし政策の中身も具体的に裏づけた。日本列島改造に対応し、地方における新25万都市建設を積極的に推進するという基本姿勢に立ち、出かせぎ解消、自然環境を保護し、人間優先のすばらしい、そして生きがいのある郷土づ

くりなど、課題をとらえて市民にはっきりと訴えた。8年前に達成した松島団地は市街化拠点開発の先取り行政でもあった。内陸工業拠点団地の構想は2年前から準備を進めてきたものであり、今日的な課題になる。選挙の批判票は虚心たんかいに受け止め、十分反省しながら初心にたちかえり今後の市政取り組む。公約の実行には新たな決意を感じている」<sup>(7)</sup>。

今回の市長選で、佐々木市長が苦戦した原因は、絶対的な金域湯池といわれた旧市街地での支持も、三期10年余の“長期政権”に対する反発など感情的しこりにあった。また、農村部での反発は、揺れ動く農政不信が形を変えて反佐々木票を結集させたのだ<sup>(8)</sup>。

#### ＜注＞

- (1) 「五所川原市－市長選挙『東奥年鑑 昭和49年版』〔東奥日報社、1973年〕、78頁。
- (2) 『陸奥新報』1973年3月9日。
- (3) 「五所川原市－市長選挙」前掲書『東奥年鑑 昭和49年版』、101頁。
- (4) 『東奥日報』1973年3月9日。
- (5) 『陸奥新報』1973年3月9日。
- (6) 同上。
- (7) 「初心に立ち返り市政を推進」同上、1973年3月9日。
- (8) 「五所川原市－市長選挙」前掲書『東奥年鑑 昭和49年版』、101頁。

#### ⑦ 1977年の市長選挙

市長選挙は3月6日に行われ、2人が出馬した。佐々木栄造・市長の任期満了に伴うもので、佐々木市長は前年の1976年5月、病気を理由に次期市長選について不出馬を声明していた<sup>(1)</sup>。そこで、佐々木市政14年の流れを変えようとする保守系で無所属・新人の寺田秋夫（59歳）と、同じく保守系の無所属・新人で佐々木市政を継続しようとする前田功（64歳）が立候補し、激しく争った。投票の結果は、寺田が1万7,114票を獲得、前田（1万2,121票）に4,993票とい



う大差をつけて初当選した<sup>(2)</sup>。

寺田の勝因は、4年間にわたって蓄積した組織づくりに加えて、社会、公明、共産、および地方労組が強力な支援体制を固めたことにある。寺田は二度目の挑戦で初の革新との協力が成功を収め、五所川原地方では“革新は育たない”というジンクスをついに破った。選挙当日は、地吹雪が舞う気候条件であったが、投票率は88.01%に達し、史上最高を記録した。なお、選挙運動の高揚感を反映したのか、開票場の外を約70名の五所川原署員が警備する物々しきで、警察官に守られた中での異常な開票風景となった<sup>(3)</sup>。

敷衍すれば、任期満了に伴う市長選挙は3月6日に行われ、前回の雪辱戦に挑んだ保守系で無所属の新人・寺田秋夫が、同じく無所属系新人の前田功をかわして初当選し、民選四代目の市長に就任することになった。開票に際して、開票作業員の身体検査を行った他に、会場10人、そして外側30人の警察官が待機するなど、いわゆる“津軽選挙”による騒動に備えて厳重な警戒体制がとられた<sup>(4)</sup>。

寺田が勝利した要因は、前市長・佐々木市政への一種の飽きがあり、“佐々木亜流”の域をでない前田候補への批判票を手堅くまとめた一方、4年間の地道な活動で農村部はもとより旧市内にくまなく寺田への支持が浸透し、大多数の市民から信頼を得たことが大きい。寺田陣営は組織的に反佐々木派の大同団結を図った上に、革新・中道政党、労組が一体となった強力な布陣で対応するなど、これまでに見られなかった勢力に支えられて勝利した<sup>(5)</sup>。

これに対して、佐々木派の継承者として立候補した前田候補は、前回の寺田と同じく知名度が低く、その上、出馬表明の遅れが不利に作用した。その意味で、佐々木前市長の退陣表明の早さが寺田候補を有利にしたし、また、後継者

を必ずしも確定し得ない事情のもとで去就を明らかにできなかった点も、前田候補にとってマイナスになった<sup>(6)</sup>。

寺田新市長は、当選の喜びと今後の課題について、次のように語った。

「長い間のご協力に感謝する。私は公約した通り市民の暮らしの向上に全力を注ぐつもりです。今回の勝利におごることなく謙虚な気持ちで、市民との話し合いを基調に明るい市政を推進したい。特に今度の選挙は、政党や党派を超えた市民の支持を得たためだと思っている。もちろん政治を疲弊させている派閥解消にも努力し、明るい町づくりのため、政治の流れを変えるために、全身全霊を傾けて努力します」<sup>(7)</sup>。

『東奥日報』は、今回の市長選で不在者投票が多かった点について、次のように報じている。

「不在者投票の総数も前回より約1,130票増えて3,558票。このうち旅行、出張など当日投票が1,574票、出稼ぎ先からの送付が1,565票、それに指定病院不在者投票410票など、不在者投票総数が投票総数の実に12%程度を占め、不在者投票が選挙の死命を分けたといえるほどのこれまた異常ぶりだった」<sup>(8)</sup>。

市長選挙は、“保革連合”で寺田秋夫の勝利で終わった。しかし、「保守大国」に新風が吹くかどうかは定かでない。ただ、市長選への市民の関心はことの他高く、既述のように、投票率が88.01%と過去最高に達したのが特筆される<sup>(9)</sup>。

#### 〈注〉

(1) 「五所川原市長選挙」『東奥年鑑 1977年版』〔東奥日報社、1976年〕、25頁。

(2) 『東奥日報』1977年3月7日。

- (3) 『陸奥新報』 1977年3月7日。
- (4) 同上。
- (5) 『東奥日報』 1977年3月7日。
- (6) 「社説：寺田新市長の課題」 同上。
- (7) 「明るい市政推進したい」 『陸奥新報』 1977年3月7日。
- (8) 「寺田氏が圧勝―五所川原市長選挙」 『東奥日報』 1977年3月7日。
- (9) 「冬夏言」 『陸奥新報』 1977年3月7日。

## ⑧ 1981年の市長選挙

任期満了に伴う市長選は3月15日に行われ、3人が出馬。結果は、現職の寺田秋夫（63歳）が1万5,600票を獲得、森田稔夫（44歳）・1万4,166票に1,531票の差をつけて再選された。共産党の堀幸光（32歳）は、546票に留まった。寺田、森田両候補による大接戦を反映して、投票率も86.00%を記録、市長選に対する有権者の関心の高さが感じられた。

選挙戦は、自民党が公認候補を決めずに、自由に競うことになり、保守同士による対決が最大の焦点となった。現職の寺田市長が再選を果たすか、それとも野党派が推す大物新人の森田が初陣を飾るか注目された。結果は、現職の寺田市長がかろうじて逃げ切った。

寺田市長の勝因は、「意思の疎通・市民参加・福祉向上」を基本とし、市民参加と対話を通じて市政二期目を貫く、という基本姿勢にあった。寺田市長は、絶対多数の与党・市議16人を主軸とする堅陣に支えられ、守勢を跳ね返して再選されたのだ<sup>(1)</sup>。

敷衍すれば、市長選挙は、3月15日に行われ、無所属で現職の寺田秋夫が、新人の森田稔夫に約1,400票の差をつけて再選された。森田候補は、これまで3回挑戦した衆議院選からくら替えを図り、政治生命をかけて保守・野党陣営を結集して現職を最後まで追いつけた。しかし結局、今回も僅差で敗退を余儀なくされた。共産党公認の堀幸光候補は善戦をしたものの敗退し

た<sup>(2)</sup>。

今回の市長選は、再選を期す現職の寺田市長と、市政の流れを変えようとする保守・野党勢力を結集して挑んだ森田候補、さらに反自民を掲げ、革新の筋を通して出馬した共産党・西北地区委員長の堀候補との3人で争われた。だが、選挙戦は事実上、市政界を二つに割った寺田と森田の保守系候補同士の対決となった。

寺田市長は選挙前に自民党入りしており、それまで締結していた革新政党との政策協定を破棄するという不利な条件にもかかわらず、その目減りを最小限に抑えた。それに対して、森田候補は「衆院選出馬3回」のキャリアが逆に市民の“市政に対する不安”を生む結果となり、大接戦という大方の予想を裏切る票差で、寺田の前に敗退を余儀なくされた。

寺田市長は、もともと強いといわれた農村部をがっちり押さえた上に、一期4年の実績を背景に、浮動票の多い市街地でもまんべんなく票を集め、「国、県との太いパイプ」「政治の安定」を前面に出し、支持を拡大した。一方、森田候補は、農業共済金の低い評価・支給を寺田市政の失政だと決めつけて、農村部に食い込んだものの、寺田陣営の厚い壁を崩せなかった。また、終盤に入り、頼みの市街地でも寺田陣営に浸食されたのも響いた<sup>(3)</sup>。

再選を果たした寺田市長は、当選の喜びと今後の課題について、次のように語った。

「今回は大変苦しい選挙戦だったが、支持者の皆さんが一生懸命がんばってくれたおかげです。勝因については竹内（黎一）、木村（守男）両代議士、秋田正（県議）後援会長をはじめ、与党市議団も結束、それに青年・婦人部ともよくがんばってくれたことです。非常に接戦で、私の場合、攻撃される身だったので苦しかった。半数近い批判票は謙虚に受け止め、一期で築いた市政実績を踏まえ、

人間性豊かな地域社会の形成を目指すなどの公約、政策を基調として市民福祉の向上のため全力を尽くしたい<sup>(4)</sup>。

『東奥日報』は「解説」の中で、今回の市長選を次のように批判した。

「それにしても、今回ほど派閥抗争の醜さを露呈した選挙はないだろう。市議会と野党の対立は、一昨年10月に行われた議長選挙の疑惑を再燃させ捜査当局を動かした。争点なき選挙戦は相手候補、陣営の非難だけが渦巻き、明らかに特定候補のイメージダウンをねらったチラシ、戸別訪問、金も出回った。・・・利害と利権による対決の図式が露骨に市民の前に現れた選挙。それだけに後遺症が尾を引く後味の悪さが残る」<sup>(5)</sup>。

今回の市長選では、自民党が寺田、森田の両者を公認せず、オープン方式で戦うことになったが、その背景として、以下のような事情があった。

まず、寺田秋夫市長は党籍こそ有しないものの、実質的には自民党員であった。一方、森田稔夫は過去3回衆院選出馬のうち2回を自民党公認で戦っていた。だから、両者の激突は、自民党の公認争いからスタートした。

両者はともに有力県議とそれにつながる国会議員とのパイプを持っており、自民党県連がどのように判断するのが、注目された。同県連は、①森田は前回衆議院選で非公認で出馬したという党規上の問題がある。これに対して、②寺田は前回市長選で革新と手を組んだほか、入党も今回の公認申請と同時にあり党歴に問題がある一との理由から公認を見送ったのだ<sup>(6)</sup>。

#### <注>

- (1) 『陸奥新報』1981年3月16日。  
 (2) 同上。

(3) 『東奥日報』1981年3月16日。

(4) 「接戦で苦しかった一公約実現に全力を尽くす」『陸奥新報』1981年3月16日。

(5) 同上、ちなみにその後、五所川原市議会は、9月9日に午後本会議を開催、議員から提出されていた議会解散の緊急動議を記名投票で採決した結果、賛成21、反対2で可決。小野四郎・議長の告訴問題に端を発し、議長再選、住民による市議会解散リコール運動で大きく揺れていた同市議会は、任期の半分を残して自主解散した。この結果、解散の日から40日以内に直出し市議会選挙が行われることになった。青森県内で議会が「地方公共団体の議会解散に関する特例法」に基づき自主解散したのは、1970年2月の青森市議会以来二度目のことで、解散による直出し選挙は10月4日に行われ、新議員24人が誕生、前職2人は落選、革新を含む4人の元議員は返り咲いたほか、新人2人が当選した。なお、リコール運動の先頭にたった青年候補は最下位で落選した。投票率は、88.57%で史上三番目の低率にとどまった(『東奥日報』1981年9月10日、『陸奥新報』1981年10月5日、『青森県議会史 自昭和54年～至昭和57年』〔青森県議会、1996年〕、671頁)。

(6) 「五所川原市長選」『東奥年鑑 昭和56年版』〔東奥日報社、1980年〕、183頁。

#### ⑨1983年の市長選挙

市長選が2月6日に行われ、3人が立候補した。それは、寺田秋夫市長の汚職辞任に伴うもので<sup>(1)</sup>、結果は自民党新人の森田稔夫(46歳)が1万5,175票を獲得、無所属新人の三上光男(58歳)・1万4,186票に989票の僅差で新しい市長に当選。共産党新人の堀幸光(34歳)は、770票にとどまった。投票率は、出直しへの自粛ムードもあって今一つ盛り上がりず、83.24%で前回(86.00%)を下回った<sup>(2)</sup>。

選挙戦は、市政界を二つに割った森田、三上両候補の対決となり、森田候補は地元選出の県議・秋田正と櫛引留吉の支持を得て旧市内を確保、また農村部でも健闘し、自民党公認候補として、「国、県との太いパイプ」「安定した政治」を前面に掲げて支持を広げ、初当選を果たした。いずれの陣営も「市政刷新」を唱えたも

の、実態は派閥選挙に終始したという<sup>(3)</sup>。

上で述べたように、市長選挙は知事選挙と同じ日の2月6日に行われた。今回の市長選は、寺田秋夫市長が公共事業を巡る汚職で逮捕・辞任したための出直し選挙である。野党は寺田市長の下で森田稔夫を擁立した一方、与党は保守一本化が失敗し土壇場で、保守系無所属の三上光男市議を擁立した。また、革新側では、社会党が候補者を見送り、共産党は堀幸光を公認した。

投票の結果は、森田候補が予想を上回る僅差で三上候補を引き離して初当選した。選挙戦では、森田候補は終始一貫して「過去を語らず、明日を語る政治」を訴え、「5万市民が大同団結し名誉を挽回しよう」と呼びかけた。その上で、商業近代化に農業振興、教育、福祉向上を公約として掲げ、“森田カラー”を浸透させていった。

勝敗の分かれ目は、有権者の三分之一を占める市街地だと位置づけられ、ことに「旧市内から市長」という市民意識が反映された。さらに、森田候補が過去4回も選挙に失敗したことへの同情票を集めて支持を得た。それに対して、涙をのんだ三上候補は、出足の遅れが響いたし、また堀候補は保守の壁に阻まれ思ったほど票が伸びなかった<sup>(4)</sup>。

初当選した森田新市長は、当選の喜びと今後の課題について、次のように語った。

「5回目でやっと念願がかなった。短期決戦で楽な戦いではなかったが、秋田、櫛引両先輩たちをはじめ、市議、広く有権者の応援で1日を3日分運動し続けた。派閥のない公平な政治を貫き、公約を実行する。私的なことで恐縮だが、いつも心配してくれた母（キヨさん）に心から感謝したい」<sup>(5)</sup>。

敷衍すれば、今回の出直し市長選は、寺田秋

夫市長が立体交差橋の工事に絡む汚職で辞任したのを受けて実施され、しかも助役、収入役も不在という異常な市政下で、汚名返上・再生に向けての“浄化選挙”だ、と注目された。そのような状況の中で、森田候補は政治家を志してから苦節14年の念願を果たして市長に初当選したのだ。

森田の勝因は、前回（1981年3月）の雪辱を果たそうと、田澤吉郎・衆議院議員派の保守系野党の市議を軸に櫛引留吉県議と、竹内黎一・衆議院議員派の秋田正県議が手を結び総力を挙げて戦ったことが奏功したからである。ただ、森田市政の前途は厳しい、といわれる。というのも、森田支持の態度を明確にした市会議員は「政和会（7人）」をはじめとする8人にすぎず、議員定数は24人で過半数を大きく割っており、議会対策が大きな課題となるからだ<sup>(6)</sup>。

『東奥日報』はコラム「天地人」の中で、今回の市長選を次のように報じた。

「雌伏4年の損害を回復するためには手段を選ばず勝つこと―その繰り返しが今度の“出直し選挙”につながっていることを、だれよりも身に染みているのは、派閥の主たちだろう・・・残念ながら選挙戦の実相は、市民の“出直し”願望に十分こたえたものとは言えそうもなかった。あとは新市長の良識と勇断に期待するのみ」<sup>(7)</sup>。

現職市長の逮捕・辞任という事態を経て行われた市長選では、新人の森田稔夫が市長の座を手にした。今後は「派閥政治」に陥ることなく、公明正大に市政を担当して欲しい。

#### ＜注＞

- (1)「五所川原市長選」『東奥年鑑 1984年版』〔東奥日報社、1983年〕、185頁。
- (2)『東奥日報』1983年2月7日。
- (3)前掲書「五所川原市長選」『東奥年鑑 1984年版〕、



185頁。

- (4) 『陸奥新報』1983年2月7日。  
 (5) 「森田氏の話」同上。  
 (6) 「苦節14年目の雪辱」同上。  
 (7) 「天地人」『東奥日報』1983年2月7日。

## ⑩1987年の市長選挙

任期満了に伴う市長選は県知事選と同時の2月1日に行われた、2人が出馬した。選挙戦は、再選を目指す現職の森田稔夫（50歳）と佐々木栄造（67歳）・元市長という保守勢力同士の対決となった。投票の結果、森田市長が1万5,537票を獲得し、佐々木元市長（1万5,538票）に179票の僅差で勝利した。激戦を反映して、投票率は84.99%と高く、知事選（48.30%）のそれを大きく上回ったが特筆される。

当初、森田市長は選挙戦で出遅れたものの、市議会与党勢力の過半数を制し、先行する佐々木候補を追い上げ、現職の強みを発揮して勝利を手にした。一方、佐々木元市長の方は出足が早かったものの、1977年に政界から退いてから10年間の政治空白と、世代交代の流れの中で劣勢を埋めることができなかった<sup>(1)</sup>。

敷衍すれば、市長選は、2月1日に行われた。開票の結果、再選を目指した自民党推薦で無所属の森田稔夫・市長が過去に四期16年の実績を誇り復活を狙った佐々木栄造・元市長に僅差で退けた。

今回の市長選では、森田、佐々木両候補は昨年（1986年）9月に立候補の決意声明を表明して以来、150日間におよぶ長い運動を展開してきた。この間、若さと情熱のある森田市長の市政継続か、もしくは16年におよぶ行政手腕と実績のある佐々木元市長の復活かが鋭く問われ、市政界、財界を巻き込んで市を二分する猛烈な争いとなった<sup>(2)</sup>。

確かに、森田市長はスタートで出遅れたとはいえ、市議会与党勢力の過半数をおさえており、

先行する佐々木候補を追い上げ、田澤吉郎、木村守男・衆議院議員、および山崎竜男・参議院議員を動員し、「県と国との太いパイプ」を強調しながら、予算獲得＝中央直結の政治を訴え、市民の支持を広めていった。これに対して、竹内黎一・衆議院議員派をバックとする佐々木候補は出足こそ早かったものの、政界引退後の長い政治的空白と、世代交代の風潮がマイナスとなった。結局、市民は古い佐々木元市長ではなく、若い森田市長の継続を望み、市の将来を託したのだ<sup>(3)</sup>。

再選された森田市長は、当選の喜びと課題について、「政治姿勢に批判はあったが、これからも五所川原繁栄のために粉骨砕身して努力する。私の体は市民のためのもの。みなさんの期待にこたえるようにとにかく、これからも頑張るので支持して下さい」、と語った<sup>(4)</sup>。

今回の市長選では、津軽三代派閥である田澤吉郎、竹内黎一、および木村守男の三代議士派の支持者が入り乱れて集票合戦に火花を散らした。森田候補と佐々木候補の夫人はともに、同市名門旧家である「平浪」の出身であり、いわば、一族一門による争いであった。

両候補の政策や市政進路に関して、際立った相違はなく、一方は「若さと情熱」、他方は「四期16年の実績をもつ老練さ」を選ぶかに市民の選択肢が絞られた。最終的に、「過去を語らず、新生五所川原建設のため、5万市民と一緒に明日を語り合う」信条を訴えた、昭和二けた世代の森田候補（49歳）に軍配が上がった<sup>(5)</sup>。

これに対して、敗れた佐々木候補（67歳）は選挙戦が終盤に向かうにつれて、「何で今さら市長選に・・・」という市民の声が多く聞かれ、結局、これが十年ぶりの返り咲きを阻んだ大きな要因となった<sup>(6)</sup>。

## ＜注＞

- (1) 『陸奥新報』1987年2月2日、『東奥年鑑 1988年版』〔東奥日報社、1987年〕、173頁。
- (2) 『東奥日報』1987年2月2日。
- (3) 『陸奥新報』1987年2月2日、前掲書『東奥年鑑 1988年版』、173頁。
- (4) 「苦闘の再選に涙々－五所川原市長選」『東奥日報』1987年2月2日。
- (5) 「解説－強力な布陣で浸透」『陸奥新報』1987年2月2日。
- (6) 同上。

## ⑪ 1989年の市長選挙

五所川原市において、1988年から89年にかけて公共工事の不正が発覚し、吉岡良三郎・助役の逮捕・辞任、また森田稔夫・市長の解職に象徴されるように、かつてない政治的混乱に見舞われた。市長「リコール（解職）」運動が功奏し、4月29日、リコール住民投票が行われた<sup>(1)</sup>。その結果は、解職賛成が1万4,409票、反対が7,150票と7,249票の大差で、市民は森田市政の継続を明確に否定した。投票率の方も“政争”につかれた市民感情を反映したのか、61.18%にとどまった<sup>(2)</sup>。

森田市長の解職に伴う市長選挙が、6月18日に行われた。選挙戦では、「汚職体質脱却」、「市政刷新」が最大の焦点となり、投票の結果、保守系無所属で元市長の佐々木栄造（68歳）が1万1,290票を獲得、無所属新人の櫛引留吉（63歳）・7,524票に3,766票の大差で12年ぶりに市長の座に返り咲いた。投票率は82.48%を記録したが、前回は2.51ポイント下回り、過去最低であった。今回の市長選には都合5人が立候補するなど、混戦模様であった。しかし、市民は四期14年の市長在職の実績を有する佐々木元市長に市政再生の道をゆだねた<sup>(3)</sup>。

敷衍すれば、市長選挙は、6月18日に行われた。それは、青森県内では初めての市長リコール（解職）に伴うもので、投票の結果は、元市長の佐々木栄造が櫛引留吉・前県議に大きな票

差をつけ12年ぶりに市長の職に返り咲いた。今回の市長選は、市発注の公共事業の汚職事件に端を発し、その原因となっている派閥解消が焦点となったはずであった。しかし、選挙運動を見る限り、政治の現状に変化を求める有権者の意識は感じられず、勝利した佐々木陣営をはじめ保守系3候補は、いずれも派閥むき出しの選挙戦を展開するなど、「リコール運動」の意味は一体何であったのかと、首をかしげざるを得なかった<sup>(4)</sup>。

今回の市長選は、「市政刷新」、「派閥解消」を最大の焦点として、佐々木栄造、櫛引留吉、太田明、浅川勇、および工藤善司の保革5候補によって争われ、市長四期の実績をほこる佐々木元市長が大接戦を制した。候補者乱立のため、選挙そのものが新たな派閥争いの様相を示した。だが、その混迷ぶりが、逆に佐々木候補の実績と行政手腕に市民の目を向けさせた。佐々木候補は、衆議院議員・竹内黎一系の市議をはじめとしてリコール運動主流派で陣営を固め、農村部および市街地とも満遍なく票を伸ばして逃げ切った。また幅広い支持層の中でも、中年男性の票を手堅くまとめたのが勝因に繋がった。さらに出馬を見送った森田前市長が、佐々木支持を表明したことも勝利を確実なものにした<sup>(5)</sup>。

勝利した佐々木新市長は、記者団の質問に対して、次のように語った。

### －今後の派閥解消は－

「超党派、市民党として全力を尽くす。市民会議をおこし、市政の全面的は見直しを進め、あるべき姿に市政に戻すことが派閥解消につながるものと思う」。

### －市長選史上最低の投票率となったが、市民の無言の抵抗とも－

「リコールという、市民運動の大きなウネリにつ

ながる今回の選挙であり、住民投票、けっして無関心ではない。むしろ経済情勢の低下の中で市民生活が圧迫され、混迷の市政が拍車をかけた結果ともとれる。市民の良識に、今後こたえていきたい」<sup>(6)</sup>。

上で述べたように、五所川原が市政を敷いてから7代目の新市長に、佐々木栄造が返り咲いた。公共事業の不正と派閥抗争が背景のリコールに伴う市長選で、有権者は「市制刷新」に繋がる選択をした、といえる。今後民意を市政にどのように反映していくのか、佐々木新市長に寄せる市民の期待は大きい。留意すべきは、市が抱える課題は多岐にわたっており、例えば、市産業の主たる農業はコメの減反と価格抑制、転作不安、国際化に大きく揺れている。また、働く場が少なく、若者の流失に歯止めがかからない。さらに高齢化社会の到来は待ったなしである。五所川原市は、西北五の中心都市でありながら、魅力のない都市に変貌した、といわれ、新市長に対する市民の要望は切実なものばかりだ<sup>(7)</sup>。果たして、復活した佐々木市長がその難題を処理できるのかどうかは、未知数である。

#### ＜注＞

- (1) 首長のリコール＝解職請求とは、住民が知事、市町村長の解職を直接請求できる制度である、地方自治法では有権者の三分の一以上の署名を集めれば、解職の是非を問う住民投票を行えると規定、投票の結果、過半数の同意があった時に首長はその職を失う（『現代政治学事典』〔ブレン出版、1991年〕、1040頁）。
- (2) 『東奥年鑑 1990年版』〔東奥日報社、1989年〕、140頁。
- (3) 『東奥日報』1989年6月19日、前掲書『東奥年鑑 1990年版』、192頁。
- (4) 『陸奥新報』1989年6月19日。
- (5) 『東奥日報』1989年6月19日。
- (6) 『陸奥新報』1989年6月19日。
- (7) 「新市長に期待する」同上。

#### ＜補論＞五所川原市長・解職

五所川原市で、1989年4月29日、市民によるリコール運動が行われ、その結果、市長は解職されるという前代未聞の事態が生じた。以下、揺れ動く市政を概観する。

事件の発端は、1988年2月にさかのぼる。市発注の公共工事で、談合との情報を得ていた県警捜査二課と五所川原署は内偵に着手、土建業者などから事情聴取を行った。しかし、入院戦術に阻まれて、捜査中断を余儀なくされた。だが、8月に入るや、市民グループが「森田市長は特定市議や業者と癒着、市民不在の政治を行っている」と市長リコール運動を開始。ただ残念ながら、リコール運動は、署名が有権者の三分の一を割り込み不発に終わった。

一方、捜査再開の機会を探していた捜査当局は、リコール運動の合間をぬって9月3日、市建設業組合長の成田實と業者1人を競売入札妨害の容疑で逮捕、公共事業の不正が発覚した。市役所が二度にわたって強制捜査を受け、捜査が進展する中で、利権をめぐる恒常的に構造的不正があったことが判明。森田稔夫・市長は、「不正はあり得ない」と潔白を主張したものの、9月20日の未明、市長の“懐刀”といわれた吉岡良三・助役が競売入札妨害の容疑で逮捕され、市の上層部が直接、不正に手を染めていた実態が明らかになった。

その後、“影の実力者”といわれた市建設業組合・会計係の高杉敏春も競売入札妨害の容疑で逮捕され、公共工事不正捜査が一気に進展、事件は汚職問題に発展した。吉岡助役は成田・市建設業組合長を通じて、入札予定価格を通報し、その見返りに賄賂を受けとっていたのだ。しかも、その金は市長選資金として森田夫後援会に流れていた、といわれる。その後、吉岡助役は10月1日付けで辞表を提出、同4日に受理された。

こうした事態に対して、12月12日、再び市長リコール運動が開始。翌1989年2月28日、有権者の三分の一を超える1万4,236票の署名が選挙管理委員会でも有効だと確定され、解職の可否を問う住民投票の実施が決まった。リコール住民投票は、4月29日に行われ、半数の同意を得たので市長の解職が決まり、即日、森田市長は解職されることになった<sup>(1)</sup>。

市長の職を解職された森田稔夫は、次のように語った。

「私の不徳のいたすところである。市長になって以来、粉骨砕身頑張ってきたが、このような結果になっておわびのしようもない。今後のことについては同士のみなさんと相談のうえで決めたいが、自分としては平和なふるさとづくりのため体をささげていくつもりである」<sup>(2)</sup>。

県内の首長で、リコール投票の結果、解職が決まったのはこの20年間で、五所川原市長がはじめてことだ。森田市長に対して投票者の三分の二近く（65.55%）が不信任をつきつけたわけである。森田市政に多くの市民が「ノー」を表明したのは、幾度となく繰り返されてきた市の“構造的な汚職体質”に対する怒りに他ならない<sup>(3)</sup>。

#### ＜注＞

- (1) 『東奥年鑑 1990年版』〔東奥日報社、1989年〕、140頁。
- (2) 『陸奥新報』1989年4月30日。『東奥日報』1989年4月30日、今回のリコール成立に関して、推進派は“市民の良識が勝った”とする一方、これに反対する市長派には“隠し切れない衝撃が走った”という。事件の背後には、「金のかかる選挙」があり、1987年2月の市長選では、使用された金額が2億円とも、3億円ともいわれていた（「検証癒着の構造—五所川原市公共工事で不正」『東奥日報』1989年3月1日）。
- (3) 『陸奥新報』1989年4月30日。森田市長は昨年9

月3日に発覚した公共工事不正事件後の定例議会でも、「市民の信頼回復に努める」と辞任の意思のないことを表明、その後も終始一貫して、野党の退陣要求をはねのけてきた、“逆境に強い男”がキャッチフレーズの森田市長はこれまで4度にわたる選挙に敗戦、議会運営の難航と何度も窮地に追い込まれながらも、持ち前の負けん気で乗り切ってきた、だから、市長リコール運動についても、「反市長派との派閥争い」と位置づけて一歩も引かなかった（「追われた市長の座」〔上〕—五所川原『東奥日報』1989年4月30日）。

#### ⑫1993年の市長選挙

任期満了に伴う市長選は、5月23日に行われ、保守系無所属の佐々木栄造（72歳）・市長が1万2,586票を獲得、保守系無所属の木村登吉（64歳）・1万1,499票に1,087票の僅差、また今博（42歳）・4,013票に大差で六選。保守同士による三つどもいの戦いであったが、投票率は75.37%に留まった<sup>(1)</sup>。

佐々木市長は、田澤吉郎、木村守男・両衆議院議員、三上隆雄・参議院議員、櫛引留吉・県会議員、市議会主流派の玄会系市議12人と市内建設業界グループなどの支援を受け、他の候補よりも一足早く立候補を表明するなど、選挙戦の先手を制した。一方、木村候補は竹内黎一・前衆議院議員、成田守・県会議員、および非主流派・親和会系7市議に加えて、社会党から葛西ノリエ・市議、浅川勇・前県議の応援を受けて保革相乗り態勢で選挙に臨んだ。しかし、佐々木陣営は、他候補への票の流失を食い止めて勝利を手にした。今候補は強力な地盤がないため、両候補の戦い中に埋没した<sup>(2)</sup>。

敷衍すれば、市長選は、5月23日に行われ、現職の佐々木栄造市長、会社社長で新人の木村登吉、および元国会議員秘書で新人今博の3人が立候補したが、いずれも保守系であった。投票の結果、佐々木市長が1万2,586票を獲得、次点の木村候補に1,037票の差をつけて再選された。



周知のように、佐々木市長は汚職事件に端を発した1989年の出直し選挙で、市政の混乱收拾の期待を担って返り咲いた。だから、この4年間を含めた実績と新たな市活性化策を前面に打ち出しての出馬となった。これに対して、反佐々木勢力と社会党の支持を得た木村候補は、その後も続く市議会の紛糾などの責任を問い、派閥解消や市政刷新を掲げて挑戦。また、今候補は衆議院議員秘書から転身し、「五所川原再生」を掲げスポーツ平和党の推薦を受けて出馬、三つどもいの選挙戦となった。ただ、実際には、佐々木対木村の戦いであった、保守同士の戦いのため、具体的な政策上の相違は少なく、続投による「市政安定」もしくは世代交代による「市政変革」かに焦点が絞られた。その結果は、市政の安定を訴えた佐々木市長が僅差で逃げ切った<sup>(3)</sup>。

市長選で六選を果たした佐々木市長は、当選の喜びと今後の課題について、次のように語った。

「今回は婦人らの反応の高まりを強く感じた。低投票率、批判票についてはいろいろあると思うが、今後十分に検討し、これからの市政に反映させていきたい。市民の期待にこたえる責務で心がいっぱいです。これから21世紀に向かい、津軽の発展と共に、生き残れる五所川原市政に務めたい。大胆な挑戦、最新の姿勢で、真に豊かな町づくりを展開していきたい」<sup>(4)</sup>。

今回の市長選で、市民は前回、派閥解消を公約し当選した佐々木市長の「その後」を眺めながら続投を選択した。しかしながら、佐々木市長が十分に市民の同意を得たかについては、疑問がなしともしない。何故なら、対立候補は商業や農業の活性化について市当局の努力不足を非難し、また数多く行う祭りなどのイベントに

ついても、“行政主導型”では対応しきれないと声が聞かれるからだ。これらの点は、前回に比べて、次点との票差が3,700票から1,000票差に縮小した点からも明らかである<sup>(5)</sup>。

#### ＜注＞

- (1) 『東奥年鑑 1994年版』〔東奥日報社、1993年〕、177頁。
- (2) 『東奥日報』1993年5月24日。
- (3) 前掲書『東奥年鑑 1994年版』、177～178頁。
- (4) 「大胆細心の町づくりを－佐々木氏が会見」『陸奥新報』1993年5月24日。
- (5) 「解説－商業、農業振興が課題－五所川原」『東奥日報』1993年5月24日。

### ⑬1997年の市長選挙

任期満了に伴う市長選には3人が出馬し、7月1日に投票が行われた。結果は、自民党が推薦し社民党が支持する、前県議の成田守（62歳）が1万6,455票を獲得し、新進党が推薦する佐々木栄造（76歳）・1万2,256票に4,199票の大差をつけて初当選した。無所属新人の今博（46歳）は、2,681票に留まった<sup>(1)</sup>。今回の市長選は、市政の刷新か継続かが最大の焦点となった。だが、市民は刷新の方を選択し、成田候補が圧勝した。激戦を反映して、市民の関心も高く、投票率は82.20%と前回は6.83ポイント上回った<sup>(2)</sup>。

市長選は、告示前から佐々木市政について与野党が激しく対立する中で展開された。前県議の成田候補は、市議23人のうち野党系11人で議員団を組織し、佐々木市長の「高齢（76歳）・多選（六期）」を鋭く批判した。佐々木市長を支持する市議10人は議員団を組み、通算六期の経験と実績を訴えた。だが、市民の多くは世代交代と行政刷新を唱えた成田候補を選んだのだ。

両陣営には、連日、国会議員や県議が応援に駆けつけ、自民党対新進党という政党色の濃い選挙戦となった。前回に続いて出馬した今候補

は、派閥政治や土建業者の利権争いに支配された市政刷新を掲げた。だが、二つの陣営の集票合戦に飲み込まれてしまった<sup>(3)</sup>。

敷衍すれば、市長選は6月1日に行われ、前県議の成田守が、現市長の佐々木栄造と無所属の今博を下して、新しい市長に当選した。成田候補は、県議四期目の途中から市長選に初挑戦、自民党の推薦、社民党の支持を得た上で、市議会野党の五月会市議11人の応援を確保し「反佐々木」を旗印に出馬した。一方、佐々木市長は、新進党の推薦を得て、市議会与党の市民クラブ、新進クラブの支持を固めて連続三期、通算七期目を目指して立候補した。これに元国会議員秘書だった今候補が前回に続いて出馬、三どもいの激戦となった<sup>(4)</sup>。

成田候補は、佐々木市政を「不要不急のものが多すぎる」と強く批判するなど、市政の刷新を訴えた。これに対して、佐々木市長は通算六期の実績、木村県知事との太いパイプを強調し、「佐々木市政の総仕上げを」と市政の継続を訴えた。特定政党の支持をもたない今候補は、派閥選挙を批判、「派閥を解消するのは自分しかない」と訴えた。

成田候補は自民党の、また佐々木市長は新進党の各勢力を結集して戦いを展開し、出足の早かった成田候補は青年部が活発に運動して世代交代を求める訴えを深く浸透させ、優位な中で支持を固めた。佐々木市長は終盤に入り、過去の実績強調から、市政の仕上げを懇願する訴えに切り替え、成田候補を追い上げたものの及ばなかった。今候補は両氏の争いの狭間で支持を伸ばせず、前回獲得した得票を大きく減らした<sup>(5)</sup>。

『東奥日報』は、「社説：新五所川原市長に望む」の中で、今回の市長選の特色を次のように報じた。

「振り返ってみれば、激しい戦いであった。

各政党相乗りの無風選挙が目立つ最近の首長選とは打って変わって、保守系同士の激突が有権者の関心を高めたことは疑いない。熱気のもった選挙自体は歓迎すべきことであったが、そこで展開されたし烈な権力闘争は、成田市政に微妙な影を落としている」と批判。その上で「市の公共事業への食い込みをうかがう土建業者が暗躍する旧来の構図も見え隠れ、保守二大陣営が火花を散らした」と警告。最後に「これらの動きに“またか”とまゆをひそめた市民も多かった。そこに市民不在の“派閥抗争”を見たからにはほかならない」と指摘した<sup>(6)</sup>。

新しく市長に当選した成田守は、当選の喜びと今後の課題について次のように語った。

「苦勞の多い選挙戦だったが、1週間はあっという間だった。今後は市民の求める成田市政を実現させたい。課題は多いが、一つ一つ解決していきたい。また新市長としての抱負については、①中心商店街の再開発を進め、エルムの街を活用する、②五所川原市の基幹産業は農業であり、複合経営を取り入れるなど対策を練る—などを挙げ、公約実現のため研究を重ね、五所川原市を立て直したい<sup>(7)</sup>。

『東奥日報』は「社説：新五所川原市長に望む」の中で、成田新市長に次のような注文を突きつけた。

「“市政刷新”の願いを託した市民の期待にこたえ、輝かしい21世紀の扉を開くため、確かなかじ取りを望みたい。選挙中に公約した中心商店街の活性化、都市基盤整備、農林業の振興、教育・福祉の充実など、取り組むべき課題は多い。着実な推進あるのみだ。成田氏は市議会議員三期、県議会議員四期を務め、地域の実情を知り尽くしているはず。これまで培ってきた政治手腕を、存分に

発揮してもらいたい。・・・

“市長は公僕でなければならず、公の心を失ってはならない。対話と協調の精神で取り組みたい”。こう力説した成田氏の言葉を信じたい<sup>(8)</sup>。

今回の市長選は稀に見る「激戦」であった。有権者の政治離れが嘆かれる中で、投票率は80%台に回復。問題なのは、激戦を反映したのか、怪文書や脅迫まがいのものまで飛び出すエスカレートぶりであったことだ。ただ、世代交代（76歳から62歳へ）が進んだのは大きな成果であった<sup>(9)</sup>。

#### <注>

- (1) 『東奥日報』1997年6月2日。
- (2) 『陸奥新報』1997年6月2日。
- (3) 『東奥年鑑 1998年版』〔東奥日報社、1987年〕、174頁。
- (4) 『陸奥新報』1997年6月2日。
- (5) 同上。
- (6) 『東奥日報』1997年6月2日。
- (7) 「課題を一つ一つ解決－成田氏会見」『陸奥新報』1997年6月2日。
- (8) 「社説：新五所川原市長に望む」『東奥日報』1997年6月2日。
- (9) 「冬夏言」『陸奥新報』1997年6月2日、「激戦 世代交代で幕」同上、1997年6月4日。

#### ⑭2001年の市長選挙

任期満了に伴う市長選は5月27日に行われ、2人が出馬した。その結果は、自民党、公明党推薦で、社民党の支持を得た現職の成田守（66歳）が1万6,632票を獲得、保守系無所属で、民主党推薦の今博（50歳）・8,301票に8,331票という大差をつけて再選を果たした。投票率の方は過去最低の64.25%に留まった<sup>(1)</sup>。

今回の市長選は、勢力が拮抗した候補者同士が市内を二分する激戦を演じた過去の選挙戦とは様相を異にし、事実上、現職の「信任投票」の色彩が濃かった。成田市長は二大勢力の一本化、市議23人のうち22人の支援を受ける盤石

な態勢を築き終始優位に立って圧勝した<sup>(2)</sup>。

敷衍すれば、市長選は5月27日に行われ、現市長の成田守が市長選に3回挑戦した今博に大差をつけて退け再選された。ただ今回、今候補は自己最高の8,301票獲得して善戦した、といえる。

成田市長は2000年12月、市議会定例会で二期目の出馬を正式表明し、支持母体の自民党をはじめ、木村守男知事系も支援に回り、市長選初の保守一本化に成功した。選挙戦では、自ら夏祭りの主役に育て上げた「立佞武多（たちねぶた）」を通年飾っている“館”建設など、商店街再生、商業復活を訴え、“活力ある元気な街づくり”を公約し、一期目4年間の実績と厚い布陣に支えられ、支持票を手堅くまとめて圧勝した。

一方、今候補は告示1週間前に出馬表明し、市民団体「五所川原市夜明けの会」や市議1人の支援を受けて、短期決戦に挑んだ。現市政の“オール与党化”を批判、連日40ヵ所近くを街頭で演説、無党派層への食い込みをはかった。しかし、出遅れが響き、8千票と挑戦者として過去にない批判票を集めながら敗退した<sup>(3)</sup>。

『陸奥新報』は、「社説：魅力ある商都復活に期待」の中で、今回の選挙の特色を次のように総括した。

「立佞武多で五所川原市の名を全国に広め、“立佞武多市長”とも称される成田氏である。一期目の実績が市民の支持を得た、ということだろう」と指摘。その上で、「だが投票率は過去最低となった。県政界の自民、木村知事との関係改善、協調への流れを受けて、同市でも保守二大勢力が成田氏で一本化、かつてない保守勢力の合流選挙が、選挙好きといわれる市民をしらけさせたようだ」、と苦言。最後に「しかし、成田氏が掲げた“活力ある元気な街づくり”の真の実現には、市民の理解、協力が不可

欠である。21世紀の街づくり、商都復活にはこれら一丸となってまい進しようという矢先に、前例のない多くの棄権者が出たのは残念でならない。また今氏の得票は、まぎれもない批判票である。それらを考えあわせれば、もろ手を挙げて圧勝をよるこんでばかりいられない」と結んだ<sup>(4)</sup>。

再選された成田守市長は、当選の喜びと今後の課題について次のように語った。

「みんなで力を合わせ自分たちの街・五所川原を発展させるために、農業と町活性化の問題に、真剣に取り組んでいきたい。一期目に立案したことを推進していきたい」。前回より低かった投票率については「運動期間が短かったが、思っていたよりも伸びたと思う。これから市議会と一つとなり地域発展に務め、子や孫にゆだねたい。かつての五所川原の勢いを取り戻したい」<sup>(5)</sup>。

『陸奥新報』は「解説：手腕問われる二期目」の中で、成田市長に次のように要望した。

「成田氏は四年前の市長選後、毎年返さなければならぬ市の借金・市債の償還負担を軽減するため、県内市町村では初めて利子引き上げ、償還期間延長を金融機関の協力で実施、立佞武多復活にも英断を下した。行政に民間、商人（あきんど）意識を注入、その政治手腕の一端をのぞかせた。不毛の対立・抗争を繰り返してきた同市の政治勢力の結集は、ある意味では市民の意識改革の表れである。その政治力結集で、これからどのような都市づくり、市の活性化策を具体化していくのか。力量・手腕が問われるのはこれからだ」<sup>(6)</sup>。

#### ＜注＞

(1) 「市長選挙－五所川原市長」『東奥年鑑 2002年版』〔東奥日報社、2001年〕、42頁。

(2) 同上。

(3) 『陸奥新報』2001年5月28日。

(4) 「社説：魅力ある商都復活に期待」同上。

(5) 「政策さらに推進－五所川原市長選」『東奥日報』2001年5月28日。

(6) 『陸奥新報』2001年5月28日。

#### ⑮2005年の市長選挙

新五所川原市発足に伴う市長選は4月24日に行われ、自民、公明の両党が推薦する現職の成田守（70歳）が2万4,939票を獲得し、会社社長の三上誠三（55歳）・5,718票に1万9,221票の大差をつけて三度目の当選を果たした。成田市長は、農業、観光振興を公約し、金木、市浦の旧町村長らの支持を得て盤石な態勢を整え、広範に支持者を集め、市長としての業績を訴えて勝利した。ただ、投票率は61.27%に留まり、前回は2.98ポイント下回った<sup>(1)</sup>。

今回の市長選では、多くの市民が「市政刷新」よりも「安定した行政運営」を選択し、成田守市長の圧勝に終わった。三上候補は、旧金木町長選、衆院選、参院選、他の都道府県の知事選にこれまで9回も出馬するなど、テレビ出演で知名度は高かったものの、行政手腕が未知数で組織力も劣り、成田市長に大差をつけられて敗北した<sup>(2)</sup>。

敷衍すれば、市長選は4月24日に行われ、現職の成田守が会社社長の三上誠三を大差で下して、新市長に就任した。成田市長は、旧金木町と旧市浦村との配置分合（合併）決定書が県から交付された昨年12月16日に、出馬表明をしていた。議員50名の大所帯となる市議会をまとめる存在として旧市議周辺から推され、自ら最後の選挙だと位置づけて臨んだ。選挙戦を通じて、成田市長は、飛び地合併の行政格差の解消、観光のルート化による住民同士の連携、および基幹産業の振興などを強く訴えた。

成田市長は、合併相手の鳴海旧金木町長と高松旧市浦村長、また市議50名のうち大半の支



援を得た上に、津島雄二、津島恭一の両衆院議員、山崎力参院議員らも駆けつける盤石の態勢で優位なうちに戦いを進めた<sup>(3)</sup>。

これに対して、三上候補の方は成田市政を「独断専行」だと批判し、1月12日に出馬表明。三上候補は、市長給与の50%カットなど大胆な発想で財政改革を主張し、温泉会社社長として経営感覚と55歳という若さをアピールした。また、今博・県議、石岡裕・元県議らが反成田勢力を結集して支援、草の根選挙を展開したものの、行政手腕が未知数であることや、組織力で成田市長に遅れをとり大差で敗退した<sup>(4)</sup>。

見事に三選を果たした成田守市長は、記者団との一問一答に応じた。

#### 一 当選を果たした感想は。

「市民がまあまあ線の成田でよいと判断したのではないか。旧金木町長や旧市浦村長、多数の市議から応援を得ることができ幸運だった」。

#### 一 優先的に取り組みたい政策は。

「西北中央病院を核とした公立病院の機能再編は将来的に必要だ。市浦地区と金木地区の学校統廃合などについても考えなければならない」。

#### 一 財政健全化をいかに進めるか。

「長く商売をしてきた経験がある。事業者としての感覚を積極的に取り入れていく。さらに事務事業の見直しも徹底的に行う」。

#### 一 今回が「最後の4年」か。

「選挙戦前から今回を市長戦への最後の挑戦と決めていた。基盤整備をして後進に道を譲るつもり。できればこの一期で新市を軌道に乗せたい」。

#### 一 理想としている新市像は。

「地元住民の声を反映しながら発展していく街が望ましい。その声が県政、国政にもっと届けば、さらに地域の発展につながる」<sup>(5)</sup>。

『東奥日報』は「解説：五所川原市長に成田

氏－二期の市政評価」の中で、当選した成田市長に次のように要望した。極めて正当な要望である。

「新五所川原市は今後、飛び地同士の住民の一体醸成と均衡ある地域発展、財政の効率的な運営などが求められる。また、合併前に旧三市町村議会が対立していた市議改選時の選挙区設置・定数割りなども未解決だ。市議会を二分するような選挙戦は避けたものの、成田新市長は多くの課題を抱えての船出となる」<sup>(6)</sup>。

#### ＜注＞

- (1) 『陸奥新報』2005年4月25日。『東奥日報』2005年4月25日。
- (2) 「選挙の記録－五所川原市」『東奥年鑑 2006年版』〔東奥日報社、2005年〕、26頁。
- (3) 同上。
- (4) 『東奥日報』2005年4月25日。
- (5) 「合併新市長との一問一答」『陸奥新報』2005年4月25日。
- (6) 「解説：五所川原市長に成田氏－二期の市政評価」『東奥日報』2005年4月25日。

#### ⑩ 2006年の市長選挙

成田守市長の病気・辞職に伴う市長選は、7月10日に行われ、3人が出馬した。その結果は、自民党、公明党の推薦を得た前県議で会社社長の平山誠敏（66歳）が2万1,174票を獲得し、前市議で保育園長の前田清勝（65歳）・1万2,713票に8,461票の大差をつけて初当選した。会社社員の三上誠三（56歳）は1,415票に留まった。平山候補は、市議47名中34人の支持を受け、自民、公明両党の全面的支援による強力な布陣を構え、終始優勢な中で戦いを制した。投票率は69.43%を記録し、前回は8.16ポイント上回った<sup>(1)</sup>。

敷衍すれば、成田守・市長の辞職に伴う市長選は7月9日に行われ、前県議で会社社長の平山誠敏が前市議で保育園長の前田清彦と会社役

員の三上誠三を破って、初当選した。旧金木町、旧市浦村と1市2町村が合併した後、初代市長となった成田市長は約半年間公務に就いていた。だが、その後半年間にわたって入院・治療を続け、これ以上、市長職を空席にすることはできないと考え、辞職を余儀なくされた<sup>(2)</sup>。

成田市長が退いた後、平山候補は5月末、前市長の後継者として市議会の与党に推されて出馬を表明。平山候補は、「活力ある街づくり」を掲げ、農林水産部物のブランド確立、併設小中高校一貫教育の早期実施などの推進、および自治体病院機能の再編成の早期実現を公約として訴えた。さらに、地元ガス会社社長としての経営手腕を生かした財政再建をアピールし、成田前市長が市内全域に張り巡らしていた後援会組織を引き継いだことや、自民党、公明党の支援による盤石な態勢で組織戦を展開した<sup>(3)</sup>。

一方、前田候補は、市議に七期連続当選し、議長経験もあるベテラン政治家であり、成田前市長の与党会派から離脱、また自民党からも離党して出馬した。前田候補は「市政刷新」と「公平、公正、実効」を掲げ、前市政批判を前面に打ち出し、野党勢力を結束させ、無党派層の取り込みを図った。だが、平山候補の強力な基盤を崩すことはできず、票が伸び悩んだ。また三上候補は、2005年の市長選に続く出馬で、前回自分の陣営にいた民主党勢力や元県議が前田支持に回り、苦しい戦いを強いられ敗退した<sup>(4)</sup>。

市長に初当選した平山誠敏は、「当選は皆さんの、支援のたまもの」と支持者に感謝し、さらに「選挙を戦い、盛り上がりを感じた。市政を引っ張っていく責任と圧力を感じる」と当選の喜びを示し、今後の課題について次のように語った。

財政再建を急務とし「合併後2年連続でカラ財源を組んで原因を精査する。合併時の財政計

画の見直しが必要」と述べ、また、合併後の行政サービス、格差に対する金木、市浦両地域住民の不満について触れ、「不満は介護保険料、固定資産税など多岐にわたるようだ。両総合支所の権限見直しと窓口の機能充実を図り、声をくみ上げるシステム構築を急ぐ」とした。さらに、インターネットを通じた市議会の会議公開など、IT技術を活用した情報公開・発信に前向きな姿勢を示した。なお、三役人事については「これからの問題」だと、とどめた<sup>(5)</sup>。

『東奥日報』は「社説：課題山積だが手腕に期待」の中で、新しい市長に次のような注文をつけた。

「県議二期務めたとはいえ、市政運営に関し平山氏の政治力、行政手腕は未知数でもある。ただ、多数与党を背景とした強圧的なリーダーシップの発揮だけは願ひ下げだ。選挙戦でも強調したように市民の声に真摯(しんし)に耳を傾け、徹底した情報公開を実現し、開かれた市政運営を実行してほしい」<sup>(6)</sup>。

『陸奥新報』もまた「社説：平山市政に期待するもの」の中で、新市長に次のような課題をつきつけた。

「後継者の平山市長の課題は多い。一つは新市となった2005年度、今年度と2年連続で一般会計予算にカラ財源を計上せざるを得なかった市の財政事情である。もう一つは合併した三地区の一体感の醸成である。平山市長は当選後、“市民に開かれたガラス張りの政治を心掛けたい”と言っている。これは住民が求めるサービスや情報提供に、行政としてのきめ細かく応えていく一との姿勢である。まず、市民の展望を窓口でしっかりと受け止め、施策に反映していくとの基本スタンスを強調している」<sup>(7)</sup>。

今回の市長選では、政策上の大きな争点なかった。前市長の後継者を謳った平山誠敏が前田清勝との事実上の一騎打ちに勝利したことは、多くの市民が安定した市政運営による着実な改革推進を選択したことを、意味する<sup>(8)</sup>。

#### 〈注〉

- (1) 『東奥日報』2006年7月10日。
- (2) 『陸奥新報』2006年6月26日。
- (3) 『東奥年鑑（記録編）2007年版』〔東奥日報社、2006年〕、44～45頁。
- (4) 同上、45頁。
- (5) 「五所川原市長に平山氏」『陸奥新報』2006年7月11日。
- (6) 「社説：課題山積だが手腕に期待」『東奥日報』2006年7月10日。
- (7) 「社説：平山市政に期待するもの」『陸奥新報』2006年7月11日。
- (8) 「着実な改革推進選択」『東奥日報』2006年7月10日（夕）。

#### ⑰2010年の市長選挙

任期満了に伴う市長選は、6月13日に行われ、2人が出馬した。開票の結果、自民党と公明党の推薦を受け、組織力で勝る現職の平山誠敏（69歳）が1万9,817票を獲得し、追いつがる前県議の楠引ユキ子（57歳）・1万8,516票にわずか1,301票の僅差で下して、再選された。平山市長は、一期4年間の財政健全化への取り組みを強調し、また、つがる西北広域中核病院（仮称）の計画を促進したことを挙げ、「県内初の女性市長」を目指した楠引候補を制して再選された。投票率の方は、激戦を反映して高く69.43%に達し、前回の市長選の時に比べて7.92ポイント上回った<sup>(1)</sup>。

詳述すれば、市長選は6月13日に当開票が行われ、現職の平山誠敏が前県議で新人の楠引ユキ子を破り、再選を果たした。選挙戦は当初、両者の主張に明確な相違がなく、争点が見当たらなかった。だが、告示日が近づくにつれ、つがる西北広域中核病院（仮称）や大町2丁目土

地区画整理事業、合併に伴う旧市と旧町村との西北格差問題、および財政健全化などで論戦が活発となった。選挙結果を見る限り、市民は課題の解決を引き続き、現職の平山市長に託した形となった<sup>(2)</sup>。

平山市長は就任直後から行財政改革に着手し、2年目の2007年度決算で、赤字財政を黒字にさせた。だが、一律に事務事業を見直したため、補助金を削減・廃止された団体からは不満の声が上がり、事実、金木町と市浦両地区に地域格差訴える声は根強く、楠引候補がこの受け皿となった。楠引県議の出馬に対して、同じ自民党系として手を取り合っていた平山市長側の組織は揺れた。しかし、持ち前の組織力で盛り返し、また自民党、公明党の推薦を得て足場を固めた。

これに対して、楠引候補は「市民党」をうたい、後援会も女性中心に草の根組織で対抗し、民主党系の支援も得て、“県内初の女性市長”の実現を目指した。だが、街頭演説では市政批判が多く、市民から、争点の一つとなったつがる中核病院建設の手直しについても、「中身がない」という声も上がるなど、戦略として失敗した面が見られた。ただ、留意すべきは、平山市長は逃げ切ったとはいえ、楠引候補との票差は1,301票という僅差に過ぎず、それは一期4年の平山市長の行政手腕に対し、かなりの市民が不安や物足りなさを感じていた証左である<sup>(3)</sup>。

再選を果たした平山市長と記者団との、一問一答は、次の通りである。

#### —選挙戦を振り返って。

「一期4年間の成果を市民がどのように評価してくれたのか、という思いで戦ってきた。はっきり言って、当初はかなり出遅れたとの思いがあった。市議会議員や後援会青年部、女性会など支持してくれる人たちが相当の危機感を持って戦い、よう

やく追いつき、追い越し、最後の勝利をつかむことができたと思う」。

#### 二期目の抱負は。

「選挙戦で訴えてきたように、やはり中核病院の計画はしっかりと進めていきたい。そのために行財政改革も一緒に進めていかなければならない。また五所川原市にはまだまだ活力があるし、力を結集して市全体の活力につなげていきたい」。

#### 一勝因は。

「本当に厳しい戦いだった。支援してくれた人が危機感を持ち、今までになく広範囲で支持を広げてくれた。行財政改革をしっかりやってほしいという、市民の思いも強かったのではないか」<sup>(4)</sup>。

『東奥日報』は、「社説：五所川原市長が再選—“病院”、“大町”課題が山積」の中で、平山市長に次のように要望した。

「平山市政が4年間で最も積極的に取り組んだのが財政健全化で、一定の成果を挙げたと言っている。歳出の“一律カット”には批判も根強いが、やや強引に見える手法を駆使したからこそ短期間で財政を黒字基調に転換できたともいえる。……住民の要望に応えながら予算の総額を抑えるため、歳出にどうメリハリを付けるのか、二期目は平山市政の真価が問われる」<sup>(5)</sup>。

『陸奥新報』もまた、「社説：ビジョンと財政の備えを」の中で、再選された平山市長に次のような課題をつきつけた。

「平成の大合併」で2005年3月、旧金木町と旧市浦村とともに新市が誕生して3度目の市長選だった。選挙戦を通じて、つがる西北五広域中核病院（仮称）の建設、地域融和、中心市街地の活性化といった課題がいや応なく浮き彫りとなった。国政選、地方選を問わず有権者は、マニフェスト

（政権公約）の項目別に賛否を投票できない。特に首長選においては、相手候補に票を投じた一定数の有権者の声に真摯（しんし）に耳を傾けなければ、遺恨が遺恨を生みかねない。市街地活性化、公共事業の効率化、地域格差の解消といった課題は地方共通である。着実に取り組み、成果を挙げてほしい」<sup>(6)</sup>。

今回の市長選は、現職対前県議による保守同士の争いとなり、再選を目指す平山市長が辛くも逃げ切った。ただ、1,301票という票差は、平山市長の行政手腕に対して、市民が不安や疑問を抱いていることを示したものの、といえる。櫛引候補は、県内初の女性市長の誕生を目指したが、平山陣営の組織力に阻まれ、あと一步届かなかった。市民は、実績と経験のある現職の平山市政の継続を選択したのである<sup>(7)</sup>。

#### ＜注＞

- (1) 『陸奥新報』2010年6月14日。
- (2) 『東奥日報』2010年6月14日。
- (3) 『陸奥新報』2010年6月14日。
- (4) 「平山氏一問一答」同上。
- (5) 「社説：五所川原市長が再選—“病院”、“大町”課題が山積」『東奥日報』2010年6月14日。
- (6) 「社説：ビジョンと財政の備えを—2市町が決まる」『陸奥新報』2010年6月14日。
- (7) 「櫛引さん“悔しい”」『東奥日報』2010年6月14日。「選挙の記録—五所川原市」『東奥年鑑2011年版』〔東奥日報社、2010年〕、16頁。今回の市長選について、『東奥日報』が電話による世論調査と出口調査を実施、告示前に優位に立っていた現職の平山市長が、新人の櫛引ユキ子に激しく追い上げられ、最終的に小差でかわしたことが明らかになった。また、政策に期待は3割に留まり、投票理由について、実行力や人柄評価も考慮された（「平山氏 小差でかわす」同上）。

#### ⑱2014年の市長選挙

任期満了に伴う市長選は、6月22日告示された。だが、自民、公明両党が推薦した無所属で現職の平山誠敏（73歳）以外に立候補の届け



出がなく、無投票で三選が決まった。市長選での無投票は、1954年の合併前の旧五所川原市が発足した以降、初めての出来事である。

五所川原市は、古くから政治闘争が激しいところとして知られていた。だが、初めて市長選が無投票となったのは、平山市長が市議26人中、25人から支持を得たことが大きい。その背景として、野党系議員が対抗馬を擁立できなかったので、現職に相乗りして、来年1月予定の市議選を有利に進めたいとの思惑があった、と思われる<sup>(1)</sup>。

敷衍すれば、市長選は6月22日に告示、現職の平山誠敏のみが立候補し、無投票で三選が決まった。平山市長は、前年2013年12月の市議会の定例会で出馬を表明し、対立候補の動きがない中で、政党や労働団体などの推薦を受けて、盤石な態勢を構築し、公約に定住の促進、農水産業の6次産業化の促進など53項目を掲げた<sup>(2)</sup>。

無投票で三選された平山市長は、次のように語った。

「前回選挙は激戦だったので、日の明るうちに当選が決まったのが実感できない」と周囲を笑わせ、「選挙で政策を戦わすことが大事だが、こういう形（無投票）になったことも一つの審判の型」だと述べ、また、三期目に向けては「財政運営に十分留意しながら、五所川原の良いものを磨き上げ、全体を発展させたい。活力ある明るい住みよい街になるよう、先頭に立って努力する」と抱負を示した<sup>(3)</sup>。

『東奥日報』は「社説：無投票でも気を緩めず」の中で、平山市長の無投票三選について次のように報じた。

「有権者にとって“五所川原市政のかじ取り役を誰に託すか”という大切な問題に、複数の選択肢が示されなかったことは残念だ。各党各派はこの事態を重く受け止めなければならない。3選を果た

した平山氏は、けっして気を緩めることなく、山積する姿勢の課題に待ったなしで取り組んでもらいたい<sup>(4)</sup>。

『陸奥新報』もまた「社説：初の無投票、職責はより重大」の中で、平山市長の無投票当選について、次のような懸念を示した。

「県内では近年、首長選挙で無投票の公算が極めて大きくても、地元の青年会議所などが主催して公開討論会を開くケースが見られる。討論会が唯一の方策とは言わないが、五所川原市でも同様の動きがあってもよかったのではないか。これは有権者側が努力すべき点だった。

平山氏は批判を受けるような失策が見当たらなかったとしても、各種施策が市の現状に合っているのか、修正の必要はないのかなど、一定期間ごとに市民がチェックする必要はあろう<sup>(5)</sup>。

確かに、二期8年務めた平山市長の堅実な行政手腕には一定の評価があり、対立候補が批判の矛先とするような大きな失策がなかった。それが、今回の市長選の無投票につながったのは否めない<sup>(6)</sup>。

今回、市長選への市民の関心は総じて低かった。だが、それは必ずしも白紙委任をしたわけでない。市政に、多くの課題が山積している現状を平山市長は忘れていけない<sup>(7)</sup>。

#### 〈注〉

- (1) 『東奥日報』2014年6月23日。
- (2) 「選挙の記録－五所川原市」『東奥年鑑 2015年版』〔東奥日報社、2014年〕、10頁。
- (3) 「平山氏が無投票3選―五所川原市長選」『陸奥新報』2014年6月23日。
- (4) 「社説：無投票でも気を緩めず」『東奥日報』2014年6月23日。
- (5) 「社説：初の無投票、職責はより重大」『陸奥新報』2014年6月23日。

- (6) 下山和枝「解説－財政健全と施策両立を」同上。  
(7) 工藤知巳「解説－野党系、市議選をにらみ支持」『東奥日報』2014年6月23日。

## ⑩2018年の市長選挙

任期満了に伴う市長選挙は、6月25日に行われた。その結果は、新人で会社役員の無所属・佐々木孝昌（64歳）が1万5,593票を獲得、同じく新人で会社社長の無所属の平山敦士（44歳）・1万4,945票＝自民、公明党推薦に648票の僅差で退け初当選した。

佐々木候補は、市政刷新を掲げ、大型箱物事業から市民生活向上施策への転換を訴え「若さと実行力」を掲げ、組織戦を展開した平山候補を制した。投票率は64.83%で8年前の選挙戦を12.52ポイント下回った<sup>(1)</sup>。

敷衍すれば、6月25日に実施された市長選では、無所属新人でタクシー会社役員の佐々木孝昌が、新人でガス会社を経営する平山敦士を下して初当選。選挙戦は、現職の平山誠敏が病気で4選出馬を断念し、新人2人の競争となった。佐々木候補は、平山候補の父で市長である平山誠敏の市政刷新を訴えて平山候補に競り勝ったのだ。

選挙戦では、佐々木候補は平山市長の市政運営を「しらがみの市政」と批判し、大型事業で市の財政が悪化していると主張。持続可能な街づくりへの転換を訴え、現市政に不満を抱く層を取り込んだ。佐々木候補は既に、昨年8月にいち早く立候補を表明しており、先行して活動していた。

一方、平山候補の方は4月、父誠敏の立候補取りやめを受けて、告示の2ヵ月前に急遽出馬表明するなど、出遅れが懸念されていた。父の誠敏から引き継いだ後援会、自民党、公明党、および連合青森など重厚な組織戦を展開した。だが、“世襲政治”だというイメージを払しょくすることが出来ず敗退を余儀なくされた<sup>(2)</sup>。

市長選で初勝利した佐々木候補は、「自分の考えた選挙をやった実感があった。これで負けたら本望。勝てないと五所川原の選挙は絶対変えないと思った」と選挙戦を振り返り、「この投票率で勝てたということは訴えていた“五所川原を変えよう”という思いが通じたということ」だと謝辞を述べ、「五所川原の状況を変えることは至難の業。これから本当の戦い」とした上で、「市政が良くなったと市民の一人ひとりが実感できる市政にかじを切る」、と語った<sup>(3)</sup>。

『東奥日報』は「時論：市民の声聴き市政運営を－新五所川原市長決まる」の中で、今回の市長選を次のように総括した。

「佐々木氏は昨年8月にいち早く立候補を表明し“箱もの行政”や“しがらみ市政”からの脱却・転換を強調。告示後も党派や組織に頼らない草の根選挙で訴えを浸透させ、誠敏氏の強固な支持基盤を生かした組織戦を展開した平山氏を接戦の末に下した。

ただ、五所川原市は人口減少対策など課題が山積している。佐々木氏の政治手腕は未知数だが、経営者としての経験や理念を生かしながら“市政を市民の手に取り戻す”という言葉通り、市民の声にしっかりと耳を傾け市政運営に力を尽してもらいたい<sup>(4)</sup>。

それでは、何故、強固な組織を誇る平山候補は敗北したのであろうか？ 選挙戦の中盤、ある陣営幹部は「もしこれが誠敏氏の選挙なら当選は間違いのないとの手応えはある。だが、これは敦士の初陣。街頭の反応が正直読めず、不安は絶え間なくある」、と説明した。

また今回、自民党の組織が一枚岩になれなかったのも、佐々木陣営に有利に作用した。党市支部の一部からは、櫛引ユキ子県議の活動不

足が敗北の一因と指摘する声も上がった<sup>(5)</sup>。

ここで忘れてならないのは、三期12年続いた平山政権への不満や世襲への批判が予想以上に強かったことだ<sup>(6)</sup>。実際、平山誠敏が市長に就任後、市役所新庁舎、消防庁舎といった大型施設整備が続いた。老朽化に伴う更新ではあるとはいえ、一部には、適正規模よりも大きい施設のため整備コストが高止まりしているとの指摘や、また以前から特定業者への発注の偏りを指摘する声が見られた<sup>(7)</sup>。

#### 〈注〉

- (1) 「五所川原市長に佐々木氏一僅差で平山氏破る」『陸奥新報』2018年6月25日。
- (2) 「市長選挙、五所川原市」『東奥年鑑 2019年版』〔東奥日報社、2018年〕、15頁。
- (3) 「市民のための市政を－五所川原市長選」『陸奥新報』2018年6月25日。
- (4) 「時論：市民の声聴き市政運営を－新五所川原市長決まる」『東奥日報』2018年6月26日。
- (5) 「検証 五所川原市長選④－自民組織 結束欠く」同上、2018年6月28日。周知のように、2010年の市長選に出馬した榊引は平山誠敏と激しい選挙戦を繰り広げた。佐々木候補は当時、榊引陣営の選挙責任者を務めた経緯があり、榊引は今回、佐々木候補への恩もあり、両陣営からの応援要請を断り街頭に立たなかった（同上）。
- (6) 「解説：現政権への不満予想以上」『陸奥新報』2018年6月25日。
- (7) 「箱もの行政刷新共感－五所川原市長に佐々木氏当選」『東奥日報』2018年6月25日。

### 第3章、歴代市長

#### ①外崎千代吉（在任期間：1954年11月20日～1958年11月17日）

外崎千代吉は1897年7月30日、五所川原町（旧三好村）に生まれた、生家が貧しく、少年時代に床屋へ奉公し、“ジャンボ”と称された。日本大学経済学部を中退、政治運動に参加、青森県政治同盟を組織し、五所川原町などで多くの演説会を開催した。

1933年、五所川原町会議員に出馬して当選、1935年、県議会議員選に出馬して当選、1937年、脇元村長に就任。戦後、1947年4月、衆議院・総選挙に出馬して初当選、その後、衆議院・総選挙に四回連続して挑戦したが、いずれも落選。1954年10月、五所川原市長に出馬して当選、これを一期務めた。1957年7月、「平和産業大博覧会」を開催。外崎は保守系に属せず、衆議院・総選挙への出馬の際は、社会革新党、協同党、右派社会党、および民社党などの推薦で出馬、「保守大国」津軽地方で、革新系政治家として存在感を示した。外崎はまた、新聞経営に関心を抱き、1930年に『陸奥タイムス』を発行、1934年『青森日報社』の再建に取り組み、社長に就任。1970年、勲四等瑞宝章を受章、1974年死去。享年87であった<sup>(1)</sup>。

#### 〈注〉

- (1) 『青森県人名辞典』〔東奥日報社、2002〕、461頁。

#### \*市長選での得票数と投票率

・1954年の選挙	8,136票	87.3%	（当選）
・1958年の選挙	1万0,973	87.6%	（落選）

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

#### ②山内久三郎（在任期間：1958年11月18日～1962年11月17日）

山内久三郎は1904年、稲垣村（柏村）に生まれた。銀杏高等小学校卒。東進ゴム工業、五所川原木工を設立。五所川原町議、県議を経て、1949年五所川原町長に当選、1954年の五所川原市長選で敗退。1958年の市長選に再度出馬して当選、1期務めた。北津軽郡商工会議所初代会長、五所川原堰土地改良区理事長など歴任。1969年に死去、享年65であった<sup>(1)</sup>。

#### 〈注〉

- (1) 『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕、700頁。

**\* 市長選での得票数と投票率**

・1954年の選挙	7,841 票	87.3%	(落選)
・1958年の選挙	1万 2,879	87.6	(当選)
・1962年の選挙	1万 1,988	85.0	(落選)

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

- ③**佐々木栄造**（在任期間：1962年11月18日～1977年3月29日、1989年6月18日～1997年6月17日）

佐々木栄造は1920年12月16日、五所川原町に生まれた。五所川原農学校を経て、日本大学法学部を卒業後、日本大学大学院公法科修士課程を修了。自営精米業を営み、県連合青年団長などを務めた。1959年、県議に当選、1期途中の1962年、五所川原市長選に出馬して当選、連続四期務めた。1989年、再度市長選に出馬して返り咲き三期務め、通算六期を誇る。県連合青年団協議会長、日本青年団協議会長、全国市長会副会長などを歴任。練士五段、2019年12月に死去、享年89であった<sup>(1)</sup>。

＜注＞

(1)『青森県人名辞典』〔東奥日報社、2002年〕、886頁、「きょうの顔」『陸奥新報』1993年5月24日。

<https://ja.wikipedia.org/wiki/佐々木栄造>

**\* 市長選の得票数と投票率**

・1962年の選挙	1万 2,271 票	85.0%	(当選)
・1966年の選挙	1万 1,973	85.97	(々)
・1969年の選挙	1万 3,250	82.98	(々)
・1973年の選挙	1万 3,673	86.18	(々)
・1987年の選挙	1万 5,537	84.99	(落選)
・1989年の選挙	1万 1,290	82.48	(当選)
・1993年の選挙	1万 2,586	75.37	(々)
・1997年の選挙	1万 2,256	82.20	(落選)

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

- ④**寺田秋夫**（在任期間：1977年3月30日～1983年2月5日）

寺田秋夫は1918年、五所川原町石岡（旧松島村）に生まれた。盛岡高等農林学校卒業後、五所川原農林高校で4年間教職につき、その後林野

庁入り、秋田営林署事業部長に就任。1972年むつ小川原開発社調査役、県林業生産共同組合副理事長などを歴任。1977年、五所川市長に当選し二期5年11ヵ月務めた、1982年、汚職事件で市長を辞任。2011年に死去。享年93であった<sup>(1)</sup>。

＜注＞

(1)『東奥日報』1977年3月7日。

**\* 市長選での得票数と投票率**

・1973年の選挙	1万 3,311 票	86.18%	(落選)
・1977年の選挙	1万 7,114	88.01	(当選)
・1981年の選挙	1万 5,600	86.00	(々)

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

- ⑤**森田稔夫**（在任期間：1983年2月6日～1989年6月17日）

森田稔夫は1937年、木造町に生まれた。母は元県議で医師の森田キヨ、東大教養学部卒業後、日本鋼管に入社。1967年、五所川原市に移住して森田農場を経営、衆議院選に3度挑戦するも全て落選。1983年、五所川市長に当選。二期目の途中の1989年4月29日、リコールが成立して市長辞任。1991年に死去、享年54であった<sup>(1)</sup>。

＜注＞

(1)『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕、691頁。

**\* 市長選での得票数と投票率**

・1981年の選挙	1万 4,166 票	86.00%	(落選)
・1983年の選挙	1万 5,175	83.24	(当選)
・1987年の選挙	1万 5,537	84.99	(々)

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

- ⑥**成田守**（在任期間：1997年6月18日～2006年7月8日）

成田守は1934年、五所川原町に生まれた。五所川原農学校卒、1975年、五所川原市議に



当選、三期務め、副議長に就任。1983年、県会議員に転じ四期務めた。1997年、五所川原市長に出馬して当選、三期目の2006年に病気で辞職。五所川原北部土地改良区理事長、五農高同窓会長、東北市長会副会長などを歴任。市長時代に「立佞武多」を復活させた。2013年に死去、享年79であった<sup>(1)</sup>。

#### 〈注〉

(1)『青森県人名事典』〔東奥日報社、2002年〕、989頁。

#### \*市長選での得票数と投票率

1997年の選挙	1万6,455票	82.20%
2001年の選挙	1万6,632	64.25
2005年の選挙	2万4,939	61.27

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

#### ⑦平山誠敏（在任期間：2006年7月9日～2018年7月8日）

平山誠敏は1940年、五所川原町に生まれた。弘前高校を経て、早稲田大学政経学部卒。五所川原ガス社長に就任。県議を二期務めた。2006年五所川原市長に当選、これを三期目務めた。三期目の2014年には、無投票で当選。財産家平山家の六代目。「自分の仕事を愛する、住む地域を愛する、地域の人を愛する」という三つの信条を胸に暮らす、趣味はクラシック音楽鑑賞。五所川原市体協会長、五所川原商副会長、五所川原市社会福祉協議会長などを歴任。2018年病気で死去、享年78であった<sup>(1)</sup>。

#### 〈注〉

(1)「ひとと」陸奥新報』2006年7月11日。

#### \*市長選での得票数と投票率

2006年の選挙	2万1,174票	69.43%
2010年の選挙	1万9,817	77.35
2014年の選挙	(無投票当選)	

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

#### ⑧佐々木孝昌（在任期間：2018年7月9日～）

佐々木孝昌は1954年、五所川原市に生まれた。五所川原高校を経て、日本大学法学部卒。タクシー会社社長に就任。五所川原法人会会長を務めた。2018年の市長選で初当選。趣味は、靴磨きとスキー。座右の銘は「怒鳴らず、ひるまず、ごまかさず」<sup>(1)</sup>。

#### 〈注〉

(1)「市長の部屋」『五所川原市』

[www.city.goshogawara.lg.jp/mayor](http://www.city.goshogawara.lg.jp/mayor)

#### \*市長選での得票数と投票率

・2018年の選挙 1万5,593票 64.83%

出典：『五所川原市選挙管理委員会』

## 第4章、政権交代の類型（パターン）

五所川原市は戦後の1954年10月、町から市に昇格した以降、8人の市長を輩出しており、政権交代が8回生じている。その類型は、①の政治的失態ないし不正によるものが5事例、②の経済的環境の崩壊ないし変動によるものが1事例、③の病気ないし死亡によるものが2事例。そして④の引退ないし権力移譲によるものはゼロである。

初代の市長は社会党系で革新派の外崎千代吉である。1954年11月の市長選で勝利して市長に就任。しかし、外崎市長は一期務めただけで、1958年11月の市長選では、自民党の山内久三郎に敗退。「平和産業大博覧会」での赤字が問題となったのだ。この場合は、政治的失態—不正に相当するし、財政赤字という点では、②の経済的環境の崩壊ないし変動に伴う要因も影響した。

ただ、山内市長も一期のみで市長の座を退いた。1962年10月の市長選で、前県議員であった佐々木栄造の前に敗退を余儀なくされた。今

回の首長交代は、①の政治的失態ないし不正が大きな要因となった。その佐々木市長は四期務めたものの、1977年3月の市長選には、病気を理由に出馬しなかった。市長選では、保守系無所属の新人の寺田秋夫が勝利した。寺田は佐々木市政の流れを変えようと表明していた。今回の事例は、③の病気ないし死亡によるものである。

だが、寺田市長は、二期目の1982年12月、辞職に追いこまれた。寺田市長は公共事業を巡る汚職で逮捕され、辞任を余儀なくされたのだ。翌1983年2月に実施された市長選では、自民党新人の森田稔夫が勝利、新しい市長が誕生した。今回の事例は、①の政治的失態—不正によるものである。その森田市長も、二期目の1989年4月、市長の「リコール」運動の結果、市長を解任されるという事態に遭遇した。

1989年6月の市長選では、一度引退したはずの元市長の佐々木栄造が出馬し、森田市長を制して、市長に返り咲いた。この政権交代は明らかに、①の政治的失態—不正によるものと思われる。再度市長に就任した佐々木市長は、その後も二期8年間、市長の座を堅持した。しかし、1997年6月の市長選では、自民党が推薦する前県議の成田守が、新進党が推薦する現職の佐々木市長に大差をつけて当選し、佐々木は市長の座を追われた。政権交代の要因は判然としないが、佐々木市長は通算すると六期24年間も市長の座にあり、市民に飽きられていた点も無視できない。①の政治的失態—不正によるものと分類しておく。

成田市長は、連続三回当選したものの、任期途中の2006年5月に病気で辞職。2006年7月の市長選では、前県議で自民党と公明党推薦の平山誠敏が当選。今回の事例は、③の病気ないし死亡によるものである。平山市長はその後三期務めた。だが、2018年7月の市長選には、病気

で出馬をあきらめ、息子が市長選に挑んだものの、タクシー会社役員の佐々木孝昌が勝利して新市長に就任。今回の事例は、③の病気ないし死亡によるものであった。

## 第5章、五所川原市政の特色

「西北五地方」の中心都市である五所川原市は、政争の激しい街として知られており、警察官立ち合いの下で、たびたび投開票が行われた経緯がある。1954年の市政発足時は、社会党系の外崎千代吉が市長に当選したが、それ以後は、終始一貫して、保守系の候補者が市長の座を保持した「保守王国」であって、革新系勢力は弱体である。保守王国の中で、佐々木栄造市長は、1962年11月～1977年3月と1989年6月～1997年6月の二度にわたり、市長の座に就任したのが特筆される。佐々木栄造市長は、通算すると6期24年も市長を務めたのだ。その秘密は何かといえば、市長の汚職・リコール運動がそれを可能にしたのであろう。

実際、寺田秋夫市長は汚職で市長の座から追われたし、また、森田稔夫市長に至っては「リコール」で辞任に追い込まれたように、五所川原市は首長の汚職や、「市民運動」の高揚を特色とする。近年、市長選では汚職が表面化していないものの、その背後では「利権」をめぐる争いは激しさを増している、という。

### \*参考文献

- ・『五所川原市史年表』（五所川原市、1977年）
- ・新谷雄蔵『五所川原市史』（津軽書房、1985年）
- ・『東奥年鑑』（東奥日報社）

（未完）

## 【研究ノート】

# プロジェクトの利益パフォーマンス評価と実践的課題 —評価視角の整理と変更要求管理からの示唆—

小林 守

### 1. はじめに

プロジェクトのパフォーマンスをはかる視点としてはスケジュール、コスト、品質等がある。このうち、利益評価は評価時点の観点から見ればそのプロジェクトが計画通り実施されたかに関わる途中段階の評価、プロジェクト実施中（計画通り進んでいるかどうか）の評価と、完成後にその成果物を運用して計画通りの利益が出たかどうかに関わる事後評価の2種類がある。

前者の利益は実施途中で予算超過になっていないか、完成した時に予算超過になるのではないかと直結するものであり、後者の利益はそのプロジェクトの成果が目的通りに達成されて目的通りの利益を生み出しているかという完成後のオペレーションの部分を含んだ評価、すなわち事後的な評価（成果物が目的通りのパフォーマンス、すなわち利益等を達成しているか）である。

前者で問題になるのは最初の見積もりの精度の問題、スコープ確定の甘さ、リスク認識の漏れや甘さ、スポンサーからの変更要求の頻発などである。「見積もり精度の問題」はプロジェクトを受注したいあまり、低い見積りをスポンサーに提出することである。価格競争に陥って、採算を考えない仕事の取り方はいずれ破綻するということである。

スコープ確定の甘さはスコープを甘く考え（スコープ定義作業の詰め甘さ）、細部を検討

しないとコスト見積もりが十分でなくなり、結局予算内にプロジェクトのスコープや品質を満たすことができないということである。例えば、求められる成果物＝要素成果物A+B+C+Dであるはずのものが、A+B+Cで費用を見積れば、当然見積もりが過少になり、利益は減少し、赤字にすらなる。スコープの確定のためにはスポンサー（発注者）とのしっかりとしたコミュニケーションが重要である。

リスク認識の漏れや甘さはプロジェクトの遂行中に関わるリスク認識の甘さが甘いと赤字プロジェクトになりやすいということである。リスクをきちんと認識していないと予備費の見積もりが過少になるからである。予備費（何か計画外のことが起きたとき、それに対応する費用）にはもともと、プライスエスカレーション（物価上昇の想定した予備費）、フィジカルエスカレーション（材料の使用量が増加した場合の予備費）があるがその他にも認識されたりリスクへの対応策のための費用が予備費として見込まれない場合、赤字になりやすい。

外部要因に起因する赤字は顧客からの変更要求によるものである。顧客によっては頻繁に仕様（スコープ）変更をしていくことがある。影響の大きい変更要求が出てくる可能性を十分予測して余裕のある予算見積もりをしておくことも必要である。変更要求があまりに多い顧客は十分に注意して、場合によっては仕事を辞退する。プロジェクト内部でコントロールできない、

このような外的要因による変更が余儀なくされそうなプロジェクトは、予備費をしっかりと見積もっておくことが必要である。

この他の赤字要因としてはプロジェクトチームの所属組織内での費用認識ルールの問題もある。同じプロジェクトマネージャーが複数のプロジェクトを担当している場合、コストの付け替えが許されるルール（組織文化上の風習による場合もある）があれば、余計なコストを付け替えられたプロジェクトは赤字になる。また、プロジェクト受注前の営業経費をプロジェクトのコストとして配賦されれば、プロジェクトの開始当初から赤字基調になる。プロジェクト受注前にスポンサーに丁寧な説明や打ち合わせをすることはプロジェクト開始後の成功確率を高めることは疑いないし、プロジェクトの品質を高める事になるのだが、これがかえってプロジェクトの赤字を招いてしまうという事である。会社は各プロジェクトチームに受注前に一定数の営業活動用プロジェクトアカウントを設定し、営業予算を事前に配分する必要がある。

加えて、利益だけをプロジェクトマネージャーの評価にしないとともに、プロジェクト遂行中の発生費用はすべてプロジェクト毎のコードを付し、発生したその月毎に発生状況をチェック出来るようにしなければならない。すなわち、管理会計的な工夫によって、利益操作可能性を最小化すべきである。

以上がプロジェクト開始後から終結までに関わる利益パフォーマンスに関わる議論であるが、この他にプロジェクトはその後に続くオペレーション（成果物の操業・運用）まで含めたプロジェクトパフォーマンスが評価される場合もある。こうした評価をプロジェクトの事後評価（Post Evaluation）という。

このような評価視角は国際的なODA（政府開発援助）などの分野のプロジェクトでは常識

になっているが、民間企業の商業的な分野でもこのようなプロジェクト完了後のオペレーションを考慮に入れたプロジェクトの「事後評価」は必要であると考ええる。

本稿の目的はプロジェクトの利益パフォーマンスに関わる様々な評価視角を整理しつつ、プロジェクトのパフォーマンス管理向上のための実践的な示唆を得ることである。

## 2. プロジェクト遂行中の利益パフォーマンス評価

プロジェクト遂行段階の利益パフォーマンスは、予算内にコストを押さえることをもって評価される。これは進捗段階のコスト発生に関わる評価である。これにはEVM（Earned Value Management:

日本語では「出来高分析」と呼ばれる）による評価とそれ以外の評価手法がある。EVM<sup>1</sup>のコストパフォーマンスに対する評価の考え方はスケジュール評価とコスト評価が表裏一体であるため、スケジュール管理と併せて説明することにする。

### (1) EVMによるスケジュールとコストのコントロールの管理

アーンドバリューマネジメント、すなわちEVM（アーンドバリューアナリシス：EVA、アーンドバリューテクニーク：EVT）はプロジェクトの中間段階のパフォーマンスを監視し、必要であればプロジェクトの遂行手段を修正するための最も重要な手法の一つである。日本語では「出来高分析」（アーンドバリュー）と呼ぶこともある。これはコストマネジメントのコストベースラインのような計画の「曲線」が時の推移とともに実際の「曲線」と乖離していく度合いをもって計画と実績の乖離をビジュアル



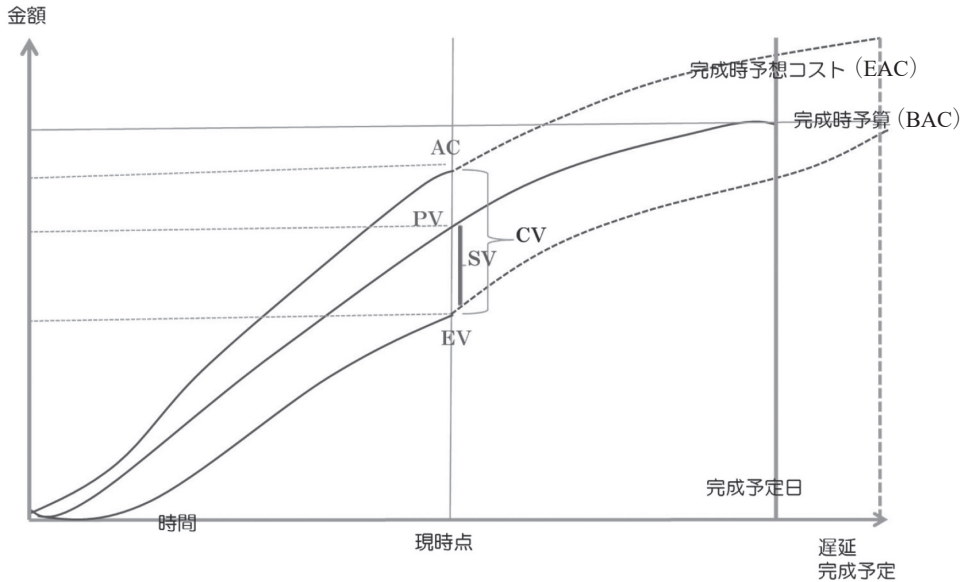


図1 アーンドバリューマネジメントの例

出所：筆者作成

に把握できるという長所をもっている。ここではEVMを用いて、「スケジュールの計画と実績の乖離」、「コストの計画と実績の乖離」、「監視始点の生産性が継続したという前提での完成時の予想」について説明する。

アーンドバリューマネジメント（出来高分析）で最も重要なのは次のEV（出来高）、PV（計画価値）、AC（実コスト）の3つの概念である。この3つの概念からSV、CV、SPI、CPI、ETC、EACという6つの計算指標が算出される。以下で詳細に説明する。

- ① **EV**（アーンドバリュー：Earned Value）  
= 出来高、すなわち、監視時点までに創出されたプロジェクトの価値
- ② **PV**（プランドバリュー：Planned Value）  
= 計画価値、すなわち計画時にその監視時点までに出来ているはずのプロジェクトの価値
- ③ **AC**（アクチュアルコスト：Actual Cost）

= 実コスト、すなわちその監視時点までにすでに支出してしまった費用

既に述べたようにこの手法の利益（コスト）パフォーマンスの評価はプロジェクトのスケジュール進捗度と密接に関わっているため、まず、スケジュールパフォーマンスの分析（SV：Schedule Variance、スケジュール差異の分析）を説明し、続いてコストパフォーマンスの分析（CV: Cost Variance、コスト差異）の説明に進むこととする。

#### 1) スケジュールの計画と実績の差異分析

本来、スケジュールが計画通りに進んでいれば監視時点において、出来高は計画通りの価値であるはずである。また、出来高を得るために費やす費用も計画通りのはずである。すなわち出来高を金額で表現した場合、出来高と費用が等価であるはずである。例えば、100メートル

の舗装道路を建設する場合、予算が100万円であるとしよう、完成時には100万円を費やして、完成するはずである。すなわち100メートルの舗装道路は100万円の価値を持つということでもある。

途中段階でこと道路舗装プロジェクトのパフォーマンスを知るために、EVを調べたら、40メートル、すなわち40万円分しか出来ていなかった。計画によればその時点までには60メートル分、すなわち、60万円分出来ているはずであった。この場合、EV—PVの差が、スケジュール的な遅延ということになる。スケジュールの計画と実績の差がSVである。

すなわち、

スケジュール差異 (SV) =

作られた価値 (EV) - 計画価値 (PV)

である。上記の道路プロジェクトも場合、EV-PV= 40 - 60 = -20 (マイナス20) という計算結果になるから、このプロジェクトはスケジュールが20万円分遅延していると、そのパフォーマンスを評価することになる。計算においては常にEV—PVの順番にすることに定めているため、計算結果の符号により以下のように判定する。

SV<0 スケジュールが計画より遅れている。

SV=0 スケジュールが計画通り。

SV>0 スケジュールが計画より進んでいる。

これは引き算による判定であるが、予算規模の違うプロジェクトの進捗を比較判定する場合には不便であるため、割り算による計算も用いられる。すなわち、

スケジュール効率指標 (SPI: スケジュールパフォーマンスインデックス) = EV/PV

である。上記の道路プロジェクト事例の場合、 $EV \div PV = 40 / 60 = 0.67$  場合、という計算結果になるから、33%スケジュールが遅れていると判定できる。計算においては常にEV ÷ PV、すなわち、EV/PVの分子分母関係にすることに定めているため、計算結果が1を挟んで大か小かによって以下のように判定することができる。

SPI<1 スケジュールが計画より遅れている。

SPI=1 スケジュールが計画通りである。

SPI>1 スケジュールが計画より進んでいる。

## 2) コストの計画と実績の差異分析

本来、EV (出来高) は、もし計画通りに順調にプロジェクトが進んでいけば、計画通りの予算に見合った支出によって創出されるはずである。もし、EVとAC (実際のコスト) が乖離していれば、計画を超えた支出をしてそのEVを創出したか計画を下回った支出で創出したか、ということになる。

例えば上記の100メートルの道路舗装プロジェクトにおいて監視時点でEV = 40メートル、すなわち40万円分の価値を創出しているにもかかわらず、それまでの実際の支出、AC (実コスト) が、80万円であったとしたら、80万円かけて40万円分の仕事をしたことになり、パフォーマンスは計画に比べて40万円、すなわち、比率にして50%低いということになる。コストの計画と実績の差のことをコスト差異 (Cost Variance: CV) という。この場合のコストパフォーマンス (コスト差異) を判定する計算式は下記のようになる。

コスト差異 (CV) =

作られた価値 (EV) - 実際のコスト (AC)

上記の道路プロジェクトも場合、EV-AC= 4

$0 - 80 = -40$  (マイナス40) という計算結果になるから、このプロジェクトはコストが40万円分遅延していると、そのパフォーマンスを評価することになる。計算においては常にEV—ACの順番にすることに定めているため、計算結果の符号により以下のように判定することができる。

CV<0 コストが予算を超過している。

(予算超過である)

CV= 0 コストが予算通りである。

CV> 0 コストが予算内に収まっている。

(予算を下回っている)

割り算で比率にすると、 $EV \div AC = 40 / 80 = 0.50$ という計算結果になるから、50%コストを超過していると判定できる。計算においては常に $EV \div AC$ 、すなわち、 $EV/AC$ の分子分母関係にすることに定めているため、計算結果が1を挟んで大か小かによって以下のように判定することができる。SPIと同様に予算規模の違うプロジェクトの進捗を比較判定する場合には不便であるため、割り算による計算も用いられる。すなわち、

**コスト効率指標 (CPI: コストパフォーマンスインデックス) =  $EV/AC$**

である。割り算で比率にすると、 $EV \div AC = 40 / 80 = 0.50$ という計算結果になるから、50%コストを超過していると判定できる。計算においては常に $EV \div AC$ 、すなわち、 $EV/AC$ の分子分母関係にすることに定めているため、計算結果が1を挟んで大か小かによって以下のように判定することができる。

CPI<1 コストが予算を超過している。

CPI=1 コストが予算通りである。

CPI>1 コストが予算内におさまっている。

上記のコスト効率 (CPI) が改善されないまま、プロジェクトが進捗していくと、完成時にはどれくらいのコスト (EAC: Estimate to Completion、完成時コスト見積もり) になるであろうか。これがプロジェクトマネジャーの最も懸念する関心事であろう。これは以下の計算式で算出できる。再度、100m 道路舗装プロジェクトを例にとって考えてみよう。

既に過去に支出したAC (実コスト) は80である。従って、今後の支出見込み (ETC: Estimate to Completion、完成までのコスト見積もり) は総予算 (BAC: Budget at Completion、総予算) からこれまでに出来上がった作業分EV (出来高) を控除した後の残作業をどのようなコスト効率で処理していくか、という問題になる。

従って、 $ETC = (BAC - EV) \div CPI$ ということになる。CPI= $EV/AC$ だから、書き換えると、 $ETC = (BAC - EV) \div EV/AC$ である。これに道路プロジェクトの実数を代入してみると、 $ETC = (100 - 40) \div 40 / 80 = 120$ となる。これから120の支出を見込まなければならないということである。既に60のAC (実コスト) を支出しているため、完成時の完成時コスト見積もり (EAC) は $60 + 120 = 180$ である。当初の予算BACは100であったから、なんと80%の予算超過になるということである。これを計算式で一般化すると、以下のようになる。

**完成時コスト見積もり (EAC) =**

$$AC + ETC = AC + (BAC - EV) / CPI$$

もちろん、プロジェクトマネジャーはこの状

況を手をこまねいて黙って放置しておくことはないであろう。以降、計画通りの生産性CPI = EV/AC = 1に戻すことができれば、上記の計算式は、

$$\text{完成時コスト見積もり (EAC)} = \text{AC} + \text{ETC} = \text{AC} + (\text{BAC}-\text{EV}) / \text{CPI}$$

になる。また、それ以降の作業をチーム内部で継続することを諦めて、外部の企業等にアウトソーシング（調達）する場合、その企業が残作業の費用見積もりとして、一定額を示してきた場合にはもはや、

(BAC-EV) / CPI すなわちETCの項は不要であり、計算式は

$$\text{完成時コスト見積もり (EAC)} = \text{AC} + \text{ETC} = \text{AC} + \text{調達先からの費用見積もり}$$

となる。仮に調達先からの見積もりが35であったとすると、完成時コスト見積もり (EAC) = AC + ETC = AC + 35 = 60 + 35 = 95となり、予算内でプロジェクトを完成させることができる。このようにEVMは実に明確でパワフルな

プロジェクトの途中段階でのパフォーマンス（スケジュール、コスト）評価・判定手法である。様々なプロジェクトマネジャー試験では必出の問題である。しかし、実践的課題として気をつけなければならない点もある。

## (2) EVM以外のパフォーマンス評価視点と実践的課題

EVMは以上のように実にクリアでパワフルなパフォーマンス評価手法であるが、パフォーマンス要素を全て金額ベースで数値化してしまうために以下のような欠点がある。

まず、第一に重要な作業でもコストに転換した場合、金額が小さい場合、その重要性を軽視してしまうということである。そのため、その作業に遅れが生じていても対応の優先度を下げってしまうという危険性がある。第二には、EVMでは作業毎のパフォーマンス、担当者個人毎のパフォーマンスを把握することが出来ない、ということである。第三にはタイムマネジメントにおいて重要な管理ツールである作業同士の時系列的依存関係を示すクリティカルパスやクリティカルチェーンなどの視点が欠落してしまうことである。このような欠点を補うために、

表 1 担当者別進捗状況表（5月第二週現在）

氏名 (担当)	3月				4月				5月				備 考
	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	1週	2週	3週	4週	
鈴木 (デザイン表)	○	○	○	○	○	○	○	50% 完成					外部デザイナー の欠員
山崎 (色彩効果準備)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			予定通り
村田 (照明準備)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			予定通り
清水 (大道具)	○	○	○	○	○	○	30% 完成						材料調達の遅れ、 監督から変更要求

注：○：完了を示す。

出所：金子則彦「プロジェクトマネジャー完全教本 2012年版」、日本経済新聞出版社（2011）より作成。



他のような管理ツールも併せて用いられるべきであろう。

担当者毎の状況を把握するために用いられるのが、担当者別進捗状況表であるが、スケジュール管理の手法であるガントチャートを用いる方法もある。計画スケジュールのバーと実際のバーのずれを用いて、スケジュールの遅れをビジュアルに示すのである。矢印のバーのずれでも分かるが、△、▼でそれぞれ作業の開始と終了を表し、日付を付すことにすれば、マイルストーンチャートになる。それだけでも作業カテゴリ毎の計画と実績のずれが分かる。

また、予算を月ごとに配分した予算実績支出表によってもプロジェクトの時系列な要因と関連付けた利益（コスト）パフォーマンス評価を行うことが可能である。表2の事例によると5月1日に監視をおこなったところ、直接人件費が2月から予算オーバーの傾向があることが分かる。他方、外注費も異常値を示している。外注費は4月になって急に予算を大幅に下回っている。

これから推察できることは「外注作業が何らかの事情で進捗が遅れたため、チーム内のメンバー（直接人件費の源泉）がそれをカバーする

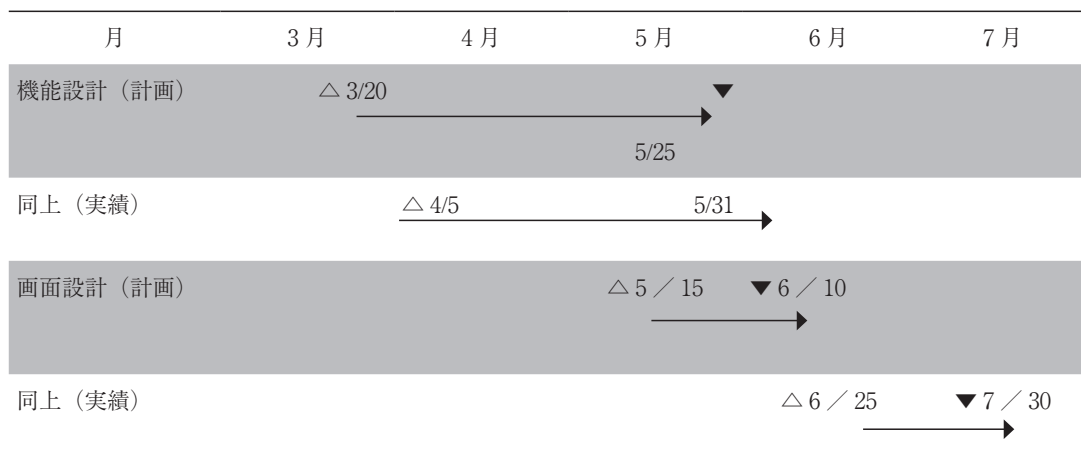


図2 ガントチャートでの作業別進捗状況線表

出所：金子則彦「プロジェクトマネジャー完全教本 2012年版」、日本経済新聞出版社（2011）より筆者作成。

表2 予算実績支出表

経費項目		2012年5月1日現在（金額：万円）							
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
直接人件費	予算	500	1000	2000	3200	4800	5900	6500	7100
	実績	450	1250	2500	3750				
外注費	予算	0	0	1200	4500	5400	7600	8000	8200
	実績	0	0	1200	2000				
材料費	予算	300	500	700	790	850	1000	1300	1500
	実績	300	510	690	780				
合計	予算	800	1500	3900	8490	11050	14500	15800	16800
	実績	750	1760	4390	6530				

出所：中島秀隆、中憲治「プロジェクトマネジメント実践編」、総合法令（2010）p.177より筆者加筆

ために残業を行った」あるいは「チーム内の作業成果に基づいて外注に発注して完成させるはずだったが、チーム内の作業が遅れたため、外注先の企業が作業に入れず、支出が発生しにくくなっている」かのいずれかである。以上、EVM以外のパフォーマンス評価の手法の例を2種類紹介したが、工夫次第ではこれ以外にも考えられる。

EVMの他に非EVMのパフォーマンス評価手法を常にチェックするためにはプロジェクトマネジャーに十分な時間を与える必要があるが、ただでさえ忙しく、過労気味のPM業務のなかではおそらく不可能であろう。望むらくは、様々なプロジェクトマネジャーを支援する共通の組織があればよい。すなわち、

プロジェクトマネジメントオフィス (PMO) である。ここでは個別プロジェクト支援としてEVMや非EVMを用いた進捗管理やコスト管理の支援が行われるべきであろう。また、プロジェクト業務の組織的能力向上のための側面支援も必要である。例えば人材研修、ITアプリケーションの開発などを用いた実績把握システム、共通機材・設備の調達と維持管理も求められる業務であろう。

以上長々とプロジェクト遂行中に用いられる評価手法を解説してきた。これらは通常、プロジェクト終結までのプロセス行われている定番の評価手法である<sup>2</sup>。次に終結時点での利益パフォーマンスを評価する視角に関わる問題を検討する

### 3. 終結時の利益評価 (プロジェクト完成時の採算性の評価)

#### (1) 費用認識のタイミングの問題—費用の付け替えへの誘惑リスク—

いま、プロジェクトマネジャーが複数のプロ

ジェクトを担当していて、それら全て黒字にすることがプロジェクトマネジャーの評価となる場合、プロジェクトマネジャーは、赤字基調のプロジェクト (ここでプロジェクトAと呼ぶ) の費用を黒字基調のプロジェクト (ここではプロジェクトBと呼ぶ) に付け替えて、AとBの両方を黒字プロジェクト、すなわち「利益的に成功した」と見せようという誘惑に駆られるかもしれない。特に直接人件費の認識は主観的であり、こうした操作ができやすい<sup>3</sup>。もし、そのような操作がなされた場合、このプロジェクトマネジャーの人事上の評価は良くなるであろう。しかし、それぞれのプロジェクトの利益的パフォーマンスを適切に評価することは出来なくなってしまう。マネジメント上の様々な問題点も「成功」という美名に隠蔽されてしまう危険性がある。

もっと、悪質なプロジェクトマネジャーであれば、今年度決算期前に完了する (売り上げが立つ) Aの費用を、来年度決算期に完了予定のBに付け替えるかもしれない。この場合、Bは加重な費用を抱えることになり、来年度決算期に「赤字プロジェクト」として完了する (売り上げが立つ) 危険性が高まる。しかし、営業に有能なこのプロジェクトマネジャーが次のプロジェクトCを受注し、その完了期が2期後の決算期の完了予定プロジェクトであれば、Bの過重な費用をCに付け替えて、またもや費用を将来に先送りにし、引き続き「担当プロジェクト全てを黒字で完了させるプロジェクトマネジャー」とい高い評価を維持できるであろう。

こうした事ができるのは財務会計上のプロジェクトのすべての費用計上はプロジェクトが完了した時点で認識されるからである。財務会計的な原価計算の考え方に基づいているからである。この考え方においてはプロジェクトが正式に終結 (完了) するまではコストは認識され

ない。したがって、その間に「決算期」が到来しても、完了していないプロジェクトのコストは損益計算書にのらない、すなわち「発生していない」コストと見なされる。そのコストは仕掛かり在庫のように貸借対照表の財務会計の「棚卸資産」として「眠っている」だけである。こうなると、個々のプロジェクトの真実の採算性が分からなくなるため、プロジェクト運営上の問題点や失敗経験（これは「教訓」として組織の智慧となる貴重なものである）が表面化せず、蓄積できなくなってしまう。

ところで、プロジェクトは終結プロセスで「教訓のまとめ」を行う。これがプロジェクト開始から完了に至るまでの反省会であり、以降のプロジェクトマネジメントをよりよいものにするノウハウの蓄積である。これに加えて、IT業界やコンサルティング業界などではプロジェクトチーム以外の部署、例えばカスタマーリレーションなどの部署が発注者、すなわちスポンサーに満足度を問うアンケートを書いてもらったり、直接赴いて不満や不満点を聞き取るようになっている。これは大変よいことであり、こうした機会を次の営業活動に活かしていくことも出来る。すなわち、発注者から厳しい評価を受けたとしても期待しているからこそこの辛口コメントであろうし、受注したプロジェクトチームもプロジェクト進行中ではなかなか

聞けなかった要望を聞き、次のプロジェクト受注の「種」とすることもできる。

プロジェクトマネジャーを費用の付け替えの誘惑にさらさないために、利益だけをプロジェクトマネジャーの評価にしないと、プロジェクト遂行中の発生費用はすべてプロジェクト毎のコードを付し、発生したその月毎に決算（月次決算）できるようにすればよい。これにより費用を恣意的に同じプロジェクトマネジャーが担当している他のプロジェクトに付け替えることを防げる。次の表3で言えば、財務会計的な①ではなく管理会計的な②の考え方を徹底することである。そのためには表4の管理会計的な考え方をルーとして導入し、社内で原価発生時点ですぐさま当該プロジェクトに費用付加する技術（コンピュータシステム）を整備しなければならない。

## (2) 受注営業にかかった費用をどうするか プロジェクトの費用か会社の費用か

プロジェクト受注前にスポンサーに丁寧な説明や打ち合わせをすることはプロジェクト開始後の成功確率を高めることは疑いない。しかし、受注もしていない段階のこのような「説明活動・打ち合わせ活動」に伴う費用（直接人件費、交通費等）をプロジェクト会計に計上すると開始後の本来のプロジェクトマネジメントが成功

表3 プロジェクトパフォーマンスと会計の関係

原価計算の考え方		費用計上のタイミング	プロジェクトパフォーマンスへの影響
①の考え方	全部の原価を一括して計上する。 (財務会計的)	原価(コスト)は完成し、売り上げたプロジェクト分のみ計上される。	プロジェクトの毎の財務パフォーマンスが売り上がるまでわかりにくい。
②の考え方	原価を認識した時点で計上する。(月次等) (管理会計的)	月次等の期間を区切って進捗に合わせて、変動費、固定費を計上する→「月次決算が可能」	不良資産となるプロジェクトを早い時期に見極めやすい。 毎月の費用の発生トレンドが認識しやすいため。

出所：筆者

し、黒字であったとしても、結局はプロジェクトチームの利益パフォーマンスが良くないように見えてしまう。

このような状況を避けるために、会社は各プロジェクトチームに営業活動用プロジェクトアカウントを設定し、一定規模の営業活動予算を事前に配分しておく必要がある。プロジェクトチームが所属する管理上の組織（課、部、本部など）にその管理を権限委譲して、ある程度柔軟に営業活動を行えるようにするのが良いであろう。丁寧な説明や打ち合わせは顧客の信頼を獲得することにもなり、結果的にそのプロジェクトが効率よく完了することにつながるから、会社としても決して「無駄なコスト」でない。

#### 4. 完成後のオペレーション期間を含んだ利益評価（事後評価）

ところで、プロジェクトの説明をした際に、プロジェクトはその後に続くオペレーションと併せて構想されることも多い、ということ述べた。すなわち、この場合はオペレーションのパフォーマンスを含めたプロジェクトのパフォーマンス評価が必要であるということである。こうした評価をプロジェクトの事後評価（Post Evaluation）という。このような事後評価においては国家間で行われる経済協力プロジェクト、開発援助（ODA）において通常必ず行われている。考えてみればこれは至極当然なことである。なぜなら、このようなプロジェクトは、例えば日本の場合、国民（納税者）の税金や政府保証債券、郵便貯金などが原資であり、外交上の必要上もあって、予算規模が多額であるからである。当然、会計検査院の監査対象で

もある。

事後評価の視角すなわち評価カテゴリーは「妥当性」（プロジェクトと発展途上国の開発政策との整合性）、「効率性」（プロジェクトが計画通り遂行されたかどうか）、「有効性」（プロジェクトの成果物がその後のプロジェクト対象地域の発展に効果をもたらしたか）、「インパクト」（プロジェクトの成果物がその後、関連する分野に好ましい波及効果をもたらしたか）、「持続性」（プロジェクトの効果が持続するための体制が確立されているか）の5つの視点である<sup>4</sup>。次の表4にあるように、このうち「インパクト」を除く、4つの視点でレーティング（成績評価グレード付け）が行われている。ODAのような特殊な分野にとどまらず、民間企業の商業的な分野でもこのようなプロジェクト完了後のオペレーションを考慮に入れたプロジェクトの「事後評価」は必要であると考え。特にプロジェクトの立ち上げの際に実行する可否を判断する際に行われたフィジビリティスタディの経済性分析（投資回収期間法、ROI、正味現在価値法、IRR法<sup>5</sup>等）による結果数値と事後評価時の同じ手法による結果数値との比較は事後評価における利益パフォーマンス評価に重要な示唆を与えてくれる。

以上のプロジェクトの利益評価の他にアリエフ・ゴールドラットの「制約理論（TOC）」に基づく、評価視角もある。この視角は成果物がオペレーション段階で生み出す差異のコストに管理会計的なコストを用いず、製品1単位あたりのスループット（生産システムが販売を通じて生み出す資金の速度）と製品価格、そして純変動費のみを用いて、事業体全体の総スループットΣTT<sub>p</sub>に着目するものである<sup>6</sup>。



表4 開発援助（ODA）プロジェクトの事後評価項目

評価視点番号	評価視点	判断基準	評価基準
1	妥当性	プロジェクトと発展途上国の開発政策との整合性	完全に整合 a 部分的に整合 b 整合せず c
2 (3)	有効性 (インパクトも考慮)	プロジェクトが計画通り遂行されたかどうか（プロジェクトの成果物がその後、関連する分野に好ましい波及効果をもたらしたか）	80%以上の有効性 a 50%以上の有効性 b 50%未満の有効性 c
4	効率性	プロジェクトが計画通り遂行されたかどうか	工期： 工期が計画通りあるいは短期化に成功 A 100%～150%の工期 B 150%以上の工期 C コスト： コストが計画通りあるいはそれ以下 a 計画比 100%～150%のコスト b 計画比 150%以上のコスト b  上記双方の評価評価結果を組み合わせ、 Aa の場合→A AB、Ba～Bb の場合→B Bc、Cb、Cc の場合→C
5	持続性	プロジェクトの効果が持続するための体制が確立されているか	非常に持続性が認められる a 持続性に特に問題はない b 持続性に懸念される点がある c
	総合評価	総合評価	上記項目の重み付けを定めたフローチャートにより判定

出所：小林守 評価「ミランダオコンテナ埠頭建設事業」平成 21 年度円借款事後評価報告書（フィリピン II）所収、国際協力機構委託、株式会社三菱総合研究所 / 専修大学受託（2011）を筆者が簡素化

## 5. 利益パフォーマンス評価に影響する変更要求の管轄問題

### (1) 変更要求発生の原因

表5のように変更要求が発生する要因には大きく分けて外部要因と内部要因がある。プロジェクトに対して変更を迫るのはスポンサーだけではない。プロジェクトの外部環境である場合もある。例えば、関係法令の変更、市場における競合関係の変化、新技術の導入によってプロジェクトが目指す技術が陳腐化した時、自然災害、時には国際関係などである。本稿が議論の対象とするのは外部要因を受けて、スポン

サーがプロジェクトのスコープに対し、様々なタイミングで変更を要求して来ることである。

プロジェクトにおける変更管理は、プロジェクトマネジメントの知識分野の中でも「統合マネジメント」に含まれる<sup>7</sup>。プロジェクトマネジメントの各種プロセスの活動とを整理し、調整し、必要があれば結合するなどの合理的な対応を行う活動である。具体的には、プロジェクトを計画通り、要求事項を満たしながら完了（終結）させるという最終目標に向かってプロジェクトの遂行を行うための必要なあらゆる行動を起こすことである。具体的には人材や予算などの資源配分の調整や再配分、問題が起きた

時の解決策として提起された代替案の検討と選択、トレードオフ関係にあるステークホルダーからの要求の調整などである。しかし、この変更要求に対する処理をプロジェクトチーム側が誤るとプロジェクトは赤字になる。従って、変更要求に対する適切な処理のルールを策定しておくことは赤字予防の観点からも重要である。

統合マネジメントの中で、このように難しい変更要求を管理し、対応するに際して、変更要求の起こるタイミングが決定的にプロジェクトマネジャーの仕事の難易度に影響する。プロジェクトの5つのプロセス、①「立ち上げ」→②「計画」→③「実行」→④「監視・コントロール」→⑤「終結」（②、③、④は計画と実施の乖離がある場合、それを修正するためにサイクルとなる）のうち、①のタイミングで生じた変更要求は、プロジェクトスポンサー、オーナー（プロジェクトチームへプロジェクトを遂行するように命令を発出する立場の人間とする）、プロジェクトマネジャーによるプロ

ジェクト憲章<sup>8</sup>の修正だけで解決できよう。ただし、草稿段階を過ぎた、承認された段階のプロジェクト憲章であれば、再度承認権限のある委員会メンバーに再説明し、承認のための会議を再招集するという手間が必要である。

②のタイミングで変更要求が起こった場合はすでにプロジェクトメンバーがそろい、サブリーダークラスまでを交えた詳細なプロジェクト計画が出来上がりつつあるか、できている段階のため、詳細な部分の手直しも必要になり、プロジェクトスケジュールへの影響は避けられない<sup>9</sup>。個々の変更を反映させた後、机上であるが統合的な影響への検討がせまられる。

さらに③の場合は②に基づいて、既に資源（人的資源、機械・原材料、それらの調達するための予算）が配分されているため、そのやり直しには混乱は避けられない<sup>10</sup>。プロジェクトマネジャーとしてはこの混乱のコスト（スケジュールの遅れに伴うコスト含む）を最小限に抑制することが喫緊の課題になる。

表5 変更要求の原因（外部要因）

外部起因の要因	事	例
法律・制度の改正	消費税法で消費税率が変更されて販売管理システムに影響	
経済環境の変化	不況でスポンサーの業績が急激に低下し、プロジェクト予算が大幅にカットされた。	
競合他社の動向	他社が新機能を打ち出したため、対抗上、機能追加の変更を行なった。	
接続する機器変更	接続する他社システムやモバイル機器の接続仕様が急きょ変更された。	
ユーザーの要求	ユーザーが操作性などの問題から変更要求する場合	

出所：プロジェクトマネジャー完全教本（2012）、日本経済新聞出版社．に筆者が加筆

表6 変更要求の原因（内部要因）

内部起因の要因	事	例
分析・設計ミス	発注者の要求を誤解することにより生じた不具合を修正するための変更。	
性能不良	予定していた性能が得られず、改良するために行う変更	
生産性不良	予定していた生産性が得られずツールなどを変更することによって生じた変更	

出所：同上

④の場合も同様である。変更要求前の原計画書と実際の進捗状況との乖離をモニター（監視）し、それを修正するため②のプロセスに戻ることが期待されている段階<sup>11</sup>であるだけに、混乱は避けられない。

⑤はすでに成果物が出来上がり、検収（スポンサー等プロジェクトの発注者の最終的性能確認など）を待つ段階であるため<sup>12</sup>、ここでの変更要求をプロジェクトチーム側が受け入れるとしたならば、それはコスト、スケジュールから見て、計画通りの完了はまず不可能である。その変更要求の合理性をプロジェクトチーム側が検討し、「変更要求」を拒否するオプションを持たなければならない。この変更要求が非合理である場合はスポンサー側の責任で費用、スケジュールを追加することを義務付けるなどの条項をはじめから契約書に明記しておくことが必要である。

統合マネジメントが「すべての変更要求をレビューし、変更を承認して、成果物、組織のプロセス資産、プロジェクト文書、プロジェクトマネジメント計画書などへの変更をマネジメントし、それらの最終的な処置を伝達するプロセス」<sup>13</sup>と定義されているだけに、統合マネジ

メントにおける主要な実践的課題は統合変更管理を如何に人的、費用的、時間的、品質的に乗り切るかといって過言ではない。ところで、プロジェクトが完了あるいは変更要求により遅延、キャンセルした場合でもそのプロジェクトに関する教訓のまとめが行われる。スコープについて、スケジュールについて、品質について、リスクについて、予算について進捗コントロールについて、チーム、依頼者、取引先、他部門、その他関係者への対応などについて記録を整理し、将来のプロジェクトマネジメント力向上のための組織的な知的資産とするのである。PMIのPMBOKはここまでを⑤に含めている。

## (2) 変更管理の管理と手続き

統合マネジメントにおける変更管理の原因とそれへの対応について、5つのプロセスのタイミングとの関係で述べたが、もうひとつ重要なのは、変更要求が生じた際に、その変更要求のレベルによってどの立場の人間が、対応するのかといった組織的問題である。すでに述べたように仕様変更は必ず発生する。したがって、いかなるプロジェクトも②の計画段階で仕様変

(作業の流れ)



- ① 変更要求を文書にまとめる（公式な文書とする）
- ② 変更要求を当該プロジェクトの変更履歴に登録
- ③ 変更理由と効果を評価（プロジェクトへの影響がどうか、検討）
- ④ 上記の結果を踏まえて採用、不採用を決定
- ⑤ 関係者に通知し、採用の場合は計画に追加。不採用の場合は計画に追加しない。

出所：プロジェクトマネジメントマガジン Vol.003、翔泳社（2005）より作成

図3 変更管理の手順

更手順・使用変更責任者などの管理体制をあらかじめ計画しておくことが必要である。この際、変更要求はプロジェクト全体の仕様に対して行われることはまず、あり得ない。多くは部分的な仕様に対する変更要求である。したがって、変更要求を管理するためには変更管理するうえで、成果物の構成管理（部分的な構成物の管理）が必要になってくる。

プロジェクトマネジャーにとって変更を管理する際に重要なポイントは変更が発生したことを確実にかつ正確に認識し、要求された変更がプロジェクトにとって悪い結果を招来しないように影響を行使することである。

そのために重要なのが変更管理に事前かつ公式に決定された手順である。まず、重要なのが変更を確実にかつ正確に認識するための「変更要求の文書化」である。例えば、スポンサーから電話や口頭で変更要求がなされたときにその儘にしておいたり、現場担当者が勝手に受諾して追加的な作業を遂行してしまうと、必ずのちに顧客満足度（すなわち、品質）やコスト増加といったトラブルのもとになる。これは常識あるビジネスマンであればプロジェクトマネジメン

トに携わっていなくとも自明のことである。標準的な変更要求の管理を作業の流れに沿って、表にすると以下ようになる。その後、これまでの変更要求との関連を見るために「変更要求を台帳に登録」する。さらに、「変更理由と効果を評価」し、「プロジェクトへの影響」が好ましいものであれば、「採用、そうでなければ不採用、あるいは時が熟するまでに延期」する、といった決断をプロジェクトチーム側で判断するのである。採用であれば計画に持ち込む。いずれにしてもこの結果はスポンサーなどの変更要求者に文書に通知される。

なお、プロジェクトに与える影響度から、その変更の重大性に鑑み、どのレベルで判断、承認するかをあらかじめ決めておくことも統合マネジメントに含まれる。表7はその事例である。また、重要な変更であればあるほど、手続きも慎重であるべきである。このように変更要求の背景（原因）を正確に把握し、その処理をルール化して適切な処理をするならばプロジェクトを赤字にするリスクを抑制出来る。換言すれば、プロジェクト実施に伴って、そのような体制が出来ているかどうかという評価視角をもつこと

表7 変更管理の承認権・手続き（事例）

変更対象	統合	スコープ	スケジュール	コスト	調達契約
	プロジェクト計画書	WBS	スケジュール	コストベースライン	契約内容
事務手続きの要不要	必要	必要	必要	必要	必要
変更作業追跡手順	必要	必要	必要	必要	必要
紛争解決手続き手順	—	—	—	—	必要
承認者レベルの明記	場合によっては必要	必要	必要	必要	必要
変更管理委員会マターか否か	必要	—	—	—	—

出所：プロジェクトマネジメントマガジン Vol.003、翔泳社（2005）に基づき筆者作成



が、プロジェクトの利益パフォーマンスが劣化する事に対するプロアクティブ（予防的）な対応であるといえるのである。

## 6. まとめ

本稿ではプロジェクトを「赤字にしない」ということをターゲットとし、そのための適切な評価視角を様々な問題点を対応とともに示唆した。改めて、まとめるならば、そのための評価視角として3つの視角をもつべきである、という事である。すなわち、「プロジェクト遂行中の評価視角」、「プロジェクト完成後の視角」、そして「プロジェクト変更管理の視角」である。

最初の「プロジェクト遂行中の評価視角」は多くのプロジェクトマネジメントの教科書で既に強調されており、そのための手法も定着している。EVMが特に著名であるが、極めて知識的・技術的な方法であり、要素成果物や担当者レベルのパフォーマンスまで降りて、評価することが難しい。そのために非EVMの手法と併せて用いられている。現場のプロジェクトマネージャーやプロジェクトチームにとって重要な視角である。

「プロジェクト完成後の視角」はプロジェクトチームが所属する企業や団体にとって重要である。プロジェクトが最終的に予算内に収まって、会計上の利益を生み出しているかどうかはプロジェクトを生業としている建設業界、コンサルティング業界等にとって組織を維持していくための必要条件である。また、プロジェクトチームが多くのプロジェクトを兼務することになると、費用の管理が複雑になり、プロジェクト間の費用の「融通」、すなわち、費用の付け替えなどの行為が行われやすい。この結果として、プロジェクト毎の利益パフォーマンスの評価が実態とかけ離れてしまう。これを防ぐため

の視角が必要である。プロジェクトマネージャーに対する人事評価を見かけ上の利益ではなく、プロジェクトの品質（顧客満足度）や社内人材の育成などを含めた総合的な評価に拡張していくことで、費用の付け替えの誘惑を断ち切ることが出来ると思われる。

「プロジェクト完成後の視角」にはもう一つの観点がある。それはプロジェクト完成後、その成果を運用して生み出す利益（財務会計上の利益概念ではなくキャッシュフローで行うことも多い）を含めた評価をおこなうというアプローチである。これはプロジェクト成果を受領したスポンサー（顧客）側の視角として重要である。プロジェクトは完成しただけでは顧客にとって意味はなく、問題はそれが将来にわたり目指す利益を出し続けることが出来るかどうかにある。こうした観点から、経済協力プロジェクトで良く採用されている「事後評価」が重要である。完成後に一定年数成果物を運用し、その後には評価するものである。

第三の視角は「プロジェクト変更管理の視角」の視角である。プロジェクト遂行中、そして時には完成後の運用中にスポンサー（顧客）から求められる変更要求である。完成後の変更要求は別契約ということになるから、もともとのプロジェクトの利益パフォーマンスを評価するわけではなく、また別の議論になる。本稿の論点ではプロジェクト遂行中の「変更管理」に関わる問題点とそれへの対応が重要である。全ての変更要求を受諾してはプロジェクトは確実に赤字になる。従って、秩序ある変更管理が必要になる。変更管理は起こる背景や原因を正確に踏まえた上で、それぞれに合致した対応策が必要である。そのためには社内の変更管理ルールや体制の確立が何よりも重要である。チームメンバーレベル（作業現場レベル）の勝手な変更受諾（スコープクリープ）をなくすため

にも変更の可否をプロジェクトチームが属する母体組織として正式に検討する審査ルールの徹底やスポンサーとの信頼感の醸成と密なコミュニケーションが重要なのである。

#### 参考文献：

加藤昭吉「計画の科学—どこでも使える PERT・CPM」講談社、1965年

遠藤、千住、並木、村松編「経営工学用語辞典」日刊工業新聞社、1968年

ジャン・C. フィルー、村上仁（訳）「精神力とは何か—心的緊張力とその背景—」白水社、1975年

Don Hellriegel, John W. Slocm, Richard W. Woodman, *Organizational Behavior, Fourth Edition*, West Publishing Company, 1986

Authur E. Kerridge, Charles H. VerValin, *Engineering & Construction Project Management* Gulf Piublishing Company, USA, 1986

波多野諠余夫、稲垣佳世子「無気力の心理学」中央公論新社1999年

エリヤフ・ゴールドラット（三本木亮訳 稲垣公夫解説）「ゴール」ダイヤモンド社、2001年

エリヤフ・ゴールドラット（三本木亮訳 津曲公二解説）「クリティカルチェーン」ダイヤモンド社、2003年

長尾清一「先制型プロジェクトマネジメント」ダイヤモンド社、2003年

井関稔編「中国進出企業の工場管理実務・実例集」日本能率協会マネジメントセンター、2004年

トーマス・コーベット著、佐々木俊雄訳「TOC スループット会計—この意志決定プロセスが最大利益を生み出す」ダイヤモンド社、2005年

Paul Sanghera, *PMP® In Depth, Project Management Professional Study Guide for PMP® and CAMP® Exams*, Course Technology, 2006

中島秀隆、中憲治「通勤大学図解PM コース①プロジェクトマネジメント理論編」、綜合法令出版、2009年

中島秀隆、中憲治「通勤大学図解PM コース②プロジェクトマネジメント実践編」、綜合法令出版、2010年

関口明彦、田島彰二「PMの今」、関哲朗編「すぐわかるプロジェクトマネジメント」日本規格協会、2010年所収

小林守 評価「ミランダオコンテナ埠頭建設事業」平成21年度円借款事後評価報告書（フィリピンII）所収、国際協力機構委託、株式会社三菱総合研究所/専修大学受託 2011年

金子則彦「プロジェクトマネジャー完全教本」日本経済新聞出版社、2012年

余語浩一「PM育成のための実践的構築について—PM育成のための一考察—」、*Journal of the Society of Project Management* Vol.14, No.2, 2012  
*HBR Guide to Project Management*, Harvard Business Review Press, 2013

Jeffery K. Pinto *Project Management-Achieving Competitive Advantage*, Third Edition Peason, 2013

日本プロジェクトマネジメント協会編著「改訂3版P2Mプログラム&プロジェクトマネジメント標準ガイドブック」日本能率協会マネジメントセンター 2014年

アイテック教育研究開発部「PMBOK®問題集」2014年

鈴木安而「よくわかるPMBOK®第5版の基本」秀和システム、2014年

鈴木安而「よくわかる最新プロジェクトマネジメントの基本と要点」秀和システム、2015年

王樹文「PMP通関宝典」機械工業出版社、2015年

柴田昌治「なぜ社員はやる気をなくしているのか—働きがいを生むスポンサーシップ—」日本経済新聞出版社、2015年

Frank T. Anbari 編、アイテック教育研究開発部監訳「PMBOK®問題集」2016年

富士通株式会社PMコミュニティ「実践的PM力向上のための問題集検討」WG編「プロジェクトマネジャーの決断—富士通の現場から」(2016) 具志堅融、葛西澄男「ポケットスタディプロジェクトマネジャー第2版」秀和システム、2017年

富永章「パーソナルプロジェクトマネジメント増補改訂版」日経BP社、2017年

小林守「学部学生教育のためのプロジェクトマネジメントの基礎知識と実践的課題—スコープ、タイム、コスト、品質をめぐる—」専修大学商学研究所所報Vo.52、No.1、2020年

注：

- <sup>1</sup> EVA (Earned Value Analysis), Earned Value Technique (EVT)とも呼ばれる。
- <sup>2</sup> PMI (米国プロジェクトマネジメント協会)のPMP (Project Management Professional)の標準ガイドブックによるプロジェクトマネジメントのサイクルの5つのプロセスグループのうちの一つ。
- <sup>3</sup> 1日のうち何時から何時までプロジェクトAに従事し、何時から何時までプロジェクトBに従事した等はきちんと社内のシステムで管理し、チェックする人間がない場合は本人の記憶の中でも曖昧になりやすい。
- <sup>4</sup> 先進国等で構成されているOECD (経済開発協力機構)のDAC (開発援助委員会)が定めたもの。
- <sup>5</sup> IRR (内部収益率)法には財務的IRRと経済的IRRが存在し、一般の民間プロジェクトには財務的IRR (FIRR)が、経済協力プロジェクトにはFIRRとともに経済的IRR (EIRR)が併用される。
- <sup>6</sup> トーマス・コーベット著、佐々木俊雄訳「TOCスルーブック会計—この意志決定プロセスが最大利益を生み出す」ダイヤモンド社、2005年pp.34-47
- <sup>7</sup> PMIのPMBOKの各版による。
- <sup>8</sup> プロジェクトの存在を公式に認可し、プロジェクト活動に組織の資源を適用する権限をプロジェクトマネージャーに与えるための文書
- <sup>9</sup> 基幹計画書 (基本設計等)の他に補助計画書 (詳細設計等)も作成している。それらを包括的なプロジェクトマネジメント計画書へ統合する作業もすでに行われている場合は特に変更は煩雑かつ困難なものになる。
- <sup>10</sup> プロジェクト目標を達成するためにプロジェクト計画書で定義された作業を指揮・遂行する。また、承認済み変更を実施するプロセスである。
- <sup>11</sup> プロジェクト計画書に②で定義されたパフォーマンス目標を達成するため、プロジェクトの進捗を追跡・レビューし、適切にステークホルダーに報告するプロセスである。
- <sup>12</sup> プロジェクト完了に向けて、成果物に対するステークホルダーの公式の承認 (検収)を得たうえで、プロジェクトマネジメントプロセスのすべての活動を完結するプロセスである。成果の検収にはアウトソーシング先からの調達物のプロジェクトマネージャーによる検収、自らの成果物の顧客による検収の双方が含まれる。実践的にはこの際、単なる性能検査等だけでなく、顧客満足度もスポンサーに対して問うことが最近では一般的である。例えば満足度調査の主な項目は品質と納期、「その会社に頼んでよかったという独自性」、「きらりと光る専門性」、「フォローアップ力」、「提案力と実行力」などである。
- <sup>13</sup> アイテック教育研究開発部「PMBOK®問題集」2014年、P.161

# 所 報

2020. 1~12

2020年1月から12月までの社会科学研究所の活動は以下のとおりである。

## 1. 機関及び人事

### 1. 定例所員総会

所員の総意のもとに、各所員の積極的な参加を活力にして、本研究所を民主的に運営し、社会科学の総合的研究を推進していくために努力をしてきた。今後も、所員の意見・希望等に積極的に応えていきたい。

(1) 第115回定例所員総会 2020年6月13日(土) 13:00～14:30 オンライン(Teams)会議室  
議事：所長挨拶、所員等の異動、2020年度社研体制、2019年度事業報告、同会計報告、2020年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

(2) 第116回定例所員総会 2020年12月12日(土) 13:00～15:00 オンライン(Teams)会議室  
議事：所長挨拶、所員等の異動、2020年度事業中間報告、同会計中間報告、2021年度事業計画案、同予算案、その他、すべての議案は承認された。

## 2. 所員の異動 (2020.1.1以降)

### 1. 所員の委嘱・解嘱

委嘱：吉川純恵(法)、古賀麻衣子(経)、澤 康臣(文)、鶴理恵子(人間)、村上彩佳(人間)、松嶋祐子(人間)

解嘱：見目洋子(商)、竹本達広(商)、伊吹克己(文)、近江吉明(文)、福島義和(文)、藤森 研(文)、川上周三(人間)、今野裕昭(人間)(以上、定年退職)

### 2. 研究参与の委嘱・解嘱

委嘱：伊吹克己、近江吉明、福島義和、藤森 研、川上周三、今野裕昭

解嘱：加藤忠彦(ご逝去)、黒岩俊郎(ご逝去)、熊野剛雄(ご逝去)

### 3. 客員研究員の委嘱・解嘱

委嘱：澤木朋子、荒井久夫

解嘱：青木純一、荒井英治郎、新井範子、荒井久夫、有田謙司、池田有日子、李 東勲、石塚良次、井上洋一、魏 聖銓、織田和家、北村 厚、黒瀬直宏、桑野弘隆、小森田龍生、佐藤潤一、施 錦芳、清水強志、徐 向東、末次俊之、鈴木 力、高木康一、高梨健司、田中 聡、手塚崇子、遠山隆淑、高山正樹、中根康弘、中村一成、中村稔彦、中村知子、西角純志、服部あさこ、濱賀祐子、早川佐知子、



平井太郎、藤井亮二、増田純一、松沢裕作、松下文宏、丸茂雄一、三木由紀子、水戸部啓一、宮川秀一、宗像 優、矢崎慶太郎（以上、2020/3/30付任期満了）

#### 4. 特別研究員の委嘱・解嘱

委嘱：なし

解嘱：なし

### 3. 運営委員、会計監査、事務局員の構成

#### 1. 2019年度社研体制

運営委員		事務局員（○はチーフ）	
所長	宮崎 晃臣（経）	事務局長	樋口 博美（人）
事務局長	樋口 博美（人）	会計	○谷ヶ城秀吉（経）
前事務局長	大矢根 淳（人）		佐藤 慶一（ネ）
運営委員	内山 哲朗（経）	研究会	○石川 和男（商）
	白藤 博行（法）（2019.9～）		飯沼 健子（経）
	蔡 芒錫（営）		永島 剛（経）
	神原 理（商）	編集	福島 義和（文）
			○鈴木奈穂美（経）
			小池 隆生（経）
会計監査	村上俊介（経）		徐 一睿（経）
			広瀬 裕子（人）
		文献資料	○恒木健太郎（経）
			長尾 謙吉（経）
		PC／HP	○高萩栄一郎（商）
			吉田 雅明（経）（～2019.9.30）

## 2. 2020年度社研体制

	運営委員		事務局員 (○はチーフ)
所長	宮寄 晃臣 (経)	事務局長	樋口 博美 (人)
事務局長	樋口 博美 (人)	会計	○谷ヶ城秀吉 (経)
運営委員	内山 哲朗 (経)		佐藤 慶一 (ネ)
	白藤 博行 (法)		山縣 宏寿 (経)
	蔡 芒錫 (営)	研究会	○石川 和男 (商)
	神原 理 (商)		永島 剛 (経)
	嶋根 克己 (人)		長尾 謙吉 (経)
		編集	○鈴木奈穂美 (経)
会計監査	小西 恵美 (経)		小池 隆生 (経)
			徐 一睿 (経)
			広瀬 裕子 (人)
		文献資料	○恒木健太郎 (経)
			埴 武郎 (経)
		PC / HP	○高萩栄一郎 (商)
			吉田 雅明 (経)

## 4. 事務局会議・運営委員会

### 1. 事務局会議

2019年度 (2020.1.1以降)

(12) 1月21日 (火) 第12回事務局会議

- ①社研70周年記念公開シンポジウム (1/25) 進捗
- ②定例研究会 (申請と承認: 定例C (申請者: 大矢根淳所員)、定例C (申請者: 田中隆之所員)、定例C (申請者: 小池隆生所員)、定例C (申請者: 土屋昌明所員)、定例A (申請者: 恒木健太郎所員、11/19事務局会議にて公開研究会として承認済))
- ③春季実態調査進捗 (参加者、事前研究会1/29準備)
- ④所報: 月報進捗、年報進捗 (1/21現在)
- ⑤文献資料: 神田分室の文献・資料整理、処分とその作業日程
- ⑥PC/HP: 月報PDF化、公開作業
- ⑦2020年度客員研究員継続申請の周知
- ⑧2019年度予算執行状況
- ⑨今後の日程 (第13回事務局会議3/11、第3回運営委員会・第14回事務局合同会議3/18)  
[報告] 社研70周年記念事業 (12/21) 報告

(13) 3月11日(水) 第13回事務局会議

(※新型コロナウイルス感染症の影響によりメールによる持ち回り審議)

- ①2020年度グループ研究Aおよび特別研究継続申請(事務局承認)
- ②2020年度新参与候補および依願退職者候補(事務局承認)
- ③2020年度客員研究員の解嘱と継続申請状況
- ④所報:月報進捗、年報進捗(3/11現在)
- ⑤文献資料:新型コロナウイルス感染症に関わる書籍購入予算の用途変更、神田分室の書籍処理
- ⑥PC/HP:年報PDF化
- ⑦2019年度後期予算執行状況(⑤の書籍購入予算関連)

[報告] 社研70周年記念公開シンポジウム(1/25)報告/春季実態調査(九州、2/25-29)報告

(14) 3月18日(水) 第14回事務局会議(2019年度第3回運営委員会との合同会議)

- ①2020年度グループ研究Aおよび特別研究継続申請(運営委員会承認)
- ②2020年度新参与候補および依願退職者候補(運営委員会承認)
- ③2020年度客員研究員の解嘱と継続申請(承認)
- ④所報:月報進捗、年報進捗(3/18現在)
- ⑤文献資料:藤本文庫整理進捗と今後の予定
- ⑥PC/HP
- ⑦2019年度予算執行状況(新型コロナウイルス感染症に関わる予算措置他)
- ⑧2020年度運営委員会・事務局体制について

[報告] 神田新展開にともなう神田社研分室の三研究所化の準備状況/社研70周年記念公開シンポジウム(1/25)報告/春季実態調査(九州、2/25-29)報告

## 2020年度

(1) 4月21日(火) 第1回事務局会議

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりメールによる持ち回り審議とした。

- ①2020年度社研運営体制  
事務局・運営委員の体制/所員の異動/新規所員、研究参与の推薦と承認
- ②2019年度報告(「2019年度事業報告書」:3/30学務課提出、に基づき)  
研究調査事業報告(定例研究会、シンポジウム、夏季・春季実態調査、研究助成等)/所報の刊行(年報、月報、叢書)/文献資料(山田盛太郎文庫+藤本文庫の収集と整理)/PC/HP、これらをふまえた2019年度決算報告
- ③2020年度事業計画および現在の進捗  
特別研究会企画(夏季実態調査[中止]+春季実態調査[北前船part4(北陸~京都~大阪)]、公開シンポジウム[社研70周年第2弾:環境問題と政策(仮)]、特別研究助成、グループ研究助成の新規募集(5/8×切)+助成金受け渡し日程承認(4/21、5/12)/所報刊行(月報(No.679~690)、年報55号刊行予定・エントリー開始(5/7))/叢書(第23号)編集体制・契約書作成段取等/特別文庫の製本と整理の継続/PC/HP(リポジトリによる公開作業の継

続)、これらをふまえた2020年度予算案ポイント

- ④2020年度前期社研総会 (6/6)、運営委員会・事務局合同会議 (5/26)、事務局会議 (5/12) 開催日程

(2) 5月12日 (火) 第2回事務局会議

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりメールによる持ち回り審議とした。

①2020年度社研体制

新規所員、参与、客員の申請・推薦／客員研究員申請却下について

②2020年度事業計画

特別研究助成、グループ研究助成 (新規申請と承認、特別研究助成、グループ研究助成再募集 (5/13発信、5/22メ切り)、新規特別研究助成選考委員選出 (三役一任) について) / 所報刊行 (月報4月号・5月号・6月号・7月号進捗、8・9合併号：春季実態調査特集号 (応募開始) / 叢書 (23巻：徐 一睿代表) 契約書作成日程 (5/29予定)

③2020年度予算案確認

- ④合同会議、総会日時の変更 (第1回運営委員会・第3回事務局 合同会議 (6/2)、2020年度前期総会 (6/13))

⑤オンラインによる総会開催の承認

[報告] 会計内部監査 (4/21実施) 報告

(3) 6月2日 (火) 第3回事務局会議 (2020年度第1回運営委員会との合同会議)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりメールによる持ち回り審議とした。

①所長挨拶

②2019年度事業報告 (承認)

③2019年度会計 (収支決算) 報告、会計監査報告 (承認)

④2020年度事業計画案 (承認)

2020年度事務局・運営委員の体制 (所員の異動／新所員の承認／会議・総会予定) / 研究調査事業 (定例研究会 (予定) / 特別研究会：夏季実態調査企画 (中止)、春季実態調査企画 / シンポジウム開催予定) / 研究助成：2020年度継続・新規の研究助成の審議と承認 (グループ研究A,B・特別研究) →助成金受渡の口座振り込み、オンライン研究会の講師謝金の承認 / 所報刊行 (年報、月報の刊行予定・進捗) / 叢書第23巻 (代表徐 一睿所員) 編集計画 / 特別文庫の修復・整理 / PC/HP (所報デジタル化・リポジトリ化)

⑤2020年度予算案 (承認)

(4) 8月11日 (火) 第4回事務局会議 ※オンライン (Teams チーム社研事務局) による実施

- ①春季実態調査、シンポジウム、公開研究会等 (11月に実施可能性を決定 / オンライン研究会開催の検討)

- ②定例研究会 (申請と承認：定例A (申請者：徐一睿所員) [コロナ禍からみえてきた財政的課題] (7/19) / 定例C (申請者：稲田十一所員) [急拡大する中国の対外経済協力とその影響－ミャンマーの事例を中心に] (8/8))

- ③所報：月報11月号進捗 / 年報 (第55号) への応募状況



- ④文献資料：山田盛太郎文庫の修復作業予定、藤本武文庫の整理作業予定、月報・年報製本化作業
- ⑤研究助成の予算未消化時の対応案（特別研究助成のみ／本体への返金／次年度措置の検討）
- ⑥2020年度予算執行状況、今後の支出  
 [報告] 会計外部監査報告：対面による監査中止、7/17付の文書による質問状を受け、8/31期限の回答文書作成中
- (5) 9月29日（火）第5回事務局会議 ※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施
- ①春季実態調査企画（提案：北前船の足跡をたどる Part4 最終版（加賀～福井～京都～大阪）
- ②シンポジウム、公開研究会等（オンラインでの開催検討）
- ③定例研究会（申請と承認：定例C（申請者：永島 剛所員）[工業化・都市化と結核／日本における感染症史研究の現状と課題]（10/11）
- ④所報：年報（第55号）進捗、月報進捗
- ⑤文献資料：山田盛太郎文庫の修復作業進捗（10月業者引き渡し）、藤本武文庫の整理作業再開、月報・年報製本化作業予定
- ⑥PC/HP：HP更新状況
- ⑦特別研究助成費アンケート調査サンプリング作業外注（承認）
- ⑧2020年度予算執行状況と今後の支出
- ⑨助成金の外部業務委託費の検討  
 [報告] 神田分室の図書館移譲分資料についての報告（図書館での確認終了）
- (6) 10月20日（火）第6回事務局会議 ※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施
- ①春季実態調査企画（詳細提案：北前船の足跡をたどる Part4 最終版（加賀～福井～京都～大阪）
- ②シンポジウム提案（日本学術会議にかかわる諸問題（仮）概要:11/28、神田校舎+オンライン、登壇者、後援、共催）
- ③定例研究会（申請と承認：定例C（申請者：広瀬裕子所員）[「コロナ下」での一斉休校——その時何があったのか]（11/27）
- ④所報：年報（第55号）進捗、月報進捗
- ⑤文献資料：山田盛太郎文庫の修復作業（10/20業者引き渡し）、藤本武文庫の修復・製本作業（10/20業者へ一部引き渡し）／中国年間統計資料購入
- ⑥PC/HP：HPの更新／月報製本化作業（PDF化の業者依頼）
- ⑦2020年度予算執行状況と今後の支出
- (7) 10月27日（火）第7回事務局会議 ※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施
- ①社研シンポジウム進捗（2020/11/28（土）「日本学術会議任命拒否問題をめぐって」後援、共催、広報、予算等）
- ②2021年度事業計画および予算案（※11/6学務提出）
- (8) 11月10日（火）第8回事務局会議 ※オンライン（Teams チーム社研事務局）による実施
- ①社研シンポジウム進捗（2020/11/28（土）「日本学術会議任命拒否問題をめぐって」趣意書、プログラム、共催、協賛等）

- ②定例研究会申請 (定例A (申請者: 内藤光博所員) [最近のイタリアの政治状況——憲法改正国民投票・コロナ問題を素材として] (12/5))
  - ③所報: 年報 (第55号) 進捗、月報進捗
  - ④後期総会準備 (2020年度事業および予算執行中間報告、2021年度事業計画書、要求予算書、新所員申請呼びかけ、2020年度春季実態調査企画 (案)、社会科学研究所規程・細則・内規の改定 (案)、後期総会 (12/12) 案内文書+出欠と委任状回収方法)
- (9) 11月24日 (火) 第9回事務局会議 ※オンライン (Teams チーム社研事務局) による実施
- ①社研シンポジウム進捗 (2020/11/28 (土)「日本学術会議任命拒否問題をめぐって」広報/参加申し込み状況 (Zoom登録) 等)
  - ②2020年度春季実態調査 (案)
  - ③定例研究会申請 (定例C (申請者: 谷ヶ城秀吉所員) [『SDGsと商社』—日本貿易会特別研究会報告書の概要と背景—] (11/27))
  - ④所報: 年報 (第55号) 進捗、月報進捗
  - ⑤文献資料: 山田盛太郎文庫、藤本武文庫修正・製本見積もり提示
  - ⑦後期総会準備 (2020年度活動中間報告、会計中間報告、2021年度事業計画案、予算案)
  - ⑧2020年度所員・客員研究員申請 (所員: 松嶋祐子氏 (人)、客員研究員: 荒井久夫氏)
  - ⑨社会科学研究所規程・細則・内規の改定 (案)
- (10) 12月1日 (火) 第10回事務局会議 (2020年度第2回運営委員会との合同会議)
- ※オンライン (Teams 2020社研合同会議) による実施
- ①次期所長選出と承認
  - ②2020年度事業および予算執行中間報告 (12/1当日の事務局および運営委員会承認案件 (1)~(6) 含む) (1) 新所員、客員研究員の承認 (2) 定例研究会申請 (定例C (申請者: 稲田十一所員) [ポスト・コロナ時代における中国の国際経済秩序へのインパクト] (1/20) (3) 社研シンポジウム「日本学術会議任命拒否問題をめぐって」(11/28) 報告と成果公表について (4) 所報: 年報 (第55号) 進捗、月報進捗 (5) 文献資料: 作業進捗 (6) PC/HP関連
  - ③2021年度事業計画および予算案
  - ④2020年度春季実態調査 (案)
  - ⑤アルバイト謝金について (社会科学研究所規程・細則・内規の改定 (案))
  - ⑥2020年度客員研究員継続申請のお知らせ
  - ⑦今後の日程 (2020年度社研後期総会12/12、第11回事務局会議1/19、第12回事務局会議1/26、第3回運営委員会・第13回事務局合同会議3/18)

## 2. 運営委員会

- (1) 3月18日 (水) 事務局会議との合同会議: 事務局会議 (14) に同じ
- (2) 6月2日 (火) 事務局会議との合同会議: 事務局会議 (3) に同じ
- (3) 12月1日 (火) 事務局会議との合同会議: 事務局会議 (10) に同じ

## 5. 研究調査活動

### 1. 定例研究会（公開研究会、特別研究会、基準A・B・Cを含む）

2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、例年より開催数が減少したものの、オンライン開催を中心に、全学部にまたがる所員、研究参与、客員研究員の幅広い問題関心を積極的に採用、社会の諸問題に対する多様な社会科学的アプローチを試み、研究成果を公表してきた。

2020年度の研究会開催申請の提出メ切は、下記のような日程で進めてきた（★参照）。一定の条件を設けた上で緩やかに運用してきた。

#### ★2020年度の研究会申請申込みメ切日程

（5月開催／なし）（6月開催／定めず）（7月開催希望／定めず）（8月開催希望／7月1日）（9月開催希望／7月末日）（10月開催希望／9月15日）（11月開催希望／10月14日）（12月開催希望／11月18日）（1月開催希望／12月20日）（2月開催希望／12月20日）

#### 参考 定例研究会の区分

- ◇定例研究会A：月一回程度の開催として、一回の予算枠は10万円程度（※15万円限度）とする（謝金と交通費、懇親会費等を含む総額）。
- ◇定例研究会B：定例研究会予算枠を使用しない研究会（予算はつかないが、広報は社研が担う）
- ◇定例研究会C：G研成果報告会として研究会（開催予算はG研予算）  
（※グループ研究所助成（特別、A）の成果報告会は定例研究会として開催されることになっている。）

#### 2019年度（2020年1月以降）

特別研究会：社研春季実態調査事前研究会

（9）1月29日（水）16：00～17：30／場所：生田校舎2号館224教室

テーマ：九州の地域・産業の構造と近年の動向

報告者：小柳真二氏（公益財団法人九州経済調査協会 事業開発部）

参加者：14名

定例研究会C：研究助成A（大矢根淳グループ）

（10）2020年1月31日（金）16：00～19：00／場所：生田校舎社会科学研究所会議室

テーマ：「ベル文」資料が語る仏革命期の自然災害とそれへの革命政府側の対応

報告者：近江吉明所員

参加者：12名

定例研究会C：研究助成A（田中隆之グループ）

（11）2020年2月6日（木）16：30～18：15／場所：神田校舎7号館774教室

テーマ：政温経熱の時代を迎える日中関係

—ユーラシア接続と共振が高まる中での日本の役割—

報告者：結城 隆氏 (荒井商事常勤顧問)

参加者：12名

定例研究会A：(申請者：恒木健太郎) [公開]

(12) 2020年2月17日 (月) 13:30～17:30 / 場所：神田校舎1号館301教室

全体テーマ：日本資本主義論争の時代とその遺産

テーマ①：山田盛太郎伝のための素描 / 報告者：藤井祐介氏 (大谷大学非常勤講師)

テーマ②：山田盛太郎『日本資本主義分析』の理論と射程 / 報告者：武藤秀太郎氏 (新潟大学経済学部准教授)

テーマ③：市民革命は未完のプロジェクトか？—講座派歴史学から戦後憲法学へ / 報告者：  
阪本尚文氏 (福島大学行政政策学類准教授)

コメンテーター：永江雅和所員

参加者：14名

定例研究会C：特別研究助成 (小池隆生グループ) [公開]

(13) 2020年2月18日 (火) 14:00～17:30 / 場所：生田校舎2号館221・222教室

全体テーマ：川崎市における経済活動の実態と市民活動の現状

テーマ①：新たな産業施策の黎明期～伊藤の関与した産業施策について (2004年から2010年)～ / 報告者：伊藤和良氏 (川崎信用金庫参与、元川崎市経済労働局長)

テーマ②：かわさき市民活動センターの市民活動推進事業からみた川崎市の市民活動の現状 / 報告者：犬塚裕雅氏 ((公財)かわさき市民活動センター参与)

コメンテーター：遠山 浩所員

参加者：14名

定例研究会C：特別研究助成 (土屋昌明グループ) [公開]

(14) 2020年2月21日 (金) 16:30～19:00 / 場所：生田校舎10号館10214教室

テーマ①：王兵のドキュメンタリーと反右派運動 / 報告者：土屋昌明所員

テーマ②：フランスにおける王兵 / 報告者：山口俊洋氏 (ネットワーク情報学部兼任講師)

参加者：10名

## 2020年度

定例研究会A：(申請者：徐 一睿所員) [所員のみ]

(1) 7月19日 (日) 14:00～16:00 / 場所：オンライン (Zoom)

テーマ：コロナ禍からみえてきた財政的課題

1. MMT理論と現金給付 / 報告者：佐藤一光氏 (岩手大学)

2. 地図から見る地方財政の格差 / 報告者：吉弘憲介氏 (桃山学院大学)

参加者：13名

定例研究会C：特別研究助成 (徐 一睿グループ) [所員のみ]

(2) 10月11日 (日) 13:00～16:30 / 場所：オンライン (Zoom)

テーマ①：工業化・都市化と結核 / 報告者：花島誠人氏 (国立研究開発法人防災科学研究所)

テーマ②：日本における感染症史研究の現状と課題／報告者：廣川和花氏（専修大学文学部）

参加者：12名

定例研究会C：特別研究助成（徐 一睿グループ）[公開]

(3) 11月27日（金）18：00～20：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：「コロナ下」での一斉休校——その時何があったのか

報告者：小澤雅人氏（東京都公立中学校校長・東京都中学校校長前会長）、

荒井英治郎氏（信州大学）

参加者：26名

定例研究会C：研究助成A（谷ヶ城秀吉グループ）[所員のみ]

(4) 11月27日（金）16：00～18：00／場所：オンライン（Zoom）

テーマ：『SDGsと商社』——日本貿易会特別研究会報告書の概要と背景——

報告者：大代修司氏（住友グローバルリサーチ株式会社戦略調査部長）、

保田明子氏（日本貿易会 政策業務第三グループ次長）

参加者：16名

定例研究会A：（申請者：内藤光博所員）[所員のみ]

(5) 12月5日（土）14：00～17：00／場所：神田校舎7号館731教室

テーマ：最近のイタリアの政治状況——憲法改正国民投票・コロナ問題を素材として

報告者：高橋利安氏（広島修道大学名誉教授）

参加者：34名

☆その他2020年度は、1月以降、定例研究会Cが5回、特別研究会が1回開催される予定である。

## 2. シンポジウム他

(1) 専修大学社会科学研究所創立70周年記念公開シンポジウム

川崎の産業とくらし——はたらきがい・いきがいあふれる地域へ——

日時：2020年1月25日（土）13：00～16：30

場所：専修大学生田校舎3号館7階蒼翼の間

司会：永島 剛 所員

第1部：講演

(1) 川崎市の産業の歴史 平尾光司 研究参与

(2) 川崎市の新産業政策 草野静夫氏（川崎市経済労働局 担当理事 産業政策部長）

(3) 川崎・地域のくらしと仕事 野村幸平氏（男女共同参画センター（すくらむ21）館長）

第2部：パネルディスカッション

第3部：全体質疑応答

[参加者：60名]

(2) 日本学術会議任命拒否問題をめぐって [公開シンポジウム]

日時：2020年11月28日（土）18：00～20：30



場所：専修大学神田キャンパス10号館10113教室およびオンラインZoom

司会：白藤博行所員

シンポジスト：

岡田正則氏（早稲田大学教授）

小澤隆一氏（東京慈恵会医科大学教授）

佐藤 学氏（東京大学名誉教授、元学術会議会員）

晴山一穂氏（専修大学名誉教授）

廣渡清吾 研究参与（東京大学名誉教授、元学術会議会長）

主催：専修大学社会科学研究所

共催：人文科学研究所、法学研究所、自然科学研究所、今村法律研究室

[参加者：573名]

※なお、このシンポジウムを後日 You Tube にアップした。

<https://www.youtube.com/watch?v=buImyvgQ-UA>

### 3. 特別研究会企画

特別研究会における実態調査は夏および春の休暇中に実施されている。夏と春の合宿・集中研究会は、定例研究会では実施が困難な実態調査や自治体関係者との特定のテーマに関する討論会や工場見学などを組み込んだ多様な実態調査を開催し、また所報で調査報告を行なっている。2020年3月（2019年度春季）には「北九州・佐賀の急加速と蝸牛の如き産業変化」と題した実態調査（2020.2.25-29）を実施したが、2020年度の夏季実態調査は新型コロナウイルス感染症拡大により実施の3ヶ月前に中止を決定せざるを得なかった。

(1) 2019年度春季実態調査：北九州・佐賀の急加速と蝸牛の如き産業変化 北九州～久留米～武雄～伊万里～有田（2020.2.25-2.29）

第1日目：2月25日（火）

- ・ JR九州ステーションホテル小倉フロント集合
- ・ 北九州市産業政策課訪問、質疑応答
- ・ 門司駅、門司港周辺見学、ガイドによる案内  
(北九州市内宿泊)

第2日目：2月26日（水）

- ・ シャボン玉石けん（若松区）訪問、工場見学
- ・ 環境ミュージアム訪問、見学、ヒアリング
- ・ アジア低炭素化センター（環境ミュージアム内）ヒアリング、質疑応答  
(北九州市内宿泊)

第3日目：2月27日（木）

- ・ 北九州イノベーションギャラリー訪問、映像視聴、レクチャー、溶鉱炉跡見学、質疑応答
- ・ ダイハツ九州株式会社久留米工場訪問、映像視聴、工場見学

- ・ノリタケ久留米工場訪問、ヒアリング、工場見学、質疑応答
  - ・武雄市立図書訪問、見学
- (伊万里市内宿泊)

第4日目：2月28日（金）

- ・大川内山（伊万里焼）自由見学
  - ・伊万里まちあるき（幕末・明治期の伊万里近代化の軌跡）ガイドによる案内、質疑応答
  - ・やま平窯（有田焼）訪問、工場見学、ヒアリング
- (伊万里市内宿泊)

第5日目：2月29日（土）

- ・佐賀県陶磁器工業組合（有田）訪問、ヒアリング、質疑応答
  - ・泉山磁石場（有田焼原料陶石採掘場、有田の文化的景観）見学
  - ・佐賀県立九州陶磁文化館訪問、見学
  - ・有田町歴史民俗資料館 → 佐賀空港へ移動
- 佐賀空港にて終了・解散

[参加者：15名]

(2) 2020年度夏季実態調査 [中止]

新型コロナウイルス感染症拡大により中止とした。

(3) 2020年度春季実態調査 [企画中]

中止となった夏季実態調査企画「北前船の足跡をたどるPart4最終版（加賀～福井～京都～大阪）」を2021年2月24日（水）～27日（土）で実施予定である。

#### 4. 研究助成

(1) **グループ研究助成A**（所員4名以上・年50万円3年間・定例総会にて研究経過報告義務・1名以上論文発表義務・定例研究会にて成果報告会を開催すること）

2018年度発足

◇「社研70年の活動史研究」

（村上俊介（責）・石川和男・樋口博美・宮崎晃臣・柴田弘捷・町田俊彦の6名）

◇「総合商社機能の歴史と現在：経済史・経営史的アプローチと産業調査・業界調査的アプローチの融合を目指して」

（谷ヶ城秀吉（責）・田中隆之・永江雅和・中村吉明・大島久幸の5名）

2019年度発足

◇「日本経済の長期的問題点の整理と検討」

（田中隆之（責）・鈴木将覚・大倉正典・河藤佳彦・中村吉明・小島直・朝倉健男の7名）

2020年度新規

◇「ポスト・コロナ時代における中国の国際経済秩序へのインパクト」

（稲田十一（責）・大橋英夫・徐一睿・傅凱儀・吉川純恵の5名）

(2) グループ研究助成 B (所員2名以上・年20万円1年間・定例所員総会にて研究経過報告義務)

2019年度発足

- ◇「戦後日中経済関係検討研究会」  
(大橋英夫 (責)・遠山 浩・李 春霞の3名)
- ◇「『自治体戦略2040構想』と地方自治制度のあり方研究」  
(白藤博行 (責)・山縣宏寿・川上 哲の3名)
- ◇「戦後初期における労働運動・農民運動の相互関係とその影響」  
(永江雅和 (責)・兵頭淳史の2名)

(3) 特別研究助成 (5名以上・年100万円3年間・定例所員総会にて研究経過報告義務・年度内に  
研究中間報告を定例研究会枠にて実施・助成終了後2年以内に『社会科学研  
究叢書』刊行義務)

2018年度発足 なし

2019年度発足

- ◇「川崎市をフィールドとする産業・労働・生活の現状と課題に関する研究」  
(小池隆生 (責)・鈴木奈穂美・長尾謙吉・杉橋やよい・山縣宏寿・遠山 浩・兵頭淳史・  
畠中 亨の8名)

2020年度新規

- ◇「ポスト・コロナ時代にかけての経済社会の推移—新自由主義の限界と望ましい経済社会」  
(徐 一睿 (責)・森原康仁・小池隆生・鈴木奈穂美・永島 剛・宮寄晃臣・広瀬裕子の7  
名)

## 6. 所報の刊行

### 1. 『社会科学年報』第55号の刊行

所員の執筆申し込みに応じて『年報』第55号を編集・刊行する。印刷は450部。

『年報』第55号の製作ならびに出版契約については、佐藤印刷株式会社との契約を継続した。

2020年12月現在、入稿、校正中である。

### 論文

ミャンマーにおける自動車産業政策と自動車流通—民主化以降の時期を中心として—

石川和男 (所員)

急拡大する中国の対外経済協力とその「規範」の変容可能性

—ミャンマー・ミッソングムの事例を中心に—

稲田十一 (所員)

ミシェル＝ベルンシュタインが捉えようとしたフランス革命像を探し求めて

—「ベルンシュタイン文庫」史料の比較調査結果と今後の活用の方向性を展望する—

近江吉明 (参与)

ベトナムにおける日本産梨の動向と今後の展望	佐藤康一郎 (所員)
トランプ政権の通商政策—NAFTAの再交渉を中心に	鈴木直次 (参与)
三段階論の再構成と原理論の叙述方法について	新田 滋 (所員)
わが国の国立大学法人の「大学債」の償還財源と機会均等 —アメリカ州立大学のレベニュー債に学ぶ—	埜 武郎 (所員)
戦後青森県の市長選挙と歴代市長⑤	藤本一美 (参与)
プロジェクト運営における変更の管理—体験的事例を中心に—	小林 守 (所員)
<b>所報</b>	樋口博美 (事務局長)
<b>編集後記</b>	鈴木奈穂美 (編集担当チーフ)

## 2. 『月報』の刊行

第679号～第678号を所員等の投稿に基づいて刊行した。なお、『月報』の制作については、佐藤印刷株式会社との契約を継続する。毎号400部程度印刷。

今年度については、昨年度(2019)春季実態調査特集の合併号を刊行した。また、2020年度夏季実態調査特集の合併号も刊行予定である。

### 2019年度 (2019年1月以降)

(9) 1月20日・2月20日 (679・680号合併号) : 2019年度夏季実態調査特集号

「社会科学研究所2019年度夏季実態調査 北前船の足跡をたどる Part 3

—北陸：佐渡～富山～高岡～金沢—行程記録」 樋口博美 (所員)

「北前船をとおした地域活性化の取り組み —佐渡市を中心として—」 神原 理 (所員)

「世界文化遺産登録に向けた活動—新潟県佐渡市と神奈川県鎌倉市を比較して—」  
石川和男 (所員)

「越中富山の薬売り —富山の配置薬産業と「売薬さん」—」 柴田弘捷 (参与)

「昆布と富山薬売商 —北前船が運んだ倒幕のエネルギー—」 池本正純 (参与)

「晩夏の佐渡紀行」 高橋祐吉 (参与)

(10) 3月20日 (681号)

カタルーニャ独立プロセスと社会契約の破綻

狐崎知己 (所員)・イバン・ゴンザレス・プジョル (外部)

Estado actual del juicio contra el "procés" Ivan González Pujol (外部)

### 2020年度

(1) 4月20日 (682号)

「戦後青森県の市長選挙と歴代市長③」 藤本一美 (参与)

「片倉越後製糸株式会社の株主分析 (補論)」 高梨健司 (客員 ～2020.3)

(2) 5月20日 (683号)

研究ノート「産業集積と地域企業の今後を考える

—企業城下町型集積と産地型集積にみる考察—

遠山 浩 (所員)

書評「『望月清司論文選 ドイツ史・マルクス・第三世界』(日本評論社、2019年)」

村上俊介 (所員)

(3) 6月20日 (684号)

調査報告「減災サイクルのステークホルダーと事前復興への取り組みの実相(Ⅱ)

—被災地石巻での聞き取り調査から：(脱) 仮設・「復興」から日常への収斂—

所澤新一郎 (客員)・大矢根淳 (所員)

「Historical origin and customary land tenancy of rural community in Nigeria」

Regina Hoi Yee Fu (所員)

「韓国の男子学校生徒の身長—成長速度に即して日本との比較」

森 宏 (参与)

(4) 7月20日 (685号)

「都市化時期を考慮した川崎市の居住地域構造の検討」

小泉 諒 (外部)

「新たな産業施策の黎明期～【川崎モデル】の基盤を構築する」

伊藤和良 (外部)

「川崎市の市民活動の現状—(公益)かわさき市民活動センターの事業から見る—」

犬塚裕雅 (外部)

「介護保険制度改革がもたらした介護の変化」

鈴木奈穂美 (所員)

(5) 8月20日・9月20日 (686号・687号) 合併号：2019年度春季実態調査特集号)

「社会科学研究所 2019 年度春季実態調査(北九州・佐賀) 行程記録」

樋口博美 (所員)

「北九州市産業構造の推移と現状」

宮崎晃臣 (所員)

「戸畑婦人会による公害反対運動から得られる示唆」

神原 理 (所員)

「カーアイランド九州の形成とエンジン工場」

長尾謙吉 (所員)

「西肥前陶磁器と商人活動—伊万里津における商業活動を中心として—」

石川和男 (所員)

「国姓爺が仕掛けたイマリ開発—イマリはアジアへの輸出商品として誕生した—」

池本正純 (参与)

(6) 10月20日 (688号)

「学部学生のためのプロジェクトマネジメントにおけるコミュニケーションと実践的課題

—ステークホルダーとチームデベロップメントの関連から—

小林 守 (所員)

「医療・警備分野に見る遠隔操作技術と5G」

中村尚樹 (客員)

(7) 11月20日 (689号)

「暮らしと知識の統合的把握の試み…その素描的な草案の控え」

渡部重行 (所員)

「胡傑監督『星火』の構成と意義」

土屋昌明 (所員)

(8) 12月20日 (690号)

「中国における再エネ普及策の特徴

—エネルギー・汚染・貧困対策としての農林バイオマス—」

徐 一睿 (所員)・佐藤一光 (外部)・吉弘憲介 (外部)



「再否決された「大阪都構想」と大都市制度改革の課題」

福島義和（参与）

(9) 1月20日・2月20日（691・692号合併号）：2020年度社研シンポジウム特集号〔編集中〕

(10) 3月20日（693号）〔調整中〕

### 3. 『社研叢書』第23巻刊行について

特別研究助成（2016年度発足、2018年度終了のグループによる）徐一睿・孫文遠編『クールダウン・エコノミー—日本の歴史的経験と中国の現状』（〔日本編〕徐一睿・宮寄晃臣・町田俊彦・原田博夫・大橋英夫・湯進・李春霞、〔中国編〕孫文遠・楊琴・徐瑾・李涛・鄒一南・谷継建・陳怡・田靖・孫文遠・裴育・史夢昱、18名による執筆）が、2020年度内に刊行予定である。

## 7. その他の研究活動

### 1. 文献資料

#### (1) 文献資料の収集

- ①社会科学分野にかかわるリファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑等）、および東アジア経済社会に関する文献の収集に重点をおく、という方針に基づいて文献資料の収集を進めてきた。
- ②メーリングリストや公式WEBサイトを通じて、広く所員から文献購入希望を募り、また、事務局より積極的に文献購入についての提案を行い、予算枠を考慮しながら随時購入してきた。今年度も中国統計書を、所員からの要望を鑑み年度末までに購入する。

#### (2) 文献資料の修復、整理、配架等

2017年度から進めてきた山田盛太郎文庫、藤本武文庫、2つの特別文庫の修復、整理、配架作業を継続し、広く所員が利用できる状態をめざした取り組みを行ってきた。

##### ①山田盛太郎文庫の修復・整理

山田盛太郎文庫の保管状況を確認し、修復・製本の必要なものを業者へ委託し400冊程度の修復を行った。

##### ②藤本武文庫の整理

未整理のものが数多く残っていたため、2020年度も調査・分析・整理を学外の専門的知識提供者に協力依頼をして進めてきた。保管状態を点検・確認の上、今年度は特に状態の悪いものを業者に委託し、130冊程度の修復・製本を行った。作業は2020年度内、そして2021年度も続く予定である。

### 2. PC／HP

#### (1) ホームページの充実

学内CMS化に対応しつつ、掲載コンテンツの内容など社会科学研究所ホームページの充実をすすめてきた。

## (2) 電子メールの活用

電子メール活用による通信業務効率化を引き続き推進した。所員に対する案内等の原則電子メール化(2007年度開始)を継続しており、総会案内に関しても電子メールでも案内を出している。また、出欠確認、委任状集約等についてはこれまで、往復はがき、研究室受付での回収等を継続してきたが、2020年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を受けて、前期総会についてはメールによる出欠確認を、後期総会についてはGoogleフォームによる出欠確認を行った。

## (3) 所報のデジタル化と専修大学学術機関リポジトリへの登録

デジタル化を行った論文に関して、掲載許諾を得ている論文については、社会科学研究所ホームページに全文公開するよう作業を行ってきた(許諾を得ていない論文は、タイトル・著者のみを掲載することにしていく)。

今後も社会科学研究所のホームページに掲載される公開論文(月報・年報)への書誌情報(掲載雑誌名、号数、発行年月、DOI等)を付ける作業の準備作業を進めていく。

# 8. 社会科学研究所「規程・細則・内規」(2014年3月)の改正

### ・内規改正(第116回定例所員総会にて承認)

謝金に関する内規 「規程・細則・内規集」(2014年3月)p.16

[改正前]

5. アルバイト謝金は以下のように定める。

学生アルバイトは1時間1,100円とし、交通費は支払わない。一般アルバイトは1時間1,000円とし、交通費は実費を別途支払う。アルバイトは1ヶ月以上継続して使用しない。支払いは1日ごとに行ない、社研にある計算書に受領印と住所の記入を求める。

[改正後]

5. アルバイト謝金は以下のように定める。

学生アルバイトは学内SAの支払い基準に準じて支払うものとし、交通費は支払わない。一般アルバイトは学内の支払い基準に準じて支払うものとし、交通費は実費を別途支払う。アルバイトは1ヶ月以上継続して使用しない。支払いは1日ごとに行ない、社研にある計算書に受領印と住所の記入を求める。

## 編集後記

本号の編集作業の終盤に差し掛かった現在、2回目の緊急事態宣言の最中にある。「ステイホーム」「自粛生活」が長期化しており、南関東ではなかなか感染に歯止めがかからない。2020年度を振り返ると、Covid-19感染流行により、これまで当たり前とされていた暮らし方、働き方、学び方が見直され、研究活動においても制限があった。資料収集、アンケート、インタビューと調査手法が異なっても、オフラインのコミュニケーションを前提とした調査には、感染予防のため、さまざまな工夫が求められた。一方で、「ステイホーム」であっても研究活動の歩みと止めることなく、精力的に成果の発信に努める所員の姿が見られた。

本号では、8本の論文と1本の研究ノートを取録することができた。この場を借りて、各論考を紹介する。

石川論文は、直近のミャンマーの産業政策、特に自動車産業政策を概観するとともに、各国の自動車関連企業のミャンマー進出の実態を記した論考である。同国の中古車自動車市場、新車輸入市場、現地生産の実態にとどまらず、日系自動車販売店の進出、自動車関連金融の実態などにも触れ、流通の側面からもミャンマー市場を分析している。

稲田論文は、ミャンマー北部のミツソングムの事例分析をふまえ、中国の開発途上地域への対外経済協力に関する政策姿勢を日欧と比較しながら分析したものである。開発途上地域での中国関連事業の中断・見直しが進められる中、環境社会的配慮を踏まえた支援という「リベラル化」への兆しについても考察を深めている。

近江論文では、「ミシェル＝バルンシュタイン文庫」を通じたフランス革命期の民衆史・民衆蜂起研究、当該文庫の史料学的な基礎的調査研究の取り組みの2点から、これまでの研究成果を総括したものである。筆者が長年取り組んできた当該文庫との対話と格闘の軌跡ともいえる本稿では、M.バルンシュタイン自身がどのようにフランス革命を認識していたのかについても分析している。

佐藤論文は、ベトナムでの実態調査をもとに日本の梨輸出拡大に向けた輸出振興の取り組みについて分析・考察している。日本産の梨は比較的高価であるため、一般大衆向けというよりは富裕層や贈答用の市場開拓が求められるという。ベトナムの梨市場へのアクセスは厳しい食品安全検査と植物検疫に加え、競合相手である韓国の存在が障壁となっていることから、競争力・販売力を強めるためのプロモーション戦略についても提起している。

鈴木論文は、米国トランプ政権の通商政策であ

るNAFTAの再交渉と新たな米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）について、米国側からの視点で検討している。アメリカのNAFTA再交渉には、協定の現代化とリバランスの目標があった。NAFTA再交渉の行方は、トランプ政権時に調印されたUSMCAに基づいて、バイデン新政権がどのような通商政策を行っていくかによって評価が分かれていくところであろう。

新田論文は、宇野学派の経済原論の特徴でもある冒頭の三段階論が時代と共に変化を迫られてきたことを踏まえて、経済学の対象と範疇の抽出方法と三段階論の再構成の在り方について検証している。そのうえで、原理論体系の叙述方法として、歴史的制度論と歴史的発生論は原理論と分離させ、構造の組み立てと発生過程とを概念的に把握するための論理的構造論が必要であることを指摘し、構造論的概念展開論＝復元論と分離発生論／発生進化論の位置づけについて考察している。

埜論文では、米国イリノイ州立大学のレベニュー債の分析を通じて、償還財源を授業料に求めることのリスクを認識し、公的部門である州立大学が果たすべき役割を検討する必要性を提起している。米国の大学では、市場を通じた運営資金を前提としているが、日本でも東京大学が国立大学法人として初の大学債発行を発表した。このことを踏まえると、日本の大学においても市場を通じた運営資金調達を抱える課題をとらえることは大きな意義がある。

藤本論文では、筆者が取り組んでいる戦後青森県内の市長選挙に関する一連の研究のうち、五所川原市長選挙を焦点化した論文である。市制を敷く直前の1954年選挙から現在に至るまでの19回の選挙と8名の市長について概況をまとめ、政権交代の類型化を行なっている。

小林の論考は、プロジェクトの利益パフォーマンスを評価するため、プロジェクト遂行中、プロジェクト完成後、プロジェクト変更管理という3つの評価視角を整理し、それぞれの評価視角について、プロジェクトのパフォーマンス管理上の知見を示したものである。

最後に、本号の編集・印刷作業をしていただいた佐藤印刷の大槻様、村越様には、所員の校正に丁寧にご対応いただき、感謝申し上げます。また、社会科学研究所の専従スタッフが年度途中で退職することとなり、新しいスタッフ、高田さんをお迎えした。本号発行に向けて、時間的な余裕がない中、詰めの作業を手際よく進めていただいた。この場を借りてお礼申し上げます。

(N.S.)

編集スタッフ 鈴木奈穂美（経済学部） 小池 隆生（経済学部）  
徐 一睿（経済学部） 広瀬 裕子（文学部）

## 執筆者紹介 (執筆順)

- いしかわ かずお  
石川 和男 本研究所所員 (商学部)
- いなだ じゅういち  
稲田 十一 本研究所所員 (経済学部)
- おうみ よしあき  
近江 吉明 本研究所研究参与
- さとうこういちろう  
佐藤康一郎 本研究所所員 (経営学部)
- すずき なおつぐ  
鈴木 直次 本研究所研究参与
- にった しげる  
新田 滋 本研究所所員 (経済学部)
- はなわ たけお  
埴 武郎 本研究所所員 (経済学部)
- ふじもと かずみ  
藤本 一美 本研究所研究参与
- こばやし まもる  
小林 守 本研究所所員 (商学部)

社会科学年報 第55号

---

2021年3月10日

編集 専修大学社会科学研究所  
代表者 宮 寄 晃 臣  
〒214-8580  
神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1  
電話 044(911)1089 FAX 044(900)7829

印刷 佐藤印刷株式会社  
〒150-0001  
東京都渋谷区神宮前2-10-2  
電話 03(3404)2561 FAX 03(3403)3409

---

**THE**  
**SHAKAIKAGAKU-NENPO**  
( THE ANNUAL BULLETIN OF SOCIAL SCIENCE )

---

No. 55

MARCH 2021

---

**Articles:**

- Automotive industry policy and automobile distribution in Myanmar  
- Focusing on the period after democratization - ..... *Kazuo Ishikawa*
- Expanding China's External Economic Cooperation and  
the Possibility of Changes of Its "Norm" ..... *Juichi Inada*
- A la recherche de l'image de la Révolution française que  
Michel Bernstein a essayé de saisir dans son activité de collectionneur  
..... *Yoshiaki Ōmi*
- Trends for and Prospects of Japanese pears in Vietnam  
..... *Koichiroh Satoh*
- Trade Policy of the Trump Administration from  
the Perspective of Renegotiation of NAFTA ..... *Naotsugu Suzuki*
- On Recompositipn of Three-Step Theory, and Description Methodology  
..... *Shigeru Nitta*
- Repayment Resources of "University Bond" and Equal Opportunity of  
the National University Corporations in Japan; Reviewing  
the Revenue Bonds of Public Universities in the United States  
..... *Takeo Hanawa*
- The Mayor's Election of Aomori Prefecture in the Post-World War II ⑤  
..... *Kazumi Fuzimoto*

**Note:**

- Profitability Evaluation from Practical Angles in Project Management  
-A View Point from Performance Evaluation and Change Control-  
..... *Mamoru Kobayashi*

---

Edited by  
THE INSTITUTE FOR SOCIAL SCIENCE  
SENSHU UNIVERSITY  
Tokyo & Kawasaki